

CONTENTS

Articles

A Study of the Carving Knives for Making Bows
FUKUSHIMA, Masakazu

Nanbuyashiki in Edo (4)
- A Study of Morioka Clan Nanbu Family Edo shimoyashiki -
NAKAMURA, Hayato TAKIJIRI, Yuuki NODA, Takashi HASHIBA, Naoto

The Process from the Construction to the Burial of the Moat around the 12th Century Dwelling of the Takusarikurumadoumae Site in Miyako, Iwate, Japan
- Based on the Observations of Lithostratigraphy and Sedimentary Structures of the Filled Sediments -
CHO, Chuljae FUKUSHIMA, Masakazu

A Study of Charcoal Kilns and Charcoal Making in the Modern Period in Iwate Prefecture
ABE, Katsunori

Notes

Production of Ground Stone Axes
- Mainly Materials in Northern Coast Area of Iwate Prefecture
MURAKI, Takashi

A Corpus of Ancient Harnesses Excavated in Iwate Prefecture
MURATA, Jun

The Architectural Remains in Hiraizumi
- A Compilation of "Hottatebashira" -Buildings in the 12th Century -
NISHIZAWA, Masaharu

The Narrative and Religious of Shimanokoshi Daijingu at Tanohata, Iwate.
YOSHIOKA, Yoshiaki

Other

A Bibliography of BULLETIN OF THE RESEARCH INSTITUTE FOR CULTURAL ARTIFACTS Vol1~40
Editors in Charge of the Vol.40

紀 要 第40号

(論文)
弓削刀子考 1~16
福島 正和

江戸の南部屋敷(4) 17~42
-盛岡藩南部家江戸下屋敷の研究- 中村 隼人・滝尻 侑貴・野田 尚志・羽柴 直人

宮古市田鎖車堂前遺跡の12世紀の居館を巡る堀の構築と埋没の過程 43~64
-遺構埋土の岩相層序と堆積構造の観察に基づいて- 趙 哲済・福島 正和

岩手県における近・現代の炭焼きと炭窯跡 65~84
阿部 勝則

(研究ノート)
磨製石斧製作工程について 85~94
-岩手県沿岸北部地域の出土資料を中心に- 村木 敬

岩手県内出土の古代馬具集成 95~104
村田 淳

平泉における建築遺構 105~118
-12世紀の掘立柱建物跡集成- 西澤 正晴

(その他)
紀要(1~40号)総目録 119~130

『紀要第40号』編集委員

(研究ノート)
田野畑島越大神宮の説話と信仰世界 一~一四
吉岡 由哲

序

(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターは、設立以来、岩手県教育委員会の指導と調整のもとに、開発事業によって止むを得ず消滅する遺跡の緊急発掘調査を行い、出土資料の整理と記録保存を目的として調査報告書を刊行してまいりました。

また、これら資料の活用を図るため普及啓発事業や考古学関連分野の調査研究にも努めております。昭和56年以降、研鑽の成果を広く公開するために紀要を刊行してまいりましたが、このたび第40号を発刊する運びとなりました。

本紀要には、論文等9編を収録いたしました。これらは、職員が野外の発掘調査や室内整理、報告書作成などの諸業務の合間に、個々の研究成果をまとめたものであります。また、1号からの総目録を掲載し、第40号の節目といたしました。本書が学術研究の基礎資料として、また地域史や社会教育の資料として広く活用されることを願って止みません。

最後になりましたが、紀要の作成にあたり、ご協力をいただきました関係各位に対し、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

公益財団法人 岩手県文化振興事業団
埋蔵文化財センター
所 長 佐々木 一成

例 言

- 1 この紀要は、埋蔵文化財の調査及び研究事業の一環として、考古学及び考古学関連分野の研究を推奨し、考古学をはじめとする学術振興に寄与するとともに、埋蔵文化財保護思想の普及を図ることを目的として作成したものである。
- 2 本紀要には、論文4編、研究ノート4編、『紀要』総目録(1～40号)を収録している。
- 3 引用図面は、各執筆者がそれぞれ許可を得て掲載している。
- 4 本年度の編集委員の構成は、次のとおりである。

| | | |
|------|----------|-------|
| 編集委員 | 主任文化財専門員 | 羽柴 直人 |
| 編集委員 | 主任文化財専門員 | 福島 正和 |

弓削刀子考

福島正和

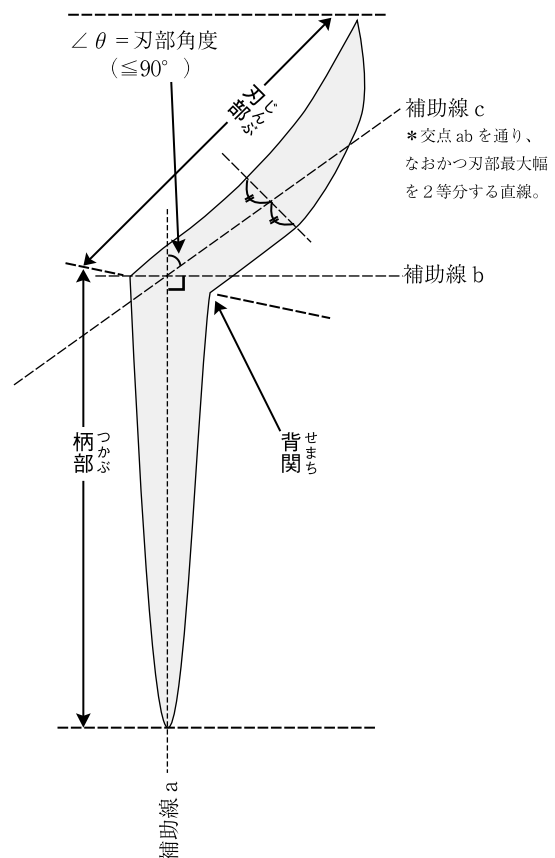
弓削刀子と呼ばれる特異な形状の刃物について、絵画史料や現代の和弓製作を援用しながら考古学的な検討をおこなった。出土事例の少なさと現代の「弓削小刀」との類似性から、弓製作に限定される工具であると考えた。出土した弓削刀子からは、平安時代末頃に登場し、中世を通じて形態変化しつつ現代へ至ることが想定された。これは弓の構造変化によって出現し、以降日本の弓とともにその歴史を歩んだと評される。

1. はじめに

筆者が担当した宮古市田鎖車堂前遺跡の発掘調査で出土した鉄製刀子の中に、刃部形態が極めて特徴的な刀子があり、報告書作成の過程でその類例を調べたが長らく不明であった。ある日、偶然とある論文(註1)に掲載されている刀子が目に入った。その形態的特徴が非常に酷似しているのである。これによって、弓作りの専門工人である弓師が、専用工具として使用する「弓削刀子(ゆみけずりとす)」なるものが存在することを知るに至った。しかし、発刊された発掘調査報告書ではこれに関して多くを著述することができなかつたため、今回別稿を設けることとした。

本稿の目的の一つは、より多くの人にこの「弓削刀子」を周知することにある。これは日々多種多様な鉄製品を無数に扱っている埋蔵文化財の発掘調査で、同刀子が不明鉄製品として扱われている、あるいはこれから扱われる可能性が十分考えられ、その存在が潜んでいるのではないかと疑っているからである。ちなみに、奈良文化財研究所の全国遺跡報告総覧が公開されているが、その検索システムに「弓削り刀子」あるいは「弓削刀子」と入力しても2遺跡の報告しか抽出できない。すなわち、格納されている報告書データの本文中に弓削刀子として報告されているものが、ほぼ存在しないということを示している。かく言う筆者も、前述論文で偶然発見しなければ、おそらく不明鉄製品として報告していたに違いない。本稿を世に出すことで、無数の不明鉄製品の中に潜んでいる「弓削刀子」が、少しでも多く顔を覗かせることに期待したい。

いま一つの目的は、数少ない出土資料の考古学的分析をおこない、「弓削刀子」の歴史に迫ることを企図するものである。縄文時代より狩猟具として存在する弓は、時代の移り変わりで戦闘用の武器となり、その後銃砲類の普及によって武器としての存在感は希薄となる。しかし、現代においても弓道としてその姿・形を留めている。今回、「弓削刀子」という弓製作の工具を分析することで、弓そのものの構造変化や製作技術との関係を考察することが可能ではないかと思いついたのである。



第1図 弓削刀子部位名称と刃部角度計測方法

2. 出土事例と出土傾向

過去に弓削刀子の出土事例を取り扱った福岡県下の報告書のいくつかには、報告書中に集成が提示されている（註2）。これらをベースにして、今回筆者が拾い上げた類例を加え、改めて整備した一覧表を作成した（第1表）。出土地域は福岡県に集中しているが、現段階ではこの出土分布の偏在について何らかの意味を見出すことは難しい。関東や近畿など発掘調査事例の多い地域にみられないことも気になる点である。ただし、福岡県下では中世墓の副葬品として出土している例が多いことに注意が必要である。これら出土資料は現段階で全国10例である。いずれも先端の先細りする柄部に対して片側を開くような刃部を有し、全体形として「く」の字形を呈する。ここでは確認できた出土資料について遺跡毎に紹介する。

大川遺跡（北海道余市町）

北海道の余市町大川遺跡では、1点の弓削刀子が出土しているようである。他の資料と比べ、長い刃部と短めの柄部が特徴的である。刃部は直線的でその開きも大きい。帰属時期は15世紀前半とされているようである。

勝山館遺跡（北海道余市町）

大川遺跡と同じく勝山館遺跡でも1点の弓削刀子が出土しているようである。入手できた資料は写真のみであるため寸法は不明である。

カリンバ2遺跡（北海道恵庭市）

北海道恵庭市のカリンバ2遺跡では、土壙墓より1点の弓削刀子が出土している。副葬品として埋納されたようである。刀子は全体が錆で覆われているため、厳密な形状については判然としないが、刃部に比して短い柄部が認められる点で大川遺跡例と共通する。柄部には木質が付着しており、木製の柄が装着されていたと考えられる。大川遺跡例よりも刃部角度の開きは小さい。

小山第Ⅱ遺跡（長野県駒ヶ根市）

ここでは、出土した1点の弓削刀子により中世弓製作工人の存在を想定している。この刀子が出土した掘立柱建物は、その工房と考えられている。報告書では時期を13世紀末から14世紀前半としている。弓削刀子は幅広の直線的な刃部に長めの柄部がみられる。報告書に掲載された実測図から、刃部は片刃であると判断される。なお、日本で最初に「弓を削る用の刀子」と紹介された事例である。

長野A遺跡（福岡県北九州市）

中世墓の副葬品として1点の弓削刀子が出土している。大きく開く刃部は幅広であり、直線的な刃が認められる。刃部に比してやや長めの柄部がみられる。柄部には木質が残存しており、木製の柄が装着されていたものと考えられる。

徳永川ノ上遺跡（福岡県みやこ町）

長野A遺跡同様中世墓の副葬品として1点の弓削刀子が出土している。開きはさほど大きくない幅の狭い刃部を有する。この刃部はやや彎曲しており、長めの柄部がこれに続く。柄部には木製の柄が残存する。陶磁器も副葬品として共伴している。

上伊良原榎遺跡（福岡県みやこ町）

この遺跡でも土壙墓より1点の弓削刀子が出土している。小振りなものであり、全体的に木質が付着しているようである。ただし、鞘は存在しないと考えられるため刃部の木質は鞘とは別の何かであると考えられる。刃部は彎曲し、柄部は刃部に比してやや長めである。

尼寺遺跡群6区（福岡県小郡市）

明確な遺構出土資料ではないが、1点の弓削刀子が出土している。柄部はほぼ全容が判明する遺存状況であり、刃部も約半分ほど残存するが、刃部の外形線は損なわれているため刃の向き等は不明である。この遺跡では中世墓群が広がっていたが、後世に削平されたようである。報告書では削平された中世墓の副葬品の一つであった可能性を説いている。たしかに調査では中世前半の遺物も多数出土しているようである。

田鎖車堂前遺跡（岩手県宮古市）

12世紀の遺物と共に溝1より出土した1点の弓削刀子は、刃部先端をわずかに欠損しているが、ほぼ完全な形を留めている。長さ、幅ともにやや小形である。刃部はやや彎曲気味で彎曲内側に刃が付く。柄部は断面長方形で先細りの形態である。刃部と柄部には明瞭な境界は作り出されていないが、緩やかな曲線部分はその境界（関）を示している。

川原遺跡（岩手県釜石市）

遺跡は田鎖車堂前遺跡同様、岩手県沿岸地域における12世紀の拠点の一つである。12世紀以前とされる溝より出土している。溝は耕作に伴う畝間のようなものである。刃部は欠損し、柄部も先端が残存していない。関部に該当する部分が残存しており、この部分が左右対称となっていないことから通常の刀子ではなく、弓削刀子であると判断した。しかも、田鎖車堂前遺跡の出土資料と全くの同一規格であるため刃部こそ残存しないが、弓削刀子で間違いない。

副葬品としての弓削刀子

出土資料の大半を占める福岡県下中世墓出土事例から、福岡県下、特に中世前半の豊前地方において弓削刀子が墓壙に副葬される習俗があったことを示している。しばしば中世墓に鉄製の刃物が副葬される例は、広く全国にみられるが、現段階では弓削刀子の副葬はこの地方特有の事例であると考えられる。これは中世の豊前地方が弓作りの盛んな地域であった可能性もあるだろう。先に述べたとおり、全国各地にある同時代の中世墓や経塚では、刀子や短刀などの刃物類を副葬・埋納する例は多くみられる。もし、他地域においても弓削刀子を納めた事例が存在しているのであれば、中世墓や経塚の先行研究ですでに組上に載せられているものと思われる。しかし、このような研究において弓削刀子の副葬例は取り上げられていないと思われ、豊前地方における弓削刀子の副葬が極めて局所的な事例であると再認識される。また、今後出土事例が増加したとしても、副葬事例の範囲が多少広がる可能性はあっても、この偏在傾向に大きな変化はないと想像される。さらに、このような特殊工具が副葬されることから、被葬者の社会的な性格を現している可能性が高い。すなわち、被葬者が弓作りに従事する職能集団の一員であった推論が成り立つ。ただし、弓削刀子以外の共伴する陶磁器等の副葬品からみて、これら人物が一定の社会的地位を有していたことが推測され、単なる職人階層ではない可能性も考えられる。弓削刀子とともに埋葬された被葬者は、この地域において弓製作を管理し、統括する立場の人物であったのかもしれない。

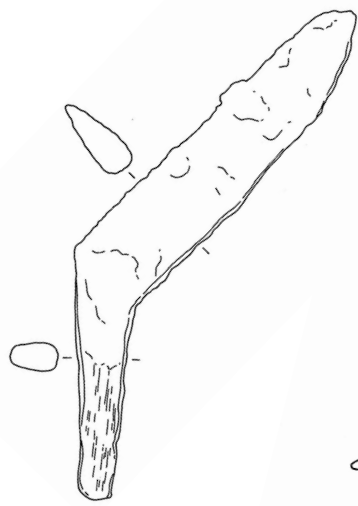
中世墓の副葬品ではないが、岩手県田鎖車堂前遺跡の弓削刀子は、最終的に特殊な取り扱いがなされた可能性がある点を指摘したい。調査では、故意に破損された鉄製小札や白磁碗が遺棄された祭祀的な性格を帯びる溝より出土した。弓削刀子が葬送儀礼以外の祭祀儀礼に与したものかもしれない。他の武器・武具類もこの溝より出土しており、鉄製小札はここで甲冑師が甲冑を組み上げていた可能性がある。弓削刀子も弓師による弓製作がここでおこなわれていた可能性があり、様々な武器・武具が製作されていた場が近在していたと考えられる。同県釜石市川原遺跡でも多数の鉄製武器・武具が出土しており、両遺跡とも遺跡内を含めた周辺での、武器・武具製作集団の存在を強く示唆している。



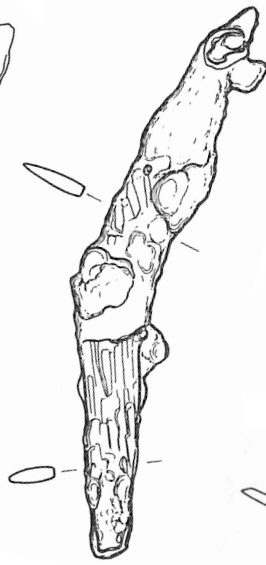
第2図 弓削刀子出土分布

第1表 全国出土弓削刀子一覧

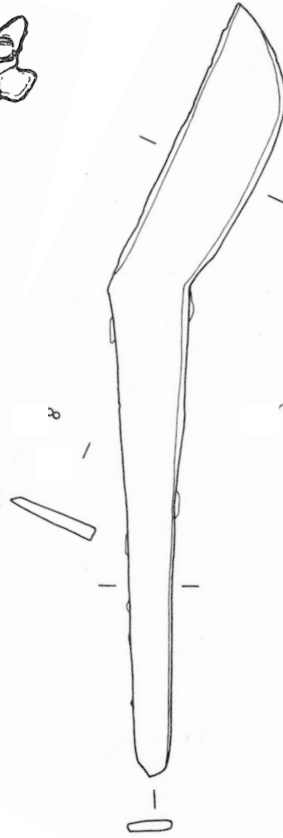
| No | 所在地 | 遺跡 | 出土状況 | 寸法 (cm) | | 刃部割合 | 刃部角度 | 背閃形態 | 柄先形態 | 時期 | 備考 |
|----|-------------|------------------|----------|---------|------|------|------|------|------|-----------|-----------------------|
| | | | | 刃 | 柄 | | | | | | |
| 1 | 北海道 余市町 | 大川遺跡 | F29区I層 | 10.0 | 5.7 | 175% | 45° | 角 | 角 | 15C前半 | |
| 2 | 北海道 上ノ国町 | 勝山館跡 | - | - | - | - | - | 角 | - | 中世 | |
| 3 | 北海道 恵庭市 | カリンバ2遺跡 | AP-1土壌墓 | 8.7 | 7.1 | 122% | 30° | 角 | 角 | 中世 | 中世墓副葬品。刀剣、刀子、銭貨など。 |
| 4 | 長野県 駒ヶ根市 | 小山第II遺跡 | 1号掘立柱建物 | 8.5 | 13.0 | 65% | 29° | 角 | 丸 | 13C末～14C前 | 建物は弓作り工房と推定。 |
| 5 | 福岡県 北九州市 | 長野A遺跡 | 1号土壌墓 | 7.6 | 13.2 | 57% | 56° | 丸 | 尖 | 12C後半 | 中世墓副葬品。白磁碗、鉄鏃、刀子。 |
| 6 | 福岡県 みやこ町 | 徳永川ノ上遺跡 | E区4号土壌墓 | 6.8 | 12.6 | 53% | 50° | 角 | 角 | 13C | 中世墓副葬品。青磁碗、土師器小皿。 |
| 7 | 福岡県 みやこ町 | 上伊良原榎遺跡 | 62号土壌墓 | 4.0 | 9.6 | 41% | 50° | 角 | 尖 | 13C前半～中ば | 中世墓副葬品。青磁碗、瓦器碗、小刀。 |
| 8 | 福岡県 小都市 | 五ヶ山倉谷地区 尼寺遺跡群 | 6区石垣5段目 | - | 6.7 | - | 47° | 角 | 尖 | 12～15C | 削平された中世墓の副葬品の可能性あり。 |
| 9 | 福岡県 若宮市 | 宮ノ下遺跡 | II区10号土壌 | - | - | - | 58° | 丸 | - | 12C後半 | 中世墓副葬品。白磁碗、土師器小皿。 |
| 10 | 岩手県 宮古市 | 田鎖車堂前遺跡 | 溝1埋土 | - | 7.6 | - | 42° | 丸 | 尖 | 12C | 廃棄を伴う祭祀。様々な鉄製品、白磁碗。 |
| 11 | 岩手県 釜石市 | 川原遺跡 | H溝4埋土 | - | - | - | - | 丸 | - | 12C? | 12世紀以前の溝出土、上記資料と同一規格。 |



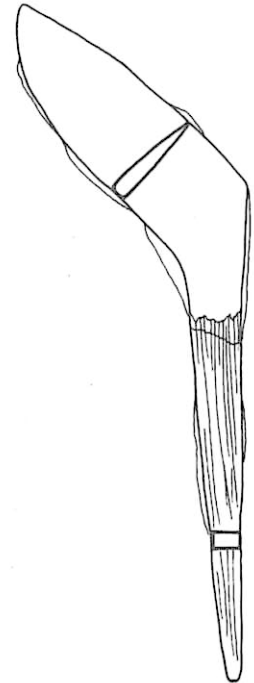
1. 大川遺跡



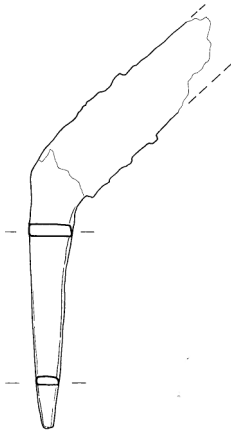
3. カリンバ2 遺跡



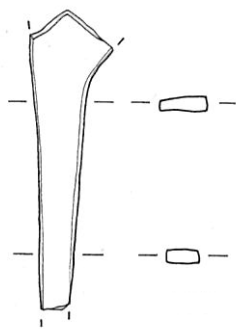
4. 小山第II 遺跡



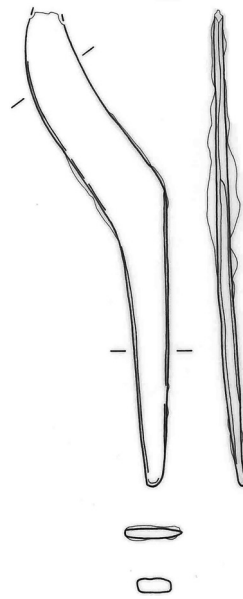
5. 長野 A 遺跡



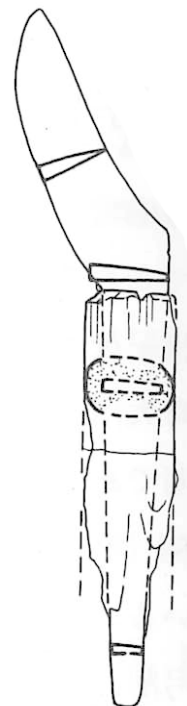
8. 尼寺遺跡群 (6区)



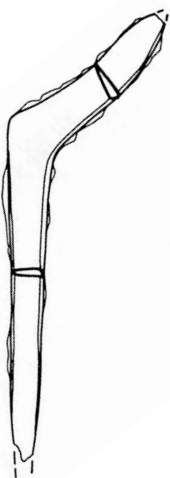
11. 川原遺跡



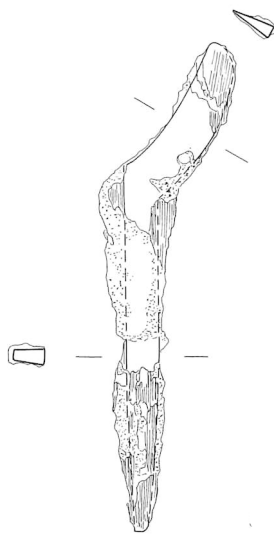
10. 田鎖車堂前遺跡



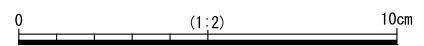
6. 徳永川ノ上遺跡



9. 宮ノ下遺跡



7. 上伊良原榎遺跡



第3図 出土弓削刀子集成

3. 用法と弓製作

これまでみたように弓削刀子は、現段階では全国的にも出土数に限りがある。そのため考古学的に分析するためには、ある程度補助的な情報を加味する必要がある。そこで「弓削刀子」の使用方法や弓製作について出土資料から一旦離れ、考古資料以外の情報を探ってみたいと思う。

絵巻「職人尽歌合」

残念ながら出土資料では、弓削刀子の用法について多くを知ることはできない。しかし、弓削刀子は、中世絵画史料に認められるため、その使用の実態について可能な限り読み解いてみたい。弓削刀子が描かれている絵画史料は、「職人尽歌合」という絵巻である。一般的には「七十一番歌合」と呼び慣わされ、広く知られる絵巻である。絵巻はその名称のとおり71番からなり、140の職種が紹介されている。原典は、およそ西暦1500年頃の作品とされているが、残存せず実年代も定かではない。しかし、幸いなことに後世の写本や模本が多く伝世している。模本史料としては、江戸時代後期の幕府御用絵師の狩野雅信（勝川）ら作の模本が参考となり、東京国立博物館のアーカイブ画像で閲覧・確認することができる（註3）。この71番の職人のうち、16番に弓作り職人が登場し、そこには出土弓削刀子と形態的に類似する工具も確認できる。模本の製作は近世であるが、オリジナルの絵巻が描かれたのは中世であり、中世の弓作りにおいて彎曲する刃部を有する弓削刀子が用いられていたことを示す史料である。

絵巻では、座して弓を作っている職人の足元に多量の削り屑が認められ、職人が削り作業の最中であることを表現している。おそらく削り作業の最中に、もう一人の人物である弦売りが訪問したストップモーションの絵であろう。ちなみに、弦売りが訪れていることから弦職人は別に存在しており、弓と弦それぞれの製作は分業となっていたことが推測できる。さて、肝心の弓削刀子は、足元の削り屑とともに職人の傍らに置かれた状態が描かれている。彎曲する刃部を持つ弓削刀子の柄部には、紐巻か蔓巻の柄が表現されている。描かれた弓削刀子は、左足を伸ばして座る職人の左足元に転がっており、職人の足との比較で大まかな大きさを目測できる。実測図とは異なるため正確とは言い難いが、柄の長さは職人の足の大きさよりもわずかに短い程度である。このことから柄の長さは20cm程度であると推測される。刀子本体の鉄芯部分がどれくらい柄の中に挿入されているかわからないが、通常の刀子のように8割くらいの挿入であれば、刀子本体の柄部は16cm程度であろうか。出土資料と比較しても、やや大きめの弓削刀子であると推測される。次に刃部形態は、彎曲する形態で大きく開いた刃部である。刃部の先端は、鋭利な形状に表現されている。出土資料の大半が刃部先端に刃こぼれや欠損があり不明な点も多いが、少なくともこの鋭利な先端部の弓削刀子が中世に存在したことがわかる。刃の向きは、別の刀子の刃部表現を参考にすると彎曲外側に刃があるようにもみえるが、詳細不明である。この弓削刀子は、職人の体よりもやや遠い位置に置かれており、職人は体を前に伸ばして弓先端部を削ったのかもしれない。その弓先端部に目を遣ると、すでに弭（ゆはず）が削り出されているように見え、大まかな成形を終えようとしたところなのかもしれない。

絵巻には通常の形態の小刀も職人の傍らにあり、さらに横に置かれている工具箱と思しき木箱には、その他工具（刃物類？）も認められる。この様子から、弓作りの工程で様々な形状の刃物が複数用いられていたと推測される。

ちなみに、弓削刀子とは直接関係しないが、この16番の文言は「此弓は弦を嫌はんずるぞ にべおり、大事なるべき」と記してあり、この職人の弓作りには「にべ」（註4）が用いられていることを示している。すなわち、この職人が手掛けていた弓は、接着剤である「にべ」が用いられる「合せ弓」であることが想像される。



いわゆる『七十一番歌合』十六番、弓作り職人の絵にみられる弓削刀子。弓作り職人の左足先に転がっている。
 【画像の出典】東京国立博物館研究情報アーカイブズ <https://webarchives.tnm.jp/imgsearch/show/C0017463>
 よりダウンロードした画像を筆者が必要部分をトリミングし掲載。職人尽歌合（七十一番職人歌合模本 十六番弓作） 狩野晴川・狩野勝川作

第4図 絵画史料にみる弓削刀子

和弓「肥後三郎弓」製作事例

現代においても和弓作りの弓師の中には、中世の弓削刀子ものと似通った形態の刃物を使用する例があることが判明した。この実例は、現代の和弓作りの名工として名高い熊本県の「肥後三郎弓」製作で認められる。熊本県で現在も伝統的な製法による和弓作りがおこなわれており、「肥後三郎」というブランド名で弓道界でも広く知られている。この和弓「肥後三郎弓」製作の弓師は、すでに現役を引退された松永重昌氏とその後継でご子息の松永弘澄氏である。この肥後三郎2代目の松永重昌氏には、田鎖車堂前遺跡出土の「弓削刀子」の写真を送り、その形や大きさを確認いただいた。松永氏からは、現代の松永氏が用いる「弓師小刀」というものに当たるのではないかと回答を頂戴した。すなわち、これまで紹介した弓削刀子は、現代の呼称から「弓師」の用いる「小刀」と用途を限定する名称であることが判明した。この話から弓削刀子を用いた弓作り技術は、現代においても中世より脈々と受け継がれている可能性が高い。この松永氏の弓作りは、出土資料からみても平安時代末まで遡ることが推測される。松永氏から得られた回答により、これまで出土資料において弓作り用の工具

のみに限定することに比較的消極的であった論調（柳田 1997）を変更する契機としたい。その理由として、非常に特異な形状であること、非常に出土事例が少ないこと、加えて現代にも使用されている事実および固有名詞の存在が挙げられる。柳田も筆者同様に宮崎県都城市の弓師に確認したようだが、同じような工具は使われていないとの記述であった。少なくとも「薩摩弓」の主要生産地として名高い都城では弓師小刀のような工具は用いられず、台鉋で削り作業がおこなわれるようである。しかし、列挙した理由から現代の同形態の刀子は弓作りに用いられる専用の工具であると考えられる。もし、様々な用途、様々な職種によって使われる工具であれば、もっと多くの人の目に触れることになっているだろう。さらに、少数の出土事例は、その用途がかなり限定された特殊な工具であることを示唆している。ただし、この現代「弓師小刀」の名称が出現以来、中・近世を通じて継続して使用されているかどうかは現段階では不明であるため、今後も出土資料の名称は「弓削刀子」とするのが妥当である。なお、松永氏によれば、東京では「マエガンナ」とも呼ばれるようであり、これから推察すると「江戸弓」製作でも同じような工具が用いられている、あるいは用いられていた可能性がある。

松永氏からは「弓師小刀」の使用実態についてもご教示いただいた。松永氏の言う「弓師小刀」（写真1～3）は、基本的に和弓の関板（註5）部分を削り出す際に用いられているようである。刃部は片刃で、微かに彎曲しており（写真2）、出土資料の弓削刀子よりも直刃傾向で、刃部の開きも小さい。繰り返し研いで使用するため、最終的には刃部がかなり細身になるとのことである。この談から、同一規格の刃部であっても、使用と研磨による損耗度合いによって刃部幅が異なることを示唆している。松永氏の弓師小刀には桐材の柄が装着されており、これを逆手（刃部が小指側）に持ち（写真3）、刃部を自分側手前に引くようにして使用するようである。桐製の柄は汗を吸う材質であるため、手が滑らず使いやすいためとのことである。柄は小刀本体に比べると太く大振りのものであるが、職人ごとにカスタマイズされている可能性が高いと思われる。柄を逆手で持つ際、親指はこれを握り込まず、伸ばした状態で柄に沿わせるように持つ様が非常に特徴的である。柄が装着されているため、柄部の鉄芯の形状および長さは残念ながら知ることができない。当然のことながら弓師小刀本体は特注品であり、松永氏は一度に30本ほど注文生産してもらっているとのことである（註6）。



写真1 松永重昌氏の弓師小刀



写真2 弓師小刀の刃部



写真3 弓師小刀の握り方

4. 形態分類

今一度出土資料に戻り、弓削刀子の出土事例について形態分類をおこない、出土資料を大まかに区分する。今回注目したのは、全体の長さ、柄部長に対する刃部長の割合、刃部形態、背関形態、柄先端部形態、刃部の開き角度の各属性である。

全長

集成した出土資料は、全体の大きさによって大小の2大別が可能である。弓削刀子（大）は、刃部長と柄部長を合算した全長が概ね15cm以上のものとし、弓削刀子（小）は同じく合算した全長が14cm以下のものとした。弓削刀子（大）と分類できる資料は、福岡県長野A遺跡・徳永川ノ上遺跡出土資料、長野県小山第Ⅱ遺跡出土資料、北海道大川遺跡・カリンバ2遺跡出土資料が挙げられる。いずれも長さに応じて刃部および柄部の幅も大きめである。絵画史料にみられる刀子もこの弓削刀子（大）に相当する可能性が高い。

弓削刀子（小）は、福岡県上伊良原遺跡・宮ノ下遺跡出土資料、岩手県田鎖車堂前遺跡出土資料などである。工具の機能面を考えると、弓削刀子（大）は大まかな削り面、弓削刀子（小）はより細かな削り面を得るのに適するものと推測される。これら大小の資料が共伴した事例は現段階では認められないが、大小の別は使用場面によって使い分けがなされていた可能性もある。松永氏使用の弓師小刀は、写真を見る限りではこの弓削刀子（小）に近いのではないかと推測される。

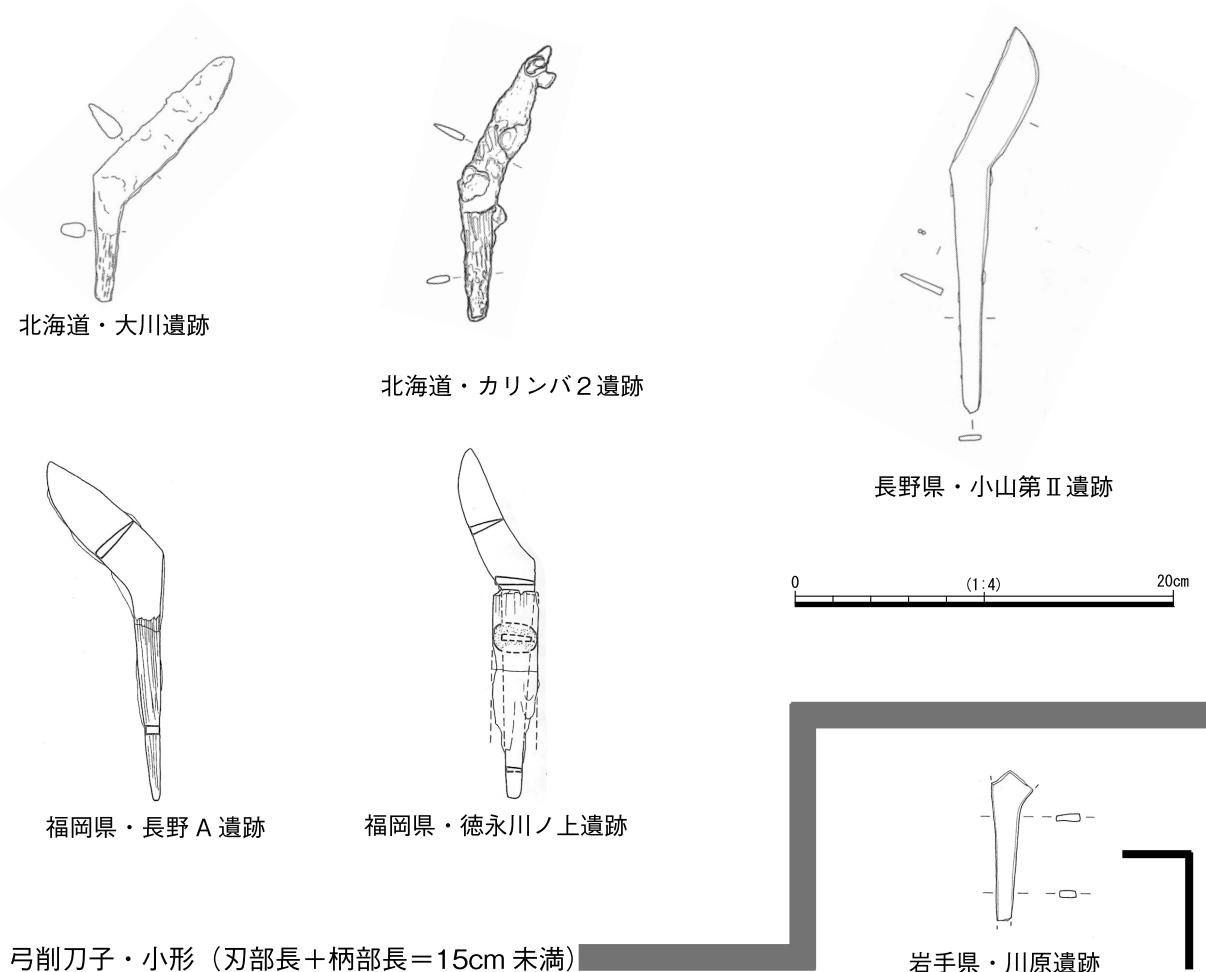
刃部長割合

柄部長に対する刃部長の割合は、出土資料によってそれぞれ異なる。出土資料を概観すると基本的に柄部長が刃部長を凌駕するが、大川遺跡例やカリンバ2遺跡の北海道出土例のように刃部の方が長いものも存在する。特に、大川遺跡例は刃部の長さが非常に際立っており、他の形態と一線を画す。一方で、本州および九州出土例は、いずれも柄部が長めとなる傾向であるが、地域差か時期差かは現段階では決し難い。柄部長に対する刃部長割合は百分率を用いて算出すると、前掲第1表のとおりである。最小値である福岡県上伊良原遺跡例の41%から北海道大川遺跡例の175%と大きな振れ幅がある。刃部先端欠損のため正確ではないが、岩手県田鎖車堂前遺跡例も比較的刃部長割合が大きいと推測されるが、その他は60%以下の刃部長割合が多い傾向である。削りの作業時、刃部から全体への加重が大きく伝わると思われる刃部長割合が大きなものは、取り付けられる柄に何らかの工夫が凝らされていたのかもしれない。柄部長が長く、刃部長が短い方が使用に見合っていると想像される。

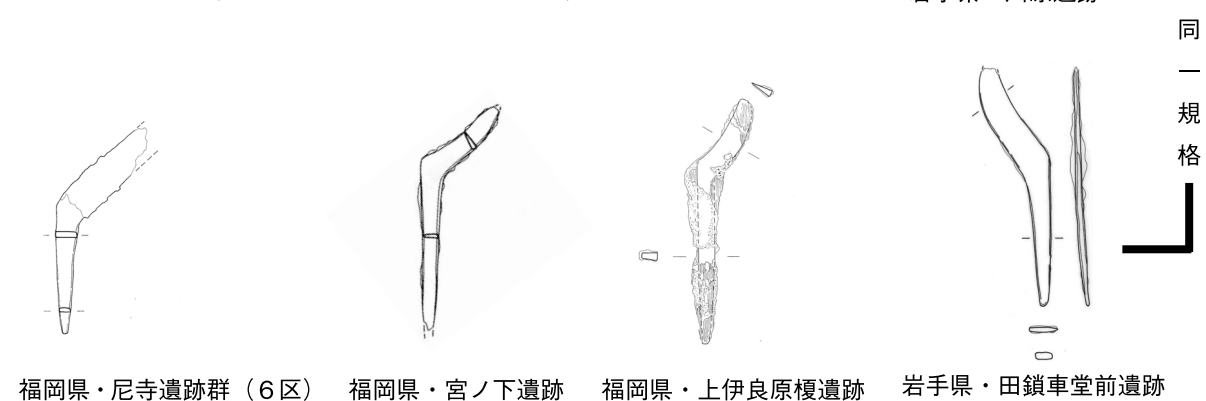
刃部形態

次に、刃部形態に着目すると、直線的な刃部形態のもの（Straightの略Stを冠する）と彎曲する刃部形態のもの（Curveの略Cuを冠する）と2大別できる。これらは松永氏の言葉から、筆者が推測するに使用度合いと研磨の差である可能性も考えられる。しかし、出土資料から判断が難しいため現段階では両者を異なる形態として区分した。今後、型式編年に与する属性として不適當であると判断される可能性もある。直刃形態（St）に分類されるのは北海道大川遺跡例、長野県小山第Ⅱ遺跡例、福岡県長野A遺跡例などが挙げられ、曲刃形態（Cu）のものは岩手県田鎖車堂前遺跡例、福岡県徳永川ノ上遺跡例、福岡県上伊良原遺跡例、福岡県宮ノ下遺跡例などが挙げられる。全体的な傾向として、全長の長い弓削刀子（大）は直刃（St）が多く、反対に弓削刀子（小）は曲刃（Cu）の占める割合が大きい。出土資料以外では、職人歌合のものが彎曲した刃部形態で曲刃（Cu）、松永氏の弓師小刀が直線的な刃部形態で直刃（St）であると考えられる。また、刃部形態で目に付くのは、刃部最大幅の広いもの、刃部最大幅の狭いものがあることである。現段階で主体となるのは後者であり、前者は福岡県長野A遺跡例と長野県小山第Ⅱ遺跡例の2例のみである。これら2例は地域こそ離れ

弓削刀子・大形(刃部長+柄部長=15cm 以上)



弓削刀子・小形(刃部長+柄部長=15cm 未満)



第5図 弓削刀子の大小分類

ているが、全長も弓削刀子(大)に分類され、形態の類似性からみて同一の系譜であると考えられる。
背関形態と柄先端部形態

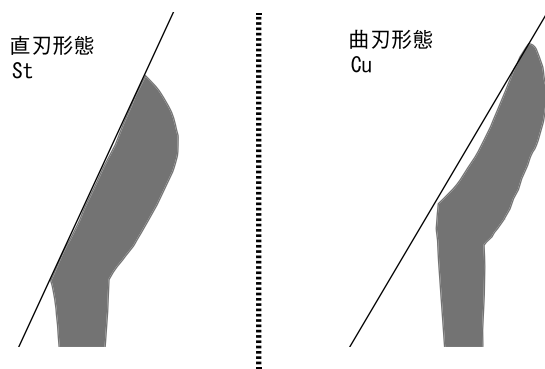
背関は、刃部と柄部の境界である関のうち刃部側ではなく背に該当する部分である。背関を実測図で比較すると、背関が丸く緩やかな曲線になるもの、明瞭な屈曲点のあるものの2大別できそうである。福岡県長野 A 遺跡例、福岡県尼寺遺跡群例、福岡県宮ノ下遺跡例、岩手県田鎖車堂前遺跡例、岩手県川原遺跡例は、それぞれ背関が丸く境界が不明瞭な形態である。一方、その他の例は総じて屈

曲点が明瞭な角形となっている。両者の差は刃部の開き角度や形態がそれぞれ異なっており、刃部の差と直接関わらないものとみられる。さらに、全長の大小差とも連動しない。もしかすると、装着される柄と刀子柄部の作りに関係するのかもしれない。あるいは、弓削刀子製作・加工時の折り曲げ方法に起因する可能性もある。刃部の折り曲げは、関の厚みが均等であることから直線的な通常の刀子を単純に曲げることによって作り出されたと考えてよさそうである。

柄部先端は、先細る形態、角・丸形態の2大別でき、概ね編年上注目すべき属性であると考えられる。

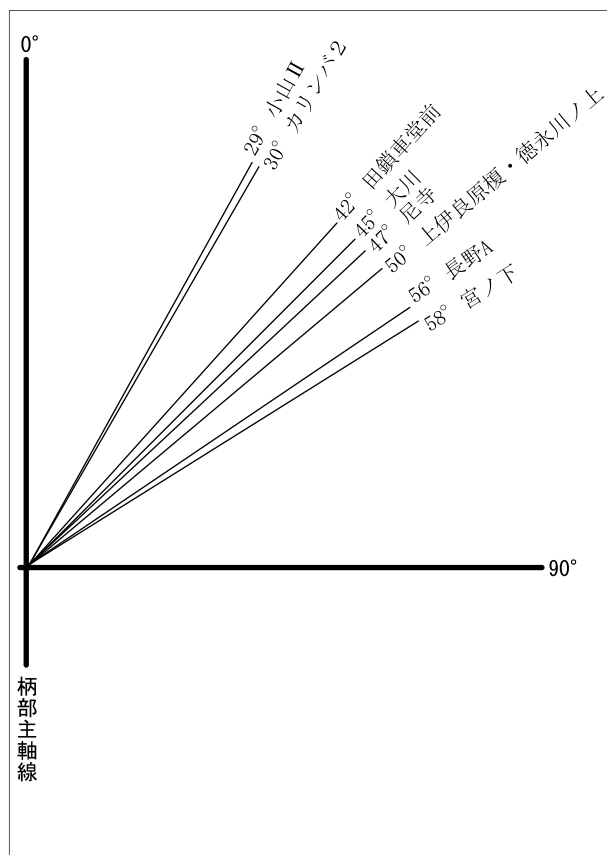
刃部の開き角度

形態分類に加えて、出土した弓削刀子の刃部の開き角度について検討する。刃部角度の計測方法については冒頭の第1図に示し、実測図をもとに計測した刃部角度については第1表に示した。通常の刀子の刃



第6図 刃部形態の別

部開き角度は、 0° であり、直角に曲がれば 90° となる。計測した結果は、長野県小山第II遺跡例の 29° が最小角度で開きが最も小さいものとなり、福岡県宮ノ下遺跡例の 58° が最大角度で開きが最も大きい。計測可能な9点の刃部角度を平均すると 45° となった。開き角度の傾向としては、 45° に近い $42 \sim 50^{\circ}$ のものが5例と比較的多くまとまり、それ以外に角度の値が小さい(約 30°) 2例と大きい(約 55°) 2例がみられる。松永氏の言葉にあるように、刃部の繰り返しの研磨によって刃部角度は数度の誤差が生じる可能性もあるため、 45° に近い値を示す一群($42 \sim 50^{\circ}$)の5例は、同一の角度を指向したと理解できるだろう。



第7図 刃部開き角度の差異

5. 年代観と変遷案

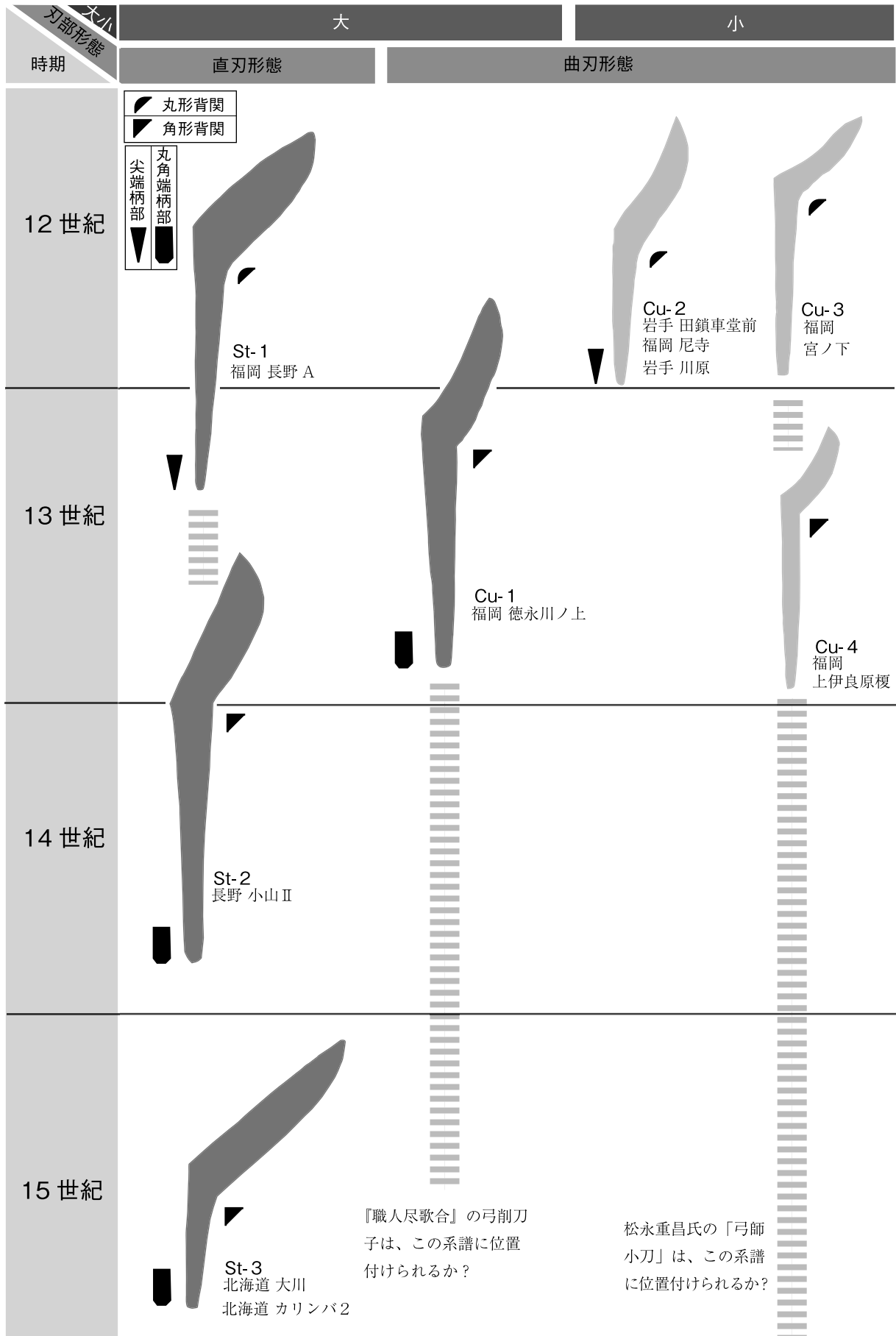
ここでは、出土した弓削刀子の年代観とその変遷案を考えてみたい。年代を押さえるにあたり、出土弓削刀子の共伴遺物についてみていく。出土した弓削刀子の帰属時期はいずれも概ね中世であることは間違いなさそうである。これらのうち詳細な年代を示すのは、福岡県下の中世墓副葬品事例などである。副葬品として12～13世紀の陶磁器を伴っており、少なくとも12世紀には存在した工具であると考えられる。

年代的に最も古事例を求めると重要な資料は、福岡県長野A遺跡例、福岡県宮ノ下遺跡例、岩手県田鎖車堂前遺跡例である。福岡県長野A遺跡例では、共伴する磁器碗の1点が白磁V類碗、もう1点が白磁VIII類碗である。これらは太宰府陶磁器編年に照らし合わせると12

世紀後半～13世紀初頭に位置付けられる。また、13世紀後半の墓壙に切られている遺構であることから12世紀後半か遅くとも13世紀前半には埋葬された可能性が高い。同じく福岡県宮ノ下遺跡例も中世墓副葬品であり、12世紀半ば～後半頃の櫛描文がみられる白磁碗Ⅶ類と共伴している。次に岩手県田鎖車堂前遺跡例は、祭祀がおこなわれた溝から出土しており、共伴する遺物はいずれも12世紀代の鉄製品および陶磁器である。底面から出土した白磁碗は12世紀前半の1点、12世紀後半の1点である。また、多く出土した鉄製小札は12世紀前半頃のものであると推定される。弓削刀子は層位的にやや上位で出土したが、同様に出土したその他の鉄製品も12世紀代の特徴を備えているため、出土した弓削刀子についても12世紀代に使用されていたものである可能性が高い。岩手県川原遺跡例は欠損部が多いが、田鎖車堂前遺跡と同様に12世紀の遺物が多く出土しており、出土遺構も12世紀以前とされている。田鎖車堂前遺跡と同じような時期であるとみられ、出土資料の規格も両遺跡で同一である。以上5例は、限りなく12世紀代に使用された可能性が高く、現段階ではこの種の弓削刀子として最古例であると位置付けられる。今後、これら12世紀代の5例よりも古い資料が発見される可能性もあるが、現状では平安時代末頃にこの形態の弓削刀子が登場するものと判断できる。また、完存していないが、福岡県尼寺遺跡群例は刃部の開きがやや大きいものの、岩手県田鎖車堂前遺跡例や岩手県川原遺跡例に近い形態である。詳細な時期の特定ができない資料であるが、中世前半の弓削刀子である可能性がある。これら12世紀代の5例の形態分類についてみると、全長における大小の別と刃部形態の差異が明らかであることから、12世紀段階では弓削刀子(大)、直刃(St)の福岡県長野A遺跡例、弓削刀子(小)、曲刃(Cu)の福岡県宮ノ下遺跡例、岩手県田鎖車堂前遺跡例のように大小2系統、刃部2形態がそれぞれ存在すると想定される。すなわち、前項で示したとおり使用場面によって大小の使い分けがあった可能性を示唆するものである。刃部形態の差違については現段階ではその意味を知ることはできない。刃部開き角度は福岡県の2例(長野A遺跡・宮ノ下遺跡)が50°を超え、非常に似通っている。次に背関についてみると、いずれも背関が丸い特徴が共通である。また、柄先端部は残存していない2例を除き、尖る傾向が看取される。今後資料の増加で変更を余儀なくされるかもしれないが、現状ではこの丸い背関および尖る柄先端部の形態を有するものは、12世紀代に属し、弓削刀子の最初期段階に特徴的な形態である可能性が考えられる。

後続する時期のものとして、福岡県徳永川ノ上遺跡例と福岡県上伊良原榎遺跡例も中世墓出土資料であり、共伴遺物から年代を絞り込むことが可能である。福岡県徳永川ノ上遺跡例では、龍泉窯産の鎬連弁文青磁碗Ⅰ-5類と共伴している。青磁碗には明瞭な鎬が表現されていることから13世紀前半以降のものであると考えられ、弓削刀子も13世紀前半を中心とした時期が想定される。先述した福岡県長野A遺跡例、岩手県田鎖車堂前遺跡例など12世紀の範疇で収まる資料群よりやや後出する可能性が高い。福岡県長野A遺跡例と同程度のサイズ(大)で、岩手県田鎖車堂前遺跡例と似通った形態(Cu)であり、これら2例の後続の形態であっても違和感のない特徴を有する。福岡県上伊良原榎遺跡例でも、青磁碗や瓦器碗等が共伴しており、13世紀前半～半ば頃の年代が想定されている。これは田鎖車堂前遺跡例よりも小振りであるが、徳永川ノ上遺跡例と相似形に近く形態が共通する。13世紀と考えられるこれら2例は、先行する2例よりも刃部の開きがやや小さく、背関は角形である。背関の形態が、12世紀代に丸く収められていたものが、13世紀代に移行すると角形へと変化した可能性が高い。

長野県小山第Ⅱ遺跡例は、最古例の一つである福岡県長野A遺跡例と同じく幅広で直線的な刃部を有する点で共通する。確実な共伴遺物はみられないようだが、報告書では周囲から出土した古瀬戸の年代で13世紀末から14世紀前半の年代を当てている。この年代観で収まるのであれば、福岡県下の中世墓副葬の諸例よりも大幅に後出する資料である。福岡県長野A遺跡例のやや特異な形態の弓



第8図 弓削刀子の形態分類と変遷

削刀子に後続する形態であると想定されるが、福岡県長野 A 遺跡例よりも刃部の開き角度が 29° とかなり開き角度が小さい特徴である。背関の形態は角形であり、丸形である福岡県長野 A 遺跡例とは異なっており、同一系譜であっても背関形態が異なるため、やはり 12 世紀代の丸形の背関からそれ以降の角形の背関への変化が追認できる。

北海道の出土例である大川遺跡例、カリンバ 2 遺跡例は、いずれもさらに新しい年代である可能性が考えられる。大川遺跡は 15 世紀前半と考えられている。一方、カリンバ 2 遺跡例は土壙墓出土である。北宋銭を伴っていることから、中世であると考えられ、15 世紀頃の可能性がある。また、これら北海道の 2 例は形態的に他地域のものと異なり、柄部が非常に短い。他の出土資料ではみられない特徴であり、地域的な特徴が表出している可能性が高く、これまでみた資料群とは型式変化に沿わない可能性が高い。すなわち、北海道出土例は、本州・九州出土例と厳密には系譜が異なるか、あるいはこの祖型となる未発見の本州・九州出土資料が存在するかのいずれかであると想定される。

出土資料以外では、「職人尽歌合」に描かれた弓削刀子も形態分類に準拠すると、大形の曲刃タイプに該当するとみえ、また刃部は開きが大きくみえるが、大きさや形態は Cu- 1 に近い。作品の年代観は 15 世紀後半～16 世紀初頭であると推定されるため、Cu- 1 の後継である可能性が考えられる。一方、松永氏の「弓師小刀」については、柄が装着されているためその全長を知ることはできない。しかし、刃部は比較的小さいとみえ、逆に柄部は 12cm を越えるとみえる。刃部形態は角度も曲がりも小さい点で、やや出土資料との乖離はあるが、現段階では Cu- 3 の後継に位置付けたい。

先述したとおり、現代においても同様の工具が和弓製作に用いられていることから中世・近世を通じて存在する可能性が高い。このことから今後、中世末や近世の出土資料が発見される可能性も想定され、今後も注視が必要である。

6. 弓の変化と弓削刀子

弓削刀子の出現は、平安時代末頃であると推定したが、その出現背景には、当時の弓作りに何らかの変化が生じた結果であると推測される。筆者は弓に関して十分な知見を有していないため、出土弓に関する津野仁による一連の研究（津野 2015）を参考にしながら、弓削刀子出現の背景について考えてみたい。津野の研究によれば、概ね奈良・平安時代前半には丸木弓と木弓が主流である。これに加えて外竹弓がみられるようで、外竹弓は木弓に竹を合わせたものであることから技法的にも合せ弓の原型であることを示唆している（註 7）。

さて、筆者が弓削刀子の出現時期であると想定した平安時代末頃は合せ弓が主流化する時期であり、このことは津野以前の古い研究にも指摘がみられる（鈴木 1957）。丸木弓や木弓のように一つの材を加工した弓から、徐々に複数の材を合わせて製作する合せ弓へと変化を遂げたものと解される。特に鎌倉時代以降は三つの材を合わせる三枚打弓（註 8）が盛行し、中世的な弓の主体として存在するようである。つまり、平安時代末頃は古代的な弓から中世的な弓へと移行する一つの転機であると捉えることができよう。ここからは筆者の推測であるが、丸木弓や木弓の段階では、鉋や通常の刀子を用いて加工していたが、その後、合せ弓の段階に至り、複数の材を合わせるために、弓削刀子のような特異な形状の工具が生まれたのではないだろうか。弓削刀子の登場は、より複雑で細やかな削り調整が求められるようになったことに起因するものと思われる。中世の弓師は、三枚打弓製作とともに弓作り技術を深化させ、その技術の一端は弓削刀子によって支えられていたものと推測される。さらに、現代の弓師にも同様の工具が継承されるに至ったのではないだろうか。

7. まとめにかえて

出土事例の集成および得られた情報から弓削刀子についての考古学的な検討をおこなった。全国的にも出土数が限られている現状では予察的ではあるものの、大きさと刃部形態による形態分類を試みることができた。いずれの分類も機能差や使用度合いの差に左右されるところが大きいと思われるが、使用方法の復元については困難な現状である。しかし、出土状況や共伴遺物などの年代を特定する情報を加味すると、大まかな形態的変遷を認めることができると考えた。弓削刀子の刃部形態には直刃と曲刃があり、刃部角度の大きく開く形態から時代を経るにつれ角度が小さくなる傾向が看取される。北海道大川遺跡例のように中世後半で、再度刃部が開く形態変化の可能性もあるが、現段階では前後の繋がりが不明瞭である。次に、刃部と柄部の境界である背関は、12世紀に丸い形態で出現し、13世紀以降には角が付く形態となる可能性を指摘した。ただし、これら形態変化の傾向に倣って沿わない北海道の出土資料は、形態的にも本州・九州出土資料とはかけ離れているように思われる。そのため、これらは本州・九州のものとは系譜が異なる可能性を視野に入れた方がよさそうである。出土資料が増えれば、この問題も解決するかもしれない。さらに、形態変化の可能性を指摘できたのは、柄先端部の形態である。これも概ね12世紀代には、先端に向け尖る形態だったものが、13世紀以降に角形の先端部に形態変化するのではないかと推測した。大まかな視点で捉えると、12世紀の弓削刀子は形態の変化点が緩やかな傾向、13世紀以降の弓削刀子は角張る傾向と認識される。これら形態に関しても今後、出土資料の増加によってより詳細に検証できることを願うばかりである。

弓削刀子の大きさや形態の一定点を知ることができる絵画史料の存在は、数少ない出土資料の補強材料として非常に有効であることを確認した。少なくとも、現時点での出土資料の空白期である15世紀後半から16世紀を唯一この絵画史料が埋めていることは、その中世における弓削刀子の変遷や使用を考えるうえでも貴重な存在であると評価される。

さらに、現代の和弓製作にも若干言及したが、現代の弓師松永氏の合せ弓製作における「弓師小刀」の使用事実は、その技術系譜を平安時代末まで遡及できる点でもやはり非常に重要であろう。

以上のように、弓削刀子は平安時代末の12世紀（源平合戦や奥州合戦の頃）に出現し、中世全般を通じて使用されたと想定できる。その出現には、弓そのものの構造変化が契機となっている可能性があり、古代的な「木弓」から変容し、「合せ弓」という中世的な構造の弓が盛行し継続することで、弓削刀子が出現以降中世を通じて使用されたと想定した。武器の構造や形態の変化は、戦闘・戦術の変化にも繋がり、日本における戦いの歴史を考察するうえでも重要である。古代から中世にかけて弓を用いた戦闘に漸移的な変化が生じたものと解されよう。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、熊本県伝統工芸館の杉井涼子氏には名弓「肥後三郎」製作者の弓師松永重昌氏をご紹介いただき、松永氏所有の「弓師小刀」の写真を提供いただいた。そして松永重昌氏ご本人には、杉井氏を介して数々の質問に丁寧な回答をお寄せいただいた。お二方のご協力に深謝申し上げます。日本各地の伝統的な弓作りで松永氏のように「弓師小刀」なる工具を用いている例はほかにも存在すると思われる。しかし、松永氏の弓作りは、伝統をより重んじ「肥後三郎」という名弓を生み出してこられた。その作風は、唯一無二の存在と言っても過言ではなく、尊崇の念を禁じ得ない。偶然とは言え、松永氏と「肥後三郎」を知った今、その伝統的な技術が、工具とともに継承されていくことを切に願う次第である。

また、今回新たに発見した岩手県川原遺跡出土資料の実見に際しては、岩手県釜石市教育委員会の手塚新太氏に多大なるご協力いただいた。ここに謝意を表す。

最後にもう一言、山崎頼人君（福岡県小郡市埋蔵文化財調査センター）、柏木大延君（北海道札幌市埋蔵文化財センター）の友人二人には、関連文献の入手で手を煩わせた。両君とも日々多忙であるにも関わらず、快く尽力してくれたことに感謝する。

註

- (1) 中世墓の論文（佐藤 2001）によって知ることができた。
- (2) 本稿で考察する弓製作の刀子は、最初に集成がなされた福岡県教育委員会報告例に倣い「弓削刀子」と呼称する（福岡県教育委員会 1997）。最初にこの弓削刀子の集成をおこない、考古学的な分析の方向性を示した柳田康雄の慧眼に敬服する。また、本稿はこの論考を基礎としている。
- (3) 職人尽歌合（七十一番職人歌合模本 十六番弓作） 狩野晴川・狩野勝川作東京国立博物館研究情報アーカイブズ <https://webarchives.tnm.jp/imgsearch/show/C0017463>
- (4) 「にべ」とは、鹿の皮革から取る膠であり、現代でもこの「にべ」を使う弓は「にべ弓」と称されるようである。「にべ」は竹と木材とを貼り合わせる際に接着剤として用いられるらしい。合せ弓製作で使用されるものと推測される。現代でもその伝統的な製法にこだわり、「にべ」を用いる弓師も存在するようである。
- (5) 閘板は合せ弓の上下に取り付く部位で、内竹のずれを防止するストッパーの役割を果たす。
- (6) 松永氏は、各種刀物を専門に扱う老舗「有次」に「弓師小刀」を発注するとのことであった。
- (7) 津野は、論の中で「合せ弓」の出現が古代まで遡ることを再三述べている。ただし、出土事例が少なく限定的であることから「合せ弓」の出現自体は古代遡るとしても主流とはなっていないことも示唆している。
- (8) 現代の和弓作りにおいても、弓の曲線を生み出すための曲げの工程を「弓打ち」と表現されるようである。

引用および参考文献

- 恵庭市教育委員会 1987『北海道恵庭市発掘調査報告書 [カリンバ2遺跡]』
- 釜石市教育委員会 2004『釜石市埋蔵文化財調査報告書第5集 川原遺跡発掘調査報告書 市道鶴住居64号線建設に伴う発掘調査』
- 釜石市教育委員会 2007『釜石市埋蔵文化財調査報告書第12集 川原遺跡出土鉄製品保存処理報告書 古代末～中世の鉄製品』
- 上ノ国町教育委員会 1995『史跡 勝山館跡XVI』平成6年度発掘調査環境整備事業概報
- 九州歴史資料館 2017『福岡県文化財調査報告書第258集 福岡県営五ヶ山ダム関係文化財調査報告書IV 五ヶ山倉谷地区(尼寺跡遺跡群3・4・6～8区)』
- 公益財団法人岩手県文化振興事業団 2020『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第718集 田鎖遺跡・田鎖館跡・田鎖車堂前遺跡発掘調査報告書』
- 財団法人北九州市教育文化事業団埋蔵文化財調査室 1987『長野 A 遺跡3 [Ⅲ・Ⅶ・Ⅷ区 (1号溝)の調査]-北九州縦貫自動車道関係文化財調査報告12』
- 佐藤浩司 2001「豊前地域における中世墳墓の副葬品」『中世土器研究論集-中世土器研究会20周年記念論集-』中世土器研究会
- 舌間 悟 1994「中遺跡群中世墓の発掘調査事例」『地域相研究第22号』地域相研究会
- 津野 仁 2015「第1部 武装各論 第1章 弓」『日本古代の軍事武装と系譜』吉川弘文館
- 津野 仁 2015「第3部 武装の系譜 第2章 弓の系譜」『日本古代の軍事武装と系譜』吉川弘文館
- 長野県教育委員会ほか 1985『小山第Ⅱ遺跡』
- 福岡県教育委員会 1997『一般国道10号線椎田道路関係埋蔵文化財調査報告第9集 徳永川ノ上遺跡Ⅲ 福岡県京都郡豊津町大字徳永所在遺跡群の調査』
- 福岡県教育委員会 2011『伊良原ダム関係埋蔵文化財調査報告-2- 伊良原Ⅱ 上伊良原榎木遺跡 上高屋台ノ原遺跡 福岡県文化財調査報告書第229集』
- 福岡県教育委員会 1997『一般国道10号線椎田道路関係埋蔵文化財調査報告第9集 徳永川ノ上遺跡Ⅲ 福岡県京都郡豊津町大字徳永所在遺跡群の調査』
- 宮 宏明 1998「中・近世と古墳時代の特殊な刀子」『人類史研究10』
- 柳田康雄 1997「6弓削刀子について」前掲『徳永川ノ上遺跡Ⅲ報告書』
- 山本信夫 1998「中世前期の貿易陶磁」『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会
- 余市町教育委員会 2001『大川遺跡における考古学的調査Ⅳ』余市川改修事業に伴う1989～1994年度大川遺跡発掘調査報告書（総括篇）

江戸の南部屋敷（4）

—盛岡藩南部家江戸下屋敷の研究2—

中村隼人・野田尚志・滝尻侑貴・羽柴直人

本稿は陸奥盛岡藩南部家が所持した江戸屋敷の建築空間について考察を行ったものである。連作の四本目となる本稿では盛岡藩が江戸麻布に所有した陸奥盛岡藩南部家江戸下屋敷を研究対象とし、屋敷地内の空間構成の具体とその変遷について整理を行った。またこれまでの検討で得られた副次的な知見についても整理を行い、江戸屋敷が国許に与えた影響などについても言及した。

4.3 補遺 江戸下屋敷 資料の概要

前稿執筆後、麻布下屋敷を描いた絵図を新規に一点確認した（第46図）。絵図①9とし、考察対象とする。

絵図①9 『盛岡藩南部家麻布下屋敷絵図』（第46・47図）

所蔵：江戸東京博物館 資料年代：文化三年（1806） 範囲：全体図

作図：書絵図 彩色：灰・青・黄・緑 方位：有 付箋：無 敷地寸法：有 端書：有

資料状態：絵図①9は平成二十七年に江戸東京博物館が新規購入した資料である。収蔵先から絵図を撮影したポジフィルムを借用し、データを分析した。このため、筆者は資料を実見していない。よって袋や表紙など付属品の有無については未確認である。



第46図 絵図①9 『盛岡藩南部家麻布下屋敷絵図』文化三年（1806）図下が南東

内容：絵図⑱は麻布下屋敷の敷地全体を描いた大型の絵図で、屋敷地西端には水景を伴う庭園空間が描かれている。麻布下屋敷の屋敷地全体を描いた図は他に絵図⑫＝⑰があるが、同図と絵図⑱を比較するといくつかの点で異同がみられる。

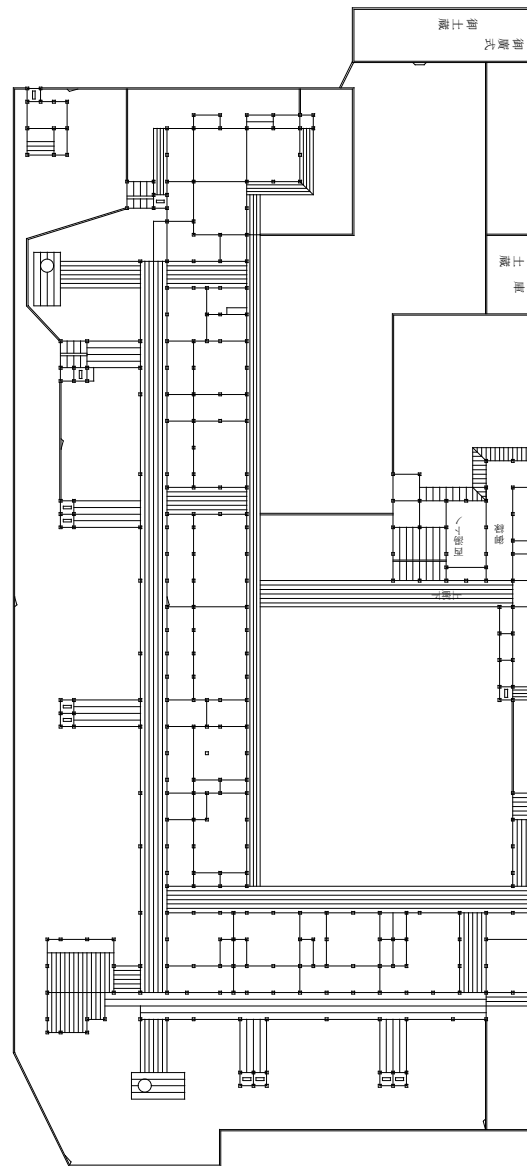
一番大きな違いは屋敷地内の庭の比率であろう。絵図⑫＝⑰は屋敷地の西端から五割程度の範囲を庭園空間としているのに対し、絵図⑱では同じく屋敷地西端から七割程度の範囲が屋敷地になっている。敷地の中央部には「杉林」が並ぶなど、木々の多い景観が展開している。

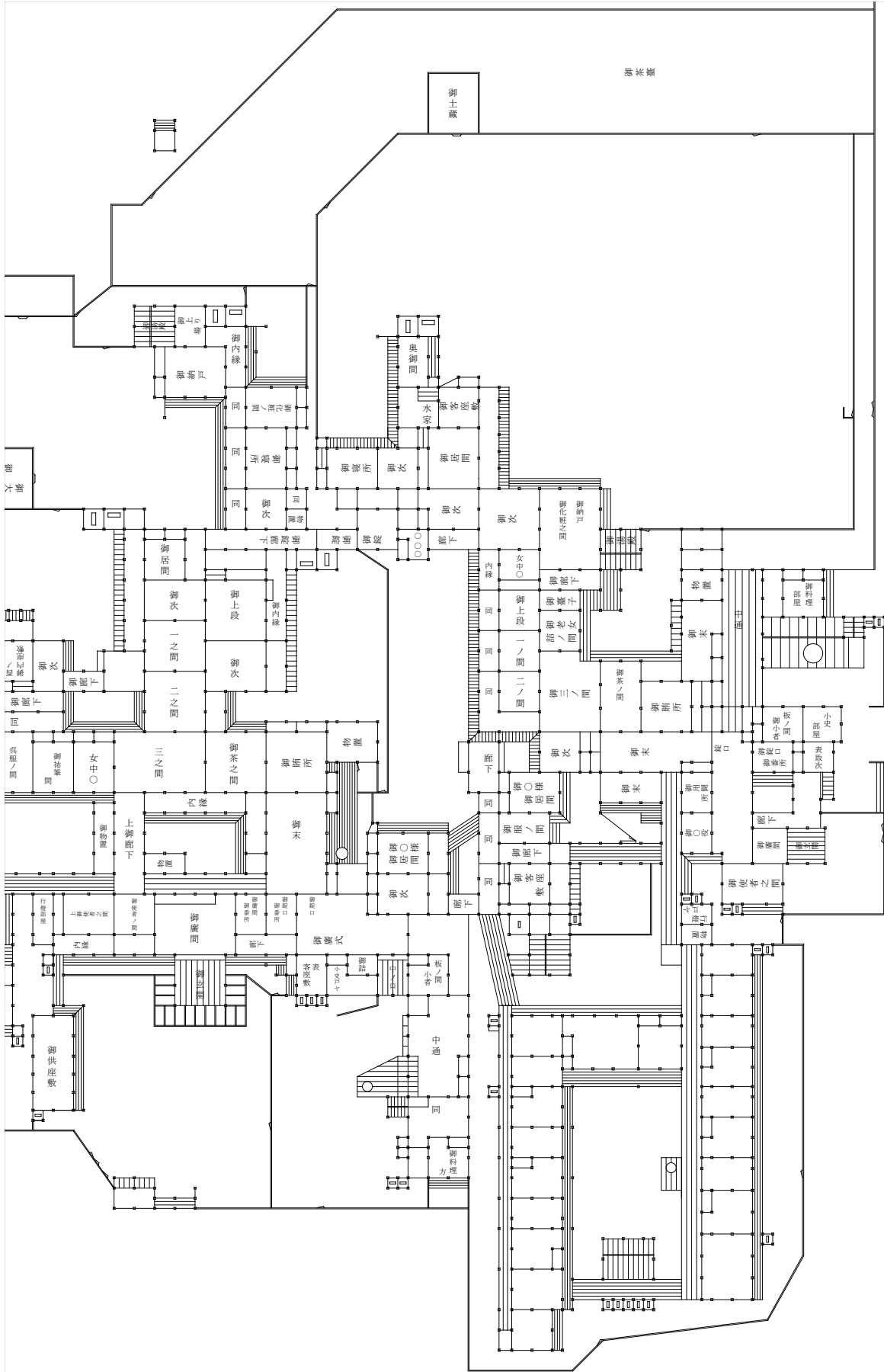
また屋敷地内に建てられた御殿の棟数にも違いがある。先述したように絵図⑫＝⑰では「富士見御殿」と「並木御殿」という二棟の御殿が建つが、絵図⑱では名称不明の御殿が一棟建つのみである。絵図⑱に描かれた御殿は複数の分棟を連続させて大型の一棟の御殿とする形式をとるが、屋敷地外縁に相当する御殿の北半を白色、屋敷地中央に近い南半は黄色と彩色を使い分けている。白色の空間と黄色の空間でより格式が高かったのは南半の黄色の空間であろう。黄色の空間の西中央には「御玄関」や「御廣間」など御殿の顔ともいえるべき玄関部分がきちんと設けられているが、白色の空間にはこれが無い。白色の空間では南中央にある台所空間と詰人空間に、それぞれ名称が未記入の小さい玄関があるのみである。

屋敷地の主たる門は規模的にも名称的にも屋敷地東南隅に作られた「表御門」になろうことが推論できる。しかし、上述したように御殿自体の玄関は御殿の黄色の部分の西中央にある「御玄関」になるわけで動線はとても悪い。

端書には「文化三年寅年写入 白井元甫 山口氏蔵本」とあるが、この文章は同じく江戸東京博物館が所蔵する外桜田上屋敷を描いた絵図⑥と全くの同文である。

白井元甫は大目付角・用人・花巻城代を務めた人物で没年は文政十年（1827）である。





第 47 図 絵図⑨ 『盛岡藩南部家麻布下屋敷絵図』文化三年（1806）図下が南東

4.4 江戸下屋敷 資料の正否と各絵図作成の背景

5) 絵図⑬

絵図⑬の表長屋に記された人名のうち、『参考諸家系図』などによって比定ができる人物から、麻布下屋敷の年代を考察する。判明した人物は以下の七人である。

①工藤升五郎は、六駄二人扶持工藤家の人物で、実名は記されておらず、事績は「実、川口甚右衛門秀側二男、房充従弟也」とあるのみである。父秀側はもと工藤家だったが、次男であったため川口家に養子に出ている。房充に嫡子が無かったため、婿養子として升五郎が入っている。升五郎の家督在任期は不明だが、房充の就任が享保四年（1719）三月のため、これ以降ということになる。

②狩野休円は、十人扶持狩野家の人物で、絵師・麻布一本松狩野家の家系である。実名を清信といった。事績は「家光公ノ時別ニ召出サル、元禄十六年十二月十七日死、七十七」と記されている。清信は公儀表絵師として幕府から十人扶持をもらっていたが、盛岡藩からも五人扶持を与えられており、盛岡藩の絵師としても活動していたと考えられる。『参考諸家系図』にはないが、二代目の休円は実名を為信といい、号は麻布山人、宝暦十一年（1761）に家督を相続し、享和二年（1802）に亡くなっている。その後は、『雑書』天保四年（1833）十一月九日条や、「天保九年 江戸稽古諸願書扣」に三代目の狩野休円が記される。実名を喜信といい天保六年（1835）に亡くなっている。四代目休円は玉

第5表 絵図⑬・⑭の人名

| 絵図⑬ | | 絵図⑭ |
|--------------------------|-------------------------|---|
| 東表長屋（屋敷地東北辺の長屋） 北から東へ | 南表長屋（屋敷地南辺の長屋） 西から東へ | 標題「御下屋敷 北御長屋 御台所 御同心御長屋 御抱図」右から左へ |
| 三間半 新組小頭 | 下御番所 | 御用御長屋 |
| 三間 同 | 上御番所 | 御食たき |
| 三間 新組御同心 | 御用所 | (下方) 芦坂 |
| 三間半 新組小頭 | 両隣 | 中田伊右衛門 |
| 五間 工藤升五郎 御小屋 | 御用間間 | 木下左太郎 |
| 五間 山内多次郎 御小屋 | 同 | 高橋長左衛門 |
| 三間 御物置 | 物置 | 大坊嘉藤次 |
| 五間 御作事御細工所 | 四間 上原弥太郎 御小屋 | (上方) 土堀 |
| 五間 杉原市平 御小屋 | 四間 | 明キ御長屋 |
| 五間 三田村民蔵 御小屋 | 四間 | ●部 |
| 拾間 御土蔵 | 六間 | 明キ御長屋 |
| 五間 宮崎左一郎 御小屋 | 五間 | 寺田徳右衛門 |
| 三間 上御番所 | 五間 | 原田藤兵衛 |
| 裏御門 | 七間 馬場守兵衛 御小屋 | 御仕立師 遠藤茂助 |
| 弍間 下御番所 | 三間 御駕籠 新屋 | |
| 九間 狩野休圓 御小屋 | 御末御門 | 御作事所 |
| 三間 狩野小左衛門 御小屋 | 五間 | 御役所 |
| 八間半 矢羽々小助 御小屋 | 五間 | 勝手 |
| 六間 三浦八惣次 御小屋 | 五間 | 御賄所 |
| 五間 山本庄蔵 御小屋 | 五間 | 物置 |
| 五間 寺沢繕弥 御小屋 | 五間 | |
| 五間 加島丈助 御小屋 | 五間 | 明キ御長屋 |
| 五間 三輪亀治 御小屋 | 四間 | 御同心長屋 |
| 五間 杉田斎宮 御小屋 | 三間 | 籠屋 |
| 六間 明 御小屋 | 九間 | 御同心長屋 |
| 六間 関根八郎兵衛 御小屋 | 五間半 下御台所 | |
| 拾間 横濱栄治兵衛 御小屋 | 御役屋 | |
| 御勝手 | 五間半 | |
| 同 | | |
| 拾間半 御次 | | |
| 御物見 | | |

信といい、文久二年（1862）に家督を継ぎ、盛岡へ下向している。この狩野家は、幕府から拝領した屋敷に住んでいたが、二代目休円が信が家督を継ぐ宝暦十一年には失っており、天明七年（1787）の『武鑑』には、休円が信が麻布の南部屋敷内にいると記されている。よって絵図⑬の休円は、二代目為信か三代目喜信を指すと考えられ、年代比定は天明七年から天保六年（1787～1835）となる。

③矢羽々小助は、百石の矢羽々家の人物だが、該当する人物は二人いる。一人は、実名を正武(正兼)といった。事績は「元禄五年麻布に生ル、行信公元禄中部屋住ニテ、世子実信功御小姓ヲ勤ム、信恩公宝永元年家督、同四年家内盛岡へ移ル、利視公享保中御側役トナル、延享二年五月致仕ス、命ニ依テ一休ト号ス、隠居料十人扶持ヲ賜フテ猶御側ヲ勤ム、宝暦十二年閏四月

十五日死、七十一、本阿知空居士」とされる。宝永四年（1707）に盛岡に下向するが、享保年中に江戸に戻ってきていたようである。実際に『雑書』享保六年（1721）四月二十三日条では江戸で御武具奉行を御免になっており、同六月二十一日条で引継ぎを行っている記事もある。ただし、ずっと江戸にいたわけではないようで、享保九年（1724）十二月一日条には湿が再発し、鶯宿へ湯治に行くことが記される。鶯宿は現在の岩手県岩手郡雫石町であるため、この段階で正武は盛岡に下向していたことがわかる。もう一人は、その子景武（はじめ正致）で「利視公享保十四年初謁ス、延享二年五月家督、利雄公宝暦五年二月七戸代官勤中罪アリテ禄五ヶ一削ラレ、残八十石、明和三年御武具奉行、此年願ニ依テ矢羽場ト改ム、安永二年八月十四日死、五十八」と記される。正武の場合は元禄五年から延享二年（1692～1745）、景武の場合は延享二年から宝暦五年（1692～1755）までとなる。合わせると矢羽々の年代比定は元禄五年から宝暦五年（1692～1755）となる。

④三浦八惣次は、同名で該当する人物がいないが、六十九石五斗の三浦家に八十右衛門清定（高良）がおり、この人物ではないかと思われる。清定は、「家督ノ後、利幹公享保元年公母心光院殿御番ヲ勤ム、同六年公妹艶姫君ニ松平肥前守宣政侯ノ霞ヶ関ノ邸ニ御附御賄役トナル、同十六年四月死」とあり、享保元年から享保六年（1716～1721）に麻布下屋敷にいたと考えられる。

⑤加嶋丈助は、三百五十石の加嶋家の人物で、英林といった。のちに五両三人扶持で別家として召し抱えられる。事績は「利雄公ノ時江戸ニ於テ召出サレ、別ニ御四季施五両三人扶持ヲ賜フテ定府トス、世子利謹公御側役トナル、後定御取次トナリテ御役料十五両ヲ賜フ」とある。利雄の家督在任期のため、宝暦二年（1752）以降の人物となる。

⑥関根八郎兵衛は、百六十石の関根家の人物で重名といった。事績は「松平阿波守宗英ニ仕フ、利視公享保十五年六月阿波守隠居性源院、（此註ニ云、利幹公御母公也ト、考ニ公夫人仙桂院殿ノ母ノ事歟）ノ願ニ依テ、同月二十二日江戸ニ於テ召抱ラレ、二十人扶持、高ニシテ百二十石ヲ賜フテ常府トス、此月初謁ス、表番ヲ勤ム、後四十石御加増、合百六十石トナル」とある。享保十五年（1730）六月二十二日以降の人物である。

⑦横濱栄治兵衛は、三百石の横濱家の人物で慶通（はじめ資慶、のち慶臺）といった。事績は「利視公享保十一年十一月家督、桜田邸ニ帰テ御広間御番を勤む、同十三年十二月妻子を牽テ盛岡に移る、寛延元年十二月御者頭、明和七年二月廿三日死、六十五、無骨院大無分別居」とある。桜田邸に帰るとは、慶通の父茂慶が行信の娘で牧野讃岐守英成室となった鎮姫の料理方として、牧野江戸橋屋敷に妻子とともに詰めていたことによるもので、茂慶が死んだことで慶通は盛岡藩の屋敷に帰ってきたことになる。ただし、戻ってきたのは外桜田上屋敷ということになっており、麻布下屋敷との関わりが見えない。茂慶と混同している可能性もあるが、享保十三年（1728）十二月に一家で盛岡に移っているので、これが下限だろう。

以上、七人の年代をまとめると、①享保四年（1719）三月以降、②天明七年から天保六年（1787～1835）、③元禄五年から宝暦五年（1692～1755）、④享保元年から享保六年（1716～1721）、⑤宝暦二年（1752）以降、⑥享保十五年（1730）六月二十二日以降、⑦享保十三年（1728）十二月以前ということになる。結果、個々の人物の年代の合っていない。このことから、本絵図の表長屋部分は、記されている御殿が建っていた時代の前後に記された修繕の為の下書きなどではなく、より後年に記された想像図であると考えられる。そうすると四章三節で示した御殿部分と表長屋の縮尺が違うことにも説明がつく。恐らく表長屋部分の人物から18世紀前半の下屋敷を想定して書かれたもので絵図⑩以降であり、かつ想像図ということから当時の様子は失われたと考えられる。『雑書』延享二年（1745）二月二十日条にある「一、於江戸去ル十二日午ノ刻過千駄ヶ谷より出火、北風列強、麻布御下屋敷御

類焼、御殿・御長屋通并御土蔵十二之内五焼失（後略）」から考えると、延享二年（1745）二月十二日以前のもと考えられる。

なお、絵図自体の作成年代は、人物の不揃いから表記のある人物たちには直接尋ねられなかったと考えられ、19世紀の作成だったのだからと予想できる。

6) 絵図⑭

絵図⑭に記された人名の内、『参考諸家系図』などによって比定ができる人物から絵図の年代を考察する。判明した人物は以下の六人である。

①中田伊右衛門は、六十石の中田家で、定勝と子定房（定親）が該当する。定勝は「生国江戸ノ人也、重信公天和三年江戸ニ於テ召抱ラレ、四両二人扶持ヲ賜フテ定府トス、世孫実信公附御末御鍵番ヲ勤ム、元禄五年死」とある。定房は「初江戸ニ出テ、重信ノ時世孫実信公附御末板ノ間小者トナル、元禄五年養子、此年家督、行信公同十一年一人扶持、利幹公宝永七年八月二両、正徳三年十一月二人扶持御加増、合六両五人扶持高ニシテ六十石トナル、利視公享保十一年利幹公御実母心光院殿ノ御供ニテ家内共ニ盛岡へ移ル、同十四年致仕ス、正伝寺」とある。定勝は天和三年（1683）に召し抱えられてから亡くなる元禄五年（1692）まで、定房が同五年に家督を継ぎ、盛岡へ移住する享保十一年（1726）までとなり、中田伊右衛門の比定年代は天和三年から享保十一年（1683～1726）となる。なお、『雑書』享保六年（1721）三月十七日条には、中田伊右衛門の嫡子伊太郎が心光院の番人になるとの記事が見える。中田伊右衛門は定房、子の伊太郎は定久が該当し、定久は麻布下屋敷で生まれ享保十四年（1729）に家督を継ぎ伊右衛門の名も継いでいるが、これは盛岡下向後のことである。

②木下左太郎は、後に出奔してしまう木下家の人物で、包好といった。事績は「利幹公正徳四年九月佐山死後江戸ニ於テ名跡ニ召出サレ、三人扶持御四季施五両ヲ賜フテ常府トス、享保元年九月御側トナル、後御加増アリテ合十五両五人扶持、高ニシテ百五石（一本、後五両御加増、廿両五人扶持）トナル、同七年公母心光院殿御附人トナル、利視公同十一年五月院殿御下向御供ニテ、家内共ニ盛岡へ移ル、元文五年九月世子利雄公母貞林院殿御附人トナル」とある。正徳四年（1714）に利幹の乳母で十五両五人扶持だった叔母佐山の名跡として召し抱えられ、享保十一年（1726）五月に盛岡に移住している。

③高橋長左衛門は、六十石の高橋家の人物で、永家といった。事績は「重直公ノ時江戸ニ世孫実信公附御配膳小者トナル、年功アリテ、元禄五年江戸定府刀差ニ召出サレ、四両二人扶持ヲ賜フ、信恩公ノ時、行信公御妾心光院殿御賄役ヲ勤、年功ヲ以テ組付御免トナル、利幹公宝永七年八月二両、正徳三年十一月三人扶持加増、合六両五人扶持、高ニシテ六十石トナル、享保四年十一月麻布ニ於テ死」とある。もと農民であった永家は、元禄五年（1692）に召し抱えられ、享保四年（1719）十一月に亡くなっている。

④大坊嘉藤次は、五十石の大坊家の人物で、正忠といった。事績は「利幹公享保元年十月養子、同二年十二月家督、心光院殿御賄手伝御物書兼帯ヲ勤ム、同九年五月院殿御供ニテ下り、同六月登り、公嫡母真寿院殿附物書ヲ勤ム、利視公同十三年六月院殿御願ニ依テ組付御免ニナル、寛保二年七月世子利雄公夫人松平氏附御広式御留書トナル、宝暦十一年死」とある。享保二年（1717）に家督を継いで、心光院の供として盛岡に同九年（1724）五月に下向するとしているが、心光院の下向は十一年なので、これは誤りだろう。いずれにしろ下向して六月にすぐ江戸にもどり、寛保二年（1742）まで下屋敷に居たことになる。

⑤寺田徳右衛門は、五両五駄二人扶持の寺田家の人物で、福次といった。事績は「重信公ノ時定府

刀差ニ召出サレ、三両二人扶持ヲ賜フ、宝永三年三月死」とある。江戸で召し抱えられ宝永三年（1706）三月に亡くなっている。

⑥仕立師である遠藤茂助は、『参考諸家系図』には記されていないが、『雑書』享保九（1724）年六月二日条に、「御仕立屋太右衛門」が「遠藤茂助」に改名したと五月十九日付で江戸より連絡が来た旨が記されている。よって年代比定は享保九年（1724）以降となる。

以上六人の年代をまとめると、①天和三年から享保十一年（1683～1726）、②正徳四年から享保十一年（1714～1726）五月、③元禄五年から享保四年（1692～1719）十一月、④享保二年から寛保二年（1717～1742）、⑤宝永三年（1706）三月以前、⑥享保九年（1724）以降となる。①から④までは心光院（行信側室）に関する役付で共通点があり、①から④・⑥は、およそ享保年間の共通点がある。ただし、⑤だけ年次が早く他とは合わない。よってこちらも絵図⑬と同じく、後世に記した想像図と考えられる。想定年代は18世紀初め、享保年間（1716～1736）とするのが妥当だろう。『雑書』享保二年（1717）八月二十四日条に「一、江戸去ル十六日已剋より申剋迄巽風大雨強御上屋鋪・御下屋鋪・芝御蔵屋鋪・御茶屋共大破有之由、（後略）」とあるとおり、同年同月十六日に麻布下屋敷が大破しており、本図はこの前後を想定したものと考えられる。

よって改めて近い年代の他図と比較すると、年代順に絵図⑯→⑭→⑬→⑱の順になる。

7) 絵図⑱

絵図⑱に描かれた屋敷地形状は、絵図⑫=⑰に描かれた既知の屋敷地形状と一致する。この事から考えると、絵図⑱もまたその資料名のとおり、麻布下屋敷を描いた図であると判断して問題ない。端書に「文化三年寅年写入 白井元甫 山口氏蔵本」とあるため、絵図の作成年代は文化三年（1806）と考えて大過ない。

『雑書』寛政十三年（1801）一月十五日条には「一、御下屋鋪御普請旧臘出来ニ付、御門是迄南門と相唱え候処、以来表御門と唱候様被 仰出候旨申来、御役人共へも申渡之、」とあり、寛政十二年（1800）十二月に麻布下屋敷で何らかの普請が完成したと、これを画期とし、それまで南門と呼んでいた門を表御門と呼ぶようになったことが分かる。絵図⑱の屋敷地南東隅にある最大の門の名称は「表御門」であり、このことから、同図が寛政十三年（1801）以降のものであることが確定する。なお他の絵図との前後関係については四章七節で合わせて考察したい。

4.5 江戸下屋敷 麻布下屋敷跡の現地保存状況について

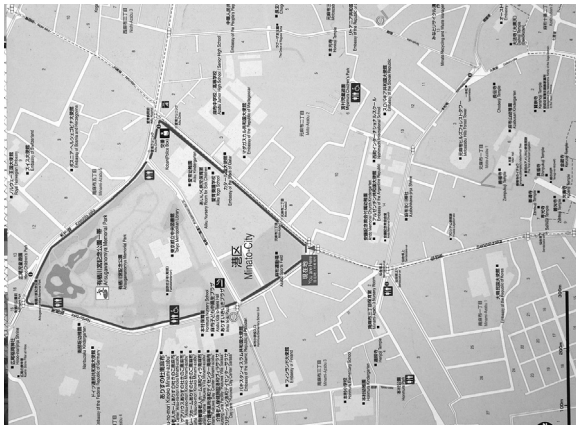
本節では、麻布下屋敷跡の現況から確認できる地形的・空間的な保存・遺存状況について述べる。

1) 麻布下屋敷跡周辺の概要と空間的保存状況

麻布下屋敷跡（有栖川宮記念公園）が立地する南麻布五丁目は、盛岡南部家が参勤交代で常駐していた外桜田上屋敷跡（日比谷公園）から南西に凡そ4km、徒歩で約一時間の距離にある。同地は南に流れる渋谷川によって形成された段丘であり、川が位置する西南方向に傾斜する旧地形が今も残る。麻布下屋敷跡周辺は、住宅地・商業地としての利用が中心となっている他、諸外国の大使館が建ち並んでいることが注目される。日本にある大使館は約百五十で、このうち麻布を抱える港区には大使館が八十二と半数以上にのぼる。港区によると、当地に大使館が多くあるのは、地理的な理由と江戸時代に多くの大名屋敷があったことに関係しているという。開国後、明治政府は国交を結んだ国へ日本での滞在拠点地を提供する必要があったが、当時日本の玄関口である横浜港と明治政府が置かれた江

戸城への道筋にあたる現港区は往来に便利だったこと、また、諸国の大名屋敷地であったことから、政府が接収して宛がうのに都合が良い土地柄であったことも理由とされた。いずれにしろ同地が現代においても諸国の滞在拠点として利用が続いていることに歴史的な縁を感じさせる。

現在の麻布下屋敷跡は、有栖川公園通りを挟んで南西側一帯が有栖川宮記念公園として営まれており、北東側一帯は私立幼稚園・学校、港区立麻布運動場として利用されている。麻布下屋敷跡の平面形は、南西方向に向かって先が細くなる三角形状を呈し、外周一円は車道で囲まれている。北側の車道は長さ約 350 m の平坦な直線路で、西側の車道は長さ約 400 m の外曲がりと内曲がりを伴う緩傾斜



第 48 図 麻布五丁目周辺地図 (図上が北)



第 49 図 『江戸大繪図 (複製)』より抜粋



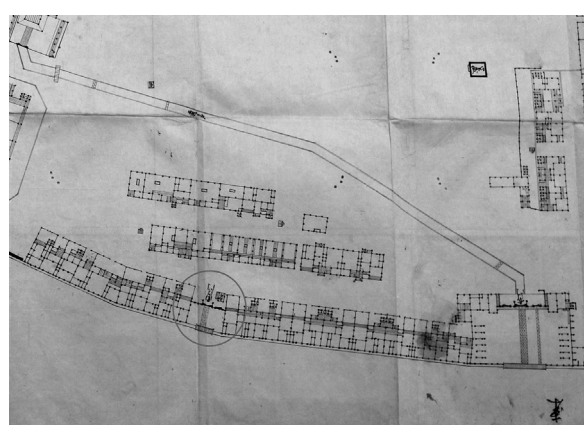
第 50 図 麻布下屋敷跡北側直線道路



第 51 図 南部坂通り



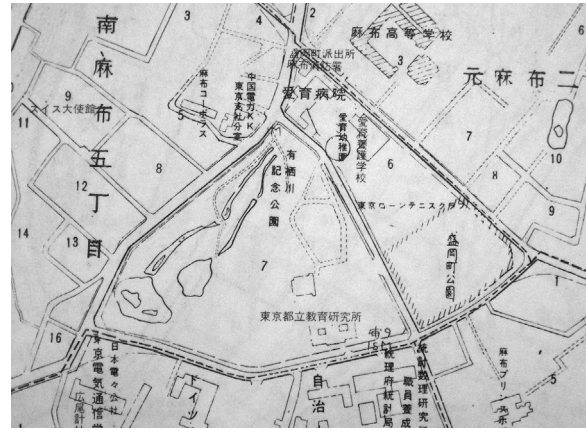
第 52 図 有栖川公園通り



第 53 図 絵図⑫=⑰南御門



第54図 『東京麻布区全圖』（地籍図）
明治四十年（1907）



第55図 『東京23区と伊豆七島・小笠原諸島・硫黄島』昭和四十六年度（1971）

の木下坂通りで、南側の車道は長さ約530 mの内曲がりを伴う急傾斜の南部坂通りが位置し、この三つの通りで大きく敷地が区画されている。延宝七年（1679）制作の『江戸大繪図（複製）』にも、下屋敷の外周には三つの通りが描かれており、敷地の外殻線は今日に至るまで大きく変更されていないことが確認できる（第49図）。なお、同絵図では、南部坂通りの西端側に鉤状を呈した道が描かれているのが確認でき、かつてここには枡形道が通っていたと推定される。この枡形状の道は明治・大正時代の地図に描かれているが、現在同所には枡形の痕跡は確認できない。おそらく、車道整備によって大きく形状が変更されたのだろうと考えられる。

先述のとおり、麻布下屋敷跡は北西-南東を軸線とする有栖川公園通りを境にして土地が二分されているが、近世・近代いずれの地図にも当該通路や土地の分筆線は描かれておらず、昭和以降に土地が切り離されたと考えられる。では、何故この土地を二分する必要があったのか。理由は二つ考えられる。ひとつ目の理由としては、平坦地と傾斜地とで分けたというもの。現在、有栖川公園通りを境に南西一帯は公園地として利用されているが、一部の土地を除き大半は自然的起伏に富んだ傾斜地となっている。対して北東側一帯は私立の教育施設や区立野球場、テニス場として利用されており、この界限全ての土地はほぼ平坦となっている。ところで、この平坦地形はいつからなのだろうか。明治十六年（1883）、陸軍省によって測量された『五千分一東京図測量原図』所収の「東京府武蔵國麻布區櫻田早廣尾早及南豊嶋郡下澁谷村近傍」の地図には等高線が描かれており下屋敷跡の地形状況が分かる（第56図）。同地図に記載された下屋敷跡の標高を見ると、北東側の敷地一帯は約27.6から約29.2 mであり、近代頃ではほぼ平坦を呈していたと推測される。なお、近世下屋敷を描いた絵図にも、敷地の北東側に建物が集中して描かれていることから、同時代においても同所は既に平坦であった可能性が高いと考えられる。次にふたつ目の理由として分筆線の起点が通路と関係しているというものだ。近世から大正時代までの絵図等地図類史料では、敷地内を縦断する同通路は確認されていないため、当然後になって造られた道であることは間違いないと思われる。ところで、起点となる通路設置のきっかけは何だったのか。鍵は絵図⑫=⑰にあると思われる。同絵図を確認してみると敷地南東角部に位置する「表御門」から西側に少し離れたところにもう一つ小型の「南御門」が描かれている（第53図）。この「南御門」は屋敷地の南に沿う街道南部坂通りへ接続するための通用口であったと考えられているが、注目すべきは門の位置である。表御門からの距離に加えてやや内角する位置に門が描かれているが、この場所は明治十六年以降の地図で確認される南方向につながる通路正面付近で、現



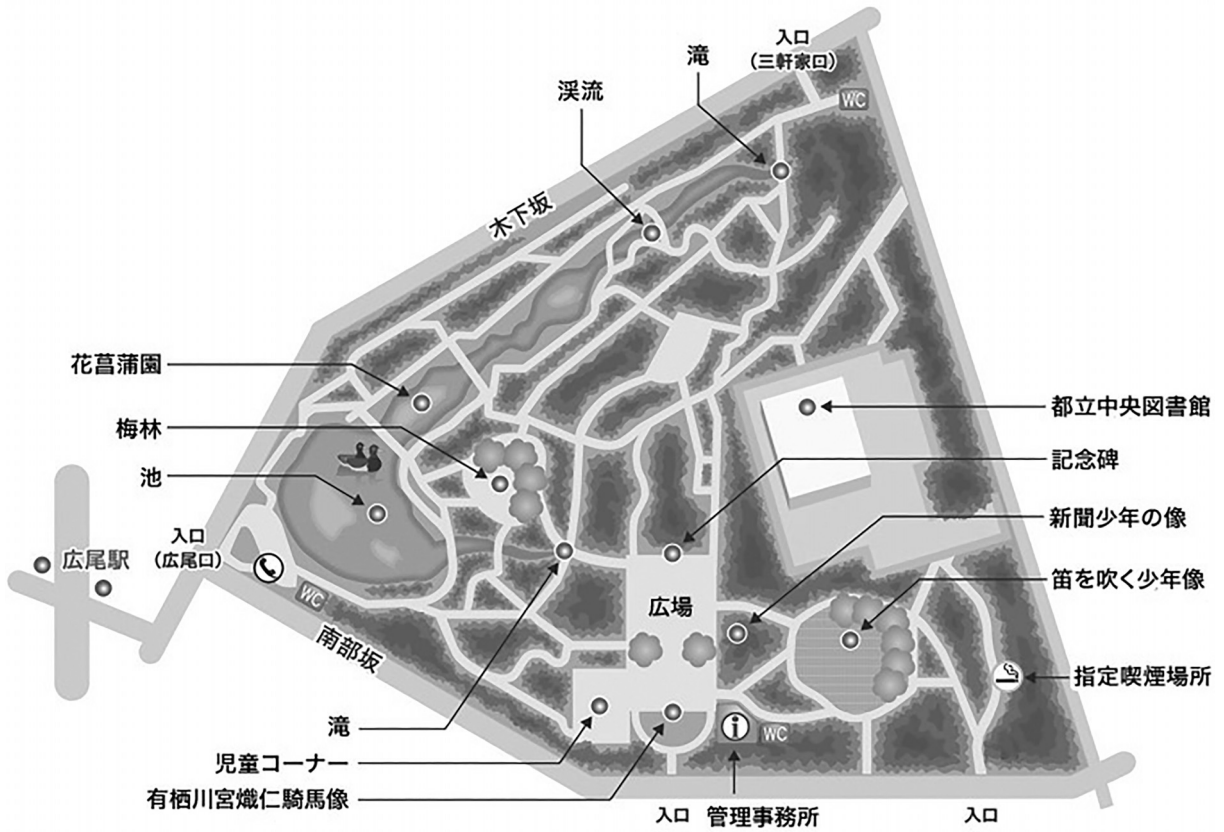
第 56 図 「東京府武蔵國麻布區櫻田甲廣尾甲及南豊嶋郡下漕谷村付傍』『五千分一東京図測量原図』
明治十六年（1883）測量陸軍省 国土地理院所蔵

有栖川公園通り南の十字路にあたる。つまり、現在の土地が二分されたもう一つの理由として、敷地の中間に屋敷の「南御門」があったことと、正面に辻道が位置していたことから、同地が土地分筆線の起点となったと考えられる。

2) 麻布下屋敷跡内の地形的保存状況（有栖川宮記念公園を中心として）

有栖川宮記念公園は麻布台地丘陵の自然景観を生かした公園で、面積は約6万7千㎡を測る。公園の管理は港区まちづくり課が担っている。公園南東側は平らな面が広がっており、中央寄りには都立中央図書館が位置している。ドイツ大使館に面した広場には公園のシンボルと言える「有栖川宮熾仁親王の騎馬像」をはじめ、歴史的なモニュメントが複数建てられている。地形は起伏に富み、西南に向かって大きく傾斜し、東側の高台から西側の低地までの落差は十数mに及ぶ。西側一帯には丘や溪流、滝、池など変化に富んだ景観が見られる日本庭園が広がっており、西端に位置する池とこれに連なる溪流などの水辺には、野鳥や水鳥の姿を見ることができる。また、園内は豊かな緑が広がり、ウメやサクラ、区の木であるハナミズキ、区の花のアジサイの他、ハナショウブ、イチヨウ、モミジなど四季を通じて鑑賞できる樹木が植栽されている。

本文からは公園内における地形的な保存状況について考察を行うが、ここでは自然地形を残していると思われる庭園空間に限定した上で時代毎の絵図・地図の比較をする。まず「池」についてである。第57図（現代）、第56図（明治）、第58図（近世）いずれも位置は変わってなく、中島が二つという内訳も同じである。なお、第58図では小さい中島の方に弁天堂の記載がある。次に池に向かっ



第 57 図 有栖川宮記念公園施設案内 MAP (港区作成)



第 58 図 絵図②庭園池付近

て北東から伸びる「長い溪流」と南東をからつながる「短い溪流」であるが、第56図だけが短い溪流の様子が判然としないが、それ以外は大体同じである。次に池の北東にある高台部分であるが、ここは結論から言うと池や溪流を含めた庭園一帯を一望できる場所であることから、園内随一の景勝地となる。同所は現代では第57図のとおり梅林が広がる平場となっている。続いて第56図の明治時代では「茅」と書かれているのみで、どのような性格の場所だったか判然としない。第58図の麻布下屋敷時代では、「御亭」と記載された建物が位置しており、建物の下方は「原」と記載が見える。庭園地区内に立木と書かれている箇所が多い中で、この地だけは眺望を損ねることのないように立木が生えないよう手入れがされていたと推定される。なお、敷地の縁辺部は「立木」と書かれている箇所



第59図 有栖川宮熾仁親王の銅像



第60図 東京都立中央図書館



第61図 池と中島



第62図 人工滝



第63図 石畳通路(矢穴有)



第64図 傾斜地の散策路

が多い中で、この地は眺望を損ねることのないように立木が生えないように手入れがなされていたと推定されよう。最後に通路である。第57図は記載がないため、第57図と第58図のみの比較となる。第57図にあるように現代の公園散策として利用される園内通路が縦横無尽に通っているが、多くの道は近年に造られたものと思われる。一方、縁側の道については、ほとんどが自然地形でなおかつ土の道となっている。第58図でも確認できるように、この道は庭園の外縁を一周するようになっている。ちなみに、筆者の所見であるが、土手道に限って言えば、第58図の様相は現代まで残っている可能性が高いと思われる。なお、園内通路の所々には石畳が敷かれているが一部の石材には石を割るための矢穴が確認されている。矢穴は幅10cmに満たないことから、比較的新しい時代のものと思われるが、石質も含め改めて園内の石材調査を行う必要があると考える。

4) おわりに

以上で現地視認による下屋敷跡の空間的・地形的な保存状況の概要報告を行ったが、このたびの調査によって驚いたことは都市化が進む首都の中心部において、大名屋敷地としての歴史的空間が今日まで良好に保存されていることである。保存された背景については宮家邸宅であったこと、また、その後も公園として利用されたことが大きな理由として挙げられるが、これは極めて稀な事例であると言っても過言ではない。ついては、同所において引き続き保存がなされていくことと、機会があれば土地に対する考古学的調査が実施されることを切に願う。

4.6 江戸下屋敷「新館建設用地」出土の陶磁器

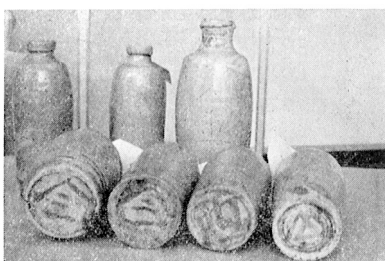
昭和四十五年（1970）に東京都立日比谷図書館（当時）の新館建設工事がおこなわれ、用地内から多数の陶磁器が採集されている。この経緯については『新館建設用地の沿革と発掘品について』（都立日比谷図書館新館企画係1971）に記されている。前稿に記したように、この出土品は現在、保管先を確認できておらず、現物にあたることのできない資料である。幸い『新館建設用地の沿革と発掘品について』には若干の解説が付された出土品の集合写真が掲載されており、その概要を伺うことができる。陶磁器関係では12葉の写真が掲載される。他に「瓦類」「鉄具」「硯」などの写真もあるが、ここでは、陶磁器についてのみ扱う。判の小さい掲載写真のみを基にした観察であり、確定できない要素が多く、概略のみを示した結果になることをお断りしておく。なお、本稿に示した写真は「新館建設用地の沿革と発掘品について」から転載したものである（第65図）。キャプションは原本のままであるが、掲載順、写真番号は変更している。

写真1・2は灰釉の「高田徳利」の集合写真である。写真2には外底面の墨書が示されている。屋号等を記したものであろう。高田徳利は美濃産。時代は19世紀前半ということになる。写真3は「茶碗類」として陶磁器の碗、小杯、猪口が示される。器外面が明瞭に映っておらず、陶器、磁器の区分すら難しいが、端反の染付碗が見受けられ、19世紀前半代の肥前又は瀬戸産の染付碗と推測される。解説には「盛岡の山蔭、花古焼も入っていると思われる」と記されるが、江戸消費地での出土の可能性は低いと考える。また、右上の碗は瀬戸・美濃産陶器の刷毛目碗と見て取れる。内面の斑状の刷毛目が確認できる。19世紀前半の所産と思われる。写真4は「皿類」とされる。大皿が1点見え、他にはなます皿、小皿、型おこしの角形の皿が見える。なます皿は、輪花の型おこし皿で見込みに山水文が施され、19世紀前半代のものと推測される。角形の型おこし皿は19世紀中葉まで時期が下ると推測される。写真5は「神仏具」とされる。染付の仏花器、蜻唐草文のらっきょう型の瓶が見える。おそらくは肥前産で、19世紀前半頃の年代と推測される。他は陶器の燈明具類でひょうそく、燈明

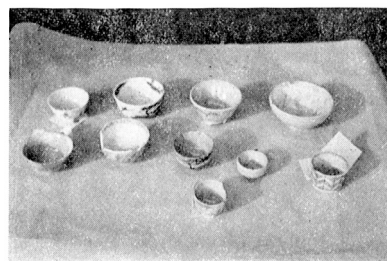
受皿が見て取れる。釉色は定かではないが、透明釉あるいは鉄釉が施されているように見える。産地の言及は難しいが19世紀前半のものと推測される。写真6は「蓋」とされる。土瓶の蓋、染付の段重・鉢の蓋、落とし蓋と思われる陶器の蓋も見て取れる。右下は蓋ではなく染付の油壺であろうか。個々の陶磁器の年代の言及は難しいが、土瓶蓋は土瓶が盛行する19世紀前半以降のものであろう。写真7は「油壺とそばのつゆ受け」とされる。「油壺」は19世紀前半頃の瀬戸・美濃産陶器の鉄釉徳利と推測される。「つゆ受け」は染付の猪口で肥前産と推測される。底面の形態がわからず、年代を特定できないが、矢羽文が盛行する19世紀前半に属する可能性が高い。写真8「土びん」は5個体の完形の土瓶が映る。産地の特定は難しいが、いずれも19世紀前半以降のものであろう。写真9は「片口(左)と火鉢の下半分(右)」とされる。左端の片口鉢は瀬戸・美濃産の灰釉片口鉢と推測する。18世紀～19世紀前半のものであろう。他の「片口」とされるものは判別が難しいが、瀬戸・美濃産陶器の練鉢、大皿と推測される。左端2点が「火鉢の下半分」とされるものであろう。左端後方は染付か鉄絵が施され楼閣の文様が見て取れる。左端前は内面下半が無釉であることが確認できる。双方と



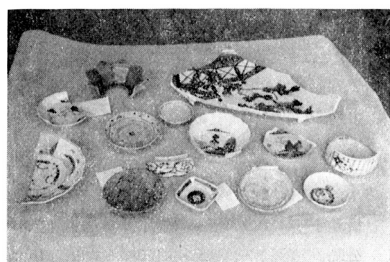
酒徳利 その1 写真1



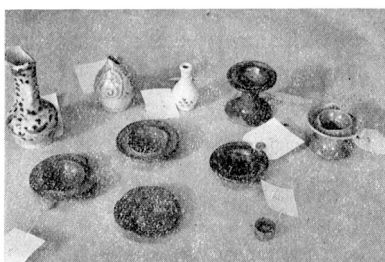
酒徳利 その2 写真2



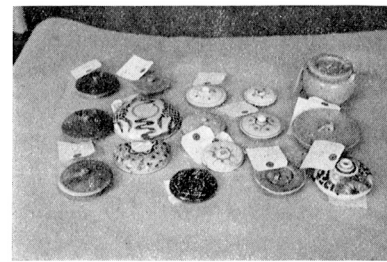
茶碗類 写真3



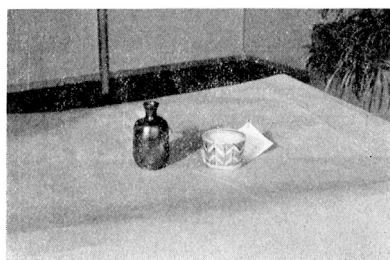
皿類 写真4



神仏具 写真5



蓋 写真6



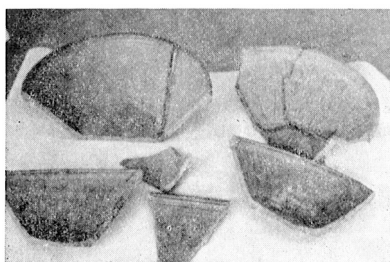
油壺ともしそばのつゆ受け 写真7



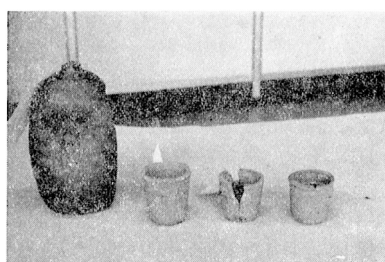
土びん 写真8



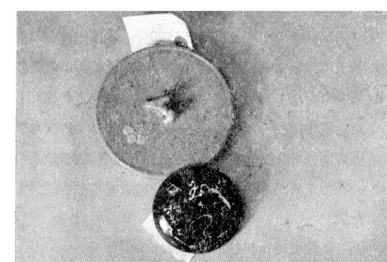
片口(左)と火鉢の下半分(右) 写真9



すり鉢 写真10



壺と盃やうのもの 写真11



「びんつけ香油入れの蓋」 写真12

第65図 『新館用地の沿革と発掘品について』掲載の出土陶磁器

も火鉢よりも植木鉢の可能性が高く、時期は19世紀前半のものと推測する。写真10は「すり鉢」とされる。見て取れる特徴から、いずれも焼き締め陶器の堺系播鉢と判断される。時期は特定できないが、使用が盛行する19世紀前半の可能性が高いと考える。写真11は「壺と盃のようなもの」とされる。「壺」は体部がへこんでいることが見て取れ、へこみには人形の形があるようにも見える。瀬戸・美濃産陶器の「ぺこかん徳利」と推測する。時期は19世紀前半のものであろう。「盃のようなもの」は解説に「素焼」と記されており、焼塩壺と判断される。刻印の有無は写真でははっきりしない。写真12は「びんつけ香油入れの蓋」と記される。文中では「すみよし町 高かつら 令松本仕入」の文字入の蓋とあり、文化年間の川柳にも読まれた商店の鬢付け油の蓋と説明している。写真ではこの文字が陽刻の様にも見え、陶器生産地で施された文字の様にも思えるが詳細は不明である。化粧道具に限定すれば、「白粉入れ」の蓋と解せる器形である。また、一緒に写っている「つぼの蓋」は金属製の様にも見えるがこれも詳細不明である。出土品は大部分が「地下3m, 広さ約30㎡」の範囲から出土したと記され、狭い範囲から集中して出土したものと理解される。深さと面積から、「地下式土坑」等に一括廃棄された遺物の可能性も推測される。陶磁器は19世紀前半のものが大部分で、19世紀中葉まで下るものも幾つかみられる。

まとめると、これらの陶磁器は盛岡藩江戸下屋敷で使用され、幕末期に地下式土坑などに一括廃棄されたものと位置付けたい。

4.7 江戸下屋敷 屋敷の変遷

本節では主に近世段階の麻布下屋敷の災害歴と普請履歴の整理することによって屋敷内部の変遷の具体を明らかにしたい。また麻布下屋敷の被災歴や普請履歴は、外桜田上屋敷のそれと強い相関性をも持っている。このためここでは両屋敷の改変歴を合わせて整理し、この中に各絵図をどのように位置づけることが可能であるのかについて考えていきたい。

1) 絵図⑫=⑰と絵図⑱の新旧関係

麻布下屋敷の災害歴と普請履歴を整理するにあたり、いくつかの問題の整理を行う必要がある。

一つ目は、年代が未詳な絵図⑫=⑰の成立年代についてである。この問題を考えるにあたり重要になるのが四章四節でも指摘した『雑書』寛政十三年（1801）一月十五日条であろう。同日条には「一、御下屋鋪御普請旧臘出来二付、御門是迄南御門と相唱え候処、以来表御門と唱候様被 仰出候旨申来、御役人共へも申渡之、」とあり、寛政十二年（1800）十二月以降はそれまで南御門と呼んでいた門を表御門と呼ぶようになったことがわかる。絵図⑱以外にも屋敷内の門名称を示している絵図として、絵図⑫=⑰と絵図⑬があるが、各図面に記載された門名称を整理すると第6表の通りになる。既知の図面で知りうる限り、麻布下屋敷最大の門は全時代を通じ、南部坂通りに面した屋敷地南東隅に位置する門だった。またこれを補足する形で同じく屋敷地南辺の南表長屋の中央付近に建てられた小型の門や、東表長屋中央付近に建てられた小型の門などがあった。絵図⑬は資料中に年代が書かれておらず、成立年代が未詳の図面であるが、四章四節五項の分析によって延享二年（1745）二月十二日以前

第6表 各絵図の門名称

| 絵図名 | 屋敷地南東隅の最大の門 | 南表長屋内の門 | 東表長屋内の門 | 敷地内の御殿棟数 | 敷地内の様相 | 備考 |
|-------|-------------|---------|---------|----------------|-----------|--------------------|
| 絵図⑬ | 名称記入なし | 御末御門 | 裏御門 | 不明 | 不明 | 延享二年（1745）二月十二日以前か |
| 絵図⑱ | 表御門 | 御末御門 | 裏御門 | 一棟（名称不明） | 西端から七割が庭園 | 文化三年（1806）確定 |
| 絵図⑫=⑰ | 表御門 | 南門 | 東御門 | 二棟（富士見御殿・並木御殿） | 西端から五割が庭園 | 寛政十二年（1801）十二月以降確定 |

の成立が予想されている。残念ながら同絵図では屋敷地南東隅の最大の門には名称が記入されていない。一方文化三年（1806）の成立が確定的な絵図⑱は事実、屋敷地南東隅の最大の門の名称が「南御門」となっており、『雑書』寛政十三年（1801）一月十五日条の内容と整合する。

問題は同じく同門の名称が「南御門」であり、寛政十二年（1800）以降の成立が確定的な絵図⑳＝㉑と、文化三年（1806）の成立が確定している絵図⑱の前後関係である。これについて確証は無いわけだが、屋敷地東南隅の最大の門以外の門の名称や、敷地内の空間利用のあり方から推論して、絵図⑱が古段階で絵図⑳＝㉑が新段階であると考えたい。

第6表の整理でも明らかな通り、絵図⑱を古段階、絵図⑳を新段階と考えると、南表長屋内の門名称は「御末御門」から「南門」へ、東表長屋門の「裏御門」から「東御門」へと自然に変異する。一方で、絵図⑳＝㉑を古段階とし、絵図⑱を新段階とすると、南表長屋内の門名称は「御末御門」→「南門」→「御末門」、東表長屋内の門名所は「裏御門」→「東御門」→「裏御門」と変異することになり、違和がある。また敷地内の空間利用の変遷から推論しても絵図⑱を古段階とし、絵図⑳＝㉑を新段階と考えた方がより調和的であろう。

資料中の記載で麻布下屋敷内の御殿棟数が二棟になるのが確定的なのは『雑書』文化十一年（1814）十月十七日条で、「（前略）先便申来候通麻布三軒屋より出火之处、飛火にて御下屋敷馬喰馬差置候既へ附、夫より両御殿へ火移り詰合之者共色々相防候得共、西北風烈敷如何様ニも防留兼大火ニ罷成、御住居向不残焼失、（後略）」とあることから、この段階でいずれかの名称の二棟の御殿が存在していたことがわかる。

またこの二棟の御殿の名称が富士見御殿・並木御殿で確定的になるのは1840年代半ば頃になるようだ。並木御殿の名称の初出は『内史畧』后十二の嘉永元年（1848）正月の記事で、「一、土沢昌次郎 小野寺伝八 並木御殿御造営御用出精相務 且思召の御旨被為有候に付 務中御金方被下置之」とある。並木御殿普請に際し、関係者に褒美が与えられた記録が残されているわけだが、これが新築工事であったか、改修工事であったのかは不明である。また既に二棟の御殿が存在し、これを改称したうえでの改修工事である可能性もあるわけだが、資料上ではこれ以上のことは分からない。富士見御殿の名称の初出は『内史畧』后十八の記事で、安政二年（1855）十月二日の地震被害をまとめたものである。これによると「（前略）大地震にて御上屋敷御殿不残潰れ 御長屋通も潰れ 御近辺より出火有之 御屋敷よりも出火に付 御上屋敷不残御焼失に相成 太守様無御差障 御下屋敷へ御立退（中略）麻布御下屋敷へ御立退 富士見御殿御表御祝の間 当分安坐被遊（後略）」とある。この事から考えると1840年代から1850年代あたりには間違いなく富士見御殿・並木御殿による二棟体制が確立されていたということが分かる。以上の整理を帰結させると、寛政十二年（1800）十二月以降の成立が確定的な絵図⑳＝㉑も、19世紀半ば以降の資料としてとらえるのが妥当である。

2) 元禄十五年（1702）二月十一日大火段階の「重信様御家」

二つ目の検討として、元禄十五年（1702）二月十一日の大火段階で麻布下屋敷内に二棟の御殿があったのかという問題について考えたい。

『雑書』元禄十五年（1702）二月十九日条には「一、於江戸去十一日辰内藤宿より出火、北風烈青山宿・百人町・麻布・式本榎・三田・芝・品川・鈴ヶ森迄焼失、酉刻火鎮申由、右之火事にて御下屋敷御本屋、重信様御家、其外惣長屋・御山御茶屋不残焼失、御道具入候御土蔵ハ何も残申由、雑物入候御土蔵ニ焼失候得共、御道具不残相出申由、芝御蔵屋敷別条無之由、依之 重信様・主税様（南部政信）洪屋御殿へ御退、若殿（久信）様御上屋敷へ被為入、奥様ニは毛利甲州様へ被為入れ、主計様（南部勝信）

ニは白銀御屋敷へ御退、何も様御恙御御座候旨、去十二日付北九兵衛より申来」とある。つまり元禄十五年（1702）二月十一日の火災によって、御下屋敷本屋（当時の藩主信行の別邸）や、重信様（先代藩主、隠居状態）御家、庭園内にあった御山御茶屋などが全焼したことがわかる。

この内容が事実だとすると、麻布下屋敷内の御殿棟数が元禄十五年（1702）二月十一日以前は二棟となり、この後の先程検討した絵図⑱（文化三年（1806））の段階で一棟になり、さらにその後の絵図⑫=⑰の段階で再度二棟になったということになる。一見すると奇異な変遷にも見えるが、上述の『雑書』元禄十五年（1702）二月十九日条の記述で、「重信様御家」に前後する「御下屋敷本屋」や「御山御茶屋」も麻布下屋敷内にあったことが確実であることから考えると、やはり重信の隠居屋敷のみがこの敷地外にあったとは考え難い。このように考えていくと、やはりこの段階では、麻布下屋敷の敷地内に二棟の御殿が存在したと考えた方が良いだろう。ただし、この二棟の御殿は決して大規模なものではなく、比較的小さいものだったということも推論できる。より後年に作られた絵図⑱の状態を見れば明らかのように、元禄段階の麻布下屋敷もまた敷地の七割程度が庭園空間であったと考えられる。残りの三割程度の平場に二棟の御殿を建てただろうことから考えると、後年の絵図⑫=⑰に描かれたような大型の二棟ではなかった蓋然性が高い。

3) 絵図⑮「麻布御屋敷図」の資料の正否

三つ目の検討として、絵図⑮は本当に麻布下屋敷を描いた絵図なのかを考える必要がある。四章三節で紹介した通り、絵図⑮は「元禄十五壬午歳 麻布御屋敷 御屋形之絵圖入」と書いた和紙袋に入れられた史料で、絵図の端書には元禄十五年（1702）三月吉日の日付が入っていた。この絵図⑮の元禄十五年（1702）三月の日付と、絵図⑯の同年七月四日の日付は極めて近接しているわけだが、両図に描かれた屋敷の内容はあまりにも違う。このため、二枚の絵図面が共に実際に存在したとは考え難く、いずれかが麻布下屋敷以外の屋敷を描いているか、ないしは麻布下屋敷を描いていたとしても計画図で終わり、実施には至らなかった案の一つであるなどの解釈をしなければ理解が難しい。

また、四章四節で指摘した通り、絵図⑮に描かれた一棟の御殿の内容は、他の麻布下屋敷の御殿を書いた絵図と類似しない。御殿の内容や性格のみならず、部分的ではあるものの描かれている屋敷地の輪郭形状や、御殿の位置や規模などの関係性もやはり整合しない。加えてこれも四章四節で指摘した通り、絵図⑮は本来江戸下屋敷では重要視することがない表の空間を重要視している点も奇異である。他にも三角形に近い菱形という歪な麻布下屋敷の屋敷地の中に、敢えてほぼ方形に板塀ないしは土塀を廻し、圍繞する必要があるのだろうかという問題や、絵図⑮には江戸の大名屋敷にはほぼ必ず存在する表長屋が存在しないなど、多くの違和を指摘できる。このように考えると、絵図⑮をこれまで検討した麻布下屋敷の変遷の中に位置づけることは難しい。このためここでは絵図⑮は麻布下屋敷を描いた絵図ではないという判断を下したい。

なお絵図⑮がいずれの屋敷を描いた絵図なのかについても検討したが、これを特定することはできなかった。元禄十五年（1702）段階で盛岡藩は麻布に複数の屋敷地を所持している。現在分析を行っている麻布一本松の江戸下屋敷の他に、麻布今井村には江戸常府の藩お抱え医師の為の屋敷地なども所持している。しかし、この土地は絵図⑮に描かれた御殿が入るほどの坪数が無い。他にも麻布ということに拘らず、同年段階で盛岡藩が所持していた芝田町、渋谷、白銀の屋敷や、あるいは同藩から幕府へと出仕した旗本らが所持していた三田寺町や麴町の屋敷かとも考えたがいずれも整合しなかった。

第7表 外桜田上屋敷・麻布下屋敷改変歴

| 西暦 | 年代 和歴 | 麻布下屋敷 | | 外桜田上屋敷 | |
|------|--------------|---|----------|--|------------------------------|
| | | 改変 | 絵図・備考 | 改変 | 絵図・備考 |
| 1600 | 慶長五年 | | | 屋敷地拝領（南部史要全） | |
| 1644 | 寛永二十一年十月 | | | 江戸上屋敷御普請人足式百人今日上ル（雑書寛永二十一年十月十四日条）具体の工事内容は不明 | |
| 1649 | 慶安二年十一月頃 | | | 江戸御家破損繕普請相済（雑書慶安二年十一月十七日条） | |
| 1656 | 明暦二年 | 相對替えにて屋敷地入手（南部史要全） | | | |
| 1657 | 明暦三年一月十九日 | | | 明暦大火 江戸上屋敷類焼（南部史要全、雑書寛文八年二月八日） | |
| 1666 | 寛文六年十一月二十八日 | 江戸御下屋敷火事出来、御長屋土蔵ばかり残る（篤焉家訓） | | | |
| 1668 | 寛文八年二月一日 | 大火 桜田、麻布の両屋敷皆類焼（南部史要全） | | 大火 桜田、麻布の両屋敷皆類焼（南部史要全） | |
| 1724 | 享保九年七月十三日 | | | 御馬屋前二掘抜井戸完成（雑書享保九年七月二十一日条） | |
| 1676 | 延宝四年八月十二日 | 大風雨 御上屋鋪・中屋鋪・下屋鋪、御屋根所々吹きおろし御屋根（雑書延宝四年八月二十四日条） | | 大風雨 御上屋鋪・中屋鋪・下屋鋪、御屋根所々吹きおろし御屋根（雑書延宝四年八月二十四日条） | |
| 1684 | 貞享元年四月頃 | 江戸御下屋敷御山之内、太子堂前二護摩堂御立被成（雑書貞享元年五月一日条） | | | |
| 1693 | 元禄六年十月十三日 | | | 御上屋出火御家無残焼失（雑書元禄六年十月十九日条）被害箇所は御家、表御門、北御長屋、中御長屋等 | |
| 1694 | 元禄七年四月十一日 | | | 江戸桜田御屋敷御作事出来（雑書元禄七年四月廿日条） | |
| 1697 | 元禄十年三月二十三日 | 火事 麻布の屋敷類焼す 同年夏屋敷建築成る（南部史要全） | | | |
| 1699 | 元禄十二年八月十五日 | 大風雨 御下屋鋪破損大分出（雑書元禄十二年八月二十六日条）被害箇所は不明 | | | |
| 1702 | 元禄十五年二月十一日 | 大火 御下屋敷本屋、重信様御家、其外惣長屋・御山御茶屋不残焼失（雑書元禄十五年二月十九日条） | 二棟確定 | | |
| | 元禄十五年三月頃 | 下屋敷新築図面完成（雑書元禄十五年三月二十九日条） | | | |
| | 元禄十五年五月頃 | | | 御上屋鋪御末御繕御普請出来（雑書元禄十五年五月十九日条） | |
| | 元禄十五年五月二十五日 | 江戸御下屋敷柱立五月廿一日、同廿五日棟上首尾能相済候由（雑書元禄十五年六月七日条） | | | |
| | 元禄十五年七月二十四日 | | 絵図⑩（一棟か） | | |
| | 元禄十五年八月三十日 | 大風 屋敷大に破損す（南部史要全） | | | |
| | 元禄十五年十月二日 | 大風雨 御下屋敷新長屋中御長屋五十軒之内式拾四間倒、表長屋百軒之内五十間余倒（雑書元禄十五年十月十一日条） | | 大風雨 御上屋敷破損（雑書元禄十五年十月十一日条） | |
| 1703 | 元禄十六年十一月二十二日 | 地震 桜田、麻布の両屋敷大に破損す（南部史要全） | | 地震 桜田、麻布の両屋敷大に破損す（南部史要全） | |
| 1704 | 宝永元年六月 | | | 江戸御上屋敷普請六月中にも相済申間敷と申事（後略）（雑書宝永元年四月二十四日条）具体の工事内容は不明 | |
| 1707 | 宝永四年一月二十九日 | 大火 北之方御囲之板塀五十間余、仮御馬屋等々所焼失、其外御本屋は別条無之旨（雑書宝永四年二月十五日条） | | | |
| | 宝永四年十一月十九日 | | | 隣接する秋田信濃守の屋敷地を相對替で入手、屋敷地を拡張する（雑書宝永四年十一月二十八日条） | |
| 1716 | 正徳六年四月十六日 | | | | 絵図①（=宝永四年 - 正徳六年以前か）、 絵図② |
| 1717 | 享保二年八月十六日 | 風大雨 御上屋鋪・御下屋鋪・芝御蔵屋鋪・御茶屋共大破（雑書享保二年八月二十四日条） | | 風大雨 御上屋鋪・御下屋鋪・芝御蔵屋鋪・御茶屋共大破（雑書享保二年八月二十四日条） | |
| 1731 | 享保十六年四月十五日 | | | 出火 御屋敷不残焼失之由、桜田辺不残焼失由（雑書享保十六年四月二十四日条） | |
| | 享保十六年六月二十七日 | 小火 御下屋敷南表長屋庇二間程、幅二尺程焼失、風も無之、早速消留（雑書享保十六年七月四日条） | | | |
| 1732 | 享保十七年二月十二日 | | | 火事 普請中の江戸上屋敷 表仮御門、板囲六間分焼、其外長屋等別条無御座候（雑書享保十七年二月二十二日条） | |
| | 享保十七年九月二十五日 | | | 普請出来（雑書享保十七年十月三日条） | |
| 1739 | 元文四年六月頃 | 於江戸、御下屋敷外側塀御普請有（雑書元文四年六月十二日条） | | | |

| 年代 | | 麻布下屋敷 | | 外桜田上屋敷 | |
|------|-------------|---|------------------------------------|--|----------------------------|
| 西暦 | 和歴 | 改変 | 絵図・備考 | 改変 | 絵図・備考 |
| 1740 | 元文五年三月頃 | 表御門普請（雑書元文五年二月二十七日条） | | | |
| | 元文元年十一月頃 | 江戸御下屋敷普請出来（雑書元文五年十一月十一日条） | | | |
| 1741 | 寛保元年九月頃 | 御下屋敷御玄関前栗石、去年御普請後石高二で鋪兼延引候処（後略）（雑書寛保元年九月十一日条） | | | |
| 1743 | 寛保三年 | 江戸御長屋通御屋根、去年表通片屋根相繕、内通御屋根相繕（雑書延享元年三月三日条） 外桜田上屋敷か麻布下屋敷かの特定はできず | | 江戸御長屋通御屋根、去年表通片屋根相繕、内通御屋根相繕（雑書延享元年三月三日条） 外桜田上屋敷か麻布下屋敷かの特定はできず | |
| 1745 | 延享二年二月十二日 | 火事 麻布御下屋敷類焼 御殿・御長屋通并御土蔵十二内五、辻番所二ヶ所類焼（雑書延享二年二十日） | | | |
| 1746 | 延享三年十二月 | 御下屋敷普請出来（雑書延享三年十二月二十五日条） | | | |
| 1747 | 延享四年八月二十五日 | | | | |
| 1766 | 明和三年十一月頃 | 御新造様御殿竣工（雑書明和三年十一月九日条） | 絵図⑩（一棟か） | | |
| 1772 | 明和九年二月二十九日 | | | 明和火火 江戸御上屋敷類焼（雑書明和九年三月五日条）御殿并三御門御長屋通り不残焼失 | |
| | 明和九年八月二日 | 大風雨 上下御屋敷大破（雑書明和九年八月十三日条） | | 大風雨 上下御屋敷大破（雑書明和九年八月十三日条） | |
| 1773 | 安永二年二月二十九日 | | | 大火 桜田の屋敷類焼す（南部史要全） | |
| 1774 | 安永三年四月七日 | | | 江戸御上屋敷普請出来（雑書安永三年四月十三日条） | |
| 1784 | 天明四年七月二日 | 御下屋敷御繕出来（雑書天明四年七月十六日条） | | | |
| 1793 | 寛政五年八月六日 | | | 江戸御上屋敷表御門御用材木剪出方并為御登方御用懸被（雑書寛政五年八月六日条） | |
| 1794 | 寛政六年一月十日 | | | 火事 正月御上屋敷類焼（内史略后五）、御殿・御長屋・御土蔵共、不残類焼二付（後略）（雑書寛政六年一月二十一日条） | |
| | 寛政六年六月二十六日 | | | 御上屋敷御開通御普請出来（雑書寛政六年七月三日条） | |
| 1800 | 寛政十二年十二月頃 | 御下屋敷普請旧臘出来二付、御門是迄南御門と相唱候処、以来表御門と唱候様被（寛政十三年一月十五日条）また当夏より御下屋敷御長屋通御普請とある | | | |
| 1806 | 文化三年一月十八日 | | | 文化火火 江戸上屋敷類焼か | 絵図⑧・絵図⑨（＝元文五年頃から文化三年一月以前か） |
| | 文化三年三月四日 | | | | 絵図③＝⑦ |
| | 文化三年七月以前 | | 絵図⑱（一棟確定） | | 絵図④＝⑥、絵図⑤ |
| 1814 | 文化十一年十月九日 | 御下屋敷御殿、御殿通類焼（雑書文化十一年十月十五日条）雑書文化十一年十月十七日条に両御殿とある | 二棟確定 | | |
| 1815 | 文化十二年五月一日 | 御殿通不残御普請出来（雑書文化十二年五月七日条） | | | |
| 1819 | 文政二年十二月二十八日 | | | 火事 御厩長屋並、並ひの長屋不残、表長屋不残、表御門並御仕切、御家老小屋隣迄焼失 御殿通無恙（内史略后五） | |
| | 文政二年五月二十六日 | | | 類焼 御殿通計焼失にて、表御長屋通りは一棟相残り、九時過火鎮り、御屋敷御無事にて恐悦之御事（雑書文政二年六月九日条） | |
| 1831 | 天保二年四月二十七日 | | | 御上屋敷御厩脇草小屋、御厩後へ御番所一ヶ所出火（雑書天保二年五月五日条） | |
| 1845 | 弘化二年一月二十四日 | 麻布御下屋敷焼失（南部史要） | | | |
| 1848 | 嘉永元年 | 正月江戸屋敷修補報酬 並木御殿御造営御用出精相勤（後略）（内史略后十二） | 二棟濃厚、絵図⑫＝⑬（＝文化三年七月以降は確定、19世紀半ば以降か） | | |
| 1855 | 安政二年十月二日 | 地震火事 下屋敷破損（内史略后十八）富士見御殿と並木御殿の記述あり | 二棟確定 | 地震火事 御上屋敷御殿、御長屋通潰焼失（内史略后十八） | |
| 1856 | 安政三年八月二十五日 | 大風雨 並木御殿瓦飛散、長屋傾、富士見御殿同段、常府長屋大損潰も有之（内史略后十九） | | | |
| 1868 | 明治元年七月 | 屋敷地、建物とも新政府に接収される | | 屋敷地、建物とも新政府に接収される | |

その他の絵図の評価

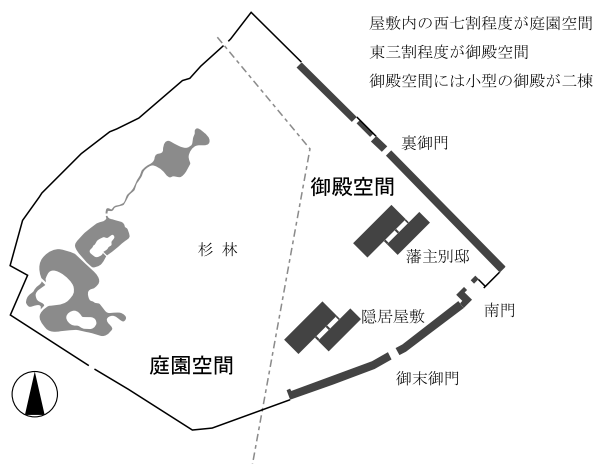
絵図⑩は外桜田上屋敷ではない。絵図⑪は麻布下屋敷ではない。絵図⑬は麻布下屋敷ではない可能性が高い。

絵図⑬・⑭はそれぞれ麻布下屋敷の一時期を想定して作られた想像図である可能性が高いため、上表には記載しない。

絵図⑬の作成年代は19世紀代で、絵図の内容は延享二年（1745）二月十二日以降と比定できる。絵図⑭の絵図の内容は享保年間（1716～1736）と比定できる。

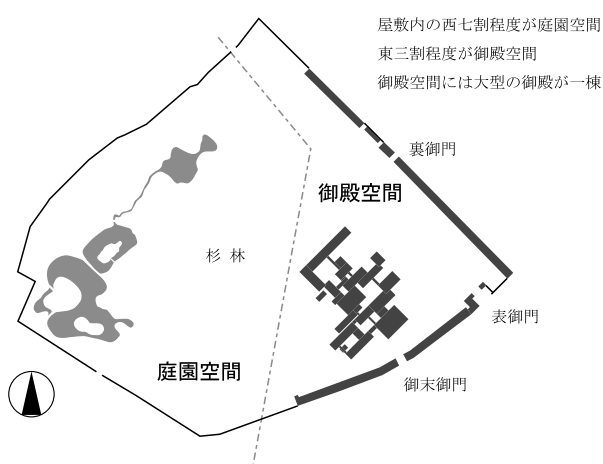
1. 明暦二年（1656）から

元禄十五年（1702）二月十一日まで

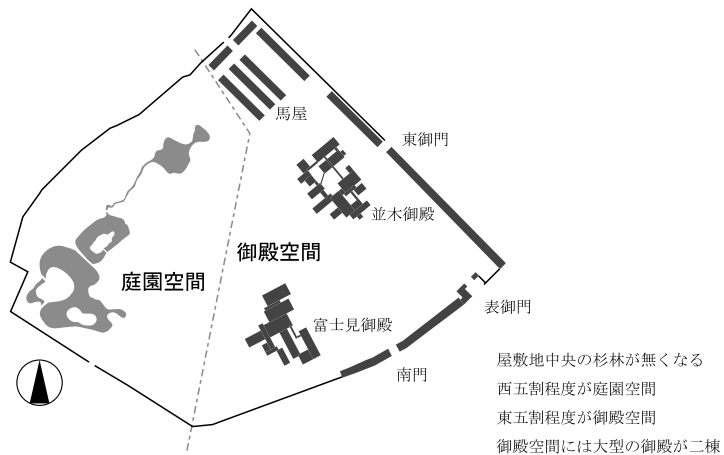


2. 元禄十五年（1702）二月十一日から

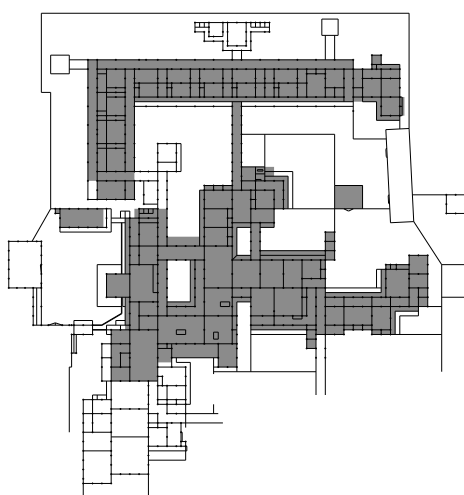
19世紀初頭まで



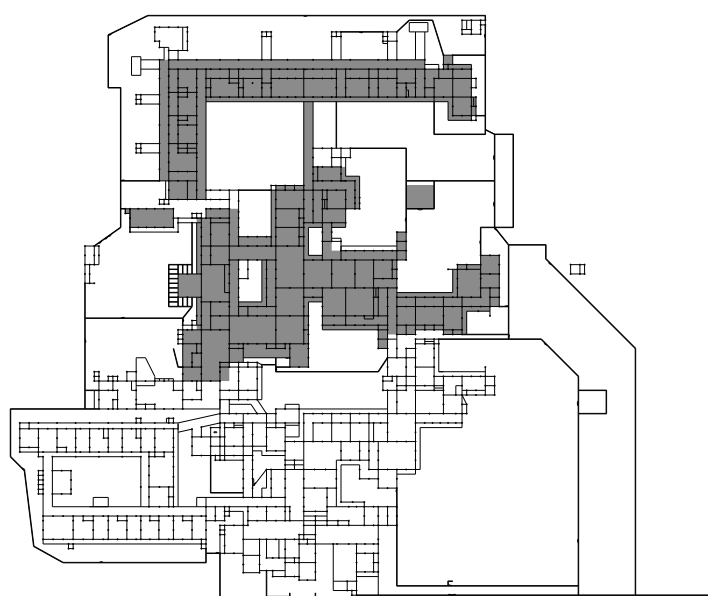
3. 19世紀初頭以降



第 66 図 麻布下屋敷の空間構成とその変遷(模式図)



絵図⑱ 明和三年（1766）



絵図⑲ 文化三年（1806）図下が南東

※ アミかけ部分はほぼ同一

第 67 図 絵図⑱と絵図⑲の比較

4.8 江戸下屋敷 小結

以上、本章では麻布下屋敷と災害歴と改変歴を中心に考察を行った。これを整理すると第7表・第66図の通りになる。屋敷地内の空間の変化は三段階に分けて捉えることができるようだ。

1. 明暦二年（1656）から元禄十五年（1702）二月十一日まで（第66図-1）

屋敷地の西七割程度が庭園空間で、東三割程度の平場が御殿空間。御殿空間には小型の御殿が二棟。

2. 元禄十五年（1702）二月十一日から19世紀初頭頃まで（第66図-2）

屋敷地の西七割程度が庭園空間で、東三割程度の平場が御殿空間。御殿空間には大型御殿が一棟。

3. 19世紀初頭以降（第66図-3）

19世紀初頭に屋敷地中央の杉林が伐採ないしは火災によって無くなり、庭園空間が減少する。

屋敷地の西五割程度が庭園空間で、東五割程度の平場が御殿空間。御殿空間には大型御殿が二棟。

第7表では、新造ないしはほぼ全改修工事に等しいほどの大きな被害にあった年に限定し、網掛けを行った。これを見ると外桜田上屋敷と麻布下屋敷はともに相当の頻度で全壊していることがわかる。明和三年（1766）段階の麻布下屋敷を描いた絵図^⑱と、文化三年（1806）七月段階の麻布下屋敷を描いた絵図^⑲北側の内容はほぼ同内容であり、この期間中の麻布下屋敷は同一の建物を改修、増築しながら使い続けていることが分かる（第67図）。しかし、全体の中で見ると、このように同一の建物を四十年以上使い続けるということは、例外的なことだったようだ。

5. 江戸屋敷と国許の関係

本章では江戸屋敷が国許の諸士や領民にとってどのような存在であったのかについて、建築文化に関係する話題に限定して取り上げてみたい。

5.1 用材の確保

寛永年間頃から幕府や諸藩大名は領内の山林の占有をはじめ、良材の独占を進めた。寛永十二年（1635）に参勤交代制が確立し、江戸の人口が急増すると、木材の需要が高まり、全国の良材が江戸に集められた。江戸は天下の首府として拡大を続けたが、容易に想像できるように木や草や紙など、可燃材料で作られた建物が高密度に建ち並ぶ町並みは、極めて火災に弱く、事実幾度となく焼尽し、そして再建された。大火の他にも台風や大地震などによる災害が相次ぎ、江戸の木材市場は枯渇し、相場は高騰した。当然諸大名は江戸屋敷の再建に関わる用材の確保に頭を悩ませた。

一方、領内に豊富な森林資源を持つ盛岡藩の場合、輸送の手間と費用を含めても、用材は領内で調達する方がよりメリットが大きかったようだ。江戸で大火が起き、江戸屋敷が焼亡するたびに、領内では江戸屋敷再建に関する費用の算段と用材の準備が行われている。多くの場合、用材は東廻りの海路で江戸に運ばれたため、領内中でも美林が多く、海に面する田名部通（現在の下北半島）からの伐り出しが多かった。『雑書』寛政六年（1794）三月二十五日条には「一、田名部通檜御山之内、運上御触山に御出し被成候付、左之通、脇野沢村 一、瀧御山 二又沢喜左衛門沢御山 メ壱ヶ山 入札高 貳百両貳歩 山師四右衛門 内五拾両引替金（後略）御山総数六ヶ山 海陸御免 御礼金七百五拾両 但、皆納」とあり、田名部通中の、脇野沢村瀧御山（現在の青森県むつ市脇野沢付近）、檜川村柁平西東（現在の青森県むつ市川内町檜川川代付近）、川内村四ツ家戸新三郎川（現在の青森県むつ市川内町板家戸四家戸川付近）、川内村目名川新助川湯野古川（現在の青森県むつ市川内町新助川

付近)、川内村八木沢迷川高野川阿部白御山(現在の青森県むつ市川内町八木沢付近)、ぬめり川松御山(現在の青森県むつ市川内町蠣崎滑川付近)から木材を調達していたことが分かる。

これら田名部通の山師らによって調達された木材は、『雑書』同日条に「一、御山法之儀は、是迄被 仰出候通、相守可申候、御年数之儀は、当寅年より来ル未迄、中年四ヶ年被 仰付被下度奉存候、以上、田中屋伊助・伊達浅之助代 吉田林右衛門印 寛政六寅ノ年三月 御役人中様 附札 此山数拾九ヶ山にて、六ヶ山積 七百五拾両 運上(後略)」とある通り、相応の費用と時間をかけて、江戸の商人により運上された。

この他にも同様の条件を有する閉伊からの供給も多い。『雑書』明和九年(1772)九月二十五日条に「一、築田半兵衛 御上屋鋪御普請御材木御用ニ付、大槌・宮古へ明後日立被遣旨、於席申渡之、」とあるように現在の岩手県沿岸部からの伐り出しも目立つ。

以外にも、全体の中では少数ではあるが、内陸部から北上川舟運を使い、木材を江戸に運んだ例も散見できる。例えば『雑書』寛政五年(1793)八月二十二日条では「一、江戸上屋敷表御門御用材木 杣取場所、御元メ・御勘定頭伺書、左之通、一、槻元木村六拾四本 右は安俵通村々居久根木之内(後略)」とあり、槻(ケヤキ・エゾエノキ)六十四本を安俵通村々居久根木(現在の岩手県花巻市東和町安俵近辺の村々の屋敷林)、三十本を寺林通葛丸御山(現在の岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川付近)、杉三十本を寺林通大光寺林(現在の岩手県花巻市石鳥谷町大興寺付近)、五百七十四本を沼宮内通植立杉(現在の岩手県岩手町沼宮内近辺の植林杉林)、五本を雫石通升沢村川井観音林(現在の岩手県雫石町南畑の枅沢川井観音付近)、松四百三十一本を盛岡東根通浅岸村綱取御山(現在の岩手県盛岡市浅岸二ツ森付近)から調達したことを伝える。

また、藩が主導して用材を確保するほかに、領内の寺院や商人、あるいは領民から木材を寄付される場合も多かった。『雑書』享保十六年(1731)七月二十三日条には「一、大迫村助左衛門 与三郎

江戸御屋敷類焼付、数年植立置候杉六寸角迄之内九百六十本、無七分三不残差上申度段申上、数年情入植立置申上神妙、思召、為褒美一生之内刀御免、身分之儀ハ只今迄通被 仰出、御目付を以御代官へ申渡之」とあり、大迫村(現在の岩手県花巻市大迫町)の領民が植林した杉を寄付している。他にも『雑書』延享三年(1746)四月十二日条には「一、妙泉寺 此度江戸御屋敷御用材木、境内より御貫被成候之处、木宜候て為御登被成、御満悦被遊旨被 仰出、於御家老席申渡之、」とあり、早池峰大権現別当寺で現在の岩手県花巻市大迫町内川目に存在した嶽妙泉寺か、ないしは同寺宿寺である岩手県盛岡市加賀野桜山に残る盛岡妙泉寺、あるいは現在の岩手県遠野市附馬牛町東禅寺に残る遠野妙泉寺のいずれかから良材を貰い受けたことがわかる。

このように基本的に盛岡藩では、国許で木材を用立て、江戸へ廻すことを選んでいるわけだが、小規模修繕などの場合には、例外的に江戸で材料を調達することもあった。また、『雑書』元文五年(1740)二月二十七日条には「一、麻布御下屋鋪御普請ニ付、表御門冠木材木江戸表にて設候得は百式三拾両及候間、右御屋敷御山之内有之松木壺本、目立不申所為御剪被成候様仕度旨、御役人共伺書付差出候付、江戸より差下遂被露候处、伺之通被 仰出、御便之節以御用状申遣之、」とあり、麻布下屋敷内に生えている松を伐採し、同屋敷の表門を普請したことがわかる。絵図⑫=⑰や絵図⑱からもわかるように、麻布下屋敷は敷地内に広い林が存在した。これを活かすという対応も稀にはとられたようだ。

5.2 大工の手配

次に、江戸屋敷の建築を担う大工の手配についても概観したい。具体の工事内容は不明であるが、『雑書』寛永二十一年(1644)十月十四日条に「一、江戸御上屋敷御普請人足式百人今日上ル(後略)」、『雑書』

慶安二年（1649）十一月十七日条に「一、江戸御家破損繕普請相済、下田覚座衛門・足沢兵部・山根九郎右衛門・七戸勘丞・田鍍庄助・坂牛孫兵衛今日下着、但人足七拾人共」とあるように、近世前期の段階では相当数の人足を江戸に登らせている。『雑書』宝永元年（1704）四月二十三日条にも、「一、江戸御上屋敷普請六月中ニも相済申間敷と申事、然は、殿様御下屋敷被成御座候付、両方御物入数多御座候、御普請はか不参候得ハ、爰元より職人大勢呼登申よりハ、江戸ニて御雇御入方過分之儀御座候、依之大工式拾人為登可申旨、（後略）」とあるように、現地で大工や人足を雇用するよりも、旅費はかかるものの、国許で手配した大工や人足を江戸に登らせる方が割が良かったようだ。

また小規模な修繕においても、江戸で大工を雇用するということはあまり行わなかったようで、『雑書』宝暦七年（1757）六月一日条に「一、御目付へ 唯今迄江戸御屋鋪ニて、小分御繕ニても、大工・左官日々御雇被成候、御費之筋有之ニ付き、爰許より為御登被成候様仕度旨、御勘定頭共申出、伺之通此以後より大工壱人、左官壱人、為御登被成旨被 仰出、右何も御目付へ申渡之、」とある通り、江戸時代後期初頭段階になると、大工や左官を江戸に常駐させ、営繕にあたらせている。この他にも細々した修繕の度に、国許に居る大工を江戸に登らせている記録が残っており、お抱え大工にとって江戸屋敷は縁遠い存在ではなかったようだ。

またお抱え大工らにとって江戸は自らの研鑽を積む修業の場でもあった。『雑書』享保十年（1725）十月二十八日条に「一、大工棟梁美松義兵衛願書之趣、養父義兵衛末期之通 霊徳院様御代家督被、仰付、養父死後大工棟梁阿部運助方より家業所作稽古仕罷有候、先祖より段々家職之所作江戸ニて稽古仕来候、依之来春罷登二、三年より在江戸仕、公義御大工棟梁坪内大隅と申仁より得伝受申度奉存候、（後略）」とあるように、盛岡藩のお抱え大工が、幕府のお抱え大工の元で修業するなどの事もあった。国許のお抱え大工らは建築文化の先進地である江戸で腕を鍛え、その知識と技術を江戸の屋敷と国許の普請に還元した。

5.3 領民にとっての江戸屋敷

最後に建築を通して見える領民と江戸屋敷の関係性についても簡単に触れておきたい。

『雑書』元禄七年（1694）六月十四日条に「一、御上屋敷御作事御入用金、江戸より参書付写 一、本御金五千両ハ、西ノ霜月十五日より戊ノ七年五月迄、御在所より段々被遣御金 一、同三千九百弍両ハ、江戸ニて相渡候御金 一、同四拾五両壱歩ト、銀八分九り四毛ハ江戸常詰より、相出候御作事料金 め金九千六拾五両壱歩ト、銀八分九り四毛 内、八千九百卅五両ト、銀六匁六分八厘九毛、錢三十八貫弍百九拾弍門 諸御入方払、委細小帳有、引残て 百廿壱両三歩ト、銀九匁弍分五毛、錢録百弍拾四文 内、五拾両ト銀六匁八分壱り五毛、錢六百二十四文 右払錢 一、七拾壱両三歩ト、銀弍匁三歩九厘、御作事中御入用入札物之外、御出入之物屋共より取寄候、釘・材木・竹尾・戸障子、万物代金四百七拾八両ト、銀拾三匁九分九り、現金ニ相渡候付、一割半引相渡候残金右二口 御前へ指上申候、已上 戊六月三日」とあるように、幾度も焼亡する江戸屋敷の再建には莫大な費用が掛かった。これら江戸屋敷の再建費用を用立てるために藩は、諸士や所給人ら武士階級に対してだけでなく、商人や一般の領民層からも寄付を募った。この他にも容易に想像できるように、幾度となく増税が行われ、都度領民は苦しんだ。これら理不尽な増税によって領民は困窮するなど、江戸屋敷の焼亡は国許にも大きな影響を与えた。

一方で、江戸屋敷は一部の常府の諸士か、ないしは参勤に同行した江戸詰めの藩士のみが出入りするのを許される特別な空間でもなかったようで、『雑書』元禄二年（1689）九月二十八日条に「一、詰夫・走夫御屋鋪御用日前相済、江戸ニ逗留仕候ものニ、縦親類ニても一切宿仲間鋪事 右之通今度

被 仰出候、自然違背仕候もの有之候は、親類并爰許請人迄御懸り可被成候、品ニより日用頭も越度可被 仰付旨、諸物頭・御馬別当并御町日用頭迄、御町奉行高橋惣左衛門・柄内与兵衛・御横目玉井清兵衛申渡之」とあるように、出入りは比較的自由だったようだ。これは裏を返せば、江戸屋敷の出入りに対する管理が行き届いていなかったことを示しているわけだが、事実江戸詰めの諸士や、人足の欠落（失踪）は相当数あった。『雑書』安永五年（1776）九月十一日条には、同年正月から七月までの期間で、外桜田上屋敷と麻布下屋敷の両屋敷で合わせて四十名以上の同心・人足・召仕が出奔・欠落したことを記している。同様の報告は毎年行われているが、少ない年でも毎年二十名程度が逐電している。国許で欠落するよりも江戸で欠落する方が効率の良いことは自明の理であるが、それにしても驚くべき人数である。

また江戸時代になると公用私用を問わず江戸に登る領民が増えたわけだが、領民個人の私用の旅行の目的で最も多かったものは伊勢参宮であった。言わずもがな近世は藩境に関所が設けられており、これを通行するには通行手形が必要であった。一般に庶民層がこの通行手形を得ることは難しかったわけだが、旅行の目的を伊勢参りとして手形の発行を申請した場合には、ほぼ例外なく無条件で手形を入手できた。このため、伊勢参宮を目的とした多くの庶民が、国内を行き来する機会が増加し、庶民層の見聞を広める機会となった。また伊勢参宮に前後し、道中で各地の名所に観光を行う場合も多く、中でも江戸は一大観光都市としても賑わった。

『雑書』享保二年（1717）六月二十日条には「一、御領内御町并在々之者共参宮下向之節共ニ、江戸御屋敷へ参候得は、一宿御扶持前例之通、向後共ニ被下置候、乍去、罷登候者共住所人本等相尋不分明成者ニハ不被下置、猶又吟味被 仰付候間、此旨支配所預候者共兼て申付置候様被 仰出、六月朔日 右之通被 仰出旨、御目付へ申渡之、」とある。

この他にも、『雑書』寛政八年（1796）八月三十一日条「一、御領分中百姓町人、其外下々之者伊勢参宮罷登節、江戸御屋敷御門通用、御焼印之木札御私被成候間、持参罷登可申候、尤諸士・召仕ハ御境目御切手添状御渡被成候間、持参罷登候之様、渡先達て段々被 仰出候処、近年ニ至不始末ニて御境を罷通り、剩江戸屋敷へも罷出候儀、甚不心得之至不埒候、依之当春向後御焼印持参不仕者ハ、江戸御屋敷御門より御返被成旨、乍然当九月迄ハ御用捨可被成旨被 仰出候所、以今不心得之者有之候、御大切之御境を侵候上、御屋敷迄罷越候儀、御国法を以急度可被相糺義候得共、参宮之儀は奇特ニ被 召置、御制外之御憐愍を以是迄穩便ニ被成置候、然処江戸御屋敷へ入込候者共之内、御領内之者共ニ紛敷者も間々相見得、御屋敷中之御差障ニも相成候付、猶又当春被 仰出候儀ニ御座候、都て参宮被相禁候儀ニは曾て無之候、御焼印致持参候得は外ニ面倒成儀も無之、事済候儀を下々之情ニて不相馴候内は、後々勝手能事ニも不勝手之様、心得違候儀有之候間、此旨具ニ申含、向後急度相守候様可仕候、畢竟其司之申付方不行届之儀と相聞得候間、当春被 仰渡候通、不心得之者有之候ハ、御吟味之上急度御沙汰可被成旨、猶又此度被 仰出候、此旨被得其意、支配有者ハ其頭より可被申含被、

月日 右之通伊勢参宮之者之儀ハ、寛延四年六月被 仰出候後、度々御沙汰も有之上、猶又明和四年閏九月被 仰出、御焼印御渡為御取扱被成候内、自然と近年ニ至相馴、右焼印申立候御代官所も無之、扱参同様相成来候得共、参宮之事故、御慈悲を以江戸御屋敷御門内へも御入、御賄等も一夜は被下置候、然処此度以前之通、御焼印御代官所へ御渡被差置候間、入江之者たり共不洩様申含、御焼印持参為仕候得は、江戸於御屋敷御吟味之上御戻被成、欠落者ニ被成候事ニ候間、此旨得と申含、御焼印願出候者有之候ハ、無遅滞相渡候様取扱可申旨、猶又此度被 仰出候、但右焼印持参之儀為相心得候内、心得違扱参等いたし候もの有之候ても、当九月迄罷登候者ハ御用捨被成候間、十月よりハ急度心得違無之、御焼印持参可申事、 辰八月 右之通御目付を以御代官へ申渡、木札為相渡之、但

焼印之木札ハ御側ニて致焼印、御目付へ申渡之、とあるように、伊勢参宮で江戸を通行する盛岡藩の領民は、一泊に限り盛岡藩の江戸屋敷に宿泊することを許されていた。また両日の記録からも分かるように、その出入りの管理は相当に杜撰だった。

このような対応は盛岡藩のみがとったものではなかったようで、中野達哉氏は「江戸藩邸に立ち寄る領民と藩の対応」の中で、弘前藩の江戸屋敷でも同様の対応があったことを指摘している。弘前藩江戸日記を資料とした同氏の論考では、盛岡藩の事例と同様に、親類や知人を訪ね、予告無しに領民が江戸屋敷に来訪することが多かったことや、身元確認に付随する種々の問題があったことを紹介している。先行研究は少ないが、これは盛岡藩と弘前藩のみに限った話題ではなく、他の諸藩においても同様に見られた光景だったのであろう。

以上のように概観してみると、国許の領民らにとっても江戸の屋敷は、決して無縁の存在では無かったということが分かる。国許の領民らにとっても江戸の屋敷は、良きにつけ悪しきにつけ話題になる存在であり、しかも正式な手続きをとることさえできれば、その中に入ることもすらも容易であった。青森県三戸町の龍川寺に伝わる絵図⑦などは、おそらく江戸で普請に関わった大工が国許に外桜田上屋敷の工事図面を持ち帰り、これを譲ったものだと考えられる。数多く作られた図面の写しの存在からもわかるように、その内部の実態は秘匿されていなかったようだ。国許の領民らにとっても、江戸の屋敷は縁遠い存在ではなく、思いの外身近で開放的な存在であったのだらう。

6. 結

以上本稿では、陸奥盛岡藩南部家が近世を通じ江戸に所持した江戸屋敷の内でも、資料数の多い外桜田上屋敷と麻布下屋敷を中心に分析を行った。

三章では桜田上屋敷絵図を主たる資料とし、その資料の正否判定や屋敷地の変遷の解明などを行った。結果、文化大火を契機とした改修工事の内容などを明らかにすることができた。四章では麻布下屋敷絵図を主たる資料とし、その資料の正否判定や屋敷地の変遷の解明などを行った。結果、麻布下屋敷は元禄十五年（1702）二月十一日の大火と、19世紀前半頃の改変という二度の画期があり、これに合わせて敷地内の庭園空間の比率や御殿棟数が変化したことなどを明らかにすることができた。五章では三章及び四章で行った検討によって得られた副次的に知見について整理を行った。結果、江戸屋敷建設に関する用材確保の実態や、大工手配の様相等について言及することができた。

本稿で行った調査の内容と検討結果が関連諸学の発展に貢献できれば幸いである。

謝辞

本稿執筆に際し、下記機関及び個人よりご協力を賜りました。ここに記し深甚の謝意を表します。

江戸東京博物館、東京都港区役所、東京都立中央図書館、八戸市立図書館、もりおか歴史文化館、福島正和氏、船場昌子氏、松澤香理氏（五十音順）

執筆及び作業分担・図版出典

本稿の執筆分担は以下の通りである。四章四節五項・六項＝滝尻、四章五節＝野田、四章六節＝羽柴、以外＝中村資料調査・資料翻刻・写真撮影・作図などの作業は共著者で分担した。作業分担及び図版出典は以下の通りである。

第46図 江戸東京博物館蔵『盛岡藩南部家麻布下屋敷絵図』江戸東京博物館提供

第47図 原図 江戸東京博物館蔵『盛岡藩南部家麻布下屋敷絵図』中村滝尻翻刻 中村作図

第48・50～52・60～64図 野田撮影

第49図 原図 『江戸大絵図（複製）』野田作成

第52・58図 原図 もりおか歴史文化館蔵『江戸下屋敷図』野田撮影

第54図 原図 『東京麻布区全図』野田作成

第55図 原図 『東京23区と伊豆七島・小笠原諸島・硫黄島 1/1万地形図篇 昭和46年度版』野田作成

- 第56図 原図 国土地理院蔵『五千分一東京図測量原図』 野田作成
 第57図 原図 『有栖川宮記念公園施設案内MAP』 東京都港区作成
 第65図 都立日比谷図書館新館企画係 1971『新館建設用地の沿革と発掘品について』 羽柴作成
 第66図・第6・7表 中村作成
 第5表 原図 もりおか歴史文化館蔵『江戸下屋敷図』 滝尻翻刻 中村作成

参考文献

- 阿部守雄・千葉一大 1997「盛岡藩の「御抱絵師」について」『岩手県立博物館研究報告第15号』
 阿部守雄 1999「藤田家資料に見る盛岡藩御絵師」『岩手県立博物館研究報告第17号』
 熊谷孝 1980『南部史要全』復刻再販 熊谷印刷出版部（底本 菊池悟朗 1911『南部史要』九臈堂）
 竹内誠 2010「観光都市としての江戸」『江戸社会史の研究』弘文堂
 都立日比谷図書館新館企画係 1971『新館建設用地の沿革と発掘品について』
 中野達哉 2017「江戸藩邸に立ち寄る領民と藩の対応」『駒大史学第89号』
 中村隼人・滝尻侑貴・野田尚志 2018「江戸の南部屋敷（1）—盛岡藩南部家江戸上屋敷の研究—」『紀要37号』（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
 中村隼人・滝尻侑貴・野田尚志 2019「江戸の南部屋敷（2）—盛岡藩南部家江戸上屋敷の研究2—」『紀要38号』（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
 中村隼人・滝尻侑貴・野田尚志 2020「江戸の南部屋敷（3）—盛岡藩南部家江戸下屋敷の研究—」『紀要39号』（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
 港区立郷土歴史館・宮内庁宮内公文書館 2020『港区立郷土歴史館・宮内庁宮内公文書館共催 特別展 港区と皇室の近代図録』

正誤

- 中村隼人・滝尻侑貴・野田尚志 2018「江戸の南部屋敷（1）—盛岡藩南部家江戸上屋敷の研究—」『紀要37号』（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター P57 - 88
 P 62・5行目、誤「藩主の別邸と利用する例が多い。」正「藩主の別邸として利用する例が多い。」
 P 62・14行目、誤「明治元年（1865）」正「明治元年（1868）」
 P 65・16行目、誤「宝暦三年（1706）」正「宝永四年（1707）」
 P 66・10行目、誤「富士見御殿と寿御殿という」正「富士見御殿と並木御殿という」
 P 85・19行目、誤「大名家ではこれを用いない。」正「大名家ではこれを用いる例は少ない。」
 P 88・1行目、誤「3.2」正「3.3」
 中村隼人・滝尻侑貴・野田尚志 2019「江戸の南部屋敷（2）—盛岡藩南部家江戸上屋敷の研究2—」『紀要38号』（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター P79 - 92
 P 82・5行目、P 85・2行目、P 86・8行目、P 90表4、P 92・10行目、全て誤「宝暦三年（1706）」正「宝永四年（1707）」
 P 89・13行目、誤「宝暦三年」正「宝永四年」
 P 89・21行目、P 89・38行目、P 89・40行目、P 90表4、全て誤「文化三年三月」正「文化三年一月」
 P 89・24行目、誤「三月の大火後」正「一月の大火後」
 中村隼人・滝尻侑貴・野田尚志 2020「江戸の南部屋敷（3）—盛岡藩南部家江戸下屋敷の研究—」『紀要39号』（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター P25 - 46
 P 40、31行目、誤「4.5」正「4.4」

宮古市田鎖車堂前遺跡の12世紀の居館を巡る堀の構築と埋没の過程

—遺構埋土の岩相層序と堆積構造の観察に基づいて—

趙 哲 濟・福 島 正 和

田鎖車堂前遺跡の12世紀に築かれた居館を囲む堀の埋土の観察から、堀の掘削から埋没までの居館の盛衰を反映した変遷過程が明らかとなった。その概要は岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター（2020）で報告したが、本稿ではその詳細を述べる。

1. はじめに

岩手県宮古市の田鎖車堂前遺跡は、閉伊川に合流する長沢川の下流部左岸にあり、西側基盤山地の前縁に分布する低位段丘から長沢川の氾濫原にかけて立地する。岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター（2020：以下、「報告書」と呼ぶ）第4分冊の写真図版3には、調査地の西北部（写真の上部）の現代作土の下位には段丘をつくる褐色のローム層（註1）が分布し、それより東・南側（写真の中段から下側）は暗褐色の沖積泥層が広がるのが見える（第1図）。

本遺跡は宮古西道路建設に係る2014～2018年度の調査で、12世紀の居館域とこれを巡る堀を筆頭に、縄文時代早期から近世に至る複合遺跡の実態がはじめて明らかになった。2016年度には、12世紀の堀埋土の堆積相を詳しく観察した結果、堀の掘削と土塁の積上げ、土橋の拡張、斜面や土橋の崩落と修復、放棄と埋没など、居館の盛衰と呼応する変遷過程の詳細が明らかとなった。その結果に基づいて「報告書」ではいくつかの重要な検討を行ったが、その根拠とした詳細な観察結果は紙面の都合で割愛せざるを得なかった。しかし、この観察は当遺跡の居館構造を詳述するのみならず、当時の土木技術の具体を明らかにするうえでも有益な資料となると考えられる。そこで本稿は、層序と堀埋土の詳細を記載し、堀の形成・埋没過程を検討することにより、「報告書」の補遺とする。

2. 層序

(1) 基本層序

本遺跡の地層は、2016年度の調査地西部の観察に基づき10層に区分した。「報告書」では地層名に「田鎖車堂前遺跡」を冠し、地層番号をローマ数字で表記したが、本稿では田鎖1層・2層などと略記し、必要に応じて細分する。田鎖1～4層が人為層、田鎖5・6層が長沢川の沖積層、田鎖7層以下が段丘上の風成層である。なお、調査原因の道路建設に係わって田鎖1層の上に積まれた現代盛土層や整地層、攪乱層は0層とし、地区名は「報告書」を踏襲する（第1・2図）。

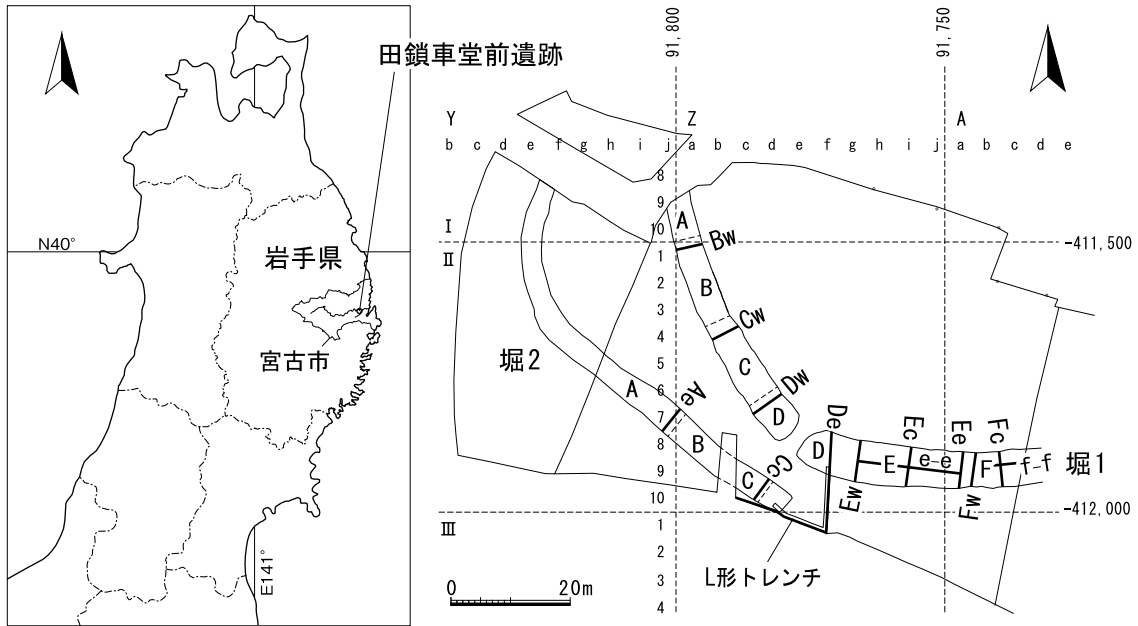
以下、正確を期するために、一部「報告書」と重複する内容も含めて全層序を記述する（第2～4図）。

田鎖1～4層はⅡ区A10eに設定したL形トレンチで詳しく観察した。

田鎖1層は暗褐色（10YR3/3）の細礫混じり粗粒～中粒砂質粘土質シルトからなる現代作土層で、層厚は10～20cmである。

田鎖2層は暗褐色（10YR3/3）の粗粒砂質シルトからなる作土層で、複数に細分できる。層厚は20～30cmで、堀2埋土層の上位では厚く50cmになる。東西向きトレンチでは層内に雨水で流れ溜まったとみられる極細粒砂で埋まる南北方向の島の畝間が複数認められた。また2層内には、掘立柱建物も検出された。

田鎖3層は全般に細粒中礫や細礫を多く含む作土層・整地層であり、3分できる。上部は暗色の強



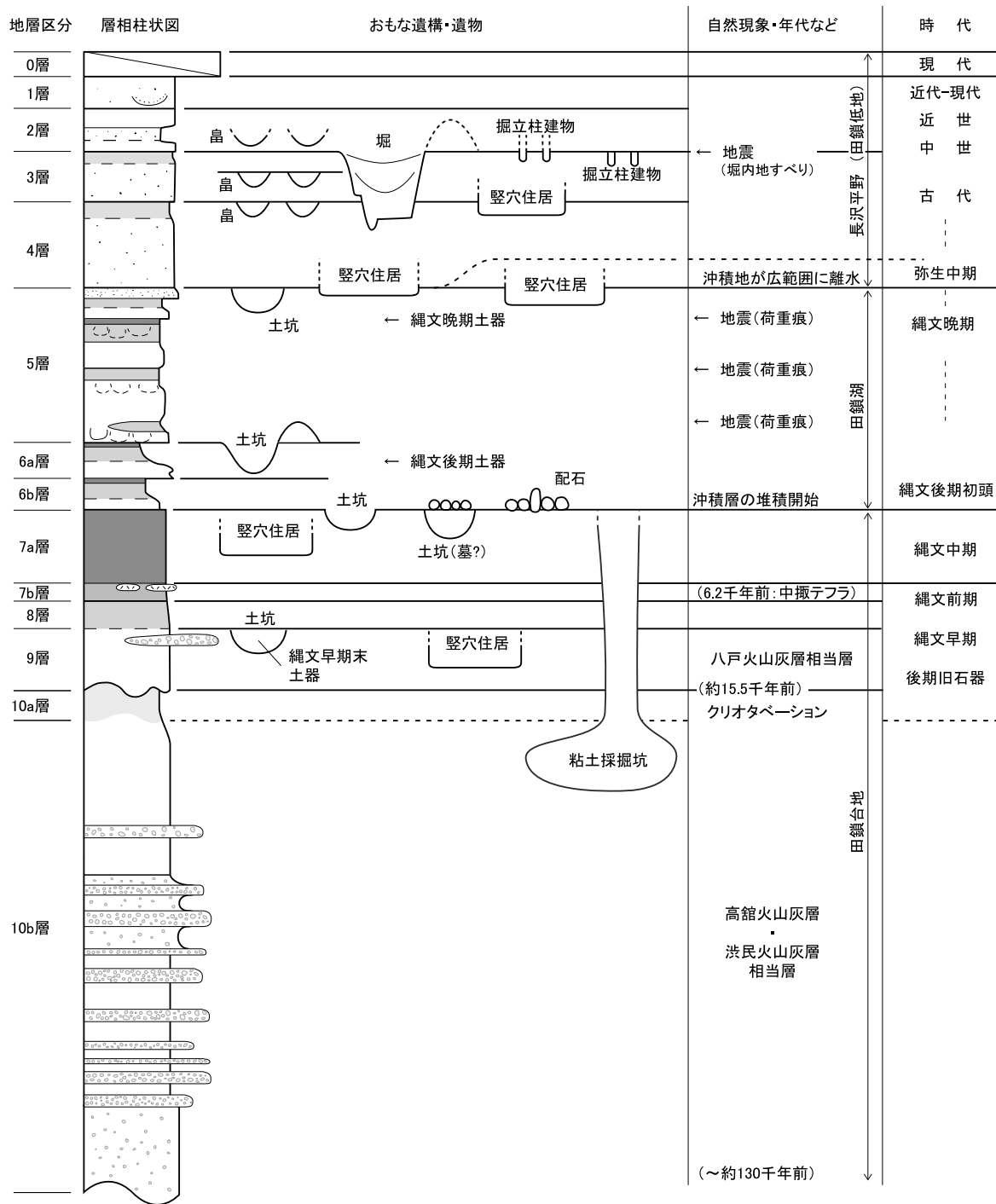
第1図 遺跡の位置と調査地西部の掘1・2および断面図の位置図

A・B・C・D・E・Fは堀内地区、Bw・Cw・Dw・De・Ew・Ec・Ee・Fw・Fcは堀を横断する断面、文字の上方向が断面図の向き、e-e・f-fは堀を縦断する断面で、e-eは北から、f-fは南からの断面図

い暗褐色（10YR3/3）の細粒砂質シルトからなり、層厚は10cm前後、中部は暗褐色（10YR3/4）の細粒砂質シルトからなり、層厚は15～30cm、下部は明褐色（7.5YR5/6）の粗粒砂質シルトの作土層で層厚10～20cmあり、東西向きトレンチ西部で厚く50cmになる。3層上面には古代末～12世紀初めの堀や掘立柱建物が検出され、層内にも竪穴住居が認められた。また、3層下部には上面や層内にシルトで埋まる畝の畝間が多数認められ、上面の畝間埋土には褐色ローム偽礫を含み、中には焼土塊を含むものもある。畝間の向きは東西・南北の両方向が確認できる。下部下限付近で竪穴住居も確認された。

田鎖4層は中位に暗色帯を挟む客土層・作土層・攪拌層などで、3分できる。上部は9層由来の褐色ローム偽礫が主体で5層由来の偽礫が少量混じる偽礫客土層であり、層厚は10cm前後である。中部はやや暗色の強い暗褐色（10YR3/3）で少量の粗粒砂が混じるシルトの作土層で、層厚は10～25cmである。東西向きトレンチでは、中部上半が攪拌されて偽礫化しているところがある。下部は暗褐色（10YR3/3）で炭や褐色ローム偽礫、角礫や円礫の中礫混じりの粗粒砂質シルトからなる全般にとりよめのない攪拌層である。層厚は20～30cmである。上部が分布せず中部が直接露出する4層上面に上部の再客土偽礫で埋まる南北方向の5条の畝間が確認できる。5層内には竪穴住居が認められて、その中の最下位の建物層準からは弥生時代中期の土器が出土した。

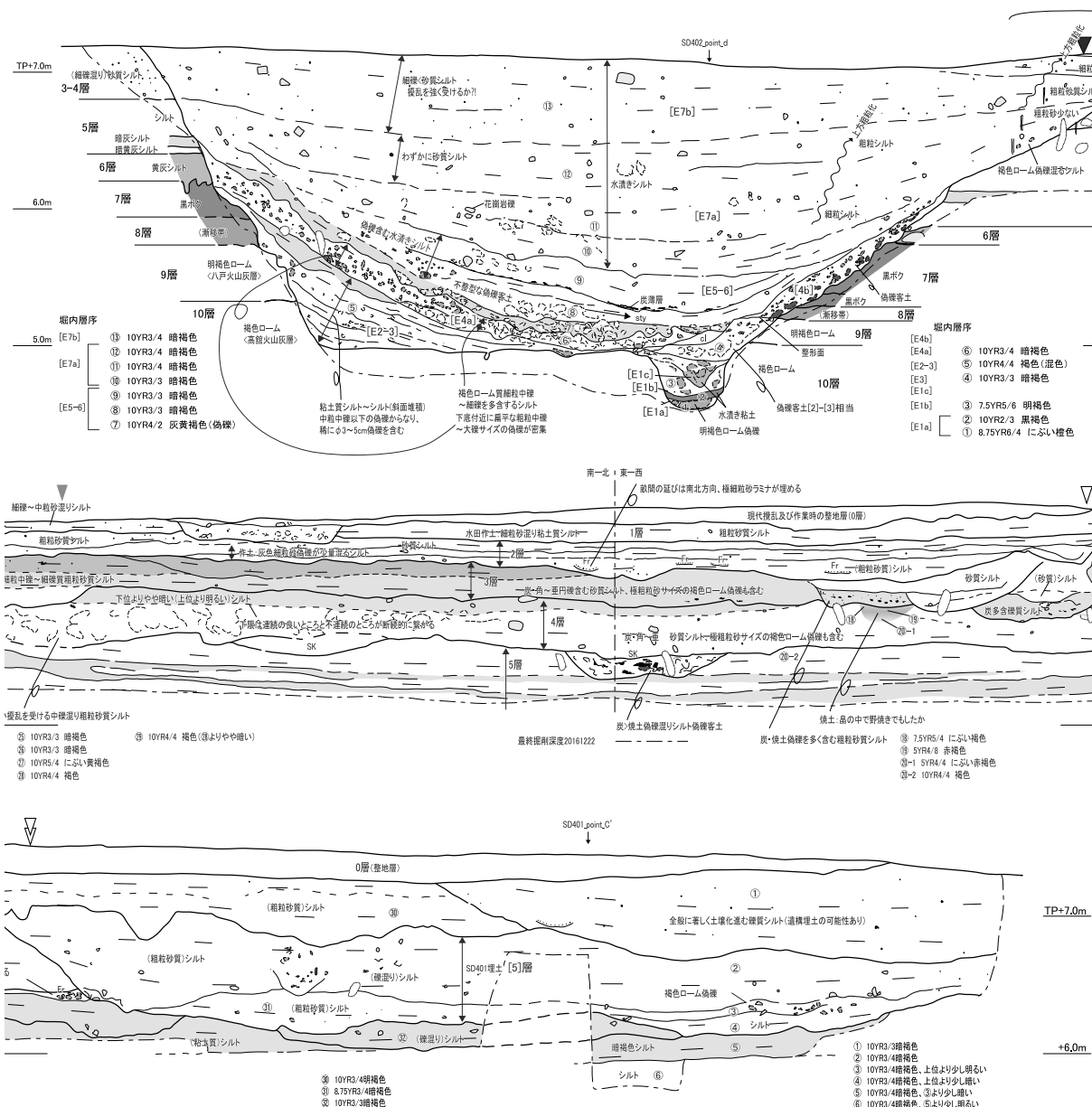
田鎖5層は堀1F区で詳しく観察した。ここでの田鎖5層は明色と暗色のシルト層が互層する沼地堆積層である。明色の4枚のシルト層は褐色（10YR4/4）で層厚は5～15cm、細粒・粗粒・細粒シルトからなる逆級化後正級化成層が顕著な洪水時堆積相を示す。それぞれの明色シルト層の上位に重なる暗色の3枚のシルト層は暗褐色（10YR3/4）で層厚5～10cm、上部ほど暗色が強く細粒～極細粒シルトからなり、水辺付近の土壌相を示す。最上部の暗色シルト層からは縄文晩期土器が出土した。また、最上部の明色シルト層の上半部は耕耘したような攪拌を受けている。調査地北壁では本層中の3層準に地震によるとみられる小規模の荷重痕が認められた（第2図）。



第2図 田鎖車堂前遺跡の基本層序図 (「報告書」第2図に加筆)

田鎖6層はII A3eの調査地壁面で詳しく観察した。ここでの田鎖6層は5層と同様に明色と暗色のシルト層が重なる沼地堆積層である。堆積の休止面を挟んで2分し、上位より田鎖6a・6b層と呼ぶ。6a層上部8~13cmは暗褐色(10YR3/3)のシルト質粘土層で、そのうち最上部1cmは黒褐色(10YR3/2)の腐植質である。6a層下部3~9cmは褐色(10YR4/4)で平行ラミナの顕著なシルトの細互層である。6b層上部7~8cmは暗褐色(10YR3/4)のシルト質粘土層で炭が点在し、そのうち最上部2cmは暗褐色(10YR3/3)である。6b層下部5~9cmは褐色(10YR4/4)の粘土質シルト層である。

田鎖7~9層は堀1のD・E区遺構面で詳しく観察した。ここでの田鎖7層は黒ボク土層であ



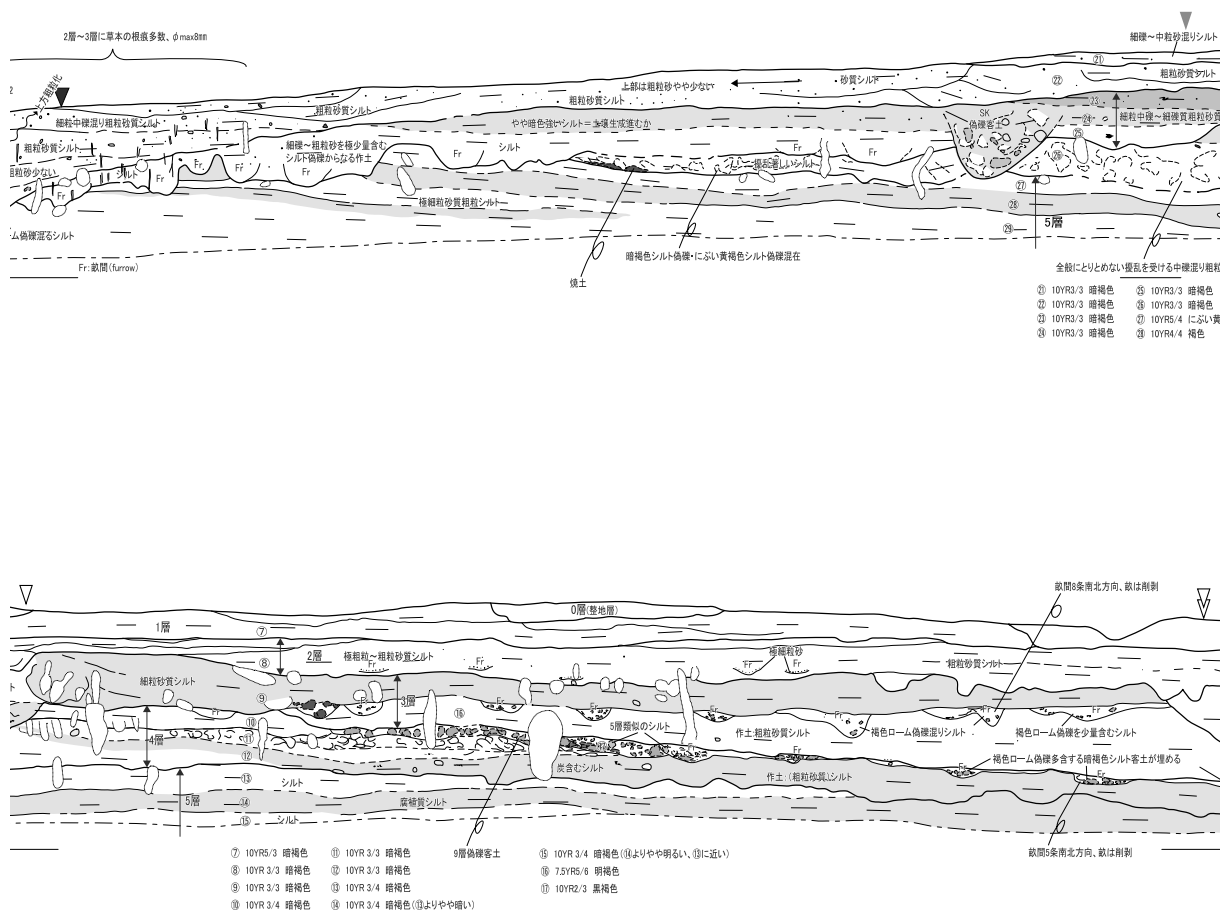
り、2分できる。上部の田鎖7a層は黒褐色（10YR2/3）の腐植質風化火山灰土からなり、層厚は25～40cmある。これと漸移して、調査地東部の標高5.9m以下に分布する下部の田鎖7b層は、暗褐色（10YR3/3）のシルト質風化細粒火山灰土からなり、層厚は15～20cmある。上限近くに暗黄褐色（10YR6/6）の粗粒火山灰（6.2千年前に十和田火山から噴出した中振テフラ：註2）を層厚2cm前後の団子状に挟む。7層上面には縄文時代中期末～後期初頭の配石遺構や土坑が検出された。

田鎖8層は黒褐色（10YR3/2）～暗褐色（10YR3/3）の細粒火山灰土からなり、層厚は10～20cmある。ローム層と黒ボク土層の漸移層に当たる。

田鎖9層は褐色（7.5YR4-5/6）の風化細粒火山灰からなり、層厚は20～40cmある。晩水期に十和田火山から噴出した八戸火山灰層の相当層である。上面には縄文時代早期末の土器を含む竪穴住居が見つかった。

田鎖10層は堀1B～D区で詳しく観察した。

田鎖10層はローム層であり、明褐色（7.5YR5/6）～褐色（10YR4/6）の細粒火山灰土からなり、



第3図 堀1 D区東 (DE) 断面～L形断面 (DE：西から、L：西から・北から)

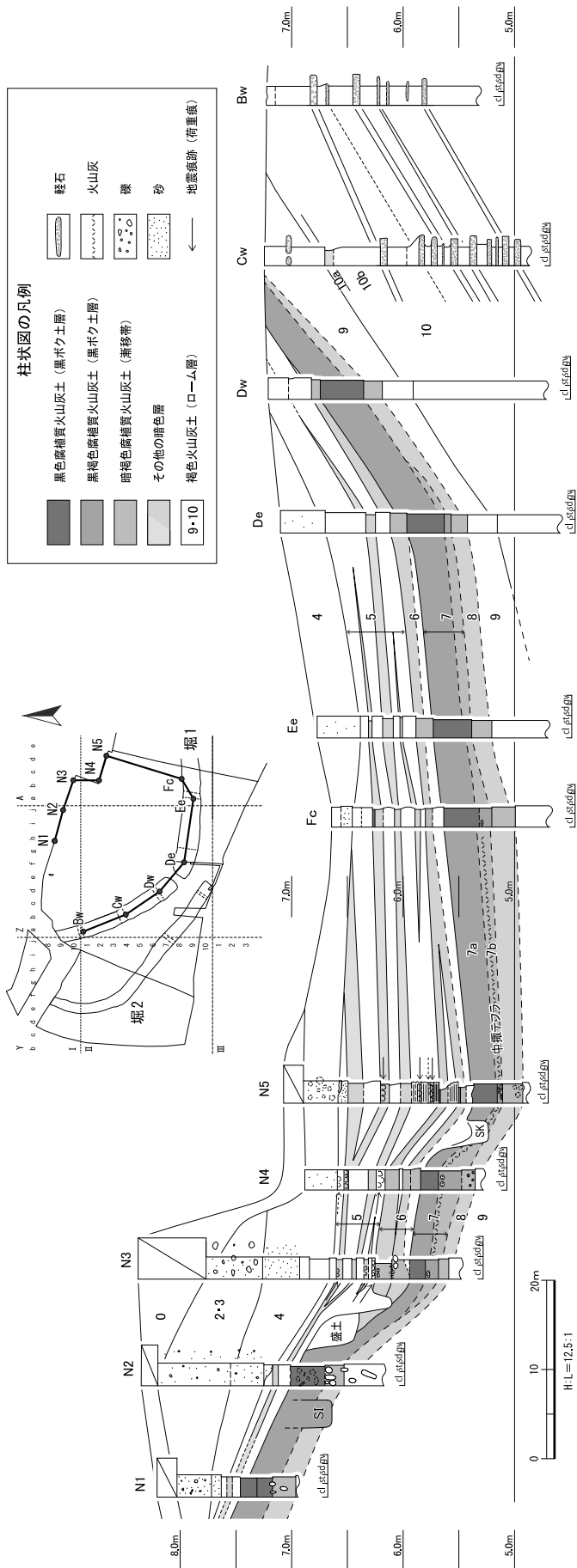
粗粒砂～細粒砂サイズの軽石からなる層厚数cmの軽石層を多数挟む。層厚は230cm以上ある。上限付近の層厚数cmはやや彩度が低く泥質で、上面にはクリオタベーションとみられる著しい凹凸が認められる。これを10a層と呼び、以下を10b層とする場合がある。最終間氷期～最終氷期における十和田火山起源の高館火山灰層および岩手火山起源の洪民火山灰層に相当する。

(2) 地層の堆積環境の概要

第4図の柱状対比図の層相変化をもとに、堆積環境を概観しておく。この図は2016年度調査区の外周壁面の地層を東回りでII Z9hからII A3dまでの5地点(N1～N5地点)を繋ぎ、さらに堀1壁面の地層を東から西へF区からB区までの6地点(Fc・Ee・De・Dw・Cw・Bw地点)を繋いだものである。堀1内のFc地点を除く5地点の柱状図は、堀の両壁に傾斜して露出する層界の標高を平均化して作成している。

風成のいわゆるローム層に属する田鎖9層・10層の重なりは整合であり、層界に大きな時間間隙は認められない。9層上面は調査地中央部で北西から南東へ勾配7%で傾斜し、少し急であるが、調査地東部では東南東へ傾斜し、勾配はしだいに緩くなり5～3%になる。II A8j付近のボーリング資料によれば、この傾向は標高3.4mまで続く。しかし、調査地東方の長沢川の影響を示す層相変化は認められず、長沢川は閉伊川とともに谷を深く刻んでいたと考えられる。

田鎖8層の漸移帯を挟んで、黒ボク土層の田鎖7層もまた、風成層の特徴である下位層の起伏に沿って堆積するマントル・ベディングの様子が認められる。中掬テフラを挟む下部の7b層は、標高5.9m



以下の N3 ~ De 地点間に断続的に分布する。7b 層は火山灰が生物攪乱により拡散したゾーンとみられるが、この範囲では 7・8 層全般がシルト質であり、東方の長沢川下流の氾濫原に堆積していた泥層に移化する可能性を示唆する。縄文時代前期の高海水準期が過ぎたとはいえ、田鎖付近まで侵入していたとみられるエスチャーリーの名残の湿地が残っていたであろう。ボーリング資料によれば、II Bc ライン付近に沿って標高 2.6 ~ 2.0m に黒ボク土層の再堆積と思しき黒色粘土層が分布している。

上部の 7a 層は 35 ~ 40 cm の層厚があり、上面が縄文時代後期初頭の遺構面である。堀沿いに N3 区以西の 7a 層上半部には炭や土器、礫、偽礫が混じり攪乱を受けている。また、N3 ~ N5 地点間では薄く 15 cm 程度の層厚になる。N4・5 地点間には土坑が掘られている。層厚の薄さは人間活動と関係があるかもしれない。

田鎖 6 層・5 層は長沢川の沖積作用により堆積した沼地堆積層である。ともに洪水時堆積相の明色層と静穏時土壌化相の暗色層がセットで繰り返しており、少なくとも 6 回の洪水があったことがわかる。堆積物の主体は明色層が粗粒シルト、暗色層が細粒シルトであるが、いずれも砂や礫を含まず、当該地に長沢川の本流が流れ込む、あるいは閉伊川が逆流してきたした形跡はない。閉伊川はこのころまでに長沢川の氾濫原との間に自然堤防を形成し、長沢川との合流か所を下流の東へ追いやっていたと推定できる。

最初の 2 回の洪水があった 6 層の方が 5 層より全般に暗色が強く、すなわち腐植が多く、根痕も多数あり、干陸

時にはヨシなどの水辺植物が繁茂したと考えられる。6 a層堆積後の干陸面では溝を掘り、盛土する作業も行われている。

地層の分布高度からは、洪水の増水により、6層堆積期には少なくとも標高6.9mまで冠水し、5層堆積期には標高7.7mを超えて冠水したと考えられる。水深を考慮すれば、その規模は、2016年8月末に岩手県に上陸した台風第10号による長沢川の氾濫水高8.2mに匹敵するか、上回ることになる。

最も西に位置するN5地点では、5層上部の静穏時土壌化層に縄文時代晩期の土器が残されている。また、最上部に極細粒砂が混入することから、水域が縮小し始め、長沢川の掃流物質が供給され始めたことが推測され、当該地で再び人間が活動する条件が整いつつあったと考えられる。

田鎖4層から上位は、基本的に作土や盛土、偽礫・攪乱土などからなる人為層である。注目されるのは、シルト主体の各層に、少なからず砂や礫が混じることである。この4層の砂は極細粒砂や細粒砂が多く、礫も極少ないが、3層以上では中礫なども含まれる。長沢川の氾濫は頻繁にあったと思われるが、人間が活動することによって痕跡は消されている。しかし、人間活動に積極的に係らないあまり大きくない礫は、長沢川の氾濫により供給されたと推定される。上流域の木材資源の活用とも係って、治水・制水地業を含む土地の管理が強化されたことに反作用して氾濫堆積物に掃流物質が増加したのであろう。その開始時期は、弥生時代中期と考えられ、集落が営まれた古代以降に常態化したと考えられる。

3. 遺構

(1) 堀 1

(a) 分布と規模

田鎖3層上面の堀である。I Z9aから南西、東西、北東へと向きをかえI B9eまで、開いたコの字状に180m余りを追跡できる。12世紀の居館を囲む内堀の一部と考えられている。西南コーナーにあたるII Z7-8eに土橋、東南コーナーにあたるII B8aに橋（推定：杭出土、2016年度）がある。以下、調査中に任意に設定した堀を横断する通路用畦で堀内小区を西からA～F区に分け、小区の東壁・西壁・中畦の地層断面観察地点を、例えばEe・Ec・Ew地点と呼称する（第1図）。

堀の断面形は逆台形で、土橋西側ではBw地点からDw地点へ、幅は5.1mから6.7mへ広がる。深さは1.5mから1.9mへと深くなる傾向があるが、平らな堀底の標高はBw～Cw地点間がTP+5.5～5.6mでほぼ水平であり、Dw地点～土橋間がTP+5.4～5.3mと少し低くなる。土橋東側のDe～Fc地点間は、幅はDe地点で広く8.9m、E区でも7.8～6.9mあるが、それ以東では6.4～5.5mと狭くなる。De～Fc地点間の堀底の標高はTP+5.0m～4.9mで緩い起伏があるが、傾斜する傾向は認められない（第3・5～8・14～19図）。

堀壁面の傾斜は、土橋西側で堀外側が34～45°に対して、堀内側が平均50～55°で、内側が少し傾斜の強い程度だが、内側壁の基部だけをみると60～70°で急傾斜である。両側とも壁面上部で傾斜は緩くなる。一方、土橋東側で堀外側が37～44°で西側とほぼ変わらないが、堀内側では42～78°で斜面が一定しない。これは後述する壁面崩落によるものであり、崩落を免れたDc地点内側・Ew地点内側基部は60°・63°で西側と同様に急傾斜である。

土橋西側のAw・Dw地点周辺の、堀外側壁面の途中には幅0.2～0.5mのテラスがある。一方、土橋東側のDw～Ee地点には、堀外側壁面の途中に傾斜変換点があり、そこから下が抉れたようになって凹凸がある。

堀底の外寄り（南寄り）に壁下に沿って小溝がある。堀幅と小溝の位置関係は、土橋西側の小溝は

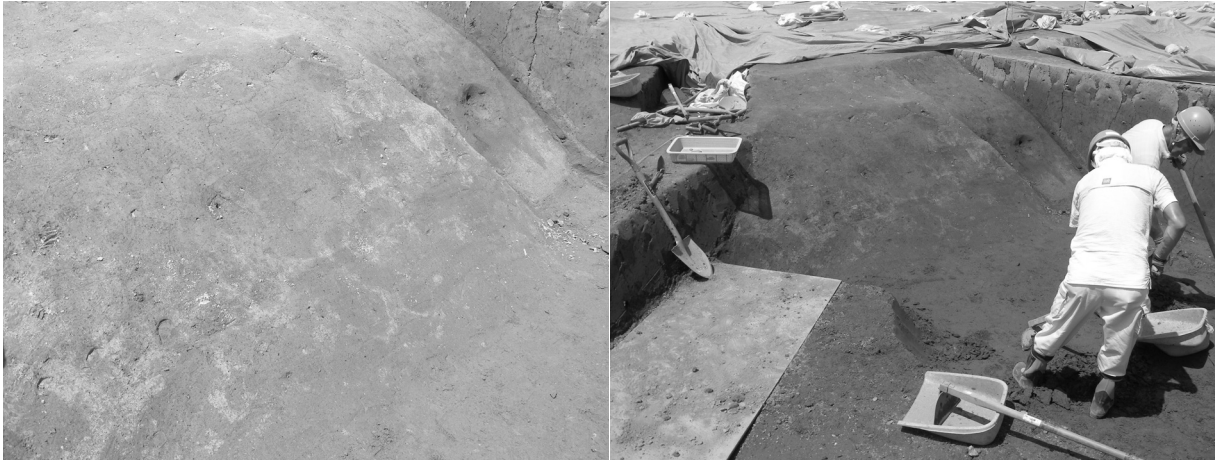


写真1 堀2-D区西付近の堀2外側斜面の貼付土[W3]層表層の浅い窪み(東から、左:近景、右:中景)

堀幅のほぼ中央に、土橋東側の小溝は堀幅の中央より外寄りにある。土橋西側では堀底小溝の幅0.5～0.8m、深さ0.4～0.6m、小溝底の標高はTP + 5.1 mから4.7 mへと西のBw地点から東のDe地点へ低くなる。土橋東側では小溝の幅0.4～0.8m、深さ0.1強～0.6m、小溝底の標高はEe地点が少し高く、Eeから西の土橋側のDe地点へTP + 4.7 mから+ 4.5mへ緩く傾き、Ee地点から東のFc地点へTP + 4.7mから+ 4.4mへ傾斜する(第5～7・14～16・17・18図)。

(b) 土橋西側の堀内埋土の岩相層序区分

土橋西側の堀内埋土は田鎖2 / 3層間～2層下部の層準に相当する。土橋の拡幅盛土と堀南壁面～堀内埋土との層序関係および岩相をもとに、下位から上位へ[W1]～[W7]層に区分でき、さらに細分できる(第3・5～7図)。

[W1]層は堀底小溝の埋土層であり、Bw地点で明瞭に3細分できる。[W1a]層は9・10層由来のローム偽礫からなる堀底小溝の加工時層である。[W1b]層は初期機能時堆積の泥層と細粒中礫～細礫サイズの比較的細かいローム偽礫からなる偽礫堆積層とのセットである。非常にルーズで締りが悪い。[W1c]層は偽礫質泥の機能時堆積層と比較的大きなローム偽礫からなる堆積層である。[W1c]層は堀底小溝に堆積した[W1a・b]層を部分的に掘り下げた中に堆積した堆積層である。

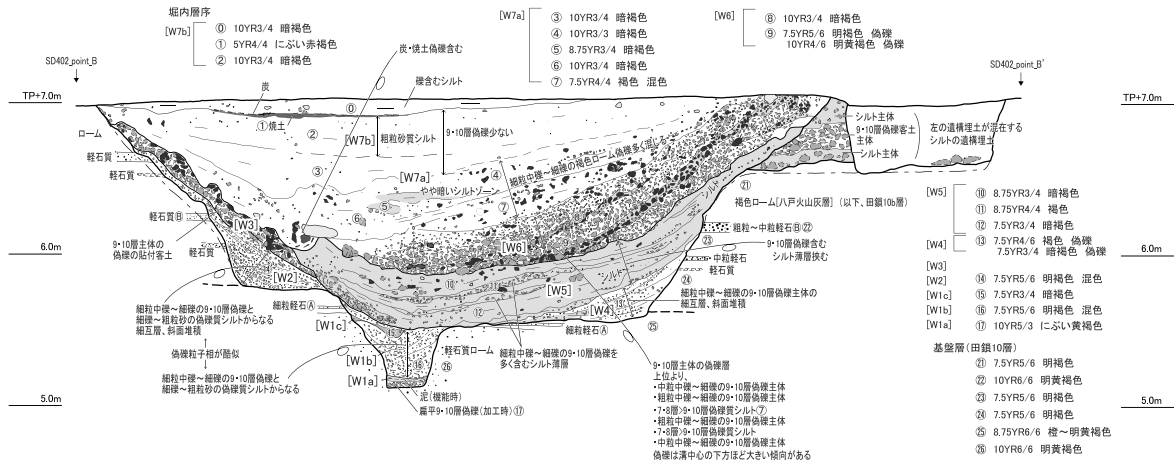
[W2]層は堀外側(南側)に斜面堆積した細粒中礫～細礫サイズの9・10層由来のローム偽礫薄層と細礫～粗粒砂の偽礫質シルト薄層からなる細互層である。Bw・Dw地点の斜面と途中のテラスに斜面堆積し、テラスのないCw地点付近には分布しない。偽礫相は[W1b]層に極めて酷似している。

[W3]層は堀外側斜面の貼付土であり、粒径の大きな主として9・10層偽礫からなる。Bw地点で[W2]層を覆うのが顕著である。[W3]層上面には数10cmサイズの歪な楕円形の浅い窪みが全面に多数認められる(写真1)。

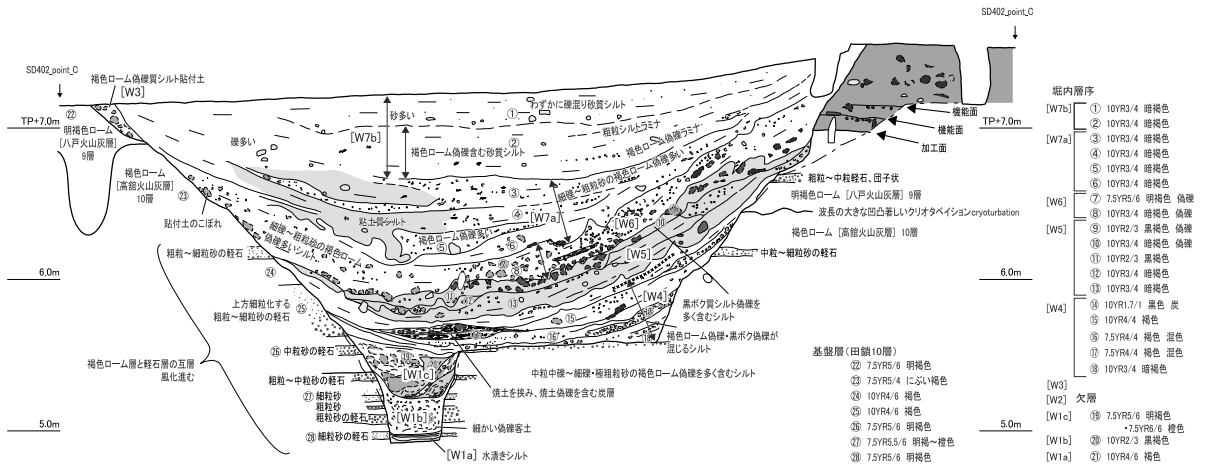
[W4]層は堀内側(北側)斜面～溝底の7～10層に由来する細粒中礫～細礫サイズの黒ボク土偽礫薄層～偽礫質シルト薄層の細互層である。細互層の水平方向への伸びがよく、静水中に堆積したとみられる。Cw地点の層中に焚火跡(炉跡)とこれに伴う炭層を挟む。

[W5]層は[W4]層上面の斜面に沿って北から南へ静水中に堆積した暗色の泥層である。上半部に7～10層由来の黒ボク土偽礫を含み、斜面下部に多い。[W5]層中には、大礫サイズの垂角～垂円礫が散在するところがあるが、礫の配置に積極的な意図は認めがたい。

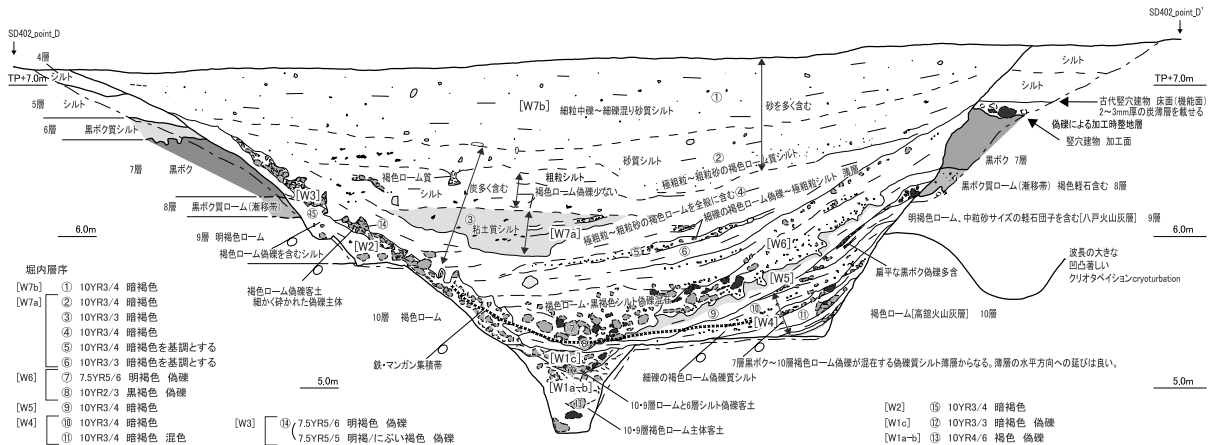
[W6]層は[W5]層同様に堀内側斜面～溝底の、7～10層に由来する粗粒中礫～細礫サイズの黒ボク土偽礫層と偽礫質シルト薄層(水漬き)の互層である。細互層の水平方向への伸びがよく、かつ上



第5図 堀1B区西壁(Bw)断面(東から)



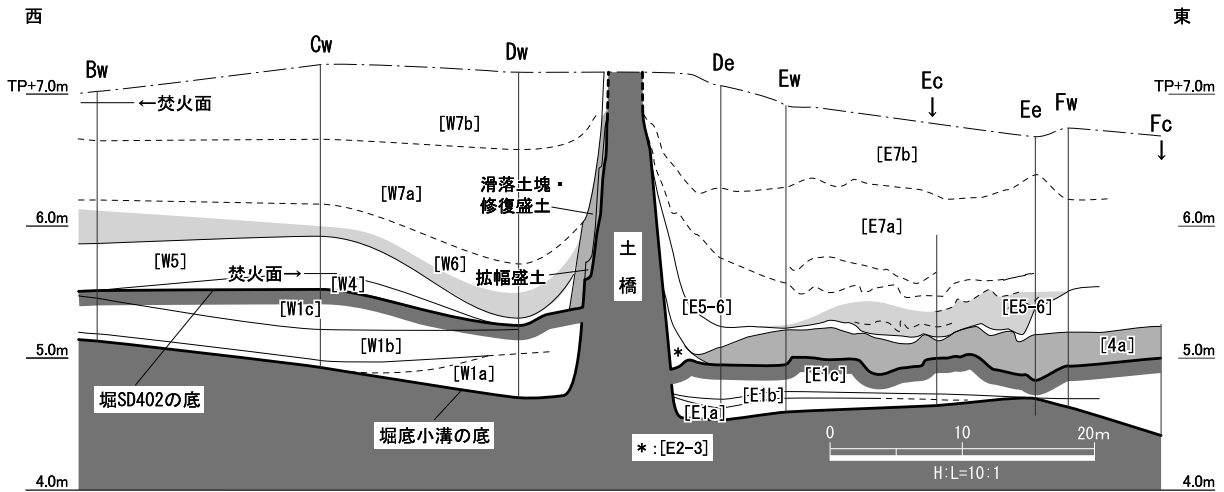
第6図 堀1C区西壁(Cw)断面(東から)



第7図 堀1D区西壁(Dw)断面(東から)

方細粒化し、偽礫は溝中心の下方ほど粗い傾向があり、静水中の斜面を転動し堆積したとみられる。Bw 地点で顕著である。

[W7]層は堀を埋め立てた泥層であり、細かな偽礫が混じる[W7a]層と砂礫質な[W7b]層に分けられる。[W7a]層は細粒中礫～粗粒砂サイズのローム偽礫が比較的多く混じる泥層であり、上半部が暗色を呈する。[W7b]層は礫混じり砂質シルト層であり、Bw 地点の最上部に一時的な離水を示す焚火跡とこれに伴う炭層を挟む。土橋の特に東側では、[W7b]層内の壁面寄りのラミナの傾斜と壁上部の緩斜面



第8図 堀1土橋東西の覆土の対比図

の傾斜とは調和し、[W7b]層の堆積と斜面浸食との同時性を示唆する。

(c) 土橋東側の堀内埋土の岩相層序区分

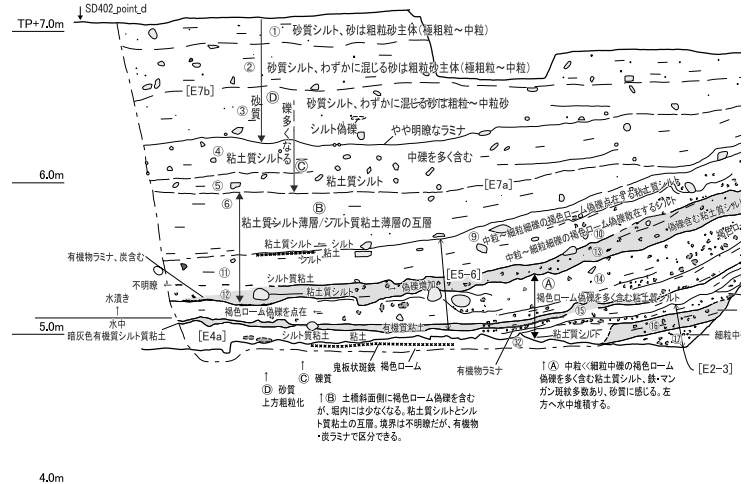
土橋拡張盛土の滑落と堀東側北壁面の滑落とは、12世紀の限られた期間の中で堀が機能した時間の出来事であり、同時の発生と考えることができる。そこで、土橋拡張盛土の修復盛土 ([W4]層相当)の基底面と壁面崩落土の堆積層(後述する[E4a]層)の上面を鍵にして対比し(図8・22)、これに基づいて述べる。

[E1]層は堀底小溝の埋土層である。土橋西側とよく似た岩相をもち、[E1a]・[E1b]・[E1c]層に区分できる。

[E2-3]層はD区の土橋東斜面と堀内側にのみ分布する斜面堆積層であり、泥～シルト薄層と中粒中礫サイズ以下の偽礫薄層からなる。

[E4]層は堀内側壁面の崩落土塊の堆積層と堀外側壁面の貼付土であり、前者を[4a]層、後者を[4b]層と呼ぶ。Ew地点から東側の内側壁面がほぼ連続的に滑落し、田鎖4層以下が偽礫化して堆積している。堆積後の[E4a]層上面は堀内側の崩落土が厚く残るが、堀中央～外側ではEw地点以東でTP+5.1～5.2mで概して平坦であり、人為により平坦化されたものとみられる。[E4b]層の貼付土はDe～Ee地点間の外側壁途中の傾斜変換点から下の凹凸のある斜面を均すように分布し、[E4a]層の平坦化面を覆う。この部分も壁面が薄く崩落した痕の可能性がある。[E4b]層の見かけは[W3]層によく似て6～10層由来の偽礫からなるが、当該箇所側の側壁層序を反映して、[W3]層ほど9・10層に由来する偽礫は多くない。

[E5-6]層は[E4]層上面を覆う下半部のシルト層と9・10層由来の粗粒中礫～細礫サイズの偽礫を多く含む水中堆積の上半部のシルト層からなる。上半部/下半部境界は[W5]／



[W6]層間のように明瞭ではなく、かつ、低角に指交する箇所もあるので一括した。下半部シルト層の最下部のシルト層はDe～Fw地点で確認でき、De～Ec地点間で層厚数cmであるが、Ee・Fw地点では20cm以上に厚くなる。土橋近くのDe・Ew地点では[E5-6]層下半部に伸びの良い炭薄層を挟んでいる。また、下半部には、大礫サイズの垂角～垂円礫が散在あるいは密集して含まれるところがあるが、礫の配置に積極的な意図は認めがたい。土橋西側の[W5]層中の礫も同様に、これらの礫は堀掘削中に縄文時代の遺構から出土したものがまとめて廃棄されたものとみられる。

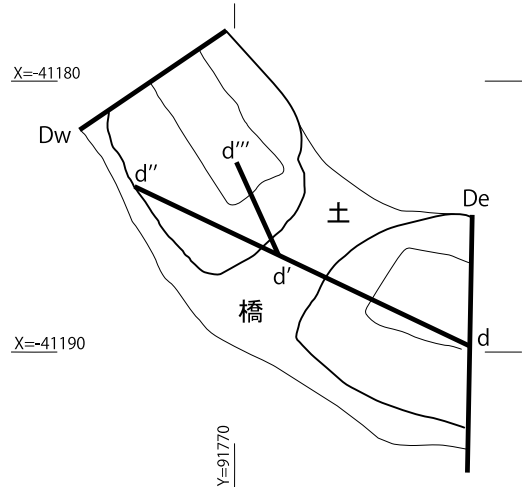
[E7a]・[E7b]層は[W7a]・[W7b]層と同様の泥層で、水中堆積している。偽礫は[E7a]層に多く、礫や砂は[E7b]層に多い。[E7b]層には根痕が顕著である。

なお、土橋東西の埋土の対比を示す第8図の各層の分布標高は堀内中央部、堀底小溝の内側（北側）上端での標高である。中央部は[W7]・[E7]層を除く各層が総じて層厚が薄く、かつ分布しない地層もある。また、「報告書」第4分冊の放射性炭素年代測定結果によれば、F区堀底小溝内[E1]層中の木片（「報告書」表2の試料TSK20）およびCw地点[W4a]層基底の木炭（同試料TSK19）は、ともに13世紀後半・末から14世紀末までの年代を示している。

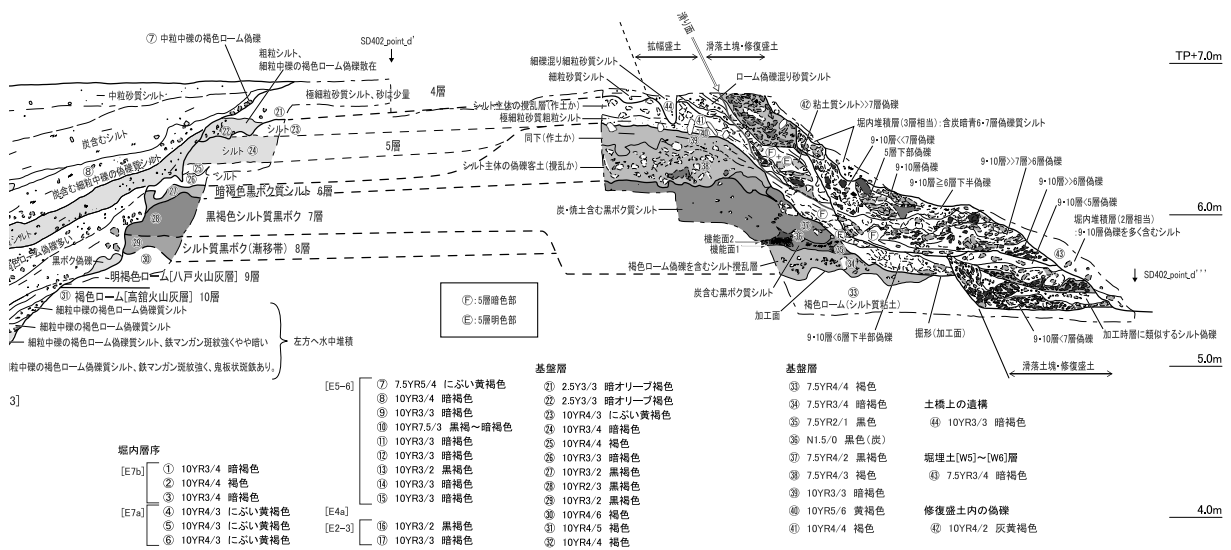
(d) 土橋

規模と形状 堀の南西コーナーにあたるD区の田鎖3層上面に土橋が見つかった。4層以下が掘り残された土橋の上端幅は2.4～4.0mで、中央部が狭い。東縁はヴィーナス曲線状になめらかなのに対して西縁は歪に湾入している。下端幅は5.3～6.2mで、堀の外側がやや幅広い。堀底からの高さは土橋の西側で1.8m、東側で2.2mであるが、3層を掘り下げた深さで検出しているので、本来の土橋は検出高よりかなり高かったと推測できる（第9～13図）。

拡幅盛土 土橋の西側は土砂を盛土している。盛土により最大で1m拡幅した土橋の幅は、後述す



第9図 堀1土橋付近の断面図位置



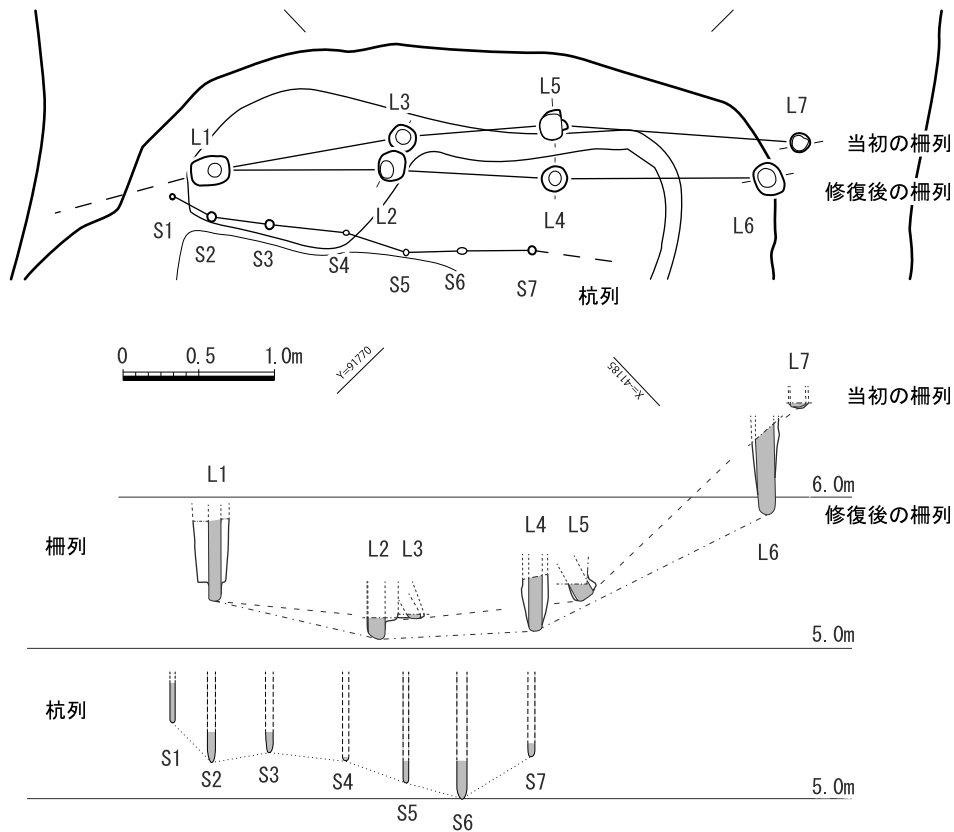
第10図 堀1D区の土橋を跨ぐd-d'-d'''断面

る柵列の位置からみて3.2m以上になったと推定できる。この盛土を拡幅盛土と呼ぶ。拡幅盛土には貼付客土のほか、盛土に封じ込まれた斜面堆積層も含まれる。土橋東側にはこの層準の貼付土は分布しない。拡幅盛土により、土橋西縁湾入部の歪さは解消され、土橋の東西両縁とも堀外側と直交に近く交わり、堀内側はラップ口状に拡がる均整のとれた平面形が整うようになる。拡幅盛土を南斜面上に追跡すると、その一部は上述の土橋西側の堀内埋土[W2]・[W3]層に連続する(第12・13図)。

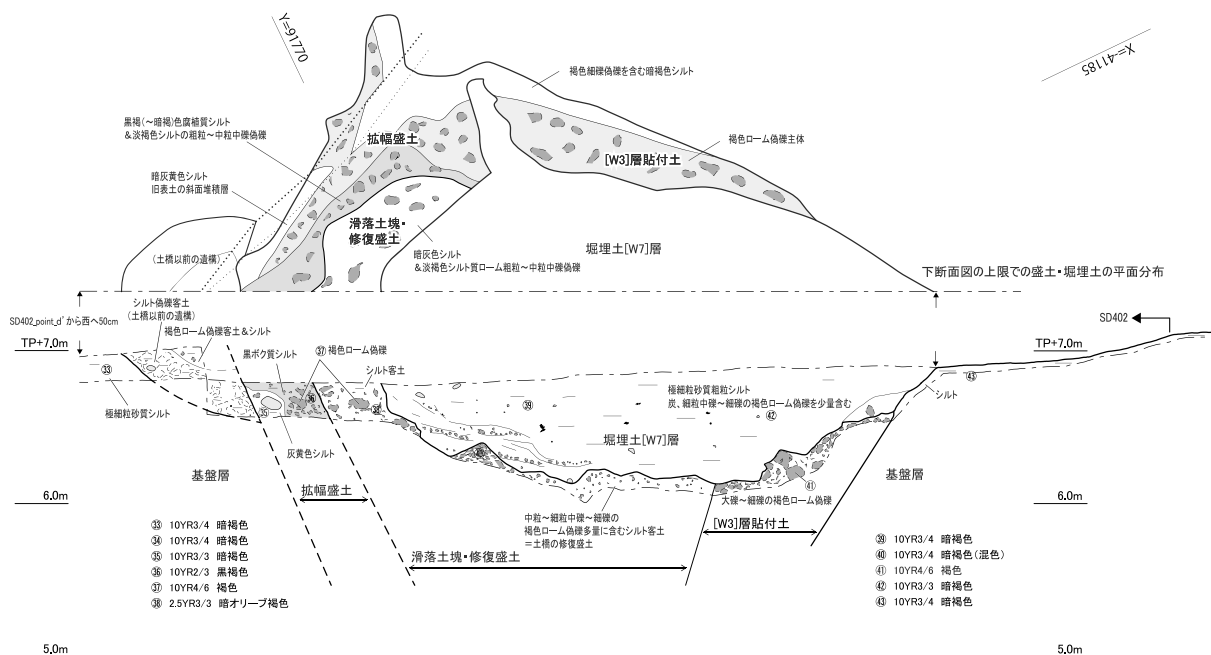
拡幅盛土は滑り面に沿って小規模に滑落している。土橋中央に入れたトレンチの断面からは、拡幅盛土は基底部を残して大部分が滑り落ちたことがわかる。TP + 5.8mの任意平面での滑り境界が、0.5～0.8m程度の弧状に連なっているのがわかり、これらが滑り単位とみられる。崩落後、土橋の中央縁付近では滑落塊が整形されただけのように見えるが、南西コーナーから外側壁は貼付土[W3]の前面に客土が貼付けられ入念に修復されている。おそらく滑落塊が再度盛られたのであろう。修復された新たな盛土の下端はもとの下端より0.9m西側(堀側)に拡張した(第10図)。

柵列と杭列 拡幅盛土の調査中に、柵列と杭列を検出した(第11図)。これらは拡幅盛土の土留めのために施工されたと考えられる。柵列の掘立柱が7本、杭列の杭が7本である。柵列は当初4本の掘立柱で構成されていたが、その後、3本が設置され直されている。拡幅盛土の滑落により3本が著しく傾いた(倒れた)ための修復と考えられる。柵列や杭列には横矢板や横木が組み合わされていたと思われるが、それらは見つからなかった。

当初の柵列は掘立柱L1・3・5・7により構成される。柱間隔は1.3～2.1mで、拡幅盛土の厚いL3・5間が狭い。拡幅盛土の西肩は柵列の外(西側)、掘り残した地山端からは1m前後の位置にあったものと考えられる。堀形の平面形はL1が24cm×31cmの隅丸方形、L7が径16cmのほぼ円形、L3・5が22cm×26cm以上・18cm×26cmの歪な円形である。柱痕跡から、立てられた柱はL5が



第11図 堀1D区土橋の柵列と杭列

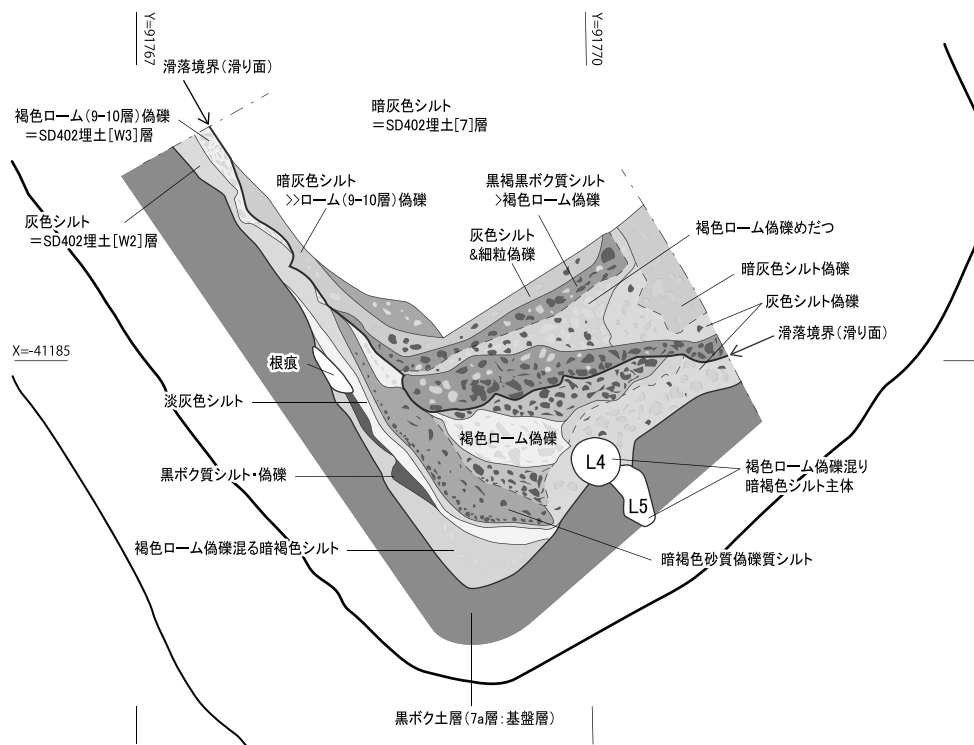


第12図 堀1 D区土橋の拡幅盛土と滑落・修復盛土の断面と平面

上：TP+5.8mの任意平面図、下：d'-d''断面。断面位置は図9を参照。

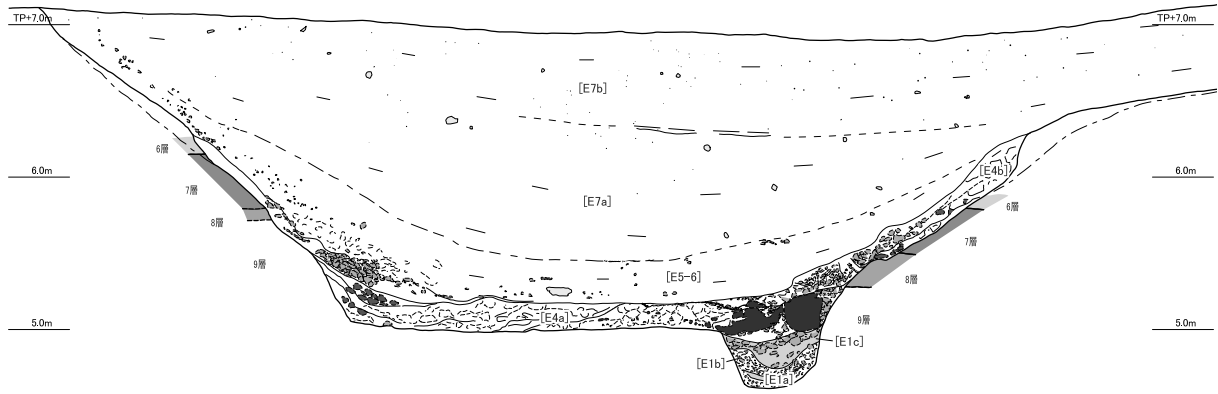
径14～16cmと太く、それ以外は径11～12cmである。L3・5の柱痕跡は拡幅盛土の滑落に伴って28°・29°西側に傾き、柱に押圧された堀形も共に20°傾き、埋土も変形している。

修復後の柵列は、傾かなかつたL1はそのまま用い、L2・4・6を新設している。L4・6の掘形は径20～21cm・23cmのほぼ円形で、L2は17cm×23cmの歪な円形である。立てられた柱はL4・6が径11～12cm・14～15cmのほぼ円形であり、L2が径11～15cmの歪な円形である。

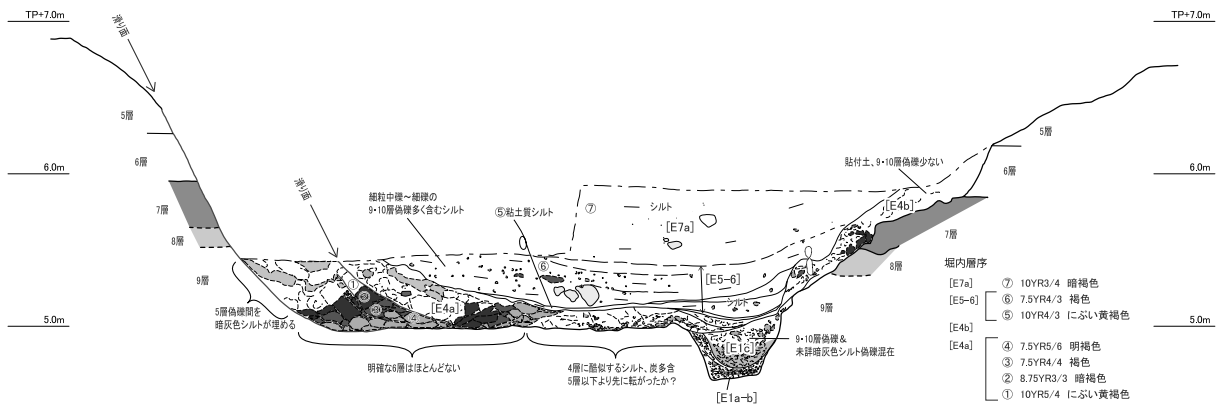


第13図 堀1 D区土橋の柵列と杭列

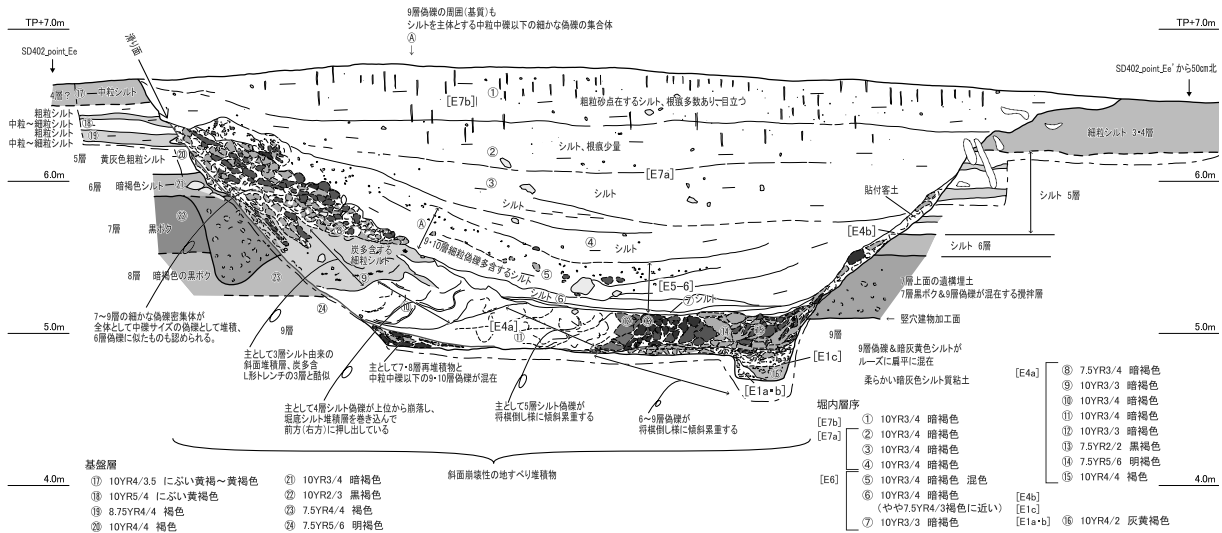
TP+5.8mの任意平面図、滑落による滑り面と、これを挟んで拡張盛土と修復盛土が識別できる。



第14図 堀1 E区西壁 (Ew) 断面 (東からを反転)

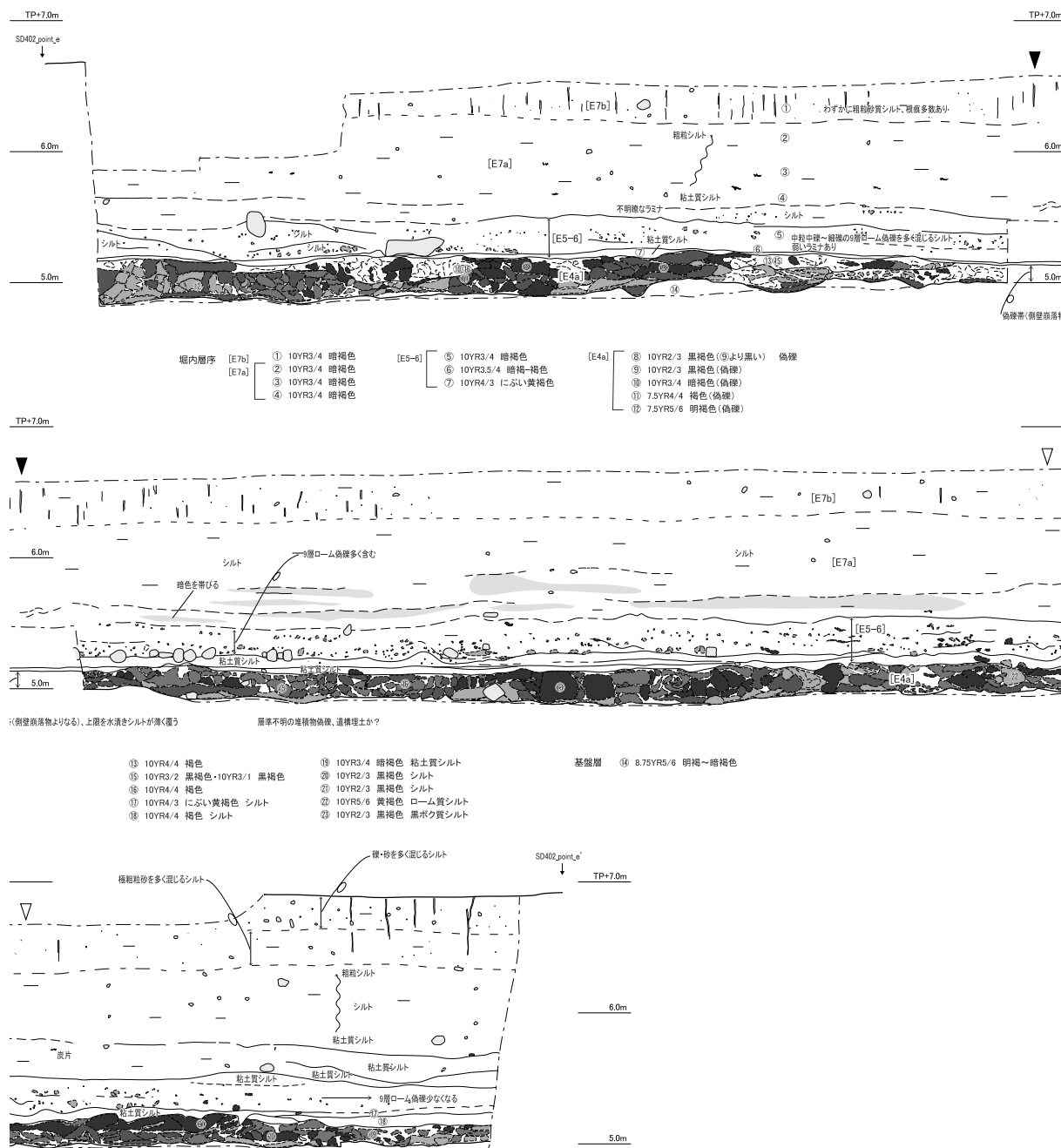


第15図 堀1 E区中畦 (Ec) 断面 (西から)



第16図 堀1 E区東壁 (Ee) 断面 (西から)

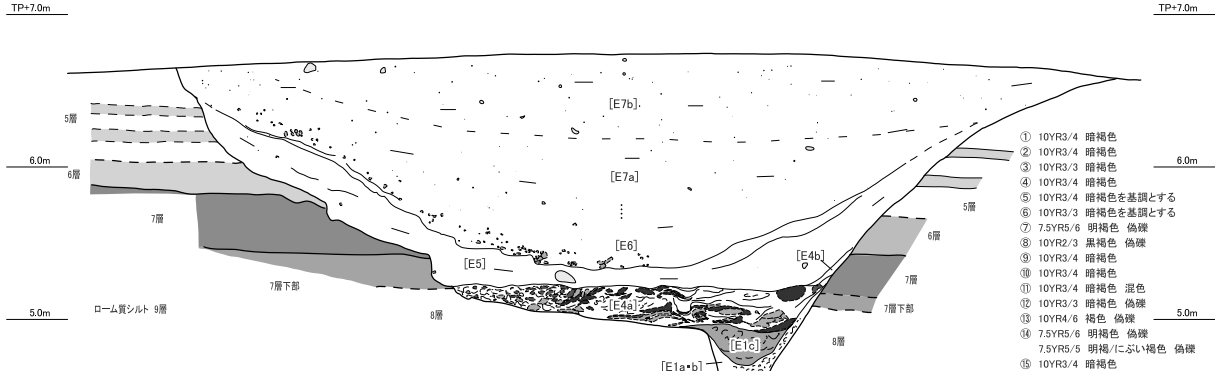
修復後の柱 L 2・4・6 の掘形底は、当初の柱 L 3・5・7 のそれより、それぞれ 11cm・16cm・55cm 深く掘られている。しかも、L 1・2 の柱当りは掘形底から共に 15cm 沈下しており、L 4 にも 4cm の沈下の形跡がある。その原因は柱や欄の荷重による自沈とも考えられる。しかし、当初の柱 L 3・5・7 に沈下が認められない一方で、沈下した L 1・2 の穴際は掘形底の引きずり込みが認められることから、修復後の柱は打ち込んだり落下させたりして、意識的に柱を押し下げた可能性がある。倒柱を繰り返さないために、柱穴の深さに加えて、柱のより一層の安定化を図ったのではないだろうか。



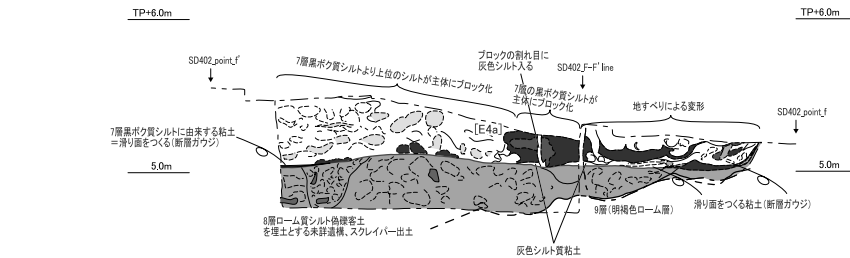
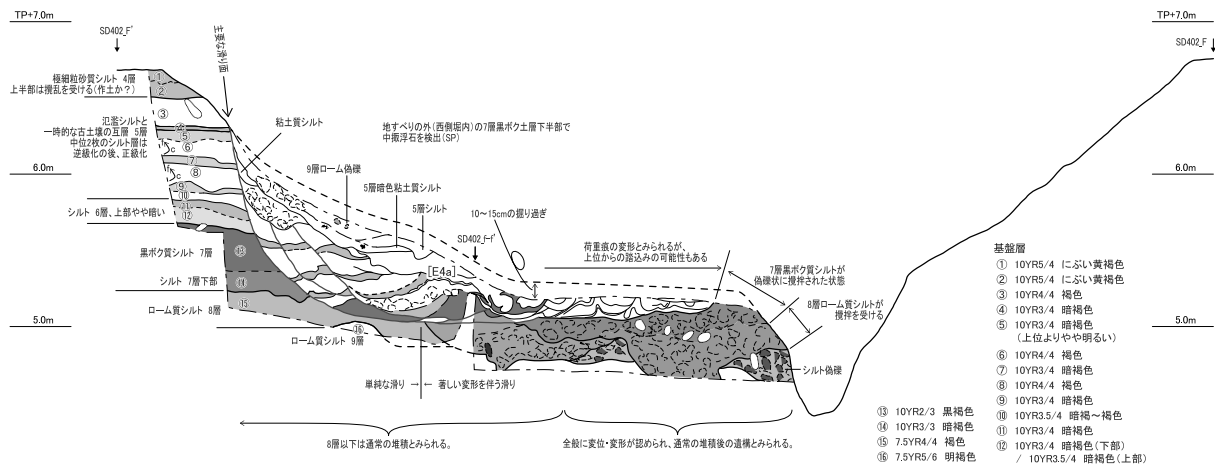
第17図 堀1E区東西畦(e'-e)断面(北から)

杭列は堀の下端近くにS1～S7が間隔33cm・50cm・61cm・53cm・47cm・55cmで並んで見つかった。修復盛土の上からは見つけられなかったが、深い位置で35cmの長さを検出したS6に傾いた形跡が認められなかったため、滑落後の施工とみられる。杭径はS1が最小で4cm、S3が最大で8cm、平均径6cmであった。

修復後の柵列と杭列には、柱当りや杭の先端の形状に沿って土壌の脱色帯と酸化鉄の集積帯がそれぞれ約1cm幅のセットで認められる。平面では同心円状である。柱穴や杭穴の先端位置より地下水が十分低下した時期が比較的長く断続的であったことが推測できる。土橋が機能を失い、杭が抜き取られた後に地表水が柱痕を埋めた空隙のある埋積物や腐りかけた杭に沿って、おそらく季節的に浸透を繰り返したのであろう。



第18図 堀1F区西壁 (Fw) 断面 (東からを反転)



第19図 堀1F区 上：中畦東壁 (Fc) 断面 (東からを反転)、下：東西畦 (f - f') 断面 (南から)

(e) 土橋東側の壁面滑落

E・F 区の堀北壁に壁面の滑落が認められる(第14～19図)。Ee 地点の断面でその様子がよく判る。

Ee 地点では北側(内側)壁面から堀底にかけて滑り面が認められ、その最大傾斜角は50°である。滑り面に載る滑落土塊は、斜面部分で厚く約60cm、堀底で約30cmあり、堀底の南端に達する。滑落土塊は変形ないし不定型に偽礫化しているが、将棋倒し様に傾斜累重して元の層序関係の名残を留めている。すなわち、堀底南端から0.6mが田鎖9・8層の偽礫が混在するゾーン、その北側約0.7mは8・7・6層が累重関係を残して偽礫化するゾーン、さらに北側0.7mは5層が偽礫化を伴いつつ変形するゾーン、壁斜面に移行して0.5mが4層の偽礫が下南方向へ押し出したゾーン、その上位0.5mは3層が変形するゾーンが重なっている。

滑落土塊の最上部1.1mは、累重関係とは不調和な9～7層の偽礫ゾーンである。しかも、細かな偽礫密集帯が全体として中礫サイズの偽礫として堆積したものであり、6層偽礫に似たものも認められる。これらの偽礫は単に滑落崩壊した下位の各ゾーンの偽礫の様子とは異なり、一旦形成された細

かな偽礫が集積後に再度偽礫化したとみられる。このことは、最上部の滑落土塊が堀の内側に築き上げられた土塁の一部であったことを強く示唆する。この地点の田鎖5層の平均層厚50cmに基づけば、土塁は少なくとも0.8m以上の高さがあったことになるが、滑落部分は土塁斜面の一部であり、本来の土塁の高さがその程度のもものではなかったことは容易に推測できる。

Ec地点では滑り面の最大傾斜角は65°あり、滑落土塊の層厚は最大60cmである。田鎖9～5層が層序関係を保って偽礫化している。ただし、偽礫には6層に由来するものがほとんど含まれない。堀底から0.5mの高さまでしか観察できていないが、土塊内部には滑り面に平行な円弧状の剪断（正断層）が2本認められ、上盤の下方への移動は最大0.7mある。滑落土塊の南側には9層偽礫を含む4層に酷似するシルト偽礫が滑落土塊に押し出された状態で分布する。これらの状況から、土塁の9層偽礫とともに、4層が5層以下より先に壁面から転がり落ちた可能性がある。

Fc地点では堀北壁の田鎖5層最上部から下に滑り面があり、最大傾斜角は80°に近い。地滑り地形の浸食域に当たる滑落土塊の最大層厚は70cmあったと推定できる。田鎖8～5層が層序関係を保って偽礫化している。土塊内部には滑り面に平行な円弧状の剪断が3本認められるが、上盤の下方へのずれは0.1m未満である。滑落土塊の上部は田鎖9層や6層・5層の偽礫を含む偽礫塊が剪断面を削剥し覆っている。円弧状の剪断の先、地滑り地形の堆積域に当たる部分では粘土互層が著しく変形している。互層に粒度の違いがないので荷重痕ではなく、上位からの踏み込みによる変形の可能性が高い。滑り面の下位にある9層上面の縄文時代早期の遺構埋土には変形は認められない。

また、(c)で述べたように、壁面滑落の後の渇水期に、堀底中央に堆積した滑落堆積物の上面が均されているのは、E区の縦断面（第17図）で明確に認められる。

(2) 堀2

(a) 分布と規模

田鎖3層上面の堀である。I Y9fから南、南東へと向きをかえ東端のあるII Z10dまで、緩く弧をえがきながら80m余りを追跡できる。12世紀の居館を囲む外堀の一部と考えられる。以下、堀1と同様に、調査中に任意に設定した堀を横断する通路用畦で堀内小区を西からA～C区に分け、地層を詳しく観察したA区東壁とC区中畦西壁の2地点をAw・Cc地点と呼称する（第1図）。

堀の断面形は逆台形で、北西側からAe地点へ幅3.6～4.6mとなり、東端近くのCcで4.7m以上となる。深さは1.4m前後であり、Cc地点では1.3～1.5mの南傾斜となる。堀底はAw地点でTP+5.6m、Cc地点でやや浅くなり+5.4mであるが、掘東端は少し深い。

堀壁面の傾斜は、Aw・Cc地点の順に、堀外側が46・47°に対して、堀内側が基部だけをみると65・75～53°（平均61°）で急である。両側とも壁面上部で20～30°台に傾斜は緩くなる。

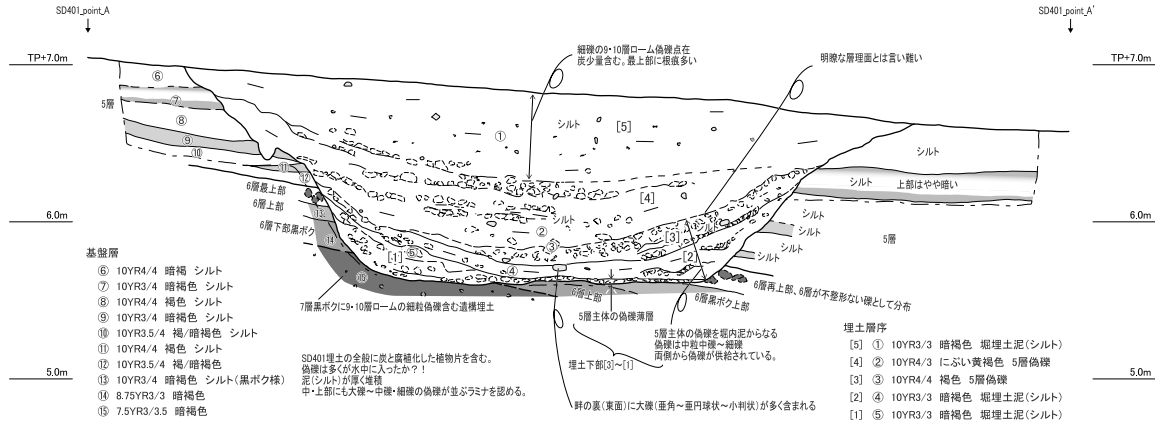
C区には堀の東端がある。南東・北東コーナーとも、鋭角気味に掘られていて、前述した堀1の土橋裾の加工形状に似るが、堀1のように土橋があったかどうかは不明であり、少なくとも堀東端から東へ11m以上、掘られた形跡はない。

(b) 堀内埋土の岩相層序区分

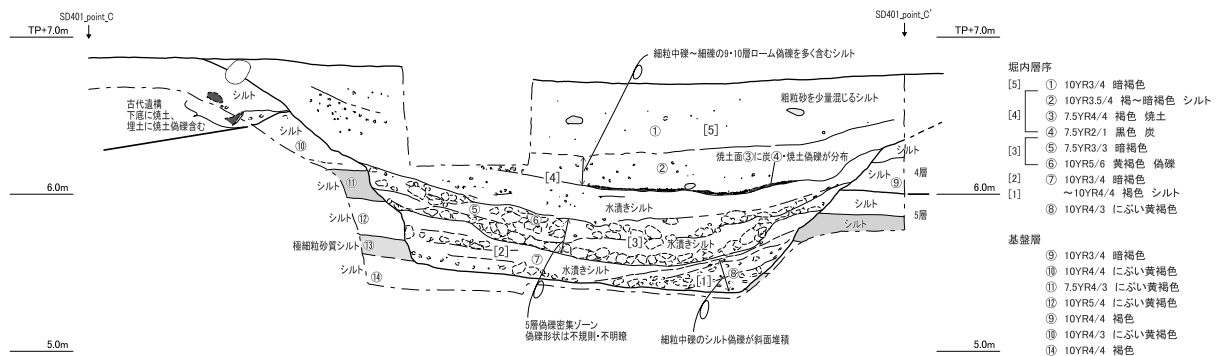
堀内埋土は全般に炭および腐植化した植物片を含む水漬き泥層である。田鎖2／3層間～2層下部の層準に相当する。堆積順に下位から[1]～[5]層に区分できる（第20・21図）。なお、細分がしがたい部分は、例えば[2-3]層と一括する。

[1]層はにぶい黄褐色の細粒中礫サイズのシルト偽礫が目立つ斜面堆積層である。

[2]層は田鎖5層主体の偽礫層を混じる暗褐色シルト層からなる。[2]層上半部～上面には、大礫サ



第20図 堀2 A区東壁 (Ae) 断面 (西から)



第21図 堀2 C区東壁 (Cc) 断面 (西から)

イズの垂角～垂円礫が散在あるいは密集して含まれるところがあるが、礫の配置に積極的な意図は認めがたい。この礫は堀掘削時に縄文時代の遺構から出土したものとみられる。

[3]層は[2]層と似るが、偽礫が多く、偽礫を薄層状に挟むシルト層である。

[4]層は大礫～中礫サイズのにぶい黄褐色の偽礫ラミナを複数挟む暗褐色のシルト層である。下位層との境界は明瞭とは言い難い。Cc地点では、層中に焚火跡を挟み、焼け面を焼土偽礫と炭が薄く覆う。一時的に干上がっている。

Aw地点の堀両壁とCc地点の堀北壁における[4]層上限の壁面寄りの傾斜と壁上部の緩斜面とは調和し、[4]層の堆積と緩傾斜の浸食との同時性を示唆する。

[5]層は細礫サイズの褐色ローム偽礫が混じるシルト層であり、礫・粗粒砂を少量含む。

4. 地層と遺構の検討

(1) 堀2と堀1の埋土の対比

外堀の堀2は内堀の堀1の土橋西側と似た岩相層序をもつ。すなわち、下位から斜面堆積層である外堀[1]層と内堀[W4]層、暗色の泥層が主体の外堀[2]層と内堀[W5]層、偽礫の多い泥層の外堀[3]層と内堀[W6]層、細かな偽礫が多い泥層の外堀[4]層と内堀[W7a]層、砂礫が多く混じる外堀[5]層と内堀[W7a]層が重なり、それぞれ対比できる可能性がある。そこで「報告書」では堀1と2は当初から併存した可能性も視野に入れていた。

しかし、外堀には内堀の形成に係る[W1]～[W3]層にあたるものは無い。また、[E4]層や土橋の拡幅盛土などの堀壁崩落に直接係るイベント的な地層も無い。そうなると、外堀は内堀の崩落後に掘ら

れた可能性もある。外堀には内堀に見られたような土塁側からと推定できる明確なこぼれ土は認められない。かつ、堀壁上部の緩傾斜の浸食が堀の機能を失った後の外堀 [4] 層堆積期と同時であると考えられる。外堀には堅固な土塁は作られず、掘りあげた土砂は内堀の土塁の修復や居館域の復旧に用いられたのではないだろうか。第 22 図には内堀の修復時に掘られたとする後者の考えを示した。

(2) [W1b]・[E1b]・[W2] 層の成因について

[W1b] 堆積物の岩相は遺構面に鋤簾を搔けた際にできる解れ土（細かい偽礫）に似ているので、調査当初、往時の堀斜面整形時に生じた解れ土（加工時堆積物）かと思われた。しかし、2017 年冬季の調査で、霜柱により凍上したローム層や黒ボク土層の表層部の偽礫が融解に伴い落下し、調査し終えた堀底小溝に堆積した状況が、[W1b] 層の堆積相に酷似することを観察した。当時も凍上により形成された可能性が高い。岩相の酷似する [E1b]・[W2] 堆積物も同様に形成されたと考えられる。[W2] 層は Bw 地点や Dw 地点の南側斜面のテラスが十分広い範囲で顕著に認められる。

凍上偽礫の堆積は、霜柱が日中も融解しない厳冬期ではなく、夜間の気温が氷点下で日中は氷点以上の時間が長く、凍結と融解が頻繁に繰り返される、初冬と晩冬であったと推測される。

(3) 堀 1 の盛衰経過について

第 1 段階 堀の掘削と土塁の築造の段階である。土橋西側の堀底小溝が堀幅のほぼ中心を走ることから、堀底小溝は堀の位置を決める先行施設であったと考えられる。小溝内 [W1a]・[E1a] 層は加工時の偽礫層である。堀は当初設計により 40° 前後の傾斜（34～45°）で浅い V 字状に掘られた後、小溝の北側（堀内側）の堀底が広げられた。小溝を除く堀底の幅は、土橋西側で 1.3m、土橋東側で 2.3～2.4m である。その結果、堀内側壁面が 60～70° の急斜面になった。防御のための地業であろう。

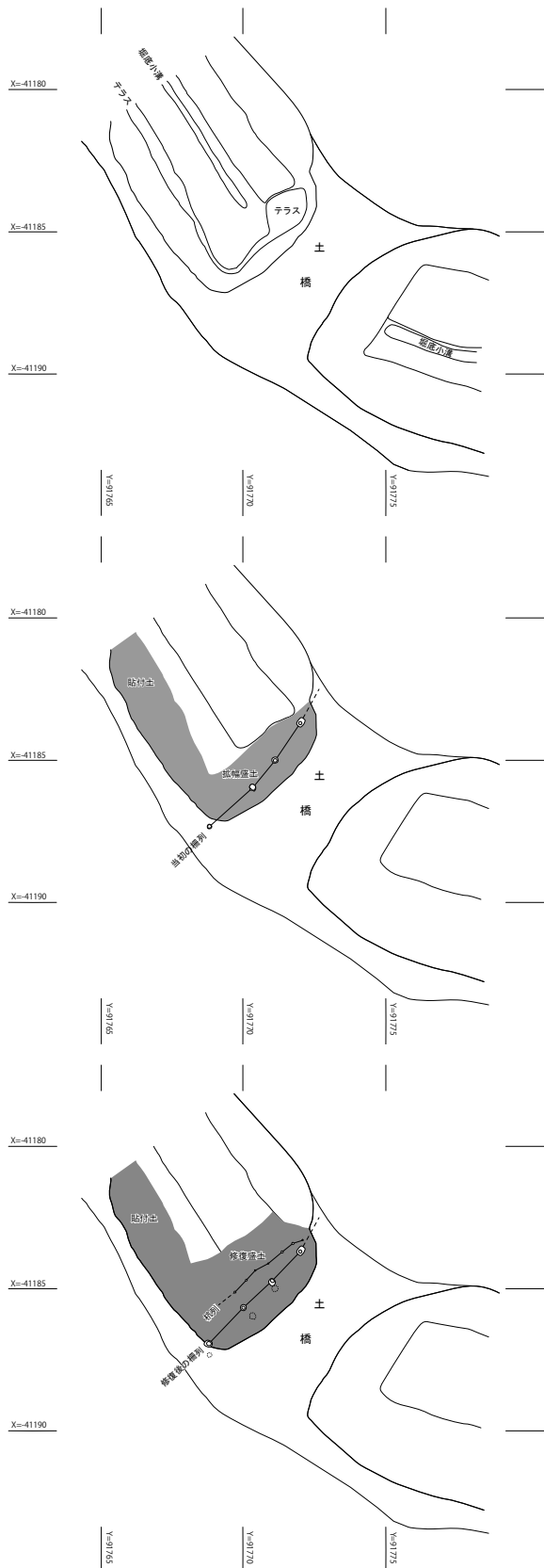
堀底の拡幅は [W3] 層を貼り付ける第 2 段階とも考えられたが、堀底小溝に加工時の偽礫が少量堆積しているだけであるので、堀底の拡幅の後に小溝が掃除されたと考えられる。堀底小溝が当初から排水路として利用されたことは容易に想像できる。小溝底の傾斜からみて、排水は土橋西側では D 区の土橋西裾、土橋東側の D・E 区では土橋東裾、F 区ではより東側で行ったであろう。

一方、土橋東側の崩落土から堀内側縁に存在が明らかとなった土塁は、堀の掘上げ土が盛られたとみるのは素直な類推である。Ec 地点の最上部の崩落土の由来は、そのことを雄弁に語る。

第 2 段階 堀の整形と土橋の拡幅の段階である。堀底小溝の埋土 [W1] と [E1] は層相が酷似することから、類似した堆積環境下における同時の施工であったと考えられる。[W1b]・[E1b] 層は上述の

| 段階 | 堀 2 (外堀 SD401) | 堀 1 (内堀 SD402) | | |
|--------------|----------------|---------------------|---------|---------------------|
| | | 土橋西側 | 土橋 | 土橋東側 |
| 4 堀の埋積 | [4]・[5] 層 | [W7] 層 ([W7a][W7b]) | | [E7] 層 ([E7a][E7b]) |
| | [3] 層 | [W6] 層 | | [E5・6] 層 |
| | [2] 層 | [W5] 層 | | |
| 3 堀の崩壊と修復 | [1] 層 | [W4] 層 | 修復盛土 | [E4b] 層 |
| | | | 崩落土 | [E4a] 層 (崩落土) |
| 2 堀の整形と土橋の拡幅 | | [W1c]・[W3] 層 | 拡幅盛土 | [E1c] 層 |
| | | [W1b]・[W2] 層 | 凍上偽礫崩落土 | [E1b] 層 |
| 1 堀の掘削と土塁の築造 | | [W1a] 層 | | [E1a] 層 (土塁) |

第 22 図 土橋東西の覆土層対比に基づく堀 1・2 の構築～埋没の段階



第 23 図 堀 1 土橋の形状変化
 上 (第 1 段階) : 堀の掘削と土塁の築造
 中 (第 2 段階) : 堀の整形と土橋の拡幅
 下 (第 3 段階) : 堀の崩壊と修復

ように水漬き泥層と凍上偽礫の落下による堆積層のセットである。ローム層の偽礫が主として混じる水漬き泥層である [W1c]・[E1c] 層は、堀底小溝内の [W1a・b][E1 a・b] 層を掘り窪めた中に堆積しており、堀底小溝が浚渫されたことを示唆する。

土橋西側の Bw・Dw 地区の堀外側壁面にはテラスがある。テラス上には凍上偽礫からなる [W2] 層が斜面堆積し、これを貼付土 [W3] 層が覆っている。[W3] 層は軟らかい [W2] 層を固定するために施工されたとみている。[W3] 層上面全面に分布する浅い窪み (写真 1) は、貼付加工時の足掛かりにしたのではないかと推測される。一方、Cw 地点周辺では、テラスが曖昧かつ貧弱であり起伏のない斜面が堀底小溝にまで続いていて、[W2]・[W3] 層は分布しない。テラスは堀掘削時の途中で掘り過ぎが修正されたことにより取り残されたものではないだろうか。C 区西部の B 区寄りには、テラスの顕著な斜面と曖昧な斜面との明瞭な段差があり、掘削時の工区割りや施工者の違いを想像させる。

ところで、[W1b]・[W1c] 層の関係は [W2]・[W3] 層の関係とよく類似している。凍上偽礫の落下土 [W2] と [W1b] が上下の位置関係にあり、時期を異にしてそれぞれが堆積したとみるより、同時に堆積し、[W2] を固定した貼付土 [W3] のこぼれ偽礫が小溝の泥層 [W1c] 中にこぼれ落ちたとみる方が自然である。すなわち、[W1b] 層と [W2] 層、[W1c] 層と [W3] 層は対比でき、それぞれ同時に堆積したと考えられる。換言すれば、土橋の拡幅は、堀内小溝が [W1b] 層で埋まり、[W2] 層が斜面堆積した直後の、[W3] 層の貼付工程と同じ工程の地業であったと考えられる。したがって、[W2]・[W3] が連続する土橋の拡幅盛土も、[E1b]・[E1c] が分布する土橋東側も、同時の施工と考えられる。土橋東側ではこの段階に D 区東の斜面～堀底に [E2-3] 層が斜面堆積している。

土橋の東縁が均整のとれた曲線状であったのに対して、西縁は、当初、歪な湾入部があったが、拡幅盛土により東西対称の形状に修正された。杭

列の存在から、拡幅盛土には柵列が設けられ、横矢板や横木で土留めされていたと想像される。

堀の掘削開始からこの段階までは、堀底小溝に堆積した土橋東西の泥層 [1b]・[1c] から、小溝は2度水が漬いたが、掘全体が湛水することはない、基本的には堀は干上がっていたと考えられる。その時期は、[W2]・[1b] 層の凍上偽礫が生産される初冬と晩冬を含む、地下水位の低い晩秋から冬季であったと推測する。

第3段階 土橋の拡幅盛土と堀内側の崩落と修復の段階である。土橋は拡幅盛土が大幅に崩れ、柵列も北端の柱を除いて傾いた。そこで、傾いた3柱は引き抜かれ、盛土が修復された後、少し西側に新たな3本の掘立柱が設置された。新しい柵列の柱は、根固めのために落下させたか、埋められた後打ち込まれている。さらに修復盛土の補強のために杭列で土留めもしている。

土橋東側では、堀内側壁面が滑り面を伴って連続的に滑落している。軟弱で厚い沖積層（田鎖3～6層）の上に土塁が築かれた所為と考えられる。崩落土 [E4a] は、多量に溜まった堀内側を除く掘中央部～外側にかけて上面が均され、平坦化されている。崩落土が偽礫化しつつも碎破・攪乱せず、ある程度の層序関係を維持して堆積していることから、水中に崩れ落ちた可能性があるが、平坦化作業の際には少なくとも水は引いていたと考えられる。平坦化は堀の深さを確保するための復旧であろう。堀外側斜面には、平坦化面上に客土 [E4b] 層が貼り付けられている。

沖積層が薄く、褐色ローム層が厚い土橋西側では、壁面崩落は認められない。内側斜面から底にかけて、水中堆積したとみられる [W4] 層が堆積した。水位は [W4] 層下半部の分布高度から TP + 6.2 m 付近まで上昇したと推定できる。しかし、[W4] 層中位に挟まれる焚火跡から、[W4] 層堆積中に、一時的にせよ、堀は干上がったことがわかる。この層準が堀の復旧の時期であり、土橋の修復と東側堀底の平坦化が行われたと考えられる。

土橋西側の堀底小溝が堀のほぼ中央にあるのに対して、土橋東側の堀底小溝が堀の中央より外（南）側へ寄っている理由は、壁面が滑落したことにより、堀の肩は内側に後退し、その結果、当初設計より相対的に小溝が外側へ寄ったものと考えられる。

土橋の盛土と堀壁の崩落を引き起こした原因は、豪雨や堀内の水位上昇による壁面の軟弱化、地震による大きな揺れなどが考えられる。因みに東北から関東地方の12～14世紀には、1170（嘉応1）年12月の会津に強い地震（『會津旧事雜考』）や1257（正嘉1）年10月の野田・久慈に津波（海外沿岸の地震津波の可能性あり）、1360（正平15）年の上総の震災等、記録は少数である（宇佐美1996）。

第4段階 堀の埋没段階である。堀は修復後に湛水して [5] 層以上が堆積した。土橋東側では、崩落土の平坦化面が水没した直後に層厚数 cm の粘土質シルト薄層が堆積している。

[W5]・[W6]・[E5-6] 層は総じて堀内側に厚く堆積し、分布高度も高い。これは堀内側にある土塁斜面の表層浸食が原因していると考えられる。特に Bw 地点の田鎖7～10層の粗粒中礫～細礫サイズの偽礫互層からなる [W6] 層では、水中を転動した相対的に粗粒な偽礫が斜面下部～末端に集積しており、偽礫が土塁側から供給されたのを示唆する。偽礫が多量であることから、その原因には土塁の修復が考えられる一方で、土塁の取崩し（廃棄）も考慮する必要があるだろう。ただし、土塁の滑落土 [W4a] 層とは、偽礫層が成層していることから区別できる。

[W7]・[E7] 層は下位層に漸移して堆積した泥層であり、Cw 地点では焚火跡を挟んでおり、濁水した時期もあったことがわかる。洪水の懸濁水の流入による泥の堆積と乾燥が繰り返したものと考えられる。

堀1壁面上部は [W7a][E7a] 層堆積期に浸食されて緩傾斜になったと推定できる。堀2の壁面上部の浸食も [4] 層堆積期であり、内堀の浸食期と一致する。内堀・外堀が同時期に壊れはじめ、自然に

埋まるままに任される状況は、居館の廃絶後の様子を端的に示している。

土橋の東西ともに堀埋土に顕著に砂礫が増加するのは [7b] 層からである。堀基盤層では粗粒な礫や砂が混入する田鎖3層から長沢川の低湿地への侵入が推定できるが、居館を囲む堀は水の管理が行き届いていたのであろう、堀への砂礫の顕著な流入は、居館が廃絶し、堀が放棄されて後の田鎖2層の堆積期に入ってからになる。

5. まとめ

本稿では、「報告書」(岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、2020)が概説した田鎖車堂前遺跡の12世紀の居館を巡る堀1・2の形成過程について、その根拠となる層序の詳細を記載し、堆積環境の変遷を検討した。また、これらに基づく遺構埋土の対比と層相解析により、堀1の形成・埋積過程の詳細を検討した。その結果、堀1は掘削から埋積に至る4段階の変遷を経たと考えられる。すなわち、堀の掘削と土塁の築造の段階、堀の整形と土橋の拡幅の段階、土橋と内側壁面～土塁の部分滑落と修復、土塁の浸食あるいは取崩し、および堀の埋没の4段階である。水位の変動と堆積季節などを考慮して検討した各段階の設計と施工過程は、当時の土木技術の一端を示すものと考えられる。

一方、次の問題も残した。「報告書」の放射性炭素年代測定結果は、12世紀の居館を巡る堀1の初期段階が13世紀末～14世紀を指しており、居館成立と堀掘削との間に1世紀以上の齟齬がある。この時間差の解消は今後の課題である。

筆者のひとり、趙は2016年12月の岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター主催・埋蔵文化財発掘調査技術講習会において発表した折、事例紹介として当時調査の最終段階にあった堀1を取り上げ、形成過程の見通しを述べた。本稿はその各論と結論に当たるものである。

謝辞 本稿をまとめるにあたり、2016年度田鎖車堂前遺跡の調査を担当した中村隼人・船渡耕己・阿部勝則・光井文行・佐々木隆英・白戸このみ・川村均・児玉駿介の各氏には、現地で遺構の成立過程について議論していただき、貴重なご意見をいただいた。また、いちいち名前を挙げ得ないが、田鎖車堂前遺跡の調査に参加された作業員各位には、無理難題を聞いていただき、労を厭わず観察しやすい地層の断面・平面を整形していただいた。以上の方々には心よりお礼申し上げます。

註

(1) 本稿で用いる「ローム・ローム層」は、土壌学の砂・シルト・粘土が適度にまじりあった土性区分(粒度区分)上の粒度組成名ではなく、「関東ローム層」のように、地質学でいう降下テフラやその再堆積テフラの風化した褐色テフラ層(褐色火山灰土層)を指す。

(2) テフラ名は趙ほか(2018)で整理した呼称を用いる。

文献

公益財団法人岩手県文化振興事業団 2020『田鎖遺跡・田鎖館跡・田鎖車堂前遺跡発掘調査報告書：宮古西道路整備事業関連遺跡発掘調査』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第718集 第2分冊 235ps.

宇佐美龍夫 1996『新編日本被害地震総覧 [増補改訂版 416-1995]』493ps.

趙 哲済 2016「考古地層学：遺跡の層序・堆積・土壌の基礎と総合化」平成28年度埋蔵文化財発掘調査技術講習会資料 20ps.

趙 哲済・佐瀬 隆・濱田 宏・長橋良隆 2018「岩手県沿岸北部における遺跡の層序学的検討」『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター紀要』37 pp.109～124.

岩手県における近・現代の炭焼きと炭窯跡

阿部 勝 則

本稿では、炭窯の構築方法・炭焼きの方法など民俗学的調査で明らかにされている内容を念頭に置きつつ、考古学的調査で報告されている炭窯跡の遺構・遺物の意味するところについて検討する。そして、民俗学的調査事例では十分に指摘されていない、炭焼きに従事した人々の具体的な工夫の跡について、考古学的調査事例から情報を提示する。

1. はじめに

筆者は、先に近・現代遺構の一例として炭窯跡について検討した。その目的は、炭焼きが行われた歴史的背景を踏まえ、民俗学的調査事例の成果である炭窯の構築方法、炭焼きの方法、炭窯の形態の変遷などを把握したうえで、考古学的調査事例を解釈する試みであった。しかし、集成した事例の多くは一覧表による情報の提示に留まり、個々の事例を詳細に検討することができなかった(註1)。その反省を踏まえ、本稿では、炭焼きの作法(民俗学的調査事例)と炭窯跡の遺構(考古学的調査事例)について、より丹念に双方の資料を読み解き、炭焼きと炭窯の実態を把握することを目的とする。

2. 炭窯の形態の変遷

炭窯の形態の変遷は、考古学的調査事例である炭窯跡の時期を特定するうえで把握すべき大切な事項である。阿部 2016でも概要を提示したが、十分に尽くされていなかった部分もあり、ここで再確認する。

20世紀の約100年間に及ぶ近・現代の岩手県の炭焼きの研究は、これまで畠山 剛氏の研究により牽引されてきた。しかし、畠山氏の研究では、炭窯の形態の変遷を整理したものが提示されていない、と判断し、このことが炭窯の研究課題の一つであると認識していた。その考えに変わりはないが、その後の検討の結果、畠山氏が炭窯の変遷を整理されたものを発表していたことを知るに至った(註2)。本稿では、その内容に触れながら、炭窯の形態の変遷を辿ってみる。

(1) 炭窯の変遷

畠山氏は、岩手県内の炭窯の変遷を大きく3時期(明治、大正・昭和前半：戦前、昭和後半：戦後)に分類している(畠山 2003「12改良がまの歴史」(pp149～151))。以下、概観する。

第一次木炭改良期(明治)：改良窯の黎明期。楢崎窯(考案者楢崎圭三氏。明治39(1906)年)が、岩手県に改良窯として初めて本格的に導入された。

第二次木炭改良期(大正・昭和前半：戦前)：改良窯の勃興期。小野寺窯(考案者小野寺清七氏。大正10(1921)年)、岩手窯(考案者浅沼久氏。昭和8(1933)年)、石川窯、今助窯など、岩手県で指導・奨励する奨励窯が考案され、また各地に特徴的な炭窯が多数築かれた。

第三次木炭改良期(昭和後半：戦後)：改良窯の統一期。岩手1号窯(考案者佐々木圭介氏。昭和25(1950)年)、岩手窯(考案元岩手県木炭協会。昭和31(1956)年)など、それまで多くの種類があった岩手県の炭窯が一つの形態に統一された。

(2) 炭窯の実態

次に3つの統計資料(畠山 2003、pp112・209・241)から各時期の炭窯の実態を概観する。

【資料1】第1表 県内の各式窯の分布(昭和3(1928)～6(1931)年頃)(註3)

大正 10 (1921) 年に小野寺窯が「奨励がま」として考案され、県内各地で多くの種類の炭窯が築かれた炭窯の勃興期である。同資料に拠りながら、昭和一桁 1930 年前後の炭窯の実態を確認する。炭窯総数 14,744 枚。内訳は黒炭窯 13,380 枚 (91%)、白炭窯 1,364 枚 (9%) で、割合は約 10:1 である。

黒炭窯の形態の内訳は、小野寺窯 7,940 枚 (59%)、大竹窯 1,388 枚 (10%)、檜崎窯 20 枚 (0.1%)、茅橋窯 22 枚 (0.1%)、今助窯 668 枚 (4.9%)、石川窯 50 枚 (0.3%)、東山窯 40 枚 (0.2%)、在来窯 (形態不明) 3,252 枚 (26%) である。小野寺窯が黒炭窯の約 6 割を占め、同時期の檜崎窯はわずか 20 枚である。大正 10 (1921) 年の小野寺窯の考案から 10 年余りで、岩手県内の炭窯は、檜崎窯 (1906 年考案) から小野寺窯に急速に移行していった状況がわかる。その一方で、小本・田老・宮古・茂市など宮古周辺地域、沼宮内・小鳥谷・金田一など県北内陸地域は在来窯の比率が高く、奥深い山村では「奨励がま」が考案される以前からの旧来どおりの炭窯で炭焼きが行われていたことを示している。小野寺窯が一関など内陸南部、今泉・世田米など気仙地区を中心とする沿岸南部地域、久慈・野田・普代・平井賀など沿岸北部地域を中心とした地域で多く確認できるのは、小野寺清七氏の足跡と関係しているかもしれない (註 4) 一方、檜崎窯 20 枚が石鳥谷地域に残るのは、明治 39 (1906) 年に檜崎圭三氏が紫波郡山王海で製炭伝習を行った地域的な係わりとの関係が考えられる。茅橋窯は、宮古・山田で少数を数える。今助窯 668 枚の内訳は、遠野 548 枚・上郷 120 枚である。石川窯 50 枚は、水沢地域のみで数えられる。大竹窯は、福岡・金田一・軽米など内陸北部、山田・大槌などの沿岸南部に枚数が多い傾向がある。大竹窯は、もとは福島県の大竹亀蔵氏の大竹窯を発祥として、青森三戸大竹窯が造られており、内陸北部に多い大竹窯は、青森三戸大竹窯の影響を受けたものと推測される。

白炭窯の多い地域は、水沢・雫石・田山の地区である。水沢は、炭窯総数 637 枚で、内訳は黒炭窯 337 枚 (53%)、白炭窯 300 (47%) 枚、黒炭窯と白炭窯の割合は約 1:1 で、白炭窯数 300 枚 (22%) は岩手県では最大数を数える。雫石は黒炭窯 0 枚で、白炭窯 221 枚 (100%) を数える。田山の炭窯総数 204 枚の内訳は、黒炭窯 44 枚 (20%)、白炭窯 160 枚 (80%) で、白炭窯の占める割合が高い。同じ旧安代町内の荒沢の炭窯総数 552 枚の内訳は、黒炭窯 552 枚 (100%)、白炭窯 0 枚 (0%) である。旧安代町では分水嶺を挟んで秋田鹿角に近い田山地区で白炭窯の比率が高いことは、特徴的な事例である (註 5)。以上の事例は、いずれも岩手県から秋田県に通じるルート (国道 282: 田山- 鹿角・国道 46: 雫石- 角館・国道 397: 水沢/ 胆沢- 東成瀬) 上の秋田県寄りの地域である。これらの地域での白炭窯 (石窯) の比率の高さは、当時、秋田県で盛んに行われていた石窯の吉田式白炭窯 (註 6) の影響を受けた石窯が築窯され、白炭が盛んにつくられた結果ではなかったか、と推測する。

【資料 2】 第 2 表 郡市別製炭主従事者数と炭窯数 (昭和 31 (1956) 年 3 月現在)

昭和 31 (1956) 年は、岩手窯が考案された時期で、岩手県における炭窯の統一期の様相を示す資料である。炭窯数は 20,314 枚で、約 25 年前 (【資料 1】) に比べて約 1.3 倍の枚数は、炭焼き全盛期の様相を示す数値である。内訳は黒炭窯 18,587 枚 (92%)、白炭窯 1,727 枚 (8%)、割合は約 10:1 で、約 25 年前の様相と大きく変わっていない。地域別の窯数は、県北 12,160 枚 (60%)、県南 8,154 枚 (40%) である。白炭窯をみると、胆沢郡の白炭窯数が 0 枚で、県南では稗貫郡・江刺郡に白炭窯が多い。県北では九戸郡が 0 枚で、岩手郡で白炭窯が多い (註 7)。

【資料 3】 第 3 表 平成 10 年度の生産者と木炭生産量 (平成 10 (1998) 年 3 月)

炭窯数は 423 枚 (岩手窯) で、岩手窯が考案された 20 世紀中頃 (【資料 2】) の 20,314 枚から約 50 分 1 に減少する。昭和 30 年以後、炭焼きの生産量が激減し、炭窯数が減少したことが看取できる。炭窯数の内訳は、久慈 149 枚・二戸 115 枚・軽米 82 枚と県北 3 地区で 346 枚 (82%)、生産量は、岩手県で 7,434 t、そのうち県北 3 地区で 6,304 t (85%) を占める。大量窯率は 71% である。

第1表 県内の各式窯の分布

小野寺家文書より

| 地区 | 黒炭窯 | 白炭窯 | 総数 | 黒炭窯の内訳 | | | | | | | | 黒炭窯に占める小野寺窯の割合(%) | |
|------|--------|-------|--------|--------|-------|----|----|-----|----|----|-------|-------------------|-------|
| | | | | 小野寺 | 大竹 | 檜崎 | 茅橋 | 今助 | 石川 | 東山 | 在来※1 | | |
| 盛岡 | 180 | 112 | 292 | 125 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 55 | 69.4 |
| 雫石 | 0 | 221 | 221 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 石鳥谷 | 160 | 190 | 350 | 115 | 25 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 71.9 |
| 花巻 | 195 | 0 | 195 | 195 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 横川目 | 150 | 2 | 152 | 117 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 | 78.0 |
| 川尻 | 219 | 90 | 309 | 89 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 130 | 40.6 |
| 水沢 | 337 | 300 | 637 | 287 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 | 0 | 0 | 0 | 85.2 |
| 一ノ関 | 586 | 0 | 586 | 586 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 大籠 | 177 | 0 | 177 | 120 | 57 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 67.8 |
| 摺沢 | 190 | 0 | 190 | 110 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 | 57.9 |
| 荒沢 | 552 | 0 | 552 | 427 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 125 | 77.4 |
| 田山 | 44 | 160 | 204 | 44 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 沼宮内 | 490 | 18 | 508 | 260 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 230 | 53.1 |
| 葛巻 | 628 | 0 | 628 | 628 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 岩泉 | 416 | 0 | 416 | 266 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 150 | 63.9 |
| 小鳥谷 | 718 | 207 | 925 | 112 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 570 | 15.6 |
| 福岡 | 702 | 0 | 702 | 400 | 217 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 85 | 57.0 |
| 金田一 | 670 | 0 | 670 | 320 | 150 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | 47.8 |
| 軽米 | 640 | 0 | 640 | 280 | 260 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 | 43.8 |
| 種市 | 148 | 0 | 148 | 90 | 58 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 60.8 |
| 久慈 | 314 | 0 | 314 | 314 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 野田 | 152 | 0 | 152 | 152 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 山根 | 99 | 0 | 99 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 | 70.7 |
| 普代 | 205 | 0 | 205 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 205 | 0.0 |
| 平井賀 | 300 | 0 | 300 | 300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 小本 | 610 | 0 | 610 | 366 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 244 | 60.0 |
| 田老 | 287 | 0 | 287 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 287 | 0.0 |
| 宮古 | 462 | 0 | 462 | 0 | 0 | 0 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 441 | 0.0 |
| 茂市 | 711 | 0 | 711 | 429 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 | 0 | 242 | 60.3 |
| 門馬 | 40 | 64 | 104 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 70.0 |
| 山田 | 157 | 0 | 157 | 0 | 156 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 大槌 | 596 | 0 | 596 | 296 | 300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49.7 |
| 吉沢※2 | 204 | 0 | 204 | 116 | 49 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 | 56.9 |
| 大船渡 | 190 | 0 | 190 | 115 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | 60.5 |
| 今泉 | 280 | 0 | 280 | 280 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 世田米 | 725 | 0 | 725 | 725 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0 |
| 遠野 | 548 | 0 | 548 | 0 | 0 | 0 | 0 | 548 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 上郷 | 298 | 0 | 298 | 178 | 0 | 0 | 0 | 120 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59.7 |
| 計 | 13,380 | 1,364 | 14,744 | 7,940 | 1,388 | 20 | 22 | 668 | 50 | 40 | 3,252 | 59.3 | |

※1 在来窯はいずれの形式とも判別できない炭窯 ※2 吉沢は吉浜か。 ※ 網掛け数字は補正した数値

第2表 郡市別製炭主従事者数と炭窯数(昭和31年3月現在)

(資料『木炭の県営検査三五年の歩み』、昭和31年)

| 地区 | 製炭主従事者数 | | | 炭窯数 | | |
|-------|---------|--------|--------|-------------|---------------|--------|
| | 専業 | 副業 | 計 | 白炭窯数と割合(%) | 黒炭窯数と割合(%) | 計 |
| 紫波郡 | 1 | 352 | 353 | 58 (44.6) | 72 (55.4) | 130 |
| 稗貫郡 | 0 | 141 | 141 | 185 (71.2) | 75 (28.8) | 260 |
| 和賀郡 | 41 | 379 | 420 | 27 (4.1) | 637 (95.9) | 664 |
| 胆沢郡 | 53 | 622 | 675 | 0 (0.0) | 757 (100.0) | 757 |
| 江刺郡 | 3 | 147 | 150 | 153 (40.4) | 226 (59.6) | 379 |
| 西磐井郡 | 0 | 87 | 87 | 0 (0.0) | 109 (100.0) | 109 |
| 東磐井郡 | 13 | 823 | 836 | 18 (1.9) | 910 (98.1) | 928 |
| 気仙郡 | 69 | 699 | 768 | 7 (0.7) | 939 (99.3) | 946 |
| 上閉伊郡 | 73 | 389 | 462 | 51 (9.6) | 479 (90.4) | 530 |
| 市部計※1 | 310 | 2,526 | 2,836 | 42 (1.2) | 3,409 (98.8) | 3,451 |
| 合計 | 563 | 6,165 | 6,728 | 541 (6.6) | 7,613 (93.4) | 8,154 |
| 岩手郡 | 238 | 1,537 | 1,775 | 860 (40.9) | 1,241 (59.1) | 2,101 |
| 下閉伊郡 | 1,107 | 1,445 | 2,552 | 53 (1.4) | 3,836 (98.6) | 3,889 |
| 九戸郡 | 416 | 1,449 | 1,865 | 0 (0.0) | 2,285 (100.0) | 2,285 |
| 二戸郡 | 150 | 1,836 | 1,986 | 118 (5.3) | 2,111 (94.7) | 2,229 |
| 市部計※2 | 256 | 865 | 1,121 | 155 (9.4) | 1,501 (90.6) | 1,656 |
| 合計 | 2,167 | 7,132 | 9,299 | 1,186 (9.8) | 10,974 (90.2) | 12,160 |
| 総計 | 2,730 | 13,297 | 16,027 | 1,727 (8.5) | 18,587 (91.5) | 20,314 |

※1 花巻、北上、水沢、江刺、一関、陸前高田、大船渡、釜石の各市

※2 宮古、盛岡、久慈、二戸の各市

第3表 平成10年度の生産者と木炭生産量

(「平成10年3月分木炭関係資料」岩手県木炭協会、平成10年)

| 地区 | 生産量(t) ※1 | 生産者 | | | | | | 稼働炭窯 | | 一世帯当たり年間生産量※2 | | | |
|----|--------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----------|----------|---------------|----------|----------------|------|
| | | 専業 | | 副業 | | 計 | | (数値)は大量炭窯 | 大量炭窯率(%) | 重量(kg) | 15kg包装換算 | 出炭回数(1窯1400kg) | |
| | | 主 | 副 | 主 | 副 | 主 | 副 | | | | | | |
| 盛岡 | 385 | 2 | 4 | 9 | 9 | 11 | 13 | 10 (8) | 80 | 35,000 | 2,333 | 24.7 | |
| 北上 | 26 | 0 | 0 | 3 | 8 | 3 | 8 | 3 (0) | 0 | 8,666 | 578 | 6.2 | |
| 水沢 | 338 | 2 | 2 | 14 | 21 | 16 | 23 | 25 (18) | 72 | 21,125 | 1,408 | 15.1 | |
| 遠野 | 65 | 0 | 0 | 19 | 0 | 19 | 0 | 19 (0) | 0 | 3,421 | 228 | 2.4 | |
| 宮古 | 47 | 0 | 0 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 (0) | 0 | 11,750 | 783 | 8.4 | |
| 岩泉 | 269 | 0 | 0 | 12 | 6 | 12 | 6 | 16 (5) | 31 | 22,417 | 1,494 | 16.0 | |
| 久慈 | 2,552 | 18 | 31 | 68 | 63 | 86 | 94 | 149 (115) | 77 | 29,674 | 1,978 | 21.2 | |
| 二戸 | 2,176 | 7 | 13 | 52 | 62 | 59 | 75 | 115 (90) | 78 | 36,881 | 2,459 | 26.3 | |
| 軽米 | 1,576 | 6 | 12 | 45 | 46 | 51 | 58 | 82 (71) | 86 | 30,902 | 2,060 | 22.1 | |
| 計 | 7,434 | 35 | 62 | 226 | 218 | 261 | 280 | 423 (307) | 平均 | 71.1 | 22,204 | 1,480 | 15.8 |

※1 黒炭のみの生産量を示す、白炭の生産量約8tは除いてある。

※2 生産量を主従事者(一世帯当たり一主従事者として)で除した値

※ 網掛け数字は補正した数値

(3) 炭窯の形態

次に畠山氏が整理された炭窯の系譜をもとに再整理し、把握できた主な炭窯の特徴を記す（第4表・第1図）。各炭窯の記載内容は畠山 2003 から要約し、資料は『炭窯百態』を引用した（註8）。

名称：昔窯（むかしがま）。時期：20世紀前半頃まで。規模：奥行き4～5尺（約1.2～1.5m）、幅4～5尺、高さ4.5尺（約1.35m）、腰の高さ3尺（約0.9m）。幅／奥行きの比率：1.0。高さ／奥行きの比率：1.0。平面形：円形。形態的特徴：平面の径と同程度の高さがある。備考：なし。生産量：50貫（1貫＝3.75kg、 $3.75 \times 50 = 187.5$ kg）とされる（註9）。資料：なし。

名称：檜崎窯（ならさきがま）。考案者：檜崎圭三氏。時期：明治39（1906）年以降。規模：奥行き10尺（約3.0m）、幅7.7尺（約2.31m）、高さ5尺（約1.5m）、腰の高さ3尺（約0.9m）、幅／奥行きの比率：0.77。高さ／奥行きの比率：0.5。平面形：窯口を頂点とする三角形。形態的特徴：背の高さが昔窯の約半分になり、平面形も細長い形になった。底面に傾斜を付け、勾配は、奥行に向かって1尺（約0.3m）につき3分（約0.009m）下げる。備考：初期には補助煙道として耳煙道が付いたが、有効に機能しなかったため改善の過程で無くなる（註10）。資料：『炭窯百態』「四七 檜崎窯（広島県 檜崎圭三氏）」（pp85～86）の記載より「築窯 寸法の一例は奥行一〇尺とし前端より六尺五寸の處の幅七尺、後端より一尺の處を最大幅七尺七寸とし、窯口は幅下底一尺五寸・上一尺四寸アーチ形高さ二尺七寸とする。斯（か）くして類三角形の窯形を画く。窯壁高さ三尺、排煙口高さ三寸幅六寸奥行九寸（一五尺窯は窯壁高四尺五寸、排煙口高三寸五分幅八寸五分）築窯法佐倉の塗り窯及叩窯両者に準ず。窯底後方三寸下り、窯口前は稍（やや）前下りとする、窯壁の後方上部左右に中央幅の二分の一即ち本寸法の窯では三尺五寸を隔て補助排煙口（俗称檜崎小路）を造り煙道に連絡する、大きさは三～四寸角とし外より瓦又はブリキ板にて開閉を自由ならしむ、煙道は窯奥行一〇尺に対し径六寸奥行一尺を増す毎に五分を増すものとし傾斜を一〇〇分の三五とし藁束を立て、粘土で搗き固む、天井は中央厚さ三寸周囲七寸に仕上ぐ。製炭 立て木長さ三尺とし窯口は前より斜に立て掛け藁灰及土にて覆ひ上部より点火する、煙突には土管一本を用ふる。窯口通風口は上部に造り斜に下より土管にて通風する、其横に窺い口と称し小孔を造り炭化の状況を見る、窯の大きさにより二〇～一〇〇時間にて炭化し一～三昼夜にて消化する。」

名称：小野寺窯（おのでらがま）。考案者：小野寺清七氏。時期：大正10（1921）年以降。規模：奥行き11尺（約3.3m）、幅7尺（約2.1m）、高さ4尺7寸5分（約1.42m）、腰の高さ3尺（約0.9m）。幅／奥行きの比率：0.63。高さ／奥行きの比率：0.43。平面形：卵形。形態的特徴：大小二つの円を縦に組み合わせた卵形。点火室の幅1尺4寸（約0.42m）。窯口の広さは炭化室の短軸（幅）の約1／5。備考：なし（註11）。資料：『炭窯百態』「一二 小野寺窯（岩手県）」（pp45～46）の記載より「築窯 図の如く径始を行うものであって寸法は次のとおりである、窯壁高は後端で三尺、前端は窯口の高さ二尺になる。一丈窯（全長一一尺） 大円半径三・五尺、小円半径二・八尺、天井最高部位置二・二尺、前基点位置三・三尺、天井最高部高さ（窯壁頂以上）大円直径1／4、前部高さ（窯壁頂以上）小円直径1／5※一丈一尺窯（全長一二・一尺）、一丈二尺窯（全長一三・二尺）、一丈三尺窯（全長一四・二尺）、一丈四尺窯（全長一五・四尺）、一丈五尺窯（全長一六・五尺）の記載省略。湿潤なる場所に於いては窯底に石を並べ或いは丸太を縦に並べたるうゑに粗朶を置き其の上に土を覆ひ打ち固む、窯底は後方に傾斜せしめ窯口底面が排煙口石下端と水平ならしむ、排煙口幅は窯奥行の一〇分の一、同高さ窯壁高の一〇分の一、同奥行八寸、掛石高さ五寸厚さ三寸、煙道は窯壁高三尺の處にて一尺三寸後方に来る様傾斜す、煙道口は炭化室最大幅の二〇分の一、窯口幅一二～一四寸、高さ一八～二〇寸、天井は最高部を後壁より奥行の二割前に置き高さ窯壁頂上大円径の四分の一とし窯口より三

割後方の天井中心高小円径の五分の一とす、厚さ仕上がり周囲七寸中部五寸頂部三寸を目標とする、築窯工程次の通りである。用土採取人五、窯壁及び排煙口構築六、乾燥一・一、炭材伐採五、詰込七・五、天井盛土二・二、天井叩き四・二、同仕上げ二、計三六。**製炭** 炭材詰込み法は立て木は元口を上にし後方左右に細材中央に太き材を詰め込む、点火には先ず煙道口を縮小して乾燥焚火を行ひ煙道口温度六〇度に達する時は之を開き煙突を立て焚火を盛にして着火を促す、着火は煙突口温度八〇度以上となること、同辛味を有すること、煙の色褐色刺激臭あること、煙長く棚引き煙突口と三尺上部と等色となること、窯の後部の温度と煙突の温度と等温度となること、之を認むる時は窯口を塞ぎ通風口を設置す、炭化中に於いて立て木に着火したる後は調節を行はざるを可とす、排気無色無臭となり煙突内面灰白色となり窯内炭材下端迄赤色を呈し光輝を發するに至らば消火を行ふ、出炭は可及的冷却後行ひ横積せず立て置く、立て木七三〇貫、上げ木一一〇貫、燃材四五貫に対し立て木炭一四五貫上げ木炭一五貫、収炭率一八・一%、点火時間一三時間、炭化五時間、精煉三時間、消火六〇時間。]

名称：茅橋窯（かやはしがま）（註12）。**考案者**：茅橋検査監督員。**時期**：大正13（1924）年以降か。**規模**：奥行き7尺（約2.1m）、幅12尺（約3.6m）、高さ4.3尺（約1.29m）、腰の高さ3尺（約0.9m）。幅／奥行きの比率：0.58。高さ／奥行きの比率：0.61。**平面形**：横に長い小判形。**形態的特徴**：二つの円を横に組み合わせて、小判形になるように設計された。窯口は一箇所、排煙口は2箇所設けられた。点火室の幅1尺4寸（約0.42m）。**備考**：なし。**資料**：『炭窯百態』「一九 茅橋窯（岩手県茅橋検査監督員考案）」（pp52）の記載より「**築窯** 炭化室奥行七尺、最大幅一二尺、点火室奥幅二尺、奥行一尺五寸前幅一尺四寸、窯底後へ一〇〇分の三下り窯壁高さ三尺窯口幅下一尺四寸上一尺二寸高さ二尺、排煙口幅九寸高さ二寸五分掛石下幅一寸一分、煙道勾配一〇〇分の三五天井最高部高さ一尺三寸厚さ三寸中部五寸周九寸。**製炭** 炭材詰込量六六九貫、燃材一八貫、製炭時間九五時間、産炭量一二九貫、収炭率一九・三%、燃材加算一八・八%」

名称：岩手窯（いわてがま）。**考案者**：工藤竹松（註13）。**時期**：昭和8（1933）年以前か。**規模**：奥行き14尺3寸（約4.29m）、幅10尺5寸（約3.15m）、高さ4.5尺（約1.35m）、腰の高さ前部2.6尺（約0.78m）、後部2.8尺（約0.84m）。幅／奥行きの比率：0.73。高さ／奥行きの比率：0.31。**平面形**：卵形。**形態的特徴**：小野寺窯より一回り大きく、膨らみがある。**備考**：なし。**資料**：『炭窯百態』「八 岩手窯（岩手県 工藤竹松氏）」（pp40～41）の記載より「**築窯** 奥行一四尺三寸、最大幅一〇尺五寸、窯底後下り、窯壁高後部二尺八寸前部二尺六寸、窯口幅下一尺四寸五分上一尺二寸五分同高さ一尺七寸五分、排煙口幅一尺五寸高さ二寸掛石下幅四寸、煙道勾配窯壁頂にて一尺、煙道口五寸口角、天井最高部高さ一尺九寸、天井厚さ頂二寸、周り四寸。**製炭** 炭材詰込量ナラ八五〇貫、燃材一二〇貫、製炭日数四日、産炭量一二五貫」。

名称：岩手1号窯（いわていちごうがま）。**考案者**：佐々木圭助氏。**時期**：昭和25（1950）年以降。**規模**：奥行き10尺（約3.0m）、幅7.5尺（約2.25m）。幅／奥行きの比率：0.75。**平面形**：卵形。**形態的特徴**：点火室の両脇に径0.25尺（約0.075m）の排気口を設けた。後に排気管の名で岩手窯に受け継がれる。**備考**：後の岩手窯の先駆けとなった（註14）。**資料**：なし。

名称：岩手窯（いわてがま）。**考案者**：岩手県木炭協会。**時期**：昭和31（1956）年以降。**規模**：幅／奥行きの比率0.75。**平面形**：卵形。**形態的特徴**：煙道は排煙口に向かって傾斜が設けられる。**備考**：奥行き・幅を数値（規模）ではなく、比率を提示することで相似形の炭窯を築くことが可能となった。岩手大量窯は、大量生産を目的として岩手窯を大型化したものである。**資料**：なし。

その他、地域的な炭窯と推測される石川窯（註15）、東山窯、今助窯などの形態的特徴の把握は、今後の課題である。

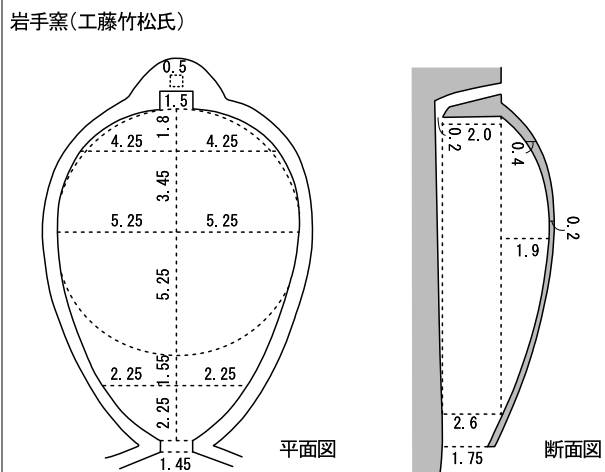
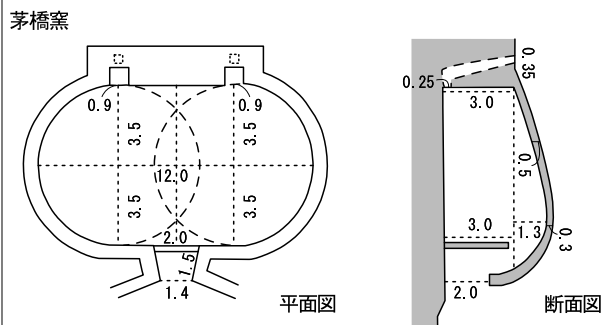
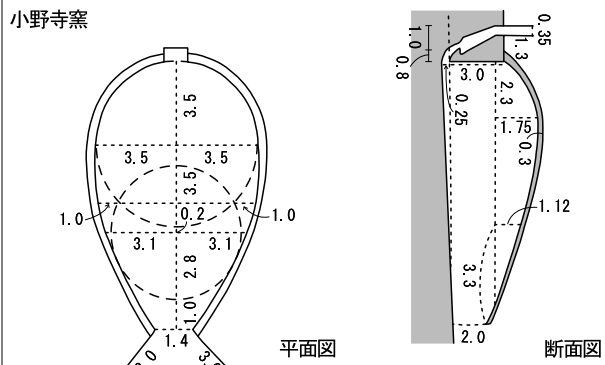
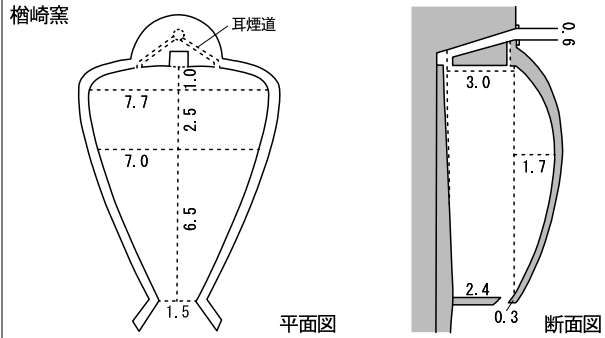
第4表 岩手県の炭窯の変遷

| 西暦 | 和暦 | 岩手県 | 時期区分 |
|------|-------|----------------|------|
| 1894 | 明治 27 | | |
| 1895 | 28 | | |
| 1896 | 29 | | |
| 1897 | 30 | | |
| 1898 | 31 | | |
| 1899 | 32 | | |
| 1900 | 33 | 普窯 | |
| 1901 | 34 | | |
| 1902 | 35 | | |
| 1903 | 36 | | |
| 1904 | 37 | | |
| 1905 | 38 | 楢崎圭三 楢崎窯 | 黎明期 |
| 1906 | 39 | 明治39~ | |
| 1907 | 40 | | |
| 1908 | 41 | | |
| 1909 | 42 | | |
| 1910 | 43 | | |
| 1911 | 44 | | |
| 1912 | 大正 元 | | |
| 1913 | 2 | | |
| 1914 | 3 | 佐藤安治 東山窯 | |
| 1915 | 4 | 大正4~ | |
| 1916 | 5 | | |
| 1917 | 6 | | |
| 1918 | 7 | | |
| 1919 | 8 | | |
| 1920 | 9 | 浅沼長六 岩手窯 | 勃興期 |
| 1921 | 10 | 小野寺清七 小野寺窯 | |
| 1922 | 11 | 大正10~ | |
| 1923 | 12 | | |
| 1924 | 13 | 茅橋窯 | |
| 1925 | 14 | | |
| 1926 | 昭和 2 | 石川窯 | |
| 1927 | 3 | 菊地今助 今助窯 | |
| 1928 | 4 | 昭和2~ | |
| 1929 | 5 | | |
| 1930 | 6 | | |
| 1931 | 7 | 浅沼 久 岩手窯 | |
| 1932 | 8 | 昭和8~ | |
| 1933 | 9 | | |
| 1934 | 10 | | |
| 1935 | 11 | | |
| 1936 | 12 | | |
| 1937 | 13 | | |
| 1938 | 14 | | |
| 1939 | 15 | | |
| 1940 | 16 | | |
| 1941 | 17 | | |
| 1942 | 18 | | |
| 1943 | 19 | | |
| 1944 | 20 | | |
| 1945 | 21 | | |
| 1946 | 22 | | |
| 1947 | 23 | | |
| 1948 | 24 | | |
| 1949 | 25 | 佐々木圭助 岩手1号窯 | 統一期 |
| 1950 | 26 | 昭和25~ | |
| 1951 | 27 | | |
| 1952 | 28 | | |
| 1953 | 29 | | |
| 1954 | 30 | | |
| 1955 | 31 | 県木炭協会 岩手窯 | |
| 1956 | 32 | 昭和31~ | |
| 1957 | 33 | | |
| 1958 | 34 | | |
| 1959 | 35 | | |
| 1960 | ∴ | | |

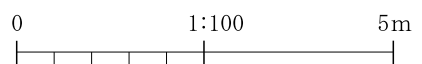
※ 畠山 1988の付表 岩手県の改良製炭法の系譜を基に改編した。

※ 炭窯名 三浦 1933『炭窯百態』に掲載されている炭窯

※ 炭窯名 おおよその時期を示す。



三浦 1933より掲載図を改編



第1図 岩手県の炭窯の変遷

3. 炭焼きの作法—民俗学的調査事例から—

ここでは、民俗学的調査事例による炭窯跡の構築方法、炭焼きの方法を仮に「炭焼きの作法」と呼び、考古学的調査事例（【No】遺跡名は4. と一致）を解釈する際の基礎的な情報を収集する。

【事例1】岩手窯の事例（註16）

岩手窯には、（1）岩手窯の築き方と（2）木炭の焼き方を記した手引き書『岩手窯の栞』がある。

（1）岩手窯の築き方

岩手窯の築き方では、①築窯場所の選定、②築窯について特に注意すべきこと、③窯の構造、の3点を立項している。遺構との係わりで留意すべき事項（傍線筆者）を確認する。

①築窯場所の選定

場所を選定する際の諸条件が記されている。具体的には、湿気を避け、乾燥した土地。耐火性の土がたくさんある土地。窯口に強い風の当たらない所。山腹に窯を掘り込むことを避け、雪解け・雨降り続きでも湿気の生じない所。炭材の搬出に便利な所。用水に便利な所。

②築窯について特に注意すべきこと

床堀は仮径始による。窯の内外に排水・排湿・保温装置を完全に施す。窯形を正しくする。窯土は耐火性の粘土に砂質を含むのがよい。窯底・窯壁の窯土の厚さは一定（24～30cm）にする。

③窯の構造

窯底径始、窯底、排気管、窯壁、排煙口と煙道、点火室、天井、の7項目の築窯基準を記す。

窯底径始は、縦に中心軸を張る。まず奥行を決め、後部は奥行の7割5分の大円、前部は奥行の5割の小円を描き、その交叉点を見通した外方部に大円形の1割の長さの点を求め、この点を通じて両円に接する円曲線を描いて卵型にする。

窯底は、炭化室の底面は水平とし、その前に点火室を造る。点火室の部分のみ前下がりが6cmとする。

排気管は、窯底から窯外に通る左右2本の溝である。

窯壁は、垂直に造るのが理想である。

排煙口は、高さ6cm。排煙口直径として窯底に半円を描き、排煙口に向って6cm深める。排煙口に使用する掛石の厚さは6cmとする。煙道は、排煙口の幅の3分1とする。

点火室は、幅が狭く、高さは低いのがよい。大きさは前幅48cm、奥幅60cm、高さ60cm、奥行60cm。通風口からの空気を緩やかに吸い込み、窯内部の灰化けを防ぐため、前さがり6cmとする。

天井は、できるかぎり低くし、上部は平面にし、できるだけ広くする。土質の悪い時は吊環を利用する。天井の最後部の位置は、奥部より窯口の方向に炭化室奥行の7割、窯口より奥部にも7割のところとし、窯壁からの高さは窯幅の1割5分以内とする。天井をつくる際、堅木を炭材の上にあげる。堅木は21～24cm程度のものから順次左右に細目のものを用い、空間ができないようにする。切子を用いて凹凸のないように型造りする。窯土をムラのないように下部より寸法を測り順次上部の厚さを整えていく。厚さは、上部より窯壁に向って12cm・15cm・18cmの割合をもって仕上げ、全体を入念に仕上げる。用土は耐火性の粘土を用いるのが望ましい。岩手県の場合、重粘土性のものが多く、これを用土に使用すると亀裂が多いが、砂礫5割を混入するか、焼土を3割程度混入してうち固めるのが良い。天井の構造は製炭に及ぼす影響が大きいから「仕上げ」「乾燥」に細心の注意を払い、変形しないように仕上げるのが肝要である。

（2）木炭の焼き方

木炭の焼き方では、①蒸煮と着火の操作、②着火後の操作、③精煉、の3点について立項している。以下、遺構として痕跡を残す行為（傍線筆者）に注意しながら確認していく。

①蒸煮と着火の操作

炭材の立て込みが終わったら、点火室の前方を煉瓦、石と用土等で焚口を造る。このとき、下部中央に通風口（幅は排煙口幅の2分の1、高さ9cm）と、その12～15cm上に焚口（21cm方形）の穴を残し、鉄板・煉瓦その他で密閉できるようにしておく。

次に点火室に燃料を入れ、蒸煮を行う。蒸煮の効果は、炭材を徐々に乾燥することで辺材部と心材部が均一に収縮し、樹皮が密着し、亀裂が少なく均等になり、良質な黒炭になる。蒸煮の操作は、点火と同時に煙道口を箆・菰などで覆い、排煙をおさえ、排気管を全開して水蒸気の多い煙を出し、煙道口の温度が50～60度に達する頃に排気管を密閉する。なお、口焚きを続け、煙道口を1.5cm開いて温度が65度上昇したとき、さらに3cm開くと、2～3時間で70度となる。

次の着火の操作は、煙道口を半開して1～2時間で75度上昇し、さらに煙道口を全開にして盛んに口焚きして加熱すれば1～2時間で80度に達する。この時、排煙長くなびき、臭気がひどく鼻を刺激する。点火室内には炭材の隙間をぬって煙が吹き出す。これが着火の兆候で、この時、口焚きを止めて焚口を密閉し、通風口と煙道口は全開のまま着火操作を終える。口焚きを止め、焚口を密閉すると、温度が降下することがあるので注意する。点火より着火まで35時間を要する。

②着火後の操作

着火直後は、2・3時間過ぎて上昇すれば問題ないが、下降するようであれば完全着火していないので、2度焚きしてもよいから着火する。煙道口と通風口を全開で4～5時間すると、82～83度上昇するから、煙道口の後方から直径3分の1の部分で塞ぐ。さらに1～2時間後、84度に達した後、通風口の高さは下から3cmまで塞ぎ、後1～2時間経過しても83～84度の場合は、煙道口を2分1にする。この時期から炭材が発熱反応を起こし、自発炭化が開始される。

低温炭化では、この83～84度を30～32時間均一に保つことが必要である。温度がさらに上昇するようなら、煙道口と通風口を狭めて調整する。通風口はさらに1.5cm狭め、2時間経過してもなお温度が上昇する場合は、煙道口を更に1.5cm程度狭めて、1～2時間後に通風口もまた1.5cm狭める。都合3回に分けて操作し、煙道口・通風口とも60%を塞いで調整を終わらせ、着火後32時間この温度を均一に保つ。これは急炭化を避け、低温炭化することが大切なためである。この間は、排煙は帯黄白色で刺激性が強く、又酢酸をまじえた軽タールが排出される。低温炭化後、32時間経過すれば、温度は徐々に上昇し、自然に窯内上下均等な炭化作用が行われる。90～100度頃から白煙に変わり、刺激性も薄くなり、重タールを排出する。190～200度より青煙を交えた青白煙となり、タール排出が無くなり、炭化も末期に近づいてくる。280～290度上昇すると、排煙が青色となり、煙道口上部より15cm程度まで希薄に見え、窯内でガスの燃焼が始まり、焰をたててくる。この時期に炭化が終了することから精煉に移る。温度上昇後の時間は30～35時間である。

⇒煙道にタール状の付着物が確認される事例が多数ある。【No. 1】八幡平市（旧安代町）曲田Ⅰ遺跡、【No. 18】九戸村滝谷Ⅲ遺跡、【No. 49】一関市大平遺跡、【No. 50】住田町子銅沢Ⅰ遺跡など。

③精煉

精煉は、内部の夾雑物を除去し、炭素含有量の多い品質優良な木炭生産のために行う工程で、収炭率に及ぼす影響は、ほぼない。精煉の操作は煙道口と通風口の操作で行い、精煉開始前まで60%塞いでいた煙道口と通風口を精煉開始とともに開口し、開口寸法と所要時間を調整して16～17時間経過をみる。400～450度で精煉を終了し、消火の際は通風口を密閉した後に煙道口を密閉する。

【事例2】久慈市の事例（註17）

久慈市山根町端神在住の岩泉市太郎氏（明治37（1904）年生・平成6（1994）年当時90歳）への

聞き取り調査と同氏の「人生記」をもとにした記録である。年譜によると、同氏は、昭和9（1934）年30歳のときに木挽きの仕事を止め、炭焼きに仕事を切り替えている。また、昭和14（1939）年当時「その後端神お特売山の払い下げに加わって「うっちぷす山」で炭を焼いた。その当時は集落の9割方は炭焼きだった。」（名久井 1994、pp32）といい、戦時中は、山間部に生活する人々の多くが、炭焼きに従事していたことが窺える。その後、昭和46（1971）年67歳のときに「自宅近くの畑に炭窯を造り、自動車で炭木を運んで焼き始めた。」（名久井 1994、pp33）という。いわゆる奥地製炭から庭先製炭への変化が、この頃であったか。

岩泉市太郎氏の炭焼きの記録には、いずれの年も炭窯の形態に係る言及はないが、昭和9（1934）年は小野寺窯、昭和46（1971）年は岩手窯の可能性があると推測する。以下、岩手窯と推測される記載である。記録では、岩泉市太郎氏の従事した仕事の一つに製炭があり、（1）製炭の仕事、（2）製炭の仕事にかかわる用具が紹介されている。以下、考古学的調査事例で確認される遺構・遺物に関連性が強いと思われる内容を要約し、留意点（傍線筆者）を中心に確認していく。

（1）製炭の仕事

①山を買う

昭和9（1934）年の頃に木挽きを止めた市太郎氏は、その後に炭焼きを行った。当時は、営林署から国有林の払い下げを受けて、1年間の期限で炭を焼くというものであったという。

②居小屋を建てる

炭窯は炭にする木がある場所に築く。家から通える近い場合は居小屋・出し小屋を建てる。居小屋は休む場所で、悪天候での作業や泊まり込む場合もあり、炭窯より先に建てる。出し小屋は出来た炭を置く場所で、炭焼き中に建てる。出来た炭は出し小屋に裸で立て、切ってすご（炭俵）に入れる。居小屋は小さくて3畳程の大きさで、構造は掘立柱建物、穴はスコップで掘る。土間を中央に周囲に短い丸太や石などを土台にして細い丸棒を並べてから板を敷いて蓆を敷く（註18）。

③窯を打つ a～kの作業工程がある。

a 場所の選定 場所を決め、土の有無を確認する。砂混じりの粘土気のある土が良いが、無い場合は運ぶ。壁を塗るような粘る土では窯が割れ、粘土気が足りないと窯の屋根（天井）が落ちる。

⇒築窯する場所で重要な粘土採取の土取り穴は、炭窯に隣接あるいは数mの距離をおいて確認されている。【No.1】八幡平市（旧安代町）曲田Ⅰ遺跡、【No.2】同扇畑Ⅱ遺跡、【No.22・23】西和賀町（旧湯田町）越中畑Ⅴ遺跡、【No.32】奥州市（旧胆沢町）下尿前Ⅱ遺跡、【No.57】田野畑村大芦赤空洞遺跡に事例がある。炭窯跡の多くは、天井が崩落した痕跡を留める。

b どう掘り 木の量・期限を考えて窯の大きさを決める。地ならししてぶん回しを2回使って卵形に近い形を出す。山は斜面であることが多く、低い方を入口にして高い方へ掘り進めることが多い。

⇒点火室は低い方に造られる場合が多く、形状が不明瞭な場合でも構造を知る手がかりになる。

c 腰作り 窯を造るにまず「腰」を作る。腰は炭窯の屋根を支える直立する高さ2尺5寸（約75cm）の側壁である。腰の作りかたは、先に決めた輪郭に沿って、2尺5寸程の杭を突き刺し、その内側の上下2段に柴を横に結び付け、長さ2尺5寸程のじゃっば（雑）板や木を立て並べる。先に掘った地山との間が5・6寸（約15.1・18.1cm）空いているよう予め掘っておき、土止めと地山の間に選定した土を入れ、突っ込み棒で固める。土を上まで入れたら、板・柴・杭を取って、きれいに削って仕上げ。そのため腰の外側は地山に続いている。

⇒腰である底面の際に沿った小柱穴は、杭の痕跡であろう。【No.14・16】軽米町宮沢遺跡、【No.64・65】宮古市木戸井内Ⅳ遺跡などに事例がある。

d 煙突作り くど(煙出し)を作る。入口の正反対側の腰を長さ1尺(約30.3cm)ほど掘り崩し、腰のカーブに合わせて床面に1尺位離して2個の石を置き、その上に長さ1尺、幅3寸(約9.09cm)ぐらいのくど金を1枚渡す。高さは手が入るぐらいにする。その外側は5・6寸(約15.1・18.1cm)ほど掘って石や粘土で煙突を乗せるための基部を作る。煙り出しの穴は、いったん丸太を立てて突き固め、その後で丸太を引き抜くことで作る方法もあった。つくった穴の上に煙突を立てる。

⇒炭窯跡の周辺から出土している土管は、煙突として用いられたものである。【No.8】二戸市(旧浄法寺町)広沖遺跡、【No.18】九戸村滝屋Ⅲ遺跡、【No.62】宮古市八木沢Ⅱ遺跡に事例がある。

e 入り口作り 卵形に近いカーブを描いた腰のラインの長軸の外側に入り口をつくる。入口は人がしゃがんで出入りするぐらいの大きさが必要で、幅1尺5寸(約45cm)、高さ1尺8寸(約54cm)になる。入口は同時に焚口でもある。入口までは地山が来ていないので、土止めをしっかりとる。

f 炭木立て 炭にする木を立てる。敷き柴を敷いてから、さぐづえ(尺杖か)という物差しで2尺5寸(約75cm)に切り揃えた。炭にしようとする木を腰のなかにびっしりと立てる。

g 鉢型取り 鉢型を取る。炭木のうえに、はじめに太い丸太、次に細めの丸太を上げ、次第に細い木、細かく刻んだ木を上げ、全体をなだらかで、きれいな円みをもった形に作る。鉢型を取るといふ。炭木立ての作業と交互に行う。鉢型ができたなら、その全体に古箆を掛ける。

h 土かけ・土打ち 鉢型を取った後、その上から土をかける。すっかり土を掛けたら、7・8人で、土を槌で打つ。槌は直径10～25cm、長さ70cmぐらいである。

i 吊りかんの設置 吊りかん台を作り、吊りかんを吊る。良質の土で、窯が小さい場合は吊りかんを使わない場合もあるが、付ける場合は窯をぶち終わってから吊りかん台をつくる。まず4本の二又の木(できればクリの木)を用意し、四隅に立てる。その又を利用し、入り口から見て2本の木を差し渡し、これと直交するように3本の木を乗せて渡す。そのうち真ん中の木は窯の中央部に来るから長めにする。吊りかんはこの3本の木に吊る。中央の列に7箇、両側に5箇所ずつ窯の屋根の上に並べて置く。位置が決まったら、窯の屋根の該当する位置を掘って中の箆が出るぐらい穴を開け、吊りかんの金具を仕込む。針金を上に出した状態で再び土を掛け、打って仕上げ針金を木に固定する。

j 屋根架け すぐに屋根を架ける。窯の左右から太さ7・8cmの長木を斜めに寄せて、交叉部分を結いつける。長木を支えとして、家から運び上げた板を下から上に藁縄で結い付ける。

k 窯干し 秋深い頃は、その晩のうちに火を燃やさないで屋根が凍みる。一度凍みると、火を燃やして窯をつくっても屋根が落ちる。火を入れられない場合は、凍結防止のため、窯に黒土を掛ける場合もある。窯は静かに干す。窯の焚口に柴を集め、中にびっしり入れた木を5・6日かけてゆっくり燃やす。暫くすると、煙突から煙が勢いよく出る。その煙の勢いや熱で温度を判断し、空気の入る入れ口の大きさを加減する。炭ができるのと同時に窯が乾燥する。窯が乾燥した後は普通に炭を焼く。

④炭を焼く

a 炭木立てと上げ木 焼く木を立て上げ木をする。炭にする木は、すご(炭俵)に入れる時に二つに切って入れることを想定し、2尺5寸(約75cm)の薪にして窯の中に詰める。焼くと2尺5寸当たり3寸(約9cm)ほど縮むことを計算する。木を入口から投げ込み、それを奥から隙間なく詰めて立て、ある程度炭木を立てたら上の隙間に上げ木する。上げ木は細い木や丸太の切れ端を使い、入り口まで隙間なく詰める。上げ木が少ないと、早く焼け、その結果炭になる木の上方も燃えて失われる。

b 燃焼 焚口で炭にならない雑木を燃やす。煙突から出る煙の温度を測り、75～80度で入口の空気の入る入れ口を窯止め石で閉じる。温度の目安は窯、地形や風当たりで違う。火を止めるのが早く、窯の具合が悪いと、炭になったように見えてもまだ煙が出る「赤(赤炭)」という低級の炭ができた。

⇒主要な木炭の原料はナラ材と考えられるが、ナラ以外の炭材（アカマツ・ケヤキ・イタヤカエデなど）が窯内から出土する場合、その炭化材は、炭材のほか、焚口で燃やした雑木の可能性もある。【No. 15】 軽米町宮沢遺跡、【No. 51・52】 住田町子飼沢Ⅰ遺跡、【No. 62・63】 宮古市八木沢Ⅱ遺跡など。

c 火止め 3・4日経って煙が出なくなると、焚口を閉じ、煙突に石を掛けて火を止める。口を閉じるにはそれ用の窯止め石を使う。窯止め石は3・4寸（約9・12.1cm）の平たい石で、山で見つけるか、買う人もいた。3昼夜程そのままにして窯の中から炭を出す。炭は硬く焼けたものが最高の品質で値段も高い。硬く焼くために4昼夜程かけてじっくり焼く。煙突から煙が出なくなったら、空気の取り入れ口を大きく開け、煙突に掛けていた石を外して風を入れる。できた炭は、きれいで硬く締まり、金物のような音がする。二昼夜程で勢いよく強く焼けば、軟らかくて目方がなく値段も安い。

⇒焚口周辺に出土する礫は、窯止め石として使用された石の可能性はある。扁平で被熱痕などを有する。煙出し周辺から出土する礫は煙突に掛けた石の可能性はある。煉瓦も使用される。

d 搬出 柴で編んだ入れ物に炭を乗せて窯の外に引き出し、出し小屋に運び入れる。

e 梱包 木を切ってすごに入れる。すごは、炭を出荷する時の入れ物（炭俵）で、底の形で円俵と角俵がある。正規の炭は角俵に揃えて入れる。円俵には細かく割れ、折れた検査対象外の炭を入れる。角俵も円俵も柴で作った底を入れ、炭を入れた後に柴の蓋をして藁縄を掛けた。

f 運搬 1俵は約15kg（4貫：1貫＝約3.75kg）。背中当てを付け、普通は2俵（約30kg）を背負い、車道まで運んだ。

g 検査・等級・掛金 ナラが上等で、他は雑とされた。ナラ材は火力も強く、長持ちした。等級は1・2・3・荒・じゃぐの5種類あった。岩泉家では年間1,000俵を焼いたという。本格的に焼いたのは秋仕舞いが済んで後で夏にも畑仕事と平行しながら焼いた。夏に窯を放置しておく濡れて、湿気で窯の屋根が落ちることがあった。

（2）製炭の仕事にかかわる用具

代表的な用具10種類ほどが紹介されている。ここでは、構造物としての炭窯の一部「吊りかん（吊環）」と、搬出時の道具「炭こうり鎌」について触れておきたい。

a 吊環 材料は鉄で、使用方法は「あまり良質でない土を使って炭窯を作る時、窯の天井が落ちてこないようにするために吊るもの」とされる。

⇒実測図（図78）から判断すると、吊るす針金、棒状の柄、板状の三つの部位に分かれる。使用年代から岩手窯で使用された「吊りかん」と推測される。針金が出土した事例も吊環の部位の可能性があろう。【No. 1】 八幡平市（旧安代町）曲田Ⅰ遺跡、【No. 31】 北上市南部工業団地で出土事例がある。

b 炭こうり鎌 材料は「鉄材・キリ材・釘」、使用方法は「炭俵を検査するときを使う」とされる。鎌の部分で俵の縄を切り、鉤の部分ですごを広げて、良い炭かどうかを見る」という。実測図（図80）は、昭和14（1939）年頃に製作入手されたものである。

⇒【No. 8】 二戸市（旧浄法寺町）広沖遺跡から出土した鉤は、炭こうり鎌の鉄製部分と考えられる。

【事例3】 川井村（現宮古市）の事例（註19）

炭焼き用具として、（1）不動産：ハチゴヤ（鉢小屋）、ダスゴヤ（出し小屋）、イゴヤ（居小屋）、イシガマスミ・ハクタン（石窯炭・白炭）、ドガマズミ・コクタン（土窯炭・黒炭）、（2）動産：タテマツカ・カンダスカギなど多量の道具が紹介されている。ここでは遺物に関わる数例を確認する。

①スミギ：焼いて炭にする木。黒炭は、くぬぎ、なら、かしわの他は、くり、ほお、うるし、ぬるで、はぜ等を除く広葉樹を「ざつ」として一括区分し、くぬぎ、なら、かしわの一寸二分以上二寸径未満のもの、打ち割った一寸三分以上二寸六分径未満の木炭を極上とし、そのほか上、並に区分し、白炭

は、かしわ、なら、ざつ（くり、ほう、うるし、ぬるで、はぜを除く広葉樹）に区分し、価格も等級に従って付され、取り引きされた。炯屋炭など工業用木炭には、まつなどの樹種も加えられた。

②ケドイシ：石窯のケド（排煙道口）を構築した石。四角な石や一方の面が平らな石を積み、石の裏には粘土を詰めて固める。

③フタイシ：ケド（排煙口）に載せ、排煙を調整する石。自然石や煉瓦を使う例が多い。

④石窯（白炭）の専用用具：まっか、立てまっか、かん出しかぎ、ほん出しかぎ

⑤土窯・石窯の共用用具：大えぶり・小でぎ・おおでぎ

⇒【No. 59】 田野畑村尾肝要 I 遺跡から炭を掻き出す道具、えんぶり（鉄製部分）が出土している。

4. 炭窯跡の調査事例－考古学的調査事例から－

ここでは、先に阿部 2016 で提示した 69 事例に新たに確認した 3 例を加え、検討する。【事例No.】は、阿部 2016 掲載の第 2 表の掲載No. 1～69 と一致し、追加事例はNo. 70 以降の番号を付した。記載内容の留意点として、規模は窯底の計測値を示し、幅／奥行きの比率を窯の形態同定の参考とした。

【No. 1】 八幡平市（旧安代町）曲田 I 遺跡 F IV - 081 炭焼場跡。立地：斜面。規模：400 × 250 cm（約 13.2 × 8.2 尺）。平面形：卵形。煙道 1、タール状の付着物。付属施設：炭窯の前に小屋跡 1。関連施設：1 m ほど離れた土取り穴 1。出土遺物：鉄製釣金具（板金）1、針金 1、吊環の一部。備考：3 度の補修痕。地表面観察で中央部が窪み、焼土のあるマウンド。時期：昭和 8 年。形態：楕崎窯とするが、年代・形態から小野寺窯の可能性。文献：『曲田 I 遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 87 集、1982 年。

【No. 2】 八幡平市（旧安代町）扇畑 II 遺跡 G III 区炭窯。立地：斜面。規模：360 × 260 cm。平面形：楕円形。煙道 1。付属施設：なし。関連施設：約 1 m 離れた粘土採掘坑 1。出土遺物：なし。出土材：ナラ。時期：1949 年頃。形態：岩手窯か。文献：『扇畑 II 遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 39 集、1980 年。

【No. 3・4】 八幡平市（旧安代町）上の山 VII 遺跡炭窯跡 No. 1・2。立地：不明。規模：350 × 230 cm（No. 2）。平面形：卵形（No. 2）。付属施設：なし。関連施設：1 m 余離れた位置に粘土採掘坑 1（No. 2 に関連）。出土遺物：なし。備考：なし。時期：昭和 30 年代。形態：岩手窯か。文献：『滝谷 III 遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 49 集、1983 年。参考資料として紹介される。

【No. 5】 二戸市馬立 II 遺跡 D II C 7 炭窯。立地：斜面。規模：360 × 260 cm。平面形：卵形。煙道 1。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：なし。時期：昭和 30 年代。形態：岩手窯か。文献：『馬立 II 遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 122 集、1988 年。

【No. 6】 二戸市大久保遺跡製炭窯跡。立地：斜面。規模：300 × 142 cm。平面形：羽子板状。付属施設：窯底に溝。横口 2 は掻き出し口、補助焚口、空気の補助導入口などの可能性。焚口前に前庭部。関連施設：なし。出土遺物：なし。出土材：コナラ。備考：なし。時期：現代（昭和 30 年以前）。形態：不明。文献：『大久保遺跡・西久保遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 121 集、1988 年。

【No. 7】 二戸市西久保遺跡 B IV 101 炭窯跡。立地：斜面。規模：270 以上 × 150 cm。平面形：不明。付属施設：窯底に溝 3。関連施設：なし。出土遺物：なし。出土材：ナラ。備考：なし。時期：現代（昭和 30 年以前）。形態：事例 No. 6 と類似の形態で窯壁が直線的。合致する形態を同定しえず、地域的な特徴を有した窯跡か。文献：『大久保遺跡・西久保遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 121 集、1988 年。

【No. 8】 二戸市（旧浄法寺町）広沖遺跡炭窯。立地：斜面。規模：200 × 90 cm。平面形：楕円形。煙道 1。付属施設：前庭部 1.9 × 1.6 m。関連施設：なし。出土遺物：土管 1。鉤 1。備考：なし。時期：昭和初期、戦前か。形態：不明。文献：『広沖遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 111 集、1986 年。

【No. 9】 二戸市（旧浄法寺町）五庵 III 遺跡 I B 6 炭窯跡。立地：斜面。規模：260 × 165 cm。焚口

の幅 40 cm、平面形：卵形。煙道 1。付属施設：焚口脇に土坑 1。炭化物、焼土を含む暗褐色土の埋土。窯周囲に柱穴 16 個、覆屋の痕跡。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：事例 No.8 に類似。時期：昭和。戦前か。形態：小野寺窯か。文献：『五庵Ⅲ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 112 集、1986 年。

【No. 10】二戸市（旧浄法寺町）五庵Ⅲ遺跡 I G 4 炭窯跡。立地：斜面。規模：300 × 150 cm。平面形：長方形。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：事例 No.6、No.7 に類似。時期：不明。形態：不明。文献：『五庵Ⅲ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 112 集、1986 年。

【No. 11】二戸市（旧浄法寺町）五庵Ⅲ遺跡 I H 12 炭窯跡。立地：斜面。規模：330 × 160 cm。平面形：卵形、やや細長い。煙道 1。付属施設：焚口の前方に一辺約 200 cm 四方の方形の掘り方。窯の周囲に柱穴 12 個、上屋の痕跡か。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：なし。時期：昭和か。形態：不明。文献：『五庵Ⅲ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 112 集、1986 年。

【No. 12】軽米町上尾田の館跡 1 号炭焼窯跡。立地：斜面。規模：300 以上 × 230 cm。平面形：卵形。煙道 1。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：2 基連なった窯跡が窪地状で確認。1 号窯跡 (4.76 m²) ⇒ 2 号窯跡 (9.40 m²) に面積約 2 倍に拡大。時期：近・現代（大正末から昭和初期）。形態：小野寺窯か。文献：『上尾田の館跡発掘調査報告書』岩埋文第 300 集、1999 年。

【No. 13】軽米町上尾田の館跡 2 号炭焼窯跡。立地：斜面。規模：450 × 310 cm。平面形：卵形。煙道 1。付属施設：なし。関連施設：なし。備考：1 号窯跡から面積約 2 倍に拡大。時期：近・現代（大正末から昭和初期）。形態：小野寺窯か。文献：『上尾田の館跡発掘調査報告書』岩埋文第 300 集、1999 年。

【No. 14】軽米町宮沢遺跡 R Z 01 炭窯跡。立地：斜面。規模：490 × 430 cm。平面形：円形。煙道 1。付属施設：壁際に炭窯構築時の小柱穴。窯周囲に上屋に伴う柱穴。関連施設：周溝 1。出土遺物：鉄板 1。備考：R Z 02 炭窯跡 (11.68 m²) ⇒ R Z 01 炭窯跡 (16.68 m²) と面積約 1.5 倍に拡大。時期：現代（1975 年以降）。形態：岩手窯。文献：『宮沢遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 358 集、2001 年。

【No. 15】軽米町宮沢遺跡 R Z 02 炭窯跡。立地：斜面。規模：440 × 340 cm。幅／奥行きの比率 0.75。平面形：卵形。煙道 1。付属施設：窯底に炭化材を敷く。窯周囲に上屋に伴う柱穴。関連施設：周溝 1。出土遺物：なし。出土材：イタヤカエデ。備考：R Z 01 炭窯跡に切られる。時期：現代（1975 年以降）。形態：岩手窯。文献：『宮沢遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 358 集、2001 年。

【No. 16】軽米町宮沢遺跡 R Z 03 炭窯跡。立地：斜面。規模：300 × 240 cm。平面形：卵形。煙道 1。付属施設：壁際に炭窯構築時の小柱穴。窯周囲に上屋に伴う柱穴。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：窯底を上げる。R Z 01・02 炭窯跡より旧く、R Z 03 炭窯跡 (5.80 m²) ⇒ R Z 02 炭窯跡（面積約 2 倍）⇒ R Z 01 炭窯跡（面積約 3 倍）と窯底の面積が拡大。庭先製炭での計画的な窯の造り替えの事例。時期：1965 年以前。形態：岩手窯。文献：『宮沢遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 358 集、2001 年。

【No. 17】軽米町水吉Ⅵ遺跡 1 F 1 f 炭窯跡。立地：斜面。規模：320 × 300 cm。平面形：円形。煙道 1。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：なし。時期：昭和の中頃か。形態：不明。文献：阿部 2006（註 20）。

【No. 18】九戸村滝谷Ⅲ遺跡 A J 11 炭焼窯。立地：斜面。規模：350 × 250 cm。平面形：卵形。煙道 1、タール付着。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：土管 1。煉瓦 2。出土材：ナラ。備考：なし。時期：昭和 30 年代。形態：不明。文献：『滝谷Ⅲ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 49 集、1983 年。

【No. 19】岩手町東の沢遺跡炭窯跡。立地：斜面か。規模：300 × 200 cmか。平面形：卵形。付属施設：なし。関連施設：東側約 5 m に石組。出土遺物：なし。備考：図では壁と表記される土手状の施設あり。南側の炭の広がりや炭窯の崩落によるものか。図の縮尺は 1 / 40 ? 時期：昭和 30 年代。形態：岩手窯 ? 文献：『東の沢遺跡発掘調査報告書』岩手町埋蔵文化財調査報告書第 6 集、1996 年。

【No. 20】 雫石町元御所遺跡炭焼址。立地：斜面。規模：180 × 130 cm。平面形：不明。付属施設：窯底に石敷き。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：重機による地ならしで焼土塊散乱。時期：詳細不明。形態：報告書では、土窯・石窯の別に言及されていないが、底面・壁面の石組と広い焚口の状態から石窯と推測。文献：『元御所遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 28 集、1982 年。

【No. 21】 西和賀町（旧湯田町）大渡Ⅱ遺跡CMm 6 炭窯。立地：斜面。規模：215 × 215 cm。平面形：方形？煙道 1。付属施設：なし。関連施設：上方に 1 m 余離れて土坑と周溝 1。出土遺物：なし。備考：なし。時期：昭和初期。形態：不明。文献：『大渡Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 215 集、1995 年。

【No. 22】 西和賀町（旧湯田町）越中畑Ⅴ遺跡 1 号炭窯跡。立地：斜面。規模：200 × 200 cm。平面形：円形。付属施設：窯底に木炭（クリ）を敷く。関連施設：斜面上方に隣接する土取り穴 1。土取り穴から延びる周溝 1。出土遺物：なし。備考：中央が窪んだマウンド状で発見。時期：昭和初期。形態：不明。文献：『越中畑Ⅳ・Ⅴ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 201 集、1994 年。

【No. 23】 西和賀町（旧湯田町）越中畑Ⅴ遺跡 2 号炭窯跡。立地：斜面。規模：200 × 200 cm。平面形：円形。付属施設：窯底に木炭を敷く。関連施設：斜面上方に隣接する土取り穴 2。出土遺物：なし。備考：中央が窪んだマウンド状で発見。規模・平面形が 1 号炭窯と類似する。時期：昭和初期。形態：不明。文献：『越中畑Ⅳ・Ⅴ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 201 集、1994 年。

【No. 24】 西和賀町（旧湯田町）越中畑Ⅴ遺跡 3 号炭窯跡。立地：斜面。規模：390 × 300 cm。平面形：方形状。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：なし。時期：昭和初期。形態：不明。文献：『越中畑Ⅳ・Ⅴ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 201 集、1994 年。

【No. 25】 西和賀町（旧湯田町）越中畑Ⅴ遺跡 4 号炭窯跡。立地：斜面。規模：200 cm 以上。平面形：不明。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：なし。時期：昭和初期。形態：不明。文献：『越中畑Ⅳ・Ⅴ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 201 集、1994 年。

【No. 26】 花巻市（旧東和町）田瀬柏森館 1 号炭窯跡。立地：斜面。規模：130 × 80 cm。平面形：卵形。付属施設：東側に灰原有り。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：窯の周囲に径約 400 cm の土盛り。北壁に石積み？石窯か。時期：昭和 20 ～ 30 年。形態：不明。文献：『田瀬柏森館遺跡発掘調査報告書』東和町教育委員会、1994 年。

【No. 27】 花巻市（旧東和町）田瀬柏森館 2 号炭窯跡。立地：斜面。規模：250 × 310 cm。平面形：卵形。煙道 1、コールタールの付着。付属施設：溝 1。南側に灰原あり。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：410 × 520 cm の土盛り。周辺に松の木の成木あり。時期：昭和 20 ～ 30 年。形態：不明。文献：『田瀬柏森館遺跡発掘調査報告書』東和町教育委員会、1994 年。

【No. 28】 北上市兵庫館遺跡炭窯跡。立地：平場。規模：320 × 280 cm。平面形：卵形。煙道 1。付属施設：窯の下方に直線的な溝 1。関連施設：炭窯の窯口に隣接して 350 × 450 cm の竪穴状遺構、作業場。出土遺物：なし。備考：なし。時期：大正から昭和初期。形態：不明。文献：『兵庫館遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 180 集、1991 年。

【No. 29】 北上市上反町遺跡 3 号炭窯。立地：平場。規模：200 × 180 cm。平面形：円形。煙道 1。付属施設：窯の上位に土坑、作業場？関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：なし。時期：不明。形態：不明。文献：『上反町遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 181 集、1992 年。

【No. 30】 北上市南部工業団地 K 301 製炭遺構。立地：丘陵頂部。規模：240 × 180 cm。平面形：卵形。煙道 1。石積み有り。付属施設：焚口から延びる溝 1 と隣接する土坑 3。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：なし。時期：近・現代。形態：不明。文献：『南部工業団地遺跡発掘調査報告書』、北上市埋蔵文化財報告書第 18 集、1995 年。

【No. 31】北上市南部工業団地 K 303 製炭遺構。立地：裾部。規模：270 × 210 cm。平面形：卵形。煙道 1、石積み有り。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：針金 1。備考：なし。時期：近・現代。形態：不明。文献：『南部工業団地遺跡発掘調査報告書』北上市埋蔵文化財報告書第 18 集、1995 年。

【No. 32】奥州市（旧胆沢町）下尿前Ⅱ遺跡 1 号炭窯跡。立地：斜面。規模：約 350 × 175 cm。平面形：卵形。煙道不明。付属施設：底面に炭化材を敷く。除湿のための施設か。南側下位の焚口？側に規模 400 × 200 cm の掘り方付属。作業部屋か。関連施設：窯本体の北側上方に連続する不整な掘り込みを土取り穴 1 とする。断面図では新しい可能性も。出土遺物：なし。出土材：樹種不明。備考：なし。時期：近・現代。形態：不明。文献：『下尿前Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 252 集、1997 年。

【No. 33】奥州市（旧胆沢町）下尿前Ⅳ遺跡 1 号炭窯跡。立地：緩斜面。規模：320 × 200 cm（製炭室）。平面形：製炭室と前庭部で瓢箪形。全体としては楕円形。付属施設：220 × 240 cm の前庭部 1。関連施設：なし。出土遺物：鋸 1。鑪 1。鉄板 1。備考：白炭窯。焚口が礫と煉瓦でつくられる。時期：昭和時代。形態：不明。文献：『下尿前Ⅳ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 269 集、1998 年。

【No. 34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44】奥州市（旧胆沢町）市野々遺跡 1 号～11 号炭焼窯。平面形：隅丸方形。備考：一遺跡の調査事例としては最大数の 11 基を確認。配置図と表のみの掲載で、個別記載は省略されている。時期：近・現代とされる。文献：岩埋文第 397 集。

【No. 45】奥州市（旧胆沢町）大平野Ⅱ遺跡 1 号炭窯跡。立地：斜面。規模：312 × 260 cm（約 10.2 × 8.5 尺）。平面形：類三角形。煙道、窪み 1。付属施設：底面に炭化材。関連施設：焚口側に接する 362 × 253 cm の掘り方は作業室。炭窯と接して礫が散在。掘り方から延びる溝 1。出土遺物：なし。出土材：樹種不明。備考：現場作業員（昭和 13 年生）の聞き取りで子供の頃に炭窯があった記憶はない。時期：近・現代。形態：楕崎窯。文献：『大平野Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 576 集、2011 年。

【No. 46】奥州市（旧胆沢町）大平野Ⅱ遺跡 2 号炭窯跡。立地：斜面。規模：335 × 300 cm（約 11 × 10 尺）。平面形：団扇形。煙道窪み 1。付属施設：壁に石組。焚口が張り出す。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：壁に礫が組まれる。石窯か。時期：近・現代。形態：不明。文献：『大平野遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 576 集、2011 年。

【No. 47】奥州市（旧胆沢町）大平野Ⅱ遺跡 3 号炭窯跡。備考：遺構のほとんどが調査区域外にあるため詳細不明。文献：『大平野遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 576 集、2011 年。

【No. 48】平泉町花立Ⅰ遺跡第 13 次調査炭窯跡。立地：緩斜面。規模：370 × 235 cm（約 12.2 × 7.7 尺）。幅／奥行きの比率 0.63。平面形：卵形で、やや細長い。煙道 1。付属施設：不明。関連施設：不明。出土遺物：煉瓦 1。備考：なし。時期：近・現代。形態：小野寺窯か。文献：『花立Ⅰ遺跡第 13 次発掘調査報告書』岩埋文第 285 集、1996 年。

【No. 49】一関市大平遺跡炭窯（A 地区）。立地：斜面。規模：275 × 195 cm。平面形：卵形から逆三角形。煙道 1、タールの付着。付属施設：なし。関連施設：不明。出土遺物：なし。備考：なし。時期：不明。形態：不明。文献：『大平遺跡発掘調査報告書』一関市教育委員会、1985 年。

【No. 50】住田町子飼沢Ⅰ遺跡 1 号炭窯跡。立地：緩斜面。規模：340 以上 × 280 cm。平面形：不整な楕円形。焚口が広い。奥と左右に石積みの煙道各 1。付属施設：窯の底面に炭化材層。関連施設：焚口下位 2 m に方形基調の土坑 1。出土遺物：金属製の雨傘の骨数本。出土材：ナラ。備考：奥壁の石積み内にタール状の付着物有、煙道か。左右の石積みにタール状の付着物無、酸素の調整穴か。時期：現代。放射性炭素年代測定 2 点：modern。地元の方の聞き取では昭和の炭窯。形態：不明。文献：『子飼沢Ⅰ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第 583 集、2011 年。

【No. 51】住田町子飼沢Ⅰ遺跡 2 号炭窯跡。立地：緩斜面。規模：320 × 320 cm。平面形：隅丸方形。

煙道1個。付属施設:窯の底面に炭化材層。関連施設:なし。出土遺物:なし。出土材:アカマツ。備考:1号炭窯跡より土壌化。時期:近世。放射性炭素年代測定1点:¹⁴C年代150 ± 30yrBP。形態:不明。文献:『子飼沢I遺跡発掘調査報告書』岩埋文第583集、2011年。

【No.52】住田町子飼沢I遺跡3号炭窯跡。立地:緩斜面。規模:280 × 360 cm。平面形:円形。煙道2個並列。付属施設:窯の底面に炭化材層。関連施設:なし。出土遺物:なし。出土材:アカマツ。備考:2号炭窯跡と類似する。時期:近世。放射性炭素年代測定1点:¹⁴C年代220 ± 30yrBP。形態:不明。文献:『子飼沢I遺跡発掘調査報告書』岩埋文第583集、2011年。

【No.53】久慈市平沢I遺跡GⅡ-15炭窯。※図と写真のみの掲載で個別記載省略。時期:現代。

【No.54】久慈市源道遺跡F36炭窯跡。立地:斜面。規模:450 × 350 cm。平面形:卵形。煙道1。付属施設:なし。関連施設:なし。出土遺物:なし。備考:窯口が煉瓦で塞がれる。時期:昭和10年代。形態:不明。文献:『源道遺跡発掘調査報告書』岩埋文第138集、1989年。

【No.55】久慈市山根館跡1号炭窯跡。立地:斜面。規模:約360 × 275 cm。幅/奥行きの比率約0.75。平面形:卵形。煙道1。付属施設:なし。関連施設:なし。出土遺物:なし。備考:窪んだ現況で確認。時期:昭和20～30年代。形態:岩手窯。文献:『山根館跡発掘調査報告書』岩埋文第390集、2002年。

【No.56】久慈市山根館跡2号炭窯跡。立地:谷部。埋没した中世の堀跡の窪みを利用してつくられた。規模:340以上 × 300 cm。平面形:卵形。煙道1。付属施設:なし。関連施設:なし。出土遺物:タール状の付着物がある礫2。土壁2。備考:床面積が1号炭窯跡とほぼ同等。時期:昭和20～30年代。形態:岩手窯か。文献:『山根館跡発掘調査報告書』岩埋文第390集、2002年(註21)。

【No.57】田野畑村大芦赤空洞遺跡1号炭窯。立地:谷部。規模:350以上 × 300 cm。平面形:逆三角形。煙道2。付属施設:窯口の両脇に土坑2。関連施設:土取り穴1、炭窯から約5m離れた地点に規模約5.0 × 4.5 mの1号堅穴状遺構。斜面下方で確認された木炭片の堆積層は、木炭を1次保管する小屋跡と推定される。出土遺物:なし。備考:付近に住む70代の調査作業員への聞き取では、この場所に炭窯があった記憶はないとのこと。時期:1930年以前で大正以前か。煙道2個の理由は不明。形態:不明。文献:『大芦赤空洞遺跡発掘調査報告書』田野畑村文化財調査報告書第5集、2002年。

【No.58】田野畑和野ソマナイ遺跡1号炭窯跡。立地:谷部。規模:330 × 225 cm(約10 × 7.4尺)。幅/奥行きの比率0.64。平面形:卵形。煙道1。付属施設:なし。関連施設:隣接して小屋跡の掘立柱建物1、3.6 × 1.8 m。出土遺物:なし。備考:現在の道路に切られる。時期:近代(現在の道路が廻れる昭和16年以前か)。形態:小野寺窯。文献:『和野ソマナイ遺跡発掘調査報告書』岩埋文第466集、2005年。

【No.59】田野畑村尾肝要I遺跡1号炭窯。立地:斜面。規模:310 × 180 cm(約10.2 × 5.9尺)。平面形:逆三角形。煙道1、煙道は丸太を挿して引き抜いた形。付属施設:なし。関連施設:なし。出土遺物:えんぶり(鉄製)、かん出しかぎ?1。鋸1。煙道から出土の筒形土製品1。備考:なし。時期:近代。形態:楯崎窯。文献:『尾肝要I・姫松I・II遺跡発掘調査報告書』岩埋文第592集、2012年。

【No.60】宮古市(旧田老町)小堀内I遺跡B5q14炭窯跡。立地:斜面。規模:300 × 240 cm。平面形:卵形。煙道1。付属施設:前庭部1。関連施設:斜面上方に土取り穴1。出土遺物:なし。備考:なし。時期:終戦直後まで。形態:不明。文献:『小堀内I遺跡発掘調査報告書』岩埋文52集、1983年。

【No.61】宮古市八木沢野来遺跡第1次調査1号炭窯跡。立地:斜面。規模:175cm以上 × 152 cm。平面形:楕円形。煙道1(煉瓦3・土製筒1)。付属施設:なし。関連施設:なし。出土遺物:煉瓦・土製筒・ガラスビン・プラスチック製波板(不掲載)。備考:なし。時期:近・現代。形態:不明。文献:『八木沢野来遺跡第1次発掘調査報告書』岩埋文511集、2008年。

【No.62】宮古市八木沢Ⅱ遺跡 S W 01 炭窯跡。立地：斜面。規模：270 × 201 cm。幅／奥行きの比率約 0.75。平面形：卵形。煙道 1。付属施設：なし。関連施設：隣接する S K 01・02 土坑は土取り穴か。出土遺物：煉瓦 1。土管 1。出土材：ケヤキ。ナラ。備考：斜面下方の S W 02 炭窯跡を造り替える。時期：1950 年代。形態：岩手窯。文献：『八木沢Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩埋文 528 集、2008 年。

【No.63】宮古市八木沢Ⅱ遺跡 S W 02 炭窯跡。立地：斜面。規模：194 × 147 cm。幅／奥行きの比率 0.75。平面形：卵形。煙道 1。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：なし。出土材：アカマツ。備考：S W 02 炭窯跡 (2.16 m²) → S W 01 炭窯跡 (4.47 m²) に造り替えられ、床面積約 2 倍に拡大する。時期：1950 年代。形態：岩手窯。文献：『八木沢Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩埋文 528 集、2008 年。

【No.64】宮古市木戸井内Ⅳ遺跡 33 号炭窯跡。立地：斜面。規模：450 × 220 cm。平面形：卵形。煙道 1、石組の出口、筒状の土製品。付属施設：壁際で極小規模の土坑の列。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：なし。時期：近世から近・現代。周辺の遺物の出土状況から明治期以降に伴う可能性が大きい。形態：不明。文献：『木戸井内Ⅳ遺跡発掘調査報告書』宮古市埋蔵文化財調査報告書 68、2006 年。

【No.65】宮古市木戸井内Ⅳ遺跡 34 号炭窯跡。立地：斜面。規模：380 × 210 cm。平面形：卵形。煙道 1、石組の出口、筒状土製品。付属施設：壁際で極小規模の土坑の列。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：南側の壁に石組跡。時期：近世から近・現代。周辺の遺物の出土状況から明治期以降の可能性が大きい。形態：不明。文献：『木戸井内Ⅳ遺跡発掘調査報告書』宮古市埋蔵文化財調査報告書 68、2006 年。

【No.66】宮古市木戸井内Ⅳ遺跡 1 号炭窯跡。立地：斜面。規模：300 × 210 cm。平面形：卵形。煙道 1、筒状の土製品を据える。付属施設：周溝 1。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：なし。時期：近世から近・現代。形態：不明。文献：『木戸井内Ⅳ遺跡発掘調査報告書』岩埋文 529 集、2009 年。

【No.67】宮古市金浜Ⅰ遺跡 1 号炭窯。立地：斜面。規模：320 × 375 cm。平面形：楕円形。付属施設：なし。関連施設：3 号性格不明土坑が粘土採掘坑の可能性。出土遺物：なし。備考：掘削途中に作業が中止された炭窯。時期：近代。形態：不明。文献：『金浜Ⅰ・Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩埋文 553 集、2010 年。

【No.68】宮古市金浜Ⅱ遺跡 2 号炭窯。立地：斜面。規模：202 × 134 cm (3 次使用)。幅／奥行きの比率 0.66。平面形：卵形。煙道 1。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：煉瓦 1、美濃窯業社 (1918 年創業) 製、コールドール付着。出土材：マツ 2 点・サクラ 1 点。備考：第 1～3 次使用面。時期：大正時代以降。形態：不明。文献：『金浜Ⅰ・Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩埋文 553 集、2010 年。

【No.69】山田町焼山遺跡 17 号炭窯。立地：斜面。規模：170 × 100 cm。平面形：隅丸長方形。煙道 1、煉瓦使用。付属施設：東側に用途不明の土坑 1。関連施設：なし。出土遺物：耐火煉瓦 1 (NIHONYOGYO)。備考：なし。時期：近代。形態：不明。文献：『焼山遺跡発掘調査報告書』岩埋文 651 集、2016 年。

【No.70】田野畑村和野新墾神社遺跡 1 号炭窯。立地：斜面。規模：330 × 210 cm (約 11 × 7 尺)。幅／奥行きの比率：0.63。平面形：卵形。煙道不明。付属施設：なし。関連施設：なし。出土遺物：なし。備考：周囲の粘土範囲との関連性は不明。時期：現代 (戦後)。ただし現代 (戦後) とする根拠は明示されていない。形態：不明。文献：『平成 29 年度発掘調査報告書』岩埋文 692 集、2018 年。

【No.71】軽米町宮沢遺跡 1 号確認遺構。立地：斜面。規模：200 × 130 cm。平面形：楕円形。備考：全体は 520 × 400 cm の楕円形で、50 cm 程内側に高さ 30 cm 程の楕円形の高まり、周溝があったか。事例 No.14・15 の検出状況に類似。内容確認調査で窪地として確認した遺構。時期：近世以降。形態：不明。文献：『宮沢遺跡発掘調査報告書』軽米町文化財調査報告書第 14 集、2001 年。

【No. 72】 軽米町宮沢遺跡 3号確認遺構。立地：斜面。規模：直径 300 cm。平面形：不整円形。備考：内容確認調査で窪地として確認した遺構。時期：近世以降。形態：不明。文献：『宮沢遺跡発掘調査報告書』 軽米町文化財調査報告書第 14 集、2001 年。

5. まとめ

検討した結果をまとめる（第 2 図）。

（1）土窯による黒炭を生産した炭窯跡の形態と主な調査事例

昔窯の事例（明治、19 世紀後半）：不明。【No. 51・52】 子飼沢 I 遺跡は近世の可能性がある。

檜崎窯の事例（明治）：【No. 45】 奥州市大平野 II 遺跡。【No. 59】 田野畑村尾肝要 I 遺跡。

小野寺窯の事例（大正）：【No. 12・13】 軽米町上尾田の館跡。【No. 58】 田野畑村和野ソマナイ遺跡。

岩手窯の事例（昭和、戦前）：不明。

岩手窯の事例（昭和、戦後）：【No. 14・15】 軽米町宮沢遺跡。【No. 62・63】 宮古市八木沢 II 遺跡。

（2）築窯の工夫

排水溝

斜面地に炭窯を造る場合、斜面上方から周溝が設けられる事例【No. 14・15、21、66】がある。炭窯の下方に直線的な溝が設けられる事例【No. 30、45】もある。炭焼きの条件である排水・排湿・保温に触れた『岩手窯の葉』は、排水溝を必須の施設として言及していないが、窯の地下に敷かれた炭材の事例【No. 15、22、23、32、45、50】とともに窯内部の排水・排湿を意図した施設と考えられる。

炭窯の造り替え

炭窯の同一地点での造り替えは、炭窯自体の重複関係として確認される。生産量の増産を目的とし、新規の炭窯の床面積が約 1.5 倍【No. 14・15】や約 2 倍【No. 12・13、62・63】に拡大した事例がある。尾根筋など狭い範囲では長軸方向に移動し、比較的広い場所では、隣接地に造り替えられている。

土取り穴（粘土採掘坑）

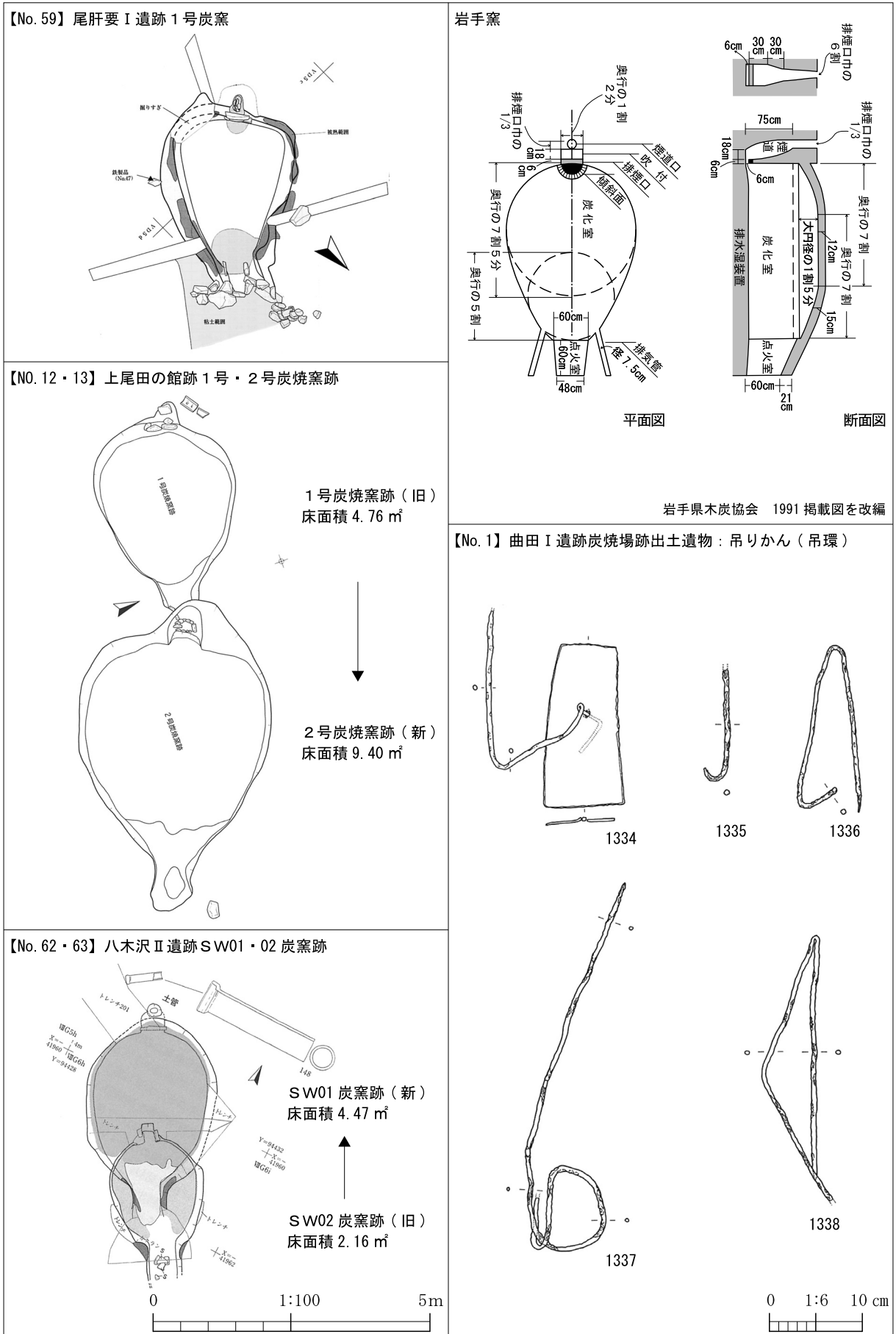
『岩手窯の葉』には、築窯の条件として粘土が採取できる場所が指摘されているが、粘土採取の方法や土取り穴の規模・形状の具体的記載はない。炭窯と土取り穴は、近接する場合【No. 1、2、22・23】と数 m の距離がある場合【No. 57、67】があり、土取り穴の形状は、比較的形の整った形状と複数の凹凸を有する不整な形状がある。

（3）地域的特徴

石窯による白炭の製炭が盛んだった秋田県に地理的に近い奥羽山系の田山・雫石・胆沢では、岩手県の他地域に比して石窯が盛んに築窯され、白炭生産が行われた形跡がある。白炭窯の事例【No. 20、33、46】が吉田式白炭窯の系譜を引く形態なのか否か、さらに検討が必要である。

6. おわりに

今回の検討で、民俗学的調査事例で記録が残された炭窯の形態を考古学的調査事例で確認することができた。一方で、比率が提示される以前の炭窯でも寸法は 1 例で、立地に合わせて相似形の大小の規模で築窯される場合もあり、規格外の炭窯の存在も想定されるため、すべての炭窯を同定することは容易ではないが、今後もできるかぎり形態・時代を絞り込み、資料を蓄積していきたい。本稿は、前稿（阿部 2016）で主題を通すことを優先し、横にばかり広がった内容をもう少し丁寧に掘り下げてみたいという思いから、炭窯跡の調査事例を炭焼きの行為との係わりで再検討したものである。前稿と併せてお読みいただき、ご指導いただければ幸いである。



第2図 岩手県の炭窯跡の発掘調査事例

註

- (1) 阿部 2016. 行政目的の発掘調査での近・現代遺構の取り扱いを踏まえて、炭窯跡を効率的に調査する方法や課題を提示した。なお掲載第1図(pp118)の誤りを訂正する。「4. 小野寺窯、5. 榑崎窯」(誤)⇒「4. 榑崎窯、5. 小野寺窯」(正)。
- (2) 阿部 2018. 畠山氏の研究の主眼は、炭焼きと炭焼きに従事する人々の生活の実態の解明にあり、炭窯は副次的に取り扱われ、畠山 1988の付表「岩手県の改良製炭法の系譜」(pp64)が、その後の著作に掲載されなかったことが、畠山氏の関心を端的に示していると推測した。なお、畠山 1971にも炭窯について整理された記載がある。また、本稿では、畠山 2003の「炭がま(炭ガマ)」の表記を引用文以外は「炭窯」と表記した。
- (3) 畠山 2003, pp112の表1。この表では加算・割合等の数値が合わない箇所があり、可能な範囲で補正した。同資料の調査年月日は不明だが、畠山氏は、まとめられた時期を昭和3(1928)年9月から同6(1931)年度末の間と推測する。
- (4) 小野寺清七氏が東磐井郡黄海村(現一関市藤沢町黄海京ノ沢)出身で、東山木炭組合黄海支部長(大正8(1919)年)や宮古木炭同業組合検査員(大正9(1920)年)を務めた個人の経歴や地域的繋がりに関わりがあるのではないかと推測する。
- (5) 『安代町史(下巻)』の「第8編 現代、第五節 林業、四 炭焼き」(pp714～715)、『安代町史(民俗編)』の「第三章 地域の産業、第二節 山樵(春木と木炭)、8 炭焼き」(pp248・249)で、このことを指摘した部分は見当たらない。
- (6) 高橋 1995. 三浦 1933では、秋田県の黒炭窯として「六七 吉田黒炭窯(秋田県吉田頼秋氏)」(pp110)、秋田県の白炭窯として「一 秋田日窯(秋田県吉田頼秋氏築窯)」(pp125)が掲載されている。
- (7) 畠山氏は「製炭者の分布」について、「市部を除いたベスト5は、下閉伊、二戸、九戸、岩手、東磐井の順で、東磐井郡以外は、すべて県北の郡、二戸郡の外はすべて北上山地にあり、北上山地北部の村々が主要な木炭生産地でした。「炭ガマの数」も製炭者と同じような分布を示しています。」(畠山 2003, pp210)と指摘する。
- (8) 本文の収集について、直江康雄氏にご協力いただいた。また、図版の作成は、佐藤蒔子さんにご協力いただいた。
- (9) 畠山 2003, pp18～23。
- (10) 畠山 2003, pp32～46。
- (11) 畠山 2003, pp101～105。
- (12) 畠山 2003では、茅橋窯についての記載はない。畠山 1971で考案された改良窯の一例としての記載がある(pp59)。
- (13) 『炭窯百態』に掲載された工藤竹松氏の手になる岩手窯は、畠山 2003では触れられていない。対して、浅沼久氏による岩手窯が掲載されている(pp150)。畠山 1971では、工藤竹松氏による「岩手窯」に触れられている(pp59)。
- (14) 畠山 2003, pp116～132。畠山 1971, pp56。畠山 1986で詳述されている。
- (15) 三浦 1933の「四 石川窯(青森営林局 石川蔵吉氏)」(pp36・37)の記載内容が畠山 1971, pp56に掲載される。なお、畠山 2003では「岩手県水沢営林署長 石川亀吉氏」(pp152・153)と記載される。同定することができなかった。
- (16) 岩手県木炭協会 1991『岩手窯の栞』。以下、本書の記載内容を要約した。
- (17) 名久井 1994『九十歳 岩泉市太郎翁の技術』一芦舎。以下、本書の炭焼き・炭窯に係る記載内容を要約した。
- (18) 畠山 2003, pp188～202。具体的な間取りが図示されている(pp196)。
- (19) 川井村文化財調査委員会 2004。川井村教育委員会 2003にも「炭焼き用具」(pp340～373)が詳細に紹介されている。
- (20) 濱田 宏氏に情報提供いただいた。
- (21) 山根館跡では、炭窯の掘り方と推測される土坑1基(8号採掘坑)が確認されている。形状・規模が2基の炭窯と近似値を示し、煙道の位置に張り出しがある。半地下式の堅穴を掘り上げた段階で作業を中断した、とすれば興味深い事例である。

引用・参考文献

- 安代町史編さん委員会編集、八幡平市発行 2009『安代町史(民俗編)』
安代町史編さん委員会編集、八幡平市発行 2011『安代町史(下巻)』
阿部勝則 2016「岩手県における近・現代遺構の検討－炭窯跡について－」『紀要』第35号。(公財)岩手埋文
阿部勝則 2018「書評 畠山 剛『炭焼きの二十世紀－書置きとしての歴史から未来へ－』」『紀要』第37号。(公財)岩手埋文
岩手県木炭協会 1991『岩手窯の栞』
社団法人岩手県木炭協会 1971『協会二十年のあゆみ 付 岩手木炭概史』
社団法人岩手県木炭協会 1992『木炭協会40年のあゆみ』
社団法人岩手県木炭協会 2003『木炭協会50年のあゆみ』
川井村教育委員会(川井村北上山地民俗資料館) 2003『平成14年度国指定重要有形文化財「北上山地川井村の山村生産用具コレクション」第一分冊』
川井村文化財調査委員会 2004『川井村北上山地民俗誌』
高橋 正 1995「秋田の炭焼き」『秋田県立博物館研究報告』第20号、秋田県立博物館
名久井文明 1994『九十歳 岩泉市太郎翁の技術』一芦舎
畠山 剛 1971『物語歴史文庫8 炭焼物語』雄山閣出版株式会社
畠山 剛 1980『岩手木炭』日本経済評論社
畠山 剛 1986「あやまり功名 黒炭岩手1号が考案者 佐々木圭介翁の記録」『ブックレットくえす』No.1、炭やきの会
畠山 剛 1988「初代岩手県製炭教師－小野寺清七の生涯－」『地域と大学研究紀要』No.10、地域と大学研究会
畠山 剛 2003『炭焼きの二十世紀－書置きとしての歴史から未来へ－』彩流社
三浦伊八郎 1933『木炭講話 炭窯之部 炭窯百態』三浦書店

磨製石斧製作工程について

一岩手県沿岸北部地域の出土資料を中心に一

村木 敬

筆者はかつて洋野町内に所在する鹿糠浜Ⅱ遺跡出土の磨製石斧を整理する機会を得た。その結果、確認できた製作工程は従来捉えられている工程と比べて簡略化されており、沿岸北部地域において一般的な製作工程であることを想定した。本稿では該当する各段階の資料を提示したうえで当該地域における磨製石斧の製作工程の実態を明らかにしていく。

1. はじめに

磨製石斧の製作工程はかつて阿部（1987）、鈴木（1993）などによって復元が試みられており、その工程のモデルとして大方の理解が得られている。また、筆者が業務を行う岩手県においても須原（2013）によりその製作工程が復元されている。その結果、各遺跡から出土する資料は、製作工程の各段階に位置づけられるようになっていく。

近年、復興調査に伴う洋野町を中心とする沿岸北部地域の調査により、上記の工程とは異なる資料が確認され、その位置づけが難しくなっている。また、それらの資料は他の器種に分類して報告されているため、本石器の製作工程を解釈する妨げとなっている。

これらの資料に対して杉沢（2018）や筆者（2019）らが製作工程について若干触れたものの、未だ十分な検討には至らず、当該石器に対して評価が定まらないのが現状である。ここではそれらに対応する資料を抽出したうえで、各諸属性を整理し、磨製石斧の製作工程の復元を試みる。まず、先述した一般的な製作工程との対比を行い、当該地域における磨製石斧の製作工程の実態を明らかにしていきたい。

2. 磨製石斧の製作工程

まず、一般的な磨製石斧の製作工程について簡単に触れておきたい。これについては岩手県内の縄文時代後晩期に属する盛岡市川目A遺跡出土資料をまとめた須原（2013）を参考にしていく。

製作工程は、完成品以外となると4段階に分けられる（第1図）。

第1段階：剥離工程。両面に対して剥離が行われ、左右対象となるように整形されている。提示している資料の中には、自然面を片面もしくは両面の器体中央部分に残すものも含まれる。

第2段階：剥離・敲打工程。第1段階で剥離が完了した石器に対して敲打整形を施しており、部分的な整形に留まるものである。

第3段階：敲打工程。第2段階の敲打整形が進行し器体全面が敲打痕に覆われるものである。

第4段階：研磨工程。第3段階の石器に対して研磨整形を施すものである。

上記の工程からは、基本的に石器は両面に剥離が施された後、全面に対して敲打及び研磨整形を施し、完成品へと至ることが捉えられている（第1図）。

また、これらの資料については未製品として捉えられていることが多い。しかしながら、未製品とする形状は、完成品と大きく乖離していることと、確認できた資料の大半が欠損している資料にあることから、ここでは阿部（2000）が指摘しているように、それらを未製品ではなく失敗品として捉えていく。つまり、製作を行う場所（各遺跡）では剥離及び敲打整形の段階における失敗が多く、廃棄されたものと解釈することができる。

3. 岩手県沿岸北部の製作工程復元

ここでは、杉沢（2018）と筆者（2019）が沿岸北部地域の異なる遺跡から出土した資料を基に簡略化が図られたと想定する製作工程を提示していく。

杉沢は洋野町に所在する縄文時代の北鹿糠遺跡の資料から検討している（第2図）。その結果、第1図に示したような製作工程を想定しており、荒割及び剥離・敲打整形の作業軽減を図っていると述べている。

筆者は洋野町に所在する縄文時代後期の鹿糠浜Ⅱ遺跡の資料から検討している（第2図）。自然面を残す資料に対して敲打・研磨整形を施していることから、第1図に示したような製作工程の簡略化が図られている点を指摘している。また、これ以外にも現在整理している同町に所在する北ノ沢Ⅰ遺跡、田ノ端Ⅱ遺跡においても類似資料を確認している（第3図）。ただし、北ノ沢Ⅰ遺跡では両面に対して剥離を施した後に第2段階へと移行する従来通りの製作工程を経る資料も認められている。

これらの遺跡で利用されている石器材料は細粒花崗閃緑岩・細粒閃緑岩などで、形状は扁平の垂円～円礫を用いている。これらは遺跡周辺の河川及び浜辺で獲得できるものである。ただし、北ノ沢Ⅰ遺跡ではホルンフェルスを組成することも確認されている。

以下では、遺跡から得られた資料を段階ごとに見ていく。

第1段階：両面に対して剥離が行われず、片面剥離を基本としており、対となる面には自然面を残すものである。また、側面にのみ剥離を施し、両面には自然面を残すものもある。これらの中にも北ノ沢Ⅰ遺跡で見られるように石器材料によっては両面剥離を施すものも含まれている。

該当資料は片面に自然面を残すもの（1・2など）、両面に礫面を残すもの（12・26など）、両面に剥離されるもの（18）などがある。ただし、本段階には該当資料が少ないことから他の段階に移行した資料により確認している。

第2段階：第1段階の資料に対して敲打整形を施すものである。その多くは剥離された面及び側面に対して敲打整形を施すことから、対となる面には自然面を残している。

該当資料は敲打整形を剥離面に施すもの（5・7など）、側面に施すもの（11・22など）などがある。これらの石器には依然として自然面を多く残していることが確認できる。

第3段階：全面に対して敲打整形を施すものである。ただし、稀に片面のみで作業を完了させ次段階へと移行する例も存在している（29）。

該当資料は23・24などがある。ただし、刃部が位置する先端部などに自然面を残す例（24・25など）がある。また、この段階において両面を対称に整形する資料が多い中で、非対称となる形状も存在している（15、23）。

第4段階：全面に対して研磨整形を施すものである。これらの中には、刃部が位置する先端部を中心に研磨を施している場合もある。また、器体全面に敲打整形を施さずとも研磨整形へと移行するものも確認されている（29など）。

該当資料は両面に研磨整形を施すもの（6）、先端部を中心に研磨整形を施すもの（15・16）、敲打に覆われず研磨整形を施すもの（8・26・29）などがある。

各資料からは、第4段階の各段階中に第1段階の痕跡を確認しており、作業が連動していることが窺える。また、これらのように各段階における作業が完結せずとも次の段階へと移行する資料を確認できたことから、製作工程において簡略化が図られたものと捉えている。

4. 製作工程の対比と検討

上記の結果、筆者は従来とは異なる製作工程が存在していたと考えている。以下では段階ごとにまとめておく。

第1段階：剥離を行う点では当然共通しているが、自然面と剥離された面が対となるように形成している資料が存在する。また、側面に対する剥離に留まり両面に自然面を残している資料も存在する。これらは剥離作業が両面に対して施されなくても、敲打整形の工程へと移行していることが捉えられるものである。

第2段階：剥離・敲打整形という点においては明確な違いは認められない。ただし、第1段階の自然面を残したまま移行している資料が多く存在する。当然、これは第1段階において剥離工程がそれ以上進行しないことを裏付けるものである。

第3段階：敲打整形という点では共通している。両面に対して敲打整形が及んでいるが刃部付近に自然面を残すものも存在する。また、両面に敲打痕が認められる資料の中には非対称となる形状も確認できる。後者については第1段階で形成された器体形状を反映しているものと捉えることができる。これについては23などに見られるものである。さらに、当該段階においても剥離や自然面を残したまま次段階へと移行する例も存在する。

第4段階：研磨整形という点では共通している。器体全面が敲打痕で覆われ刃部付近を中心に研磨整形を施す資料が存在する。また、これらの中には器体全面が敲打痕に覆われずとも研磨整形へと移行するものが存在することも確認している。

このように確認できた製作工程の特徴としては、自然面と剥離面が対となるように整形される資料が多数存在することである。また、それだけではなく両面に自然面を残す資料も少なからず存在している。そして、これらの資料は第2段階以降の中に第1段階の痕跡を見ることができる。さらに、特異な事例としては両面が敲打痕によって覆われることなく、剥離面や自然面を残したまま第4段階へと移行する資料の存在である（第4図下段）。これらの点については資料が各段階で全ての作業を完了させずとも次段階へと移行していること意味するものである。いずれにしても、第3・4段階の資料の中に、後述するような打製石斧に分類される資料（本稿でいうところの第1・2段階）の痕跡を看取できる。これらの点については筆者らが触れたように、従来提示されている成果とは異なる製作工程が確立されていたものと考えたい。

5. 類似資料の再検討

では、上記と類似する資料に対して、他ではどのように提示されているのであろうか。ここでは近隣に所在している洋野町ゴッソー遺跡（(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター1996）と階上町道仏鹿糠遺跡（青森県教育委員会2011）の出土資料を第3・4図に掲載しているので、以下ではそれらと比較していきたい。

ゴッソー遺跡は縄文時代前期に属する遺跡である。磨製石斧と打製石斧、及びその未製品と想定するものを掲載している。ただし、それらの境界が不明瞭なことから石斧として扱っている。

30～32を打製石斧、33・34は石斧に分類している。掲載遺物の中には第2段階に該当する資料が見受けられないものの、33のように自然面と敲打痕に覆われているもの、34のように敲打整形と剥離が施される面と対となる面に研磨整形が施されているものを確認できている。ここでは33・34のような第3・4工程に対してのみ磨製石斧及び未製品と捉えている

道仏鹿糠遺跡は縄文時代に属する遺跡である。35～37を打製石斧、38を敲打整形の石斧に分類し

ている。ただし、これらは磨製石斧の製作工程から産出された未製品として捉えている。さらに、報告書では自然面を残す要因を研磨作業の省略につながると報告している。

このように見ていくと、当該資料は報告書ごとに基準が設けられており、明確な基準が存在していないという現状が看取される。前者については、上記の遺跡だけでなく宮城県の複数の遺跡においても類似資料が打製石斧に分類され、東北地方の早期末から前期前葉の時期に共通して多用されていたと報告している（2018 石巻市教育委員会）。また、後者では磨製石斧の製作工程中に位置づけた資料であるにも関わらず別の器種名を付していることから、製作工程を解釈するうえで混乱させる要因のようにも思われる。このように上記の2遺跡の資料は、何れかに分類されたとしても、それぞれの器体は左右非対称となるものが多く、いずれにしても未製品とするにはほど遠い器体形状にあることから失敗品と考えられるものである。

一方、上記とは異なる類似資料も存在している。それは「片面自然面の打製石斧的な石器」とされる力持型スクレイパー（星 2008）であり、第4図に掲載しているのもそれらと比較していく。39～42の平面形状及び二次加工の施される点は第1段階の資料と類似している。逆に、それらには相違点があり、39～41などの刃部の角度は若干鋭角となる傾向がある。また刃部が器体の中心ではなく、自然面側に位置している。さらに、これらは剥離面側に礫片を剥離した際にできた主要剥離面を有する共通点が認められる。つまり、素材剥片には大型の礫片を用いたと捉えられるものである。ただし、二次加工による剥離が内部まで進行し主要剥離面が残存しない場合は、刃部の位置でのみ判断が可能となる。

このように打製石斧と力持型スクレイパーは、第1・2段階と捉える資料と類似していることが窺える。ただし、両者は異なる所産によるものと考えられることから以下に提示しておく。

前者は先述したように磨製石斧製作工程の第1・2段階に位置づけられる。むしろ、第2・3段階における敲打整形の過程で器種を区分する方が無理が生じているようにも思われる。このことから磨製石斧の製作過程においては、第1・2段階の資料が欠落しているものと捉えるよりも、これらを含めて第1～4段階が連動していると捉える方が、製作工程をより理解できるものと考えられる。一方、後者とは刃部角度と刃部位置が異なり、素材となる礫片の主要剥離面を確認できる点から区分・分離できるものと思われる。これについては製作工程を確認できなかったこと、利用している石器材料が磨製石斧と概ね一致することから、磨製石斧の製作段階で排出された礫片を使用していたとは考えられないだろうか。ただし、分類できない42のような資料が存在することもまた事実である。これについてはさらなる検討を要することから、今後の課題としたい。

6. まとめ

以上、岩手県沿岸北部地域の出土資料によって、従来に得られている成果とは全く異なる磨製石斧の製作工程を復元することができた（第5図）。このような事例は、当該地域において特定の時期に存在するものではなく前期から後期にかけて通時的に見られることから、所謂基本的な製作工程であったと考えられる。ただし、それらは石器材料もしくは製作者の見立てにより、製作工程を選択していたことが窺える。また、この工程から副次的に産出された資料がスクレイパーもしくは篋状石器などの石器として使用されていることを捉えられた点は大きな成果である。あくまでも磨製石斧の製作工程から生じた副産物の利用と解釈するのが妥当である。さらに、磨製石斧の製作工程を比較した結果、従来の製作工程は各段階で作業が完結したのち次段階へと移行しているのに対して、今回確認できた製作工程は段階において作業軽減に伴う簡略化が図られ、意図した形状に到達すると次段階へ

と移行する柔軟性を持ち合わせたものであったことが想定される。この製作における柔軟な対応によって各段階中に多様な資料を産出する要因となっている。

また、上記のような製作工程では、石器材料の獲得段階もしくは第1段階において、磨製石斧の最終的な完成品を意識し、そのデザインが製作者の中で共有されていたことが想定される。そして、石器材料によって製作工程を選択している点から見ても、製作者の意識が大きく関与していることを裏付けることができようか。そのような中で、製作工程は各段階で合理的な判断の基に行われていることから、「剥離・敲打・研磨」である各技術が連動し、それらは分離することなく一連の製作工程として形成していたものと考えられる。

このように確認できた製作工程が成立した理由としては、環境変化に伴い磨製石斧を用いた伐採の需要が増大したことが予想される。また、獲得しやすい石器材料の環境も要因の一つとして挙げられる。これらについては地域的特色として捉えることができよう。そして、通時的に認められる点から、それは次世代へ脈絡と受け継がれていることが想定される。ただし、今回把握できた結果については、地域的な一部分を捉えただけに過ぎないことから、今後も検討を加え上記のことを明らかにしていきたい。

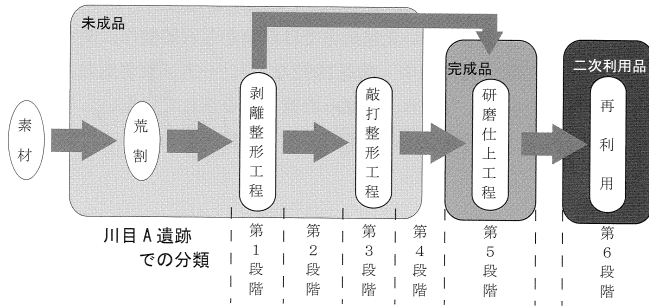
本稿の執筆にあたり下記の方にお世話になりました。末筆ながら感謝申し上げます。

北村 忠昭、須原 拓、村上 拓

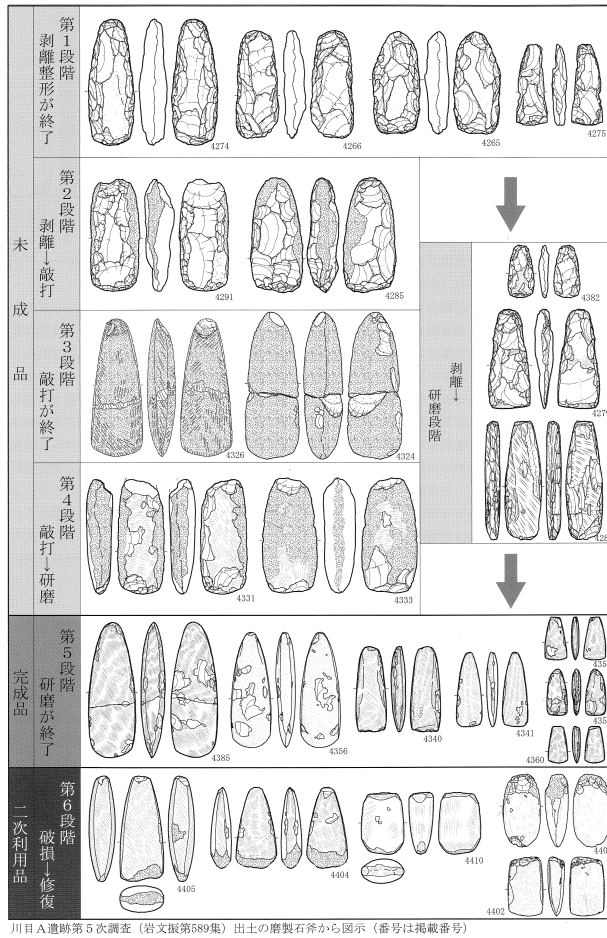
参考文献

- 青森県教育委員会 2011『道仏鹿糠遺跡 藤沢(2)遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書第499集
 阿部朝衛 1987「磨製石斧生産の様相」『史跡 寺地遺跡』353-372頁新潟県青海町
 阿部朝衛 2000「先史時代人の失敗と練習-石鏃と磨製石斧の分析から-」『考古学雑誌』第86巻第1号、1-26頁
 石巻市教育委員会 2018『中沢遺跡』石巻市文化財調査報告書第14集
 (財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1996『ゴッソー遺跡発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第238集
 斎藤 岳 2012「本州北東端の磨製石斧製作-三陸の石材環境への適応と石斧の製作の解明にむけて-」19-29頁『研究紀要』第17号青森県教育委員会
 杉沢昭太郎 2018「総括 縄文時代の石器製作」『北鹿糠遺跡発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第686集
 鈴木道之助 1993「磨製石斧概論」『千葉県史研究』創刊号21-39頁 千葉県
 須原 拓 2013「川目A遺跡出土の磨製石斧にみる石斧生産について」『紀要』XXXII(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
 中島 誠 2002「群馬県における縄文時代早期から中期初頭の打製斧形石器」『石斧の系譜-打製斧形石器の出現から終焉を追う-』第10回岩宿フォーラム/シンポジウム予稿集
 星 雅之 2008『力持遺跡発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第510集
 村木 敬 2019「総括 石器」『鹿糠浜Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第702集

磨製石斧製作工程 (須原2013より転載)

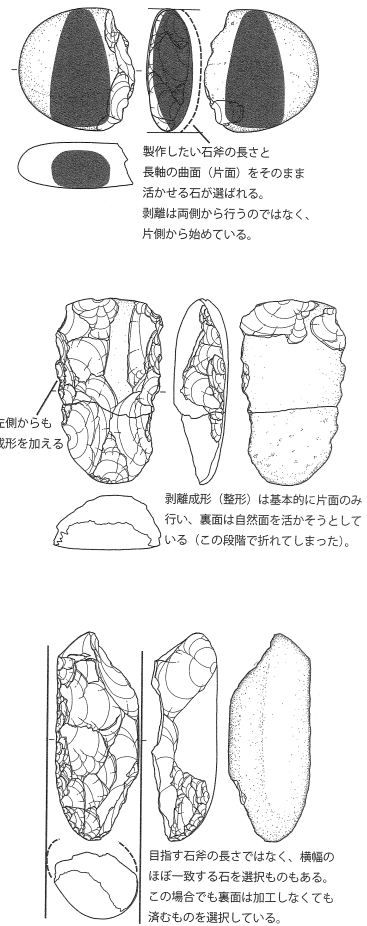


川目A遺跡の事例 (須原2013より転載)

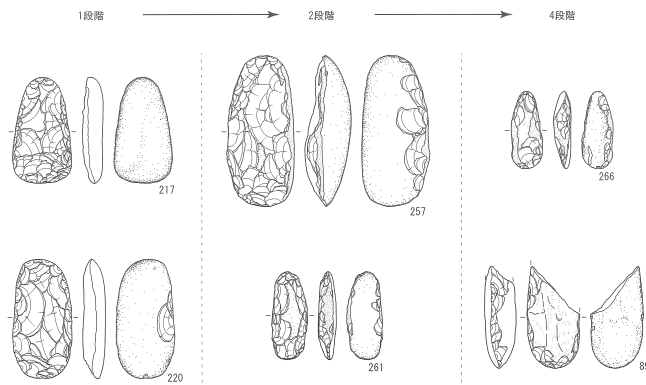


川目A遺跡第5次調査(岩文振第589集)出土の磨製石斧から図示(番号は掲載番号)

北鹿糠遺跡の事例 (杉沢2018より転載)

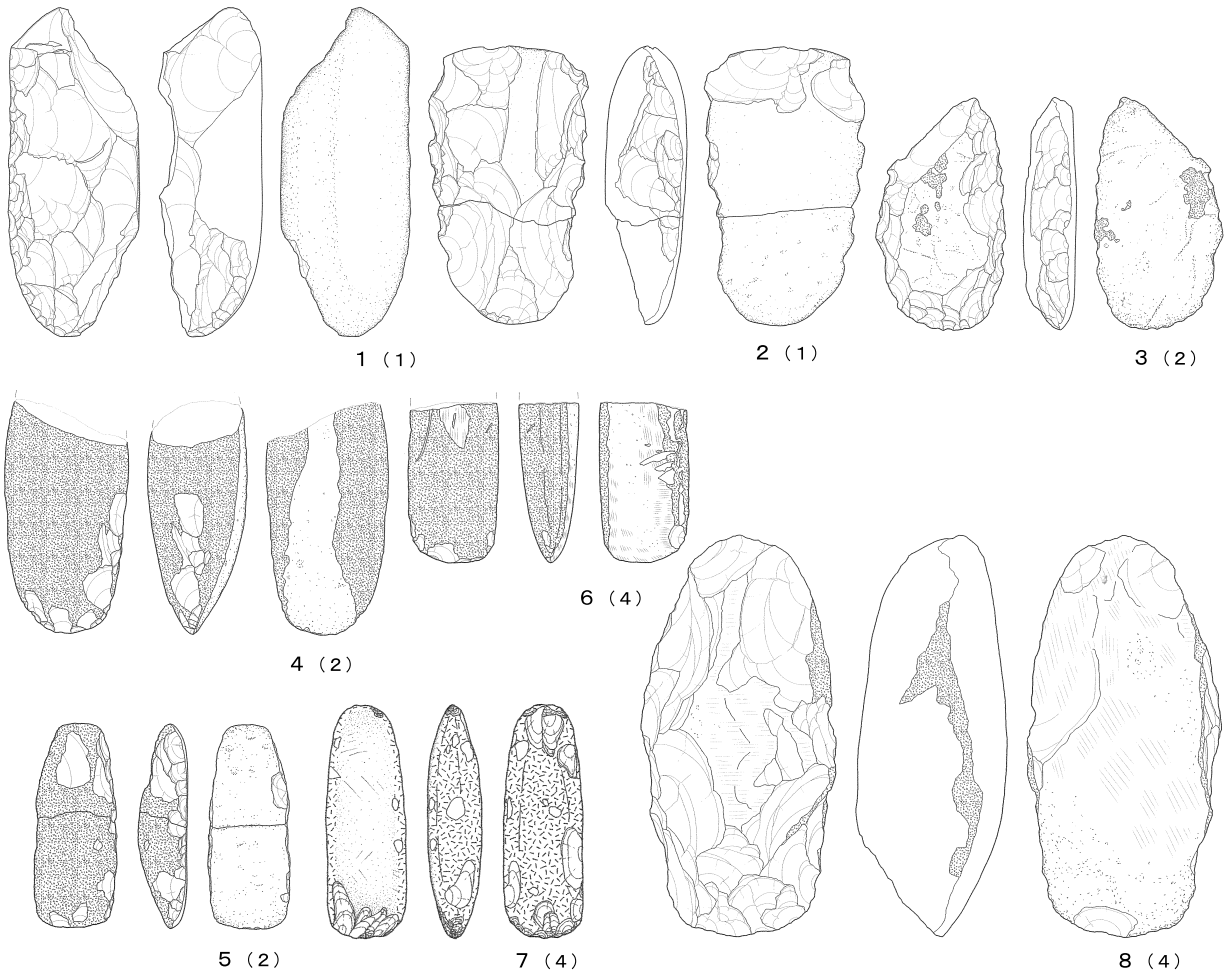


鹿糠浜Ⅱ遺跡の事例 (村木2019より転載)

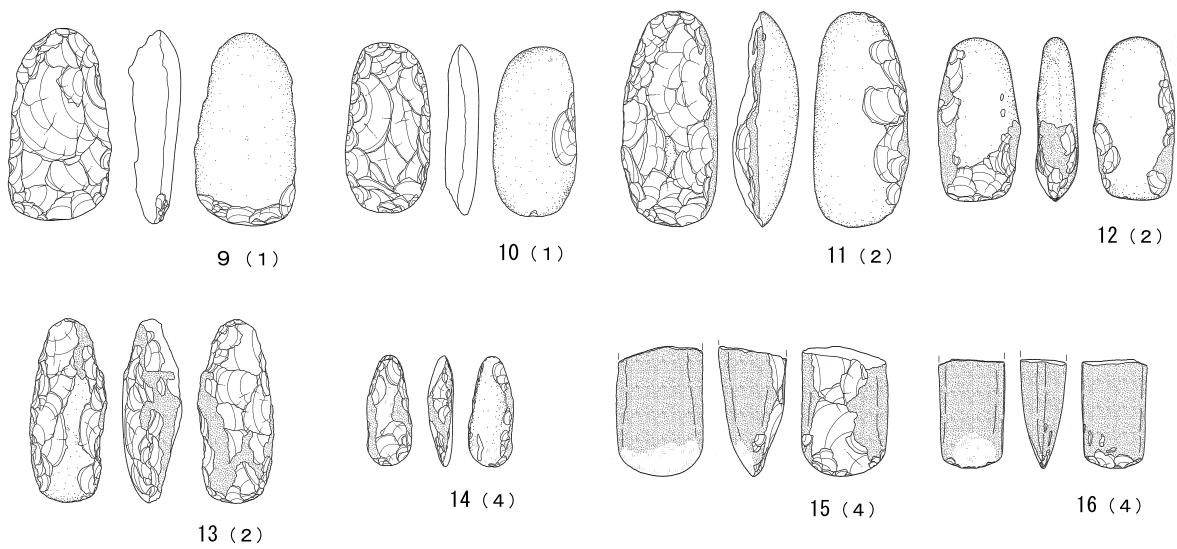


第1図 製作工程事例

北鹿糠遺跡出土資料



鹿糠浜Ⅱ遺跡出土資料

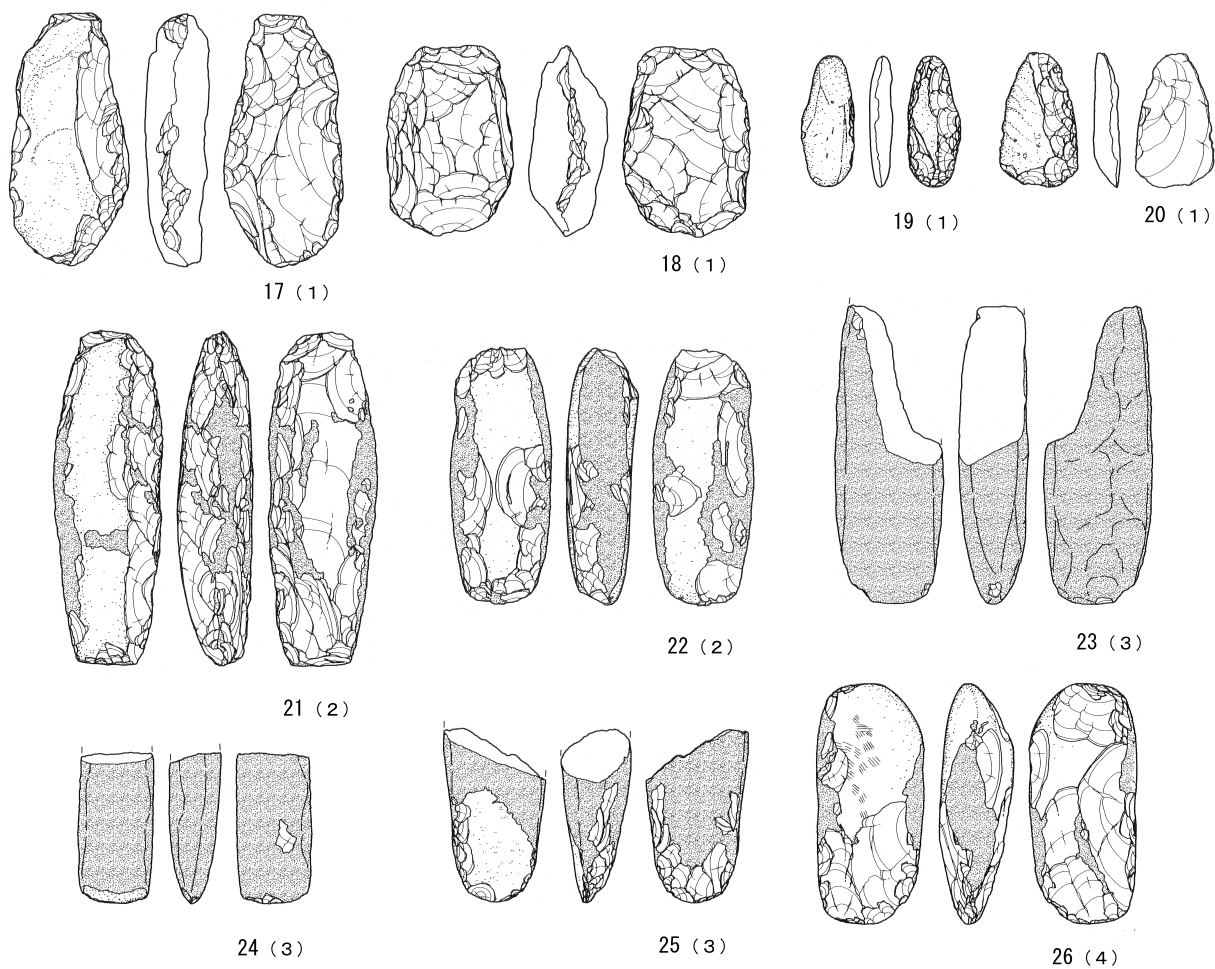


(○) : 工程の各段階を示している

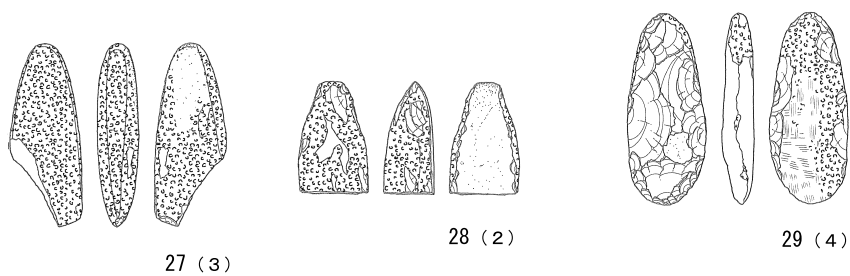
掲載縮尺はS = 1/5

第2図 出土資料 (1)

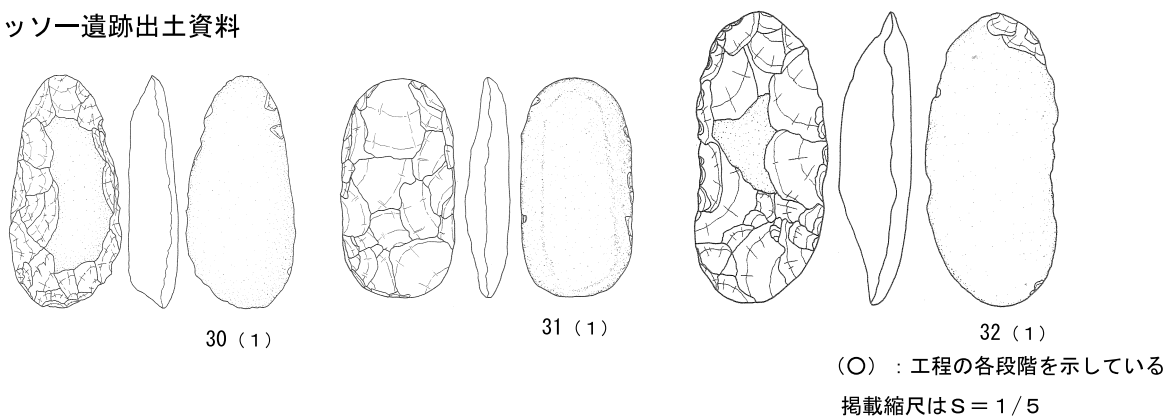
北ノ沢 I 遺跡出土資料



田ノ端 II 遺跡出土資料

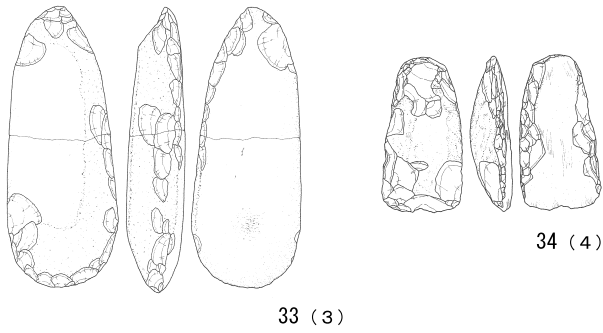


ゴッソー遺跡出土資料

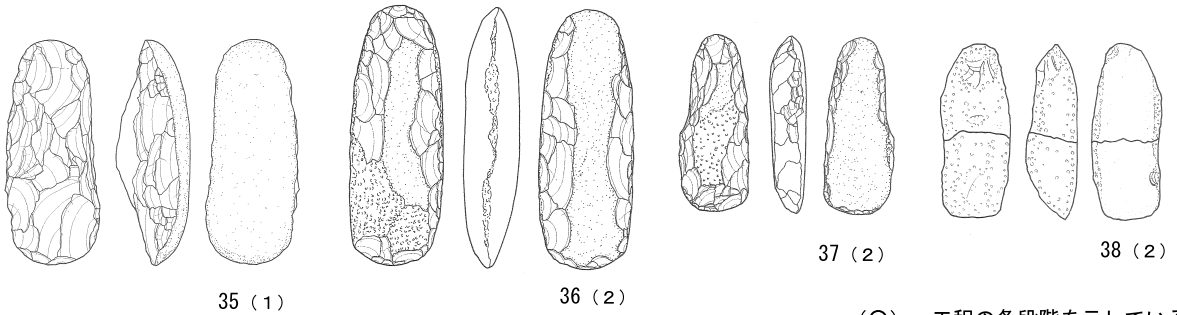


第3図 出土資料 (2)

ゴッソー遺跡出土資料

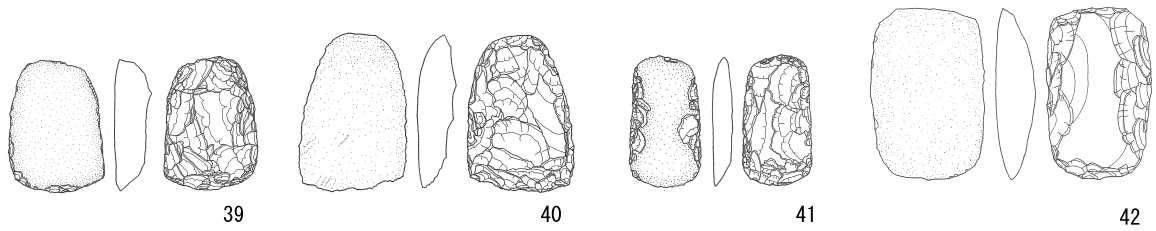


道仏鹿糠遺跡出土資料



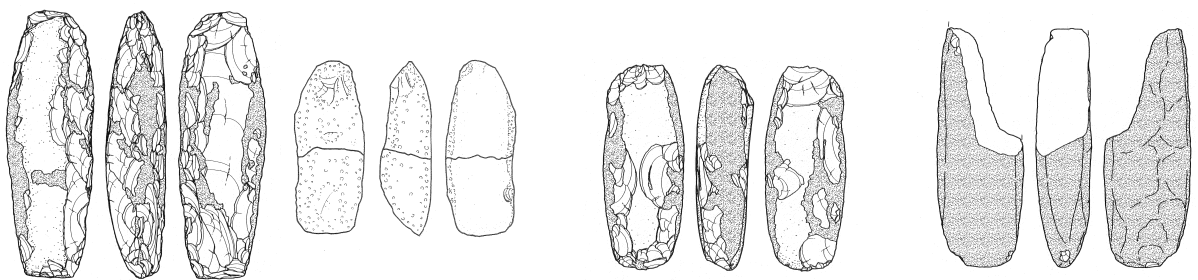
(○) : 工程の各段階を示している
掲載縮尺はS = 1/5

力持遺跡出土資料



掲載縮尺は不定

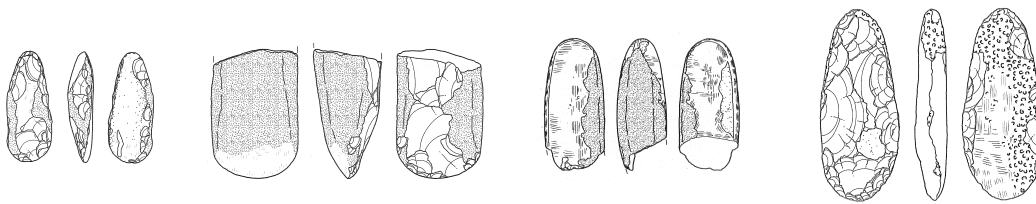
代表的な事例



片面に自然面を残して第2段階へ

両面に自然面を残して第2段階へ

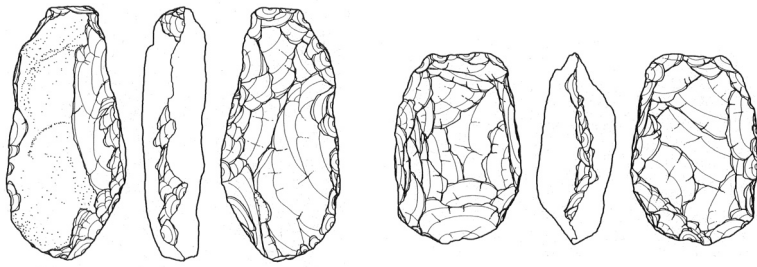
非対称な第3段階



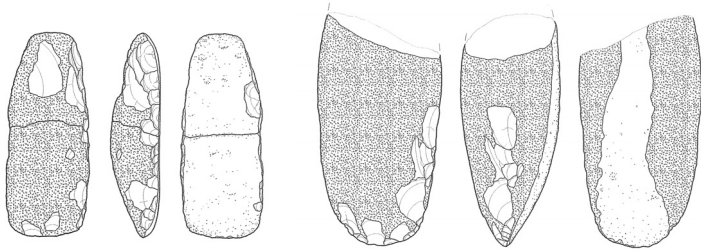
自然面や剥離面を残して第4段階へ

第4図 出土資料(3)、製作別資料

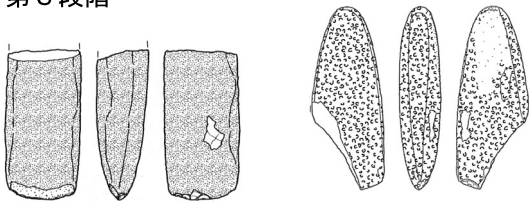
第 1 段階



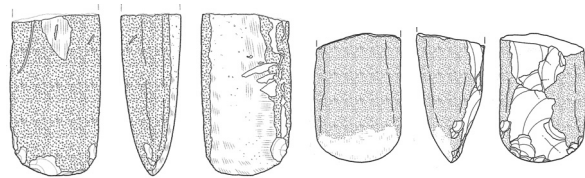
第 2 段階



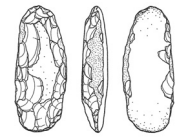
第 3 段階



第 4 段階



第 4 段階



第 5 図 製作工程復元

岩手県内出土の古代馬具集成

村田 淳

岩手県内で出土した古代（古墳～平安時代）に属する馬具について、報告書掲載資料を中心に集成を行った。集成の結果、轡は鉸具立聞素環式や板状立聞素環式は古墳時代、その他の型式は奈良時代以降に多いことがわかった。また、鐙は全て壺鐙であるが金属製壺鐙は出土数が少なく、大半は木芯金属張三角錐型壺鐙に伴う吊金具であることがわかった。

はじめに

遺跡から出土する馬具は、考古学において「馬」に関する研究をする為に欠かせない遺物である。近年、馬遺存体や足跡等の活動痕跡といった有機質を用いた研究も活発化してきているが（右島編 2019）、それらの資料数はまだ少なく、無機質遺物である馬具（特に金属製）が重要である点は変わらないであろう。金属製品としての馬具は鉄鏃等の武器類や刀子・鎌等の農工具に比べて出土量は少なく、希少遺物として扱われることも少なくない。実際、岩手県内では1960年代の北上市（旧江釣子村）江釣子古墳群の発掘調査で出土した馬具をはじめ、古墳副葬品を中心に検討が行われてきた（八木 1996 等）。しかし、2000年代以降も東日本大震災の復興関連調査をはじめとする大規模発掘調査等で一般集落からの出土が増加しており、近年の資料の蓄積をふまえて改めて出土した馬具の位置付けについて検討を行う必要がある。その為には第一に馬具の出土量・出土遺跡を正確に把握することが重要であり、本稿では報告書掲載資料を中心に資料の集成を行った。岩手県内で出土する馬具は古墳時代～近代までと時代幅は広いが、今回は古代（古墳～平安時代＝6～12世紀）の資料を対象とした（註1）。以下では形態や年代について記載を行う。なお、部位と年代観は基本的に報告書に従っているが、筆者の観察により記載を変更しているものもある。

1. 出土馬具の種別

馬具は複数の部材の組み合わせからなる道具である。機能面から大きく3つの部分に分けられ、それぞれの装具が面繫等の三繫によって連結されている（第4図右下）。考古学で使用される馬具の名称は承平年間（931～938年）に編纂された辞書『倭名類聚抄』等の古文獻から援用したものが多く、必ずしもそれ以前の時代で使用されていたものとは限らないが、慣例的に使用されていることからそれに基づいて記載を行う。具体的な部位の名称は、坂本 1985・滝瀬 1994・津野 2003b で使用されているものを踏襲した。なお、今回の集成では44遺跡で馬具の出土を確認した。

（1）轡（第1・2図）

鏡板・引手・銜で構成される馬を制御するための道具であり、まず個別の部位の出土傾向についてみていく。鏡板は16点出土しており、形態は鉸具立聞素環式、板状立聞素環式、空連立聞素環式、複環式、杏葉轡、鏡轡がある。最も点数が多いのは鉸具立聞素環式で、主に7～8世紀代の古墳から出土している（第1図1・5～7、第2図14・15、以下、第○図省略）。平面形は扇形と楕円形があり、前者のほうが多い。次いで多いのは板状立聞素環式と空連立聞素環式で、前者は7世紀代の古墳や土坑、後者は9～10世紀代の竪穴建物から出土している（2～4、9～11）。平面形は楕円形である。複環式は、奥州市伯濟寺遺跡で9世紀末の竪穴建物から出土している（8）。平面形が無花果形となるいわゆる杏葉轡は、平泉町柳之御所遺跡で12世紀後半の井戸から出土している（12）。鏡部分が円

盤状となるいわゆる鏡轡は、平泉町志羅山遺跡で12世紀代の池状遺構から鴛鴦（えんおう）文が施されたものが出土している（13）。

引手は21点出土しており、形態は一本引手と二条線引手がある。二条線引手には全て振りが入れられており（2・6・7）、一本引手でも少数確認できる（3）。振りが入るものは7～8世紀の古墳と土坑から出土している。一本引手は引手壺の部分が屈曲する「く」の字状引手が主体で、13点と最も出土数が多い。年代幅も広く、7～12世紀まで確認できる（3・8・13・16～19）。引手壺の造作は、先端部を板上に延ばして環状に巻き付けている（13・17）。

銜は17点出土しており、単独で出土したものは少ない。先端部を環状にして銜先を作り出しているが、両端を曲げるもの（5）と一端を曲げるもの（13・22）がある。

集成した資料のうち全てが揃うものは9遺跡で12点出土しており、連結方法をみていく。鉸具立聞素環式と板状立聞素環式は遊環を持たず、銜先に直接鏡板と引手を通して連結している（1～7）。一方、複環式・杏葉轡・鏡轡では銜と引手の間に遊環を介在させている（8・12・13）。

（2） 鐙（第3・4図）

鉸具と革または鎖で構成される鐙鞞（みずお）を通して鞍橋に取り付けられた力革と連結し垂下される道具で、乗馬する際の足掛けと騎乗中の体の安定を保つために使用される。輪鐙と壺鐙があるが、今回確認できたのは全て壺鐙である。

壺鐙は金属製と木製があり、後者は木芯を金属板で覆って鋳留めた木芯金属張のものである。ただし、木製は壺部分が確認できるものは無く、吊金具のみ出土している。鉄製鐙は3点出土しているが、一関市摺沢八幡神社のものは伝世品であり（24・25）、遺跡出土資料としては矢巾町藤沢狄森古墳群出土例があるのみである（23）。23は鉄製で、壺部と鐙鞞受、沓踏みの支えとなる舌が残存している。24・25は壺部と兵庫鎖が残存しており、舌が長い形態である。なお、24・25には時期差があるとされ、24は11世紀後半、25は12世紀に位置付けられている（津野2010）。

吊金具は壺部と鐙鞞を連結する為の道具であり、今回確認できたものは全て木芯金属張三角錐形壺鐙に伴うものである。12点出土しており、9～10世紀代の遺構から出土したものが多く（26～35、註2）。津野による形態分類（津野2010）を参考にすると、山田町間木戸I遺跡例（28）や奥州市鴻ノ巣館遺跡例（29）は両端が細長い長方板や踏込側が長方板で鳩胸側が柳葉状になるB系列、山田町沢田I遺跡例（26）や奥州市力石II遺跡例（32）、二戸市飛鳥台地I遺跡例（30・31）は踏込側が三角形や五角形、鳩胸側が柳葉状になるC系列に属するものと考えられる。

鎖は3点出土している。24・25は円環の両端を折り曲げて連結する兵庫鎖で、いずれも11個の円環が連結されている。なお、平泉町瀬原II遺跡出土例（36）は鎖の変形品の可能性があることから集成に加えたが、円環状ではない為検討が必要である。

鉸具は馬具だけではなく鍔帯に伴うものもあり、単独で出土した場合では馬具か鍔帯のいずれに伴うものか判別が難しい。その為、今回は確実に鍔帯に伴うと判断されるものを除いて確認できたものは全て集成した。24点出土しており、最も出土数が多い。弓金・杵金と刺金の形状と組み合わせから複数の形態が確認できる。平面形が長方形となるものでは、藤沢狄森古墳群例（40）のように長方形の杵金に刺金を直接取り付けられたものと五条丸古墳群や房の沢IV遺跡例（37・38・41・42）のように弓金にあたる部分と杵金、刺金と軸が分かれているものがある。いずれも7～8世紀代の古墳から出土している。平面形が方形または隅丸方形のものは杵金と弓金が一体であり、杵金の中央付近にT字状の刺金が取り付けられる（47～49・51～56）。ただし、北上市千苺遺跡例（50）のように棒状の刺金を軸金に通して取り付けるものもある。この形態は9～10世紀代の遺構から出土している。弓

金が楕円形となるものは弓金にあたる部分と杵金、刺金と軸が分かれており、五条丸古墳群例（39）のように弓金の長軸が短いものと房の沢Ⅳ遺跡例や二戸市上田面遺跡例（43・44）のように長軸が長いものがある。7～8世紀代の古墳と9世紀代の遺構から出土している。盛岡市竹花前遺跡例(57)は、弓金に長方形の板が取り付けられる形態である。刺金は残存していない。

（3）鞍（第4図）

鞍橋本体となる部位（居木・前輪・後輪）は無く、金具と鞍を各1点確認できたのみである。金具は北上市本宿羽場遺跡で出土している。装着部位は不明であるが、居木と前輪・後輪を繋ぐ為の金具の可能性もある。鞍は鞍の前輪と後輪の左右に取り付けられる金物の管を入れた紐で、柳之御所遺跡で出土している（59）ただし、出土したのは金物の管のみで紐本体は確認されていない。

（4）その他（第4図）

飾金具と鉄鈴を各1点確認した。飾金具は宮地遺跡で出土している（60）。装着部位は不明であるが、鞍の飾金具の可能性もある。鉄鈴は胸から鞍橋に掛け渡して前輪に結びつける胸繫に付ける飾りで、二戸市駒焼場遺跡で出土している（61）。球形であり、内部に石または鉄の玉が入れられていたと考えられる。

おわりに

遺漏も多いと思われるが、岩手県内から出土した主要な古代馬具を集成することができた。今回はあくまで資料集成に留まったため、詳細な検討は今後の課題としたい。

今回の集成にあたり、羽柴直人氏と西澤正晴氏から多くの情報を提供して頂いた。末筆ながら記して感謝の意を表します。

註

1. ただし、今回の集成では6世紀代の資料は確認できなかったことから実質的には7～12世紀が対象となる。
2. 田鎖車堂前遺跡出土例（35）は中世前半（12世紀か）として報告されているが、津野仁の編年によると木芯金属張三角錐形壺鐙の終焉は11世紀代であり、形態及び他の出土事例を勘案すると本資料も9～10世紀代と考えられる。

参考文献

- 岩手県立博物館 2000 『北の馬文化』岩手県立博物館開館20周年記念特別企画展図録
 坂本美夫 1985 『馬具』ニュー・サイエンス社
 滝瀬芳之 1994 「轡について」『光山遺跡群』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第137集
 津野 仁 2003a 「奈良時代武器・武具生産への変化」『武器生産と流通の諸画期』七世紀研究会シンポジウム資料
 2003b 「古代の鐙金具について」『栃木の考古学 塙静夫先生古希記念論文集』
 2010 「古代鐙の変遷とその意義」『研究紀要』第18号 財団法人とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター
 東海古墳文化研究会 2006 『東海の馬具と飾大刀』
 右島和夫編 2019 『馬の考古学』雄山閣
 八木光則 1996 「馬具と蝦夷 - 藤沢狄森古墳群出土の壺鐙をとおして -」『岩手史学研究』第79号 岩手史学会
 2010 『古代蝦夷社会の成立』同成社

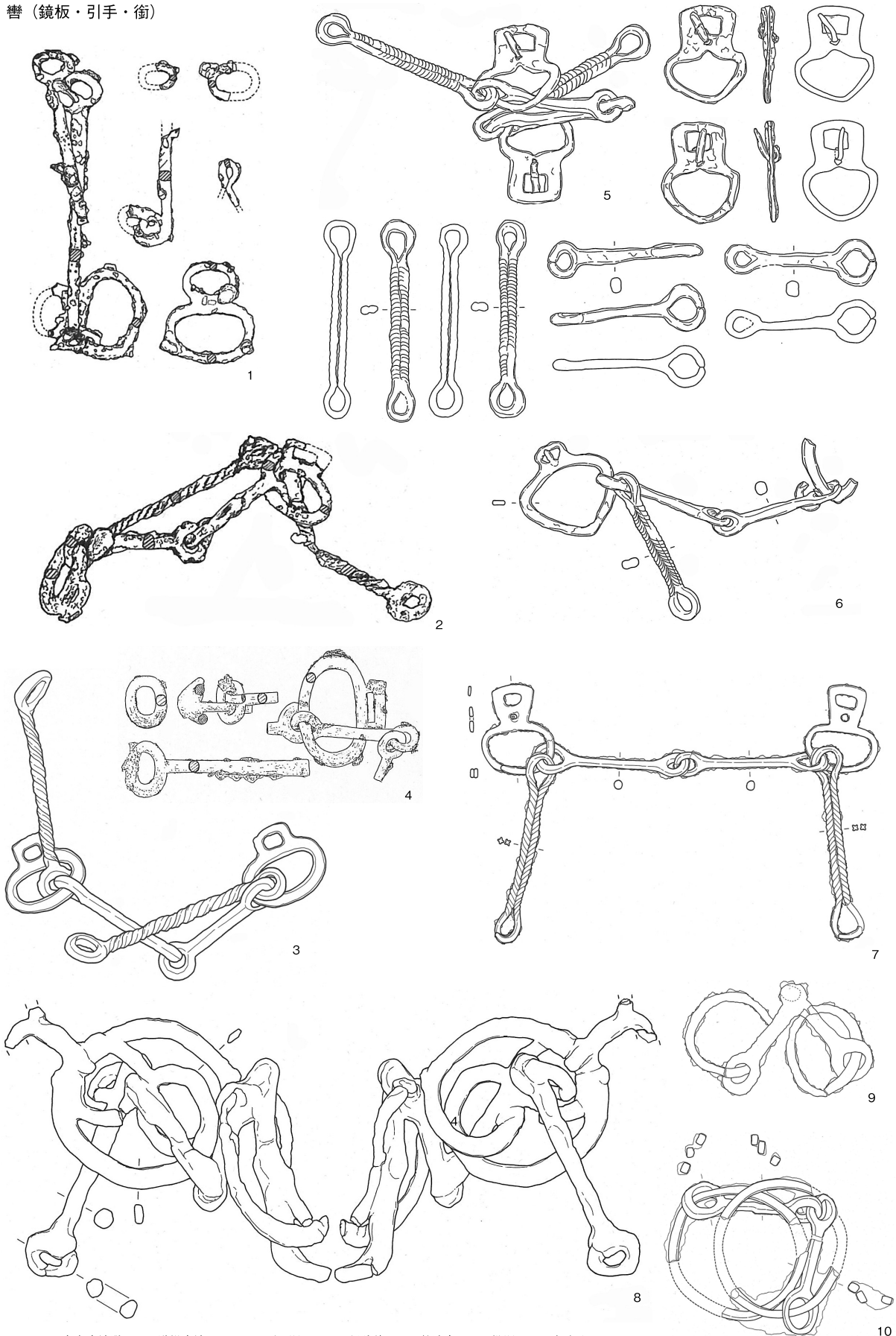
馬具出土遺跡掲載報告書

- 岩手県教育委員会 1963 『五条丸古墳群 和賀郡江釣子村所在』岩手県文化財調査報告書第11集
 1979a 『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書Ⅰ』岩手県文化財調査報告書第31集
 1979b 『東北新幹線関係埋蔵文化財調査報告書Ⅱ』岩手県文化財調査報告書第34集
 1980a 『東北新幹線関係埋蔵文化財調査報告書Ⅳ（宮地遺跡）』岩手県文化財調査報告書第48集
 1980b 『東北新幹線関係埋蔵文化財調査報告書Ⅴ（鴻ノ巣館遺跡、高畑遺跡、白沢遺跡）』
 岩手県文化財調査報告書第49集
 1982 『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書ⅩⅢ 太田方八丁遺跡（志波城跡）』
 岩手県文化財調査報告書第68集

岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター（岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書は岩文振第〇集と省略）

- 1979 『主要地方道一関・北上線関連遺跡発掘調査報告書（岩手県江刺市力石Ⅱ遺跡・兎Ⅱ遺跡・落合Ⅲ遺跡・朴ノ木遺跡）（昭和53年度）』岩文振第8集
- 1981a 『金ヶ崎バイパス関連遺跡発掘調査報告書（Ⅰ）水沢市玉貫遺跡 金ヶ崎町西根遺跡』岩文振第18集
- 1981b 『二戸バイパス関連遺跡発掘調査報告書 二戸市上田面遺跡 大淵遺跡 火行塚遺跡』岩文振第23集
- 1983 『上の山Ⅶ遺跡発掘調査報告書』岩文振第60集
- 1988 『飛鳥台地Ⅰ遺跡発掘調査報告書』岩文振第120集
- 1989a 『駒焼場遺跡発掘調査報告書』岩文振第133集
- 1989b 『夏本遺跡発掘調査報告書』岩文振第134集
- 1990 『馬場遺跡発掘調査報告書』岩文振第137集
- 1992 『上鬼柳Ⅱ・Ⅲ遺跡発掘調査報告書』岩文振第161集
- 1995 『柳之御所跡』岩文振第228集
- 1997 『沢田Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩文振第268集
- 1998 『房の沢Ⅳ遺跡発掘調査報告書』岩文振第287集
- 2000a 『志羅山遺跡第46・66・74次発掘調査報告書』岩文振第312集
- 2000b 『沢田Ⅰ遺跡発掘調査報告書』岩文振第318集
- 2004 『細谷地遺跡第8次発掘調査報告書』岩文振第454集
- 2005 『西川目・堰向Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩文振第464集
- 2006a 『本宮熊堂A遺跡第24次、本宮熊堂B遺跡第25次発掘調査報告書』岩文振第470集
- 2006b 『高木中館遺跡・下通遺跡発掘調査報告書』岩文振第471集
- 2008 『瀬原Ⅰ遺跡第5次・瀬原Ⅱ遺跡第9次発掘調査報告書』岩文振第507集
- 2009 『道上遺跡第3次・合野遺跡・小林繁長遺跡発掘調査報告書』岩文振第544集
- 2010 『隠里Ⅷ遺跡発掘調査報告書』岩文振第552集
- 2016 『千苺遺跡発掘調査報告書』岩文振第652集
- 2018 『浜川目沢田Ⅱ遺跡発掘調査報告書』岩文振第679集
- 2018 『荷竹日向Ⅰ遺跡発掘調査報告書』岩文振第681集
- 2020 『田鎖遺跡・田鎖館跡・田鎖車堂前遺跡発掘調査報告書』岩文振第718集
- 2021 『間木戸Ⅰ遺跡発掘調査報告書』岩文振第723集
- 金ヶ崎町教育委員会 1968 『岩手県金ヶ崎町 西根古墳と住居址』
2013 『鳥海柵跡 平成22・23年度（第18・19次）発掘調査報告書』岩手県金ヶ崎町文化財調査報告書第70集
- 釜石市教育委員会 2017 『川原遺跡出土鉄製品保存処理報告書 古代末～中世の鉄製品』釜石市埋蔵文化財調査報告書第12集
- 北上市埋蔵文化財センター 1992 『北上遺跡群（1991年度）江釣子古墳群五条丸支群第14次・8次補遺』
北上市埋蔵文化財調査報告第6集
1995 『北上遺跡群（1993・1994年度）蛭川館・本宿羽場』北上埋蔵文化財調査報告第19集
- 九戸村教育委員会 1995 『黒山の昔穴遺跡発掘調査報告書』九戸村文化財調査報告書第8集
- 紫波町教育委員会 2002 『比爪館 第11次～第18次発掘調査報告書』
- 二戸市埋蔵文化財センター 2008 『諏訪前発掘調査報告書第12次調査』二戸市埋蔵文化財センター調査報告書第1集
- 平泉町教育委員会 1992 『柳之御所跡発掘調査報告書－第35次調査概報－』岩手県平泉町文化財調査報告書第32集
- 水沢市教育委員会 2004 『水沢遺跡群範囲確認調査－平成14年度発掘調査概報－』岩手県水沢市文化財報告書第37集
- 宮古市教育委員会 1992 『鏗沢遺跡－平成2年度発掘調査報告書－』宮古市埋蔵文化財調査報告書34
- 盛岡市教育委員会 1998 『志波城跡－平成5年度発掘調査概報－』
- 矢巾町教育委員会 1986 『徳田遺跡群詳細分布調査報告書－藤沢狄森古墳群の発掘調査－』矢巾町分布調査報告書第8集
- 陸前高田市教育委員会 1990 『友沼Ⅲ遺跡』陸前高田市文化財調査報告書第14集

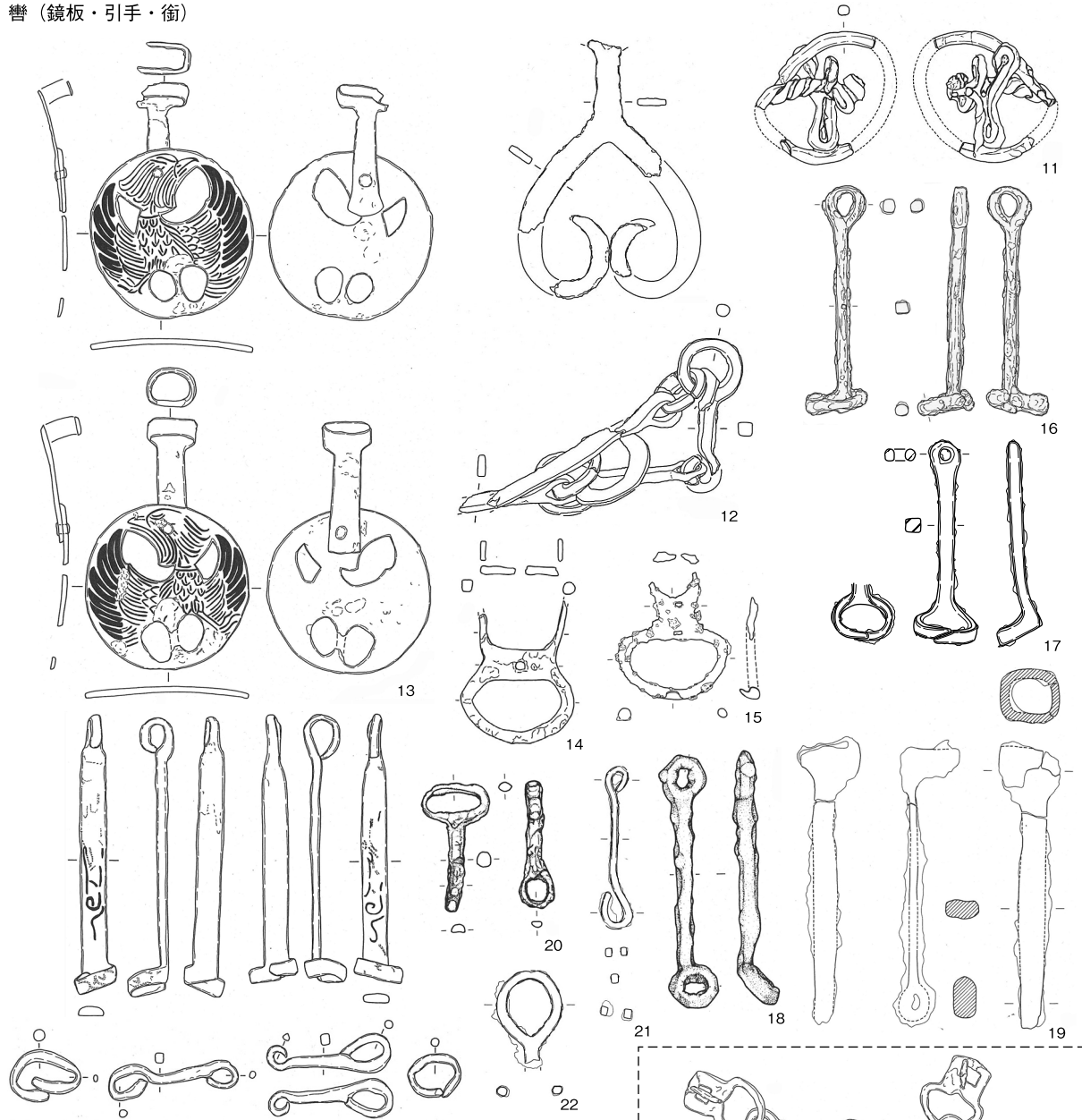
轡（鏡板・引手・銜）



1～3：五条丸古墳群 4：道場古墳 5・6：房の沢Ⅳ 7：諏訪前 8：伯濟寺 9：鯉沢 10：志波城 ※縮尺1/4

第1図 出土馬具の諸例（1）

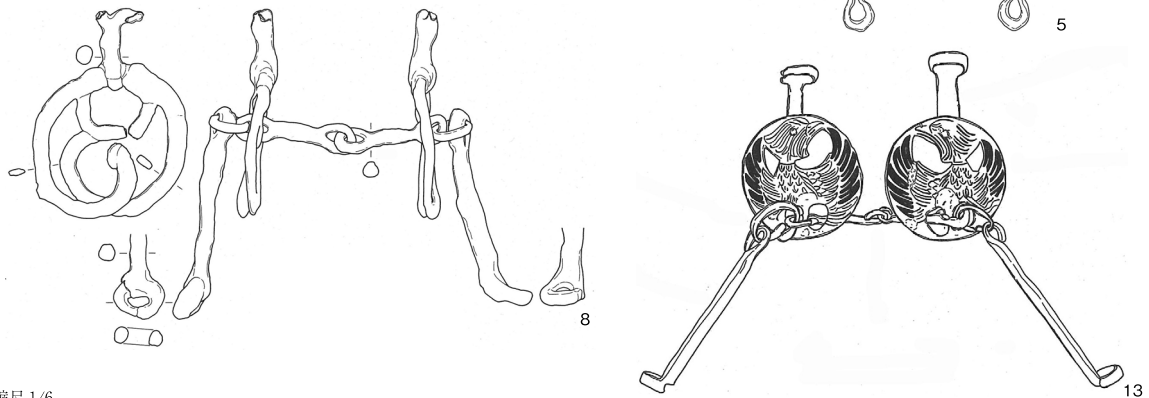
轡 (鏡板・引手・銜)



- | | | | |
|----------|---------|----------|------------|
| 11: 上鬼柳Ⅲ | 14: 沢田Ⅱ | 17: 間木戸Ⅰ | 20: 西野 |
| 12: 柳之御所 | 15: 馬場 | 18: 志波城 | 21: 田鎮車堂前 |
| 13: 志羅山 | 16: 夏本 | 19: 玉貫 | 22: 浜川目沢田Ⅱ |

※縮尺1/4

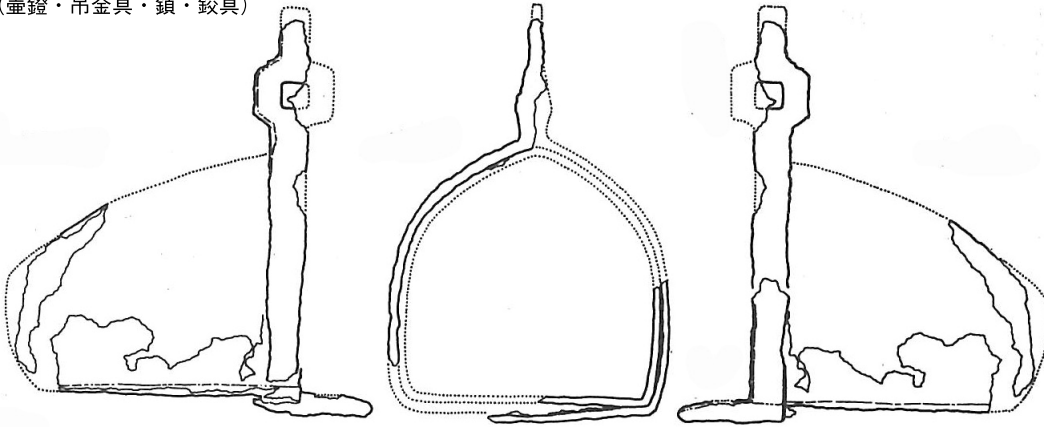
推定復元図



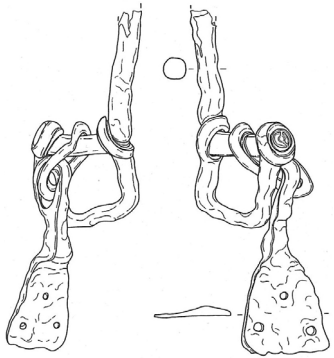
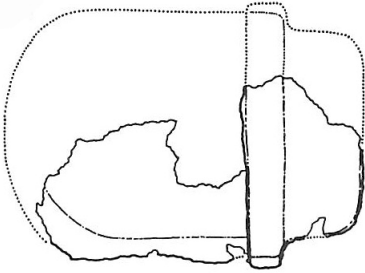
※縮尺1/6

第2図 出土馬具の諸例(2)

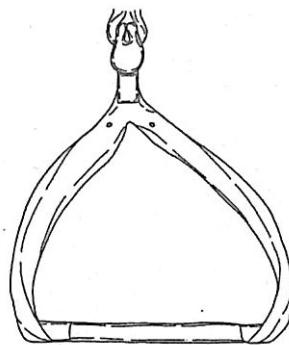
鏡 (壺鏡・吊金具・鎖・絞具)



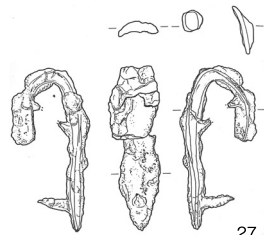
23



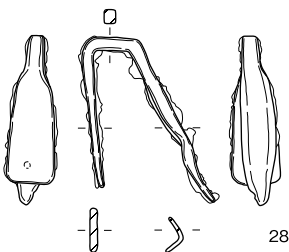
26



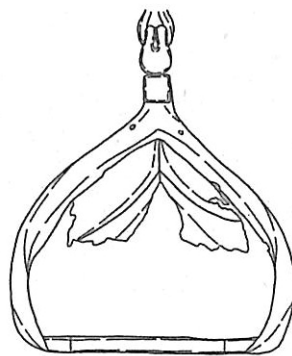
24



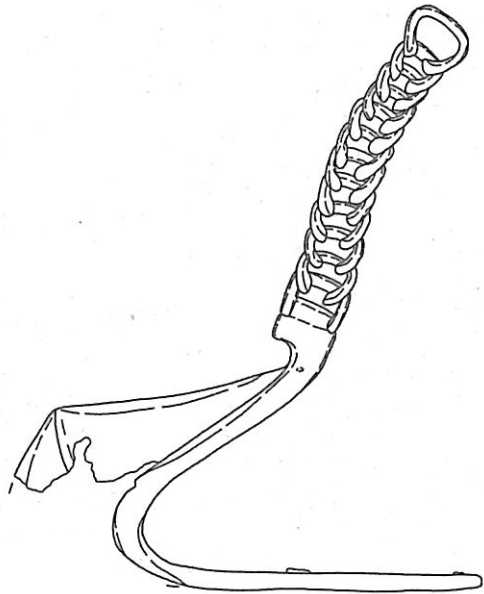
27



28



25

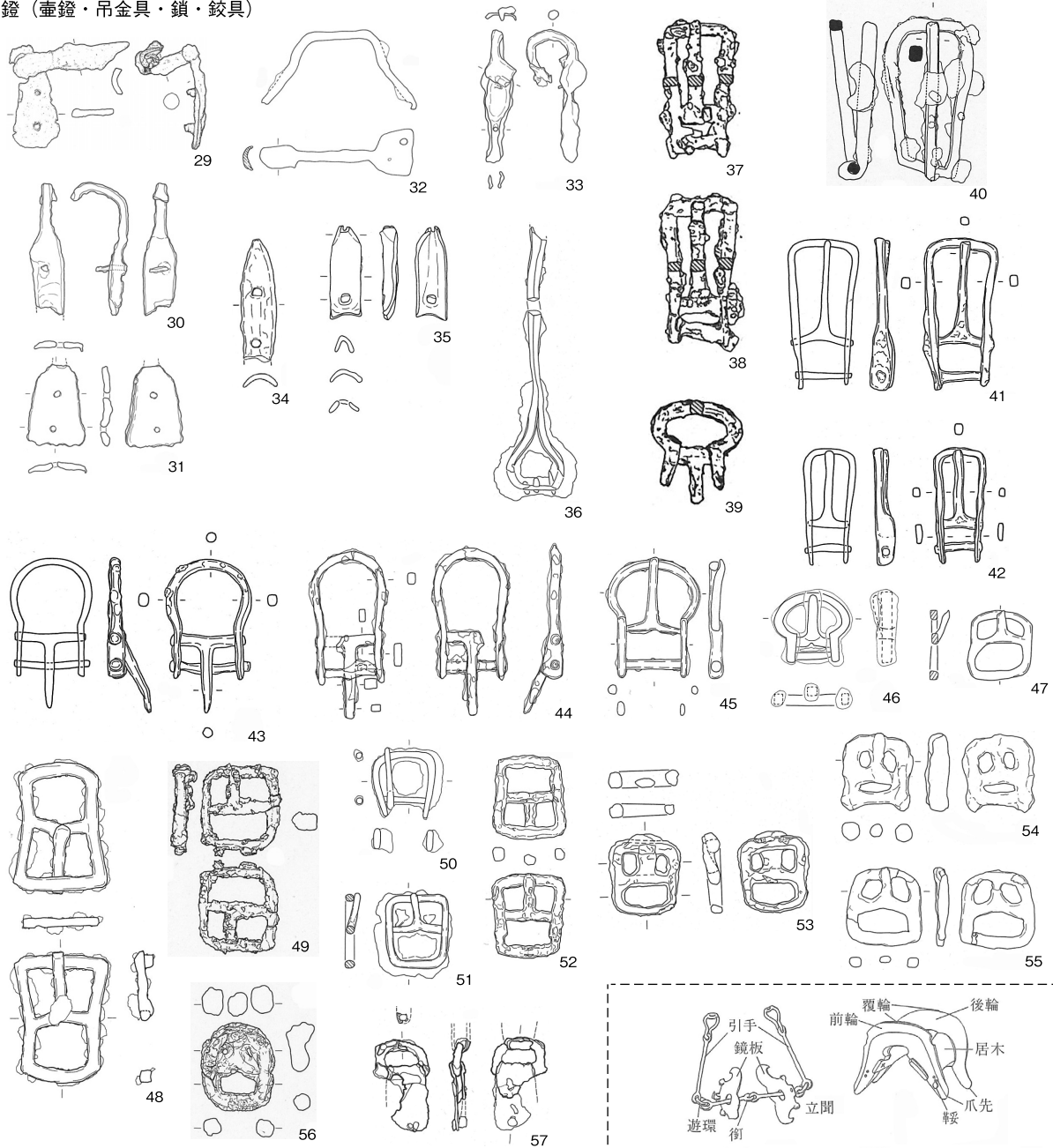


- 23: 藤沢狄森古墳群
- 24・25: 摺沢八幡神社
- 26: 沢田 I
- 27: 官地
- 28: 間木戸 I

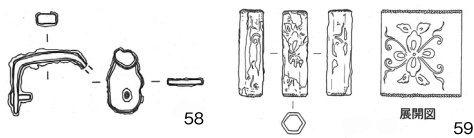
※縮尺 1/4

第3図 出土馬具の諸例 (3)

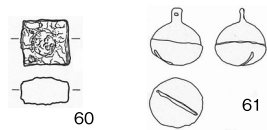
鏡 (壺鏡・吊金具・鎖・絞具)



鞍 (金具・鞍)

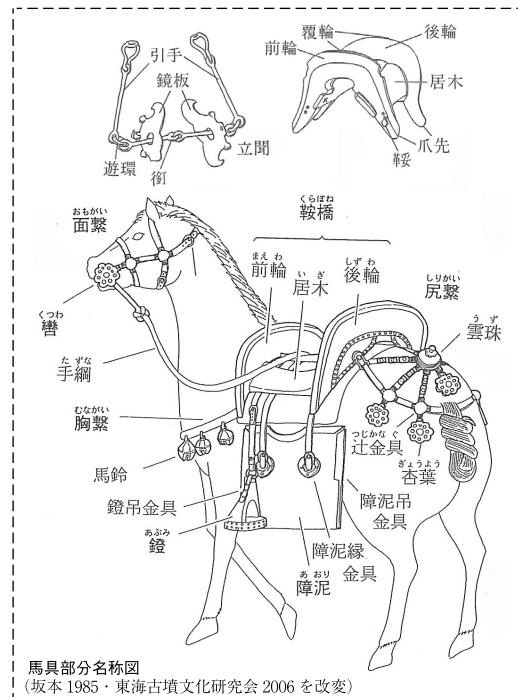


その他 (飾金具・鈴)



- | | |
|---------------|-------------|
| 29: 鴻ノ巣館 | 48: 浜川目沢田II |
| 30・31: 飛鳥台地I | 49: 友沼III |
| 32: 力石II | 50: 千刈 |
| 33: 隠里VIII | 51: 摺向II |
| 34: 沢田I | 52: 荷竹日向I |
| 35・46: 田鎖車堂前 | 53: 細谷地 |
| 36: 瀬原II | 54・55: 伯濟寺 |
| 37~39: 五条丸古墳群 | 56・60: 宮地 |
| 40: 藤沢狄森古墳群 | 57: 竹花前 |
| 41~43: 房の沢IV | 58: 本宿羽場 |
| 44: 上田面 | 59: 柳之御所 |
| 45: 道上 | 61: 駒焼場 |
| 47: 高木中館 | |

※縮尺 1/4



馬具部分名称図
(坂本 1985・東海古墳文化研究会 2006 を改変)

第4図 出土馬具の諸例(4)

第1表 馬具出土遺跡一覧

| No. | 遺跡名 | 所在地 | 出土遺構・地点 | 轡 | | | 鏡 | 鞍 | その他 | 図 No. | 遺構の年代 | 備考 | 文献 |
|-----|--------|-----------|-----------|--------|------|---|----------|------|-----|----------|-------------|-------------|----------|
| | | | | 鏡板 | 引手 | 銜 | | | | | | | |
| 1 | 上田面 | 二戸市金田一 | D09住居 | | | | | | | 44 | 平安時代 | | 岩文振23集 |
| 2 | 駒焼場 | 二戸市金田一 | ⅢA-8住居 | | | | | 鉄鈴1 | | 61 | 10世紀 | | 岩文振133集 |
| 3 | 馬場 | 二戸市金田一 | C1-02住居 | 絞具立間素環 | | | | | | 15 | 8世紀後半 | | 岩文振137集 |
| 4 | 諏訪前 | 二戸市石切所 | SX30 | 絞具立間素環 | 二条取り | ○ | | | | 7 | 8世紀 | | 二戸市埋文1集 |
| 5 | 飛鳥台地I | 二戸市浄法寺町 | FⅣ-5住居 | | | | 木芯金属張三角錐 | | | 30・31 | 9世紀後半 | | 岩文振120集 |
| 6 | コアスカ館 | 二戸市浄法寺町 | 堅穴住居 | | | | 木芯金属張三角錐 | | | | 10世紀後半 | | |
| 7 | 黒山の昔穴 | 九戸村大字江刺家 | 7号住居 | | | | 木芯金属張三角錐 | | | | 10世紀? | 吊金具は2点 | 九戸村8集 |
| 8 | 上の山Ⅶ | 八幡平市安代町 | IⅢ-2住居 | | | | | | | | 10世紀前半 | | 岩文振60集 |
| 9 | 志波城跡 | 盛岡市下太田 | 8号堅穴住居 | | くの字 | | | | | 18 | 9世紀前半 | | 岩手県教委68集 |
| 10 | 竹花前 | 盛岡市下太田 | SB110 | 空連立間素環 | | ○ | | | | 10 | 9世紀 | | 盛岡市1994 |
| 11 | 細谷地 | 盛岡市向中野 | 第2号住居 | | | | | | | 57 | 10世紀前半 | | 岩手県教委31集 |
| 12 | 藤沢森古墳群 | 紫波郡矢中町藤沢 | 出土地点不明 | | | | | | | 53 | 9世紀後半～10世紀前 | | 岩文振454集 |
| 13 | 比爪館 | 紫波郡紫波町南日詰 | 5号墳 | | | | | 鉄製壺 | | 23 | 7世紀前半 | | 八木1996 |
| 14 | 高木中館 | 花巻市高木 | SI160 | 不明 | くの字 | ○ | | | | 40 | 7世紀中～後葉 | | 矢中町8集 |
| 15 | 堰向Ⅱ | 北上市二子町 | SI09 | | | | | | | 47 | 時期不明 | 出土状況の写真のみ掲載 | 紫波町2002 |
| 16 | 千菊 | 北上市二子町 | SI40 | | | | | | | 51 | 9世紀後半 | | 岩文振464集 |
| 17 | 西野 | 北上市相去町 | 遺構外 | | | | | | | 50 | 9世紀末～10世紀前 | | 岩文振652集 |
| 18 | 上鬼柳Ⅲ | 北上市鬼柳 | C150住居 | | | ○ | | | | 20 | 時代不明 | | 岩文振652集 |
| 19 | 五条丸古墳群 | 北上市上江釣子 | II B1住居 | 空連立間素環 | 不明 | ○ | | | | 11 | 10世紀前半 | | 岩手県教委34集 |
| 20 | 本宿羽場 | 北上市上江釣子 | 第47号墳 | 絞具立間素環 | くの字 | ○ | | | | 1・37・38 | 10世紀前半 | | 岩文振161集 |
| 21 | 鳥海榎 | 胆沢町金ヶ崎町 | SK065 | 板状立間素環 | 一本取り | ○ | | | | 2・39 | 7世紀後半 | | 岩手県教委11集 |
| 22 | 道場古墳 | 胆沢郡金ヶ崎町 | 1号墳付近 | 板状立間素環 | 一本取り | ○ | | | | 3 | 7世紀後半 | | 岩手県教委11集 |
| 23 | 伯濟寺 | 奥州市水沢佐倉河 | SD02溝 | | | | 木芯金属張三角錐 | | | 58 | 10世紀 | | 北上市6集 |
| 24 | 玉貫 | 奥州市水沢佐倉河 | D-1-52ピット | | くの字 | | | 金具1 | | 4 | 10世紀 | | 北上市19集 |
| 25 | 宮地 | 奥州市江刺愛宕 | 第11号住居 | | | | | | | 11 | 10世紀中期 | | 金ヶ崎町70集 |
| 26 | 力石Ⅱ | 奥州市江刺愛宕 | 第14号住居 | | | | | | | 4 | 11世紀前半 | | 金ヶ崎町70集 |
| 27 | 鴻ノ巣館 | 奥州市江刺愛宕 | 第18号住居 | | | | | | | 8・55 | 7世紀 | | 金ヶ崎町1968 |
| 28 | 道上 | 奥州市前沢白山 | 遺構外 | | | | | | | 54 | 9世紀末～10世紀初 | | 水沢市37集 |
| | | | | | | | | | | 34 | 10世紀前半 | | 水沢市37集 |
| | | | | | | | | | | 19 | 9世紀後半 | | 水沢市37集 |
| | | | | | | | | | | 60 | 12世紀? | | 水沢市37集 |
| | | | | | | | | 柳金具1 | | 27 | 10世紀 | | 岩文振18集 |
| | | | | | | | | | | 27 | 10世紀前半 | | 岩手県教委48集 |
| | | | | | | | | | | 56 | 9世紀後半 | | 岩手県教委48集 |
| | | | | | | | | | | 32 | 10世紀 | | 岩手県教委48集 |
| | | | | | | | | | | 29 | 9世紀後半～10世紀前 | | 岩文振8集 |
| | | | | | | | | | | 45 | 9世紀後半～10世紀前 | | 岩手県教委49集 |
| | | | | | | | | | | | 9世紀 | | 岩文振544集 |

第1表 馬具出土遺跡一覧

| No. | 遺跡名 | 所在地 | 出土遺構・地点 | 轡 | | | 鍔 | | 鞍 | その他 | 図 No. | 遺構の年代 | 備考 | 文献 |
|-----|--------|-----------|---------------------|--------|------|---|----------|---|----|---------|------------|------------|----------|----|
| | | | | 鏡板 | 引手 | 銜 | 本体・吊金具 | 鎖 | | | | | | |
| 29 | 瀬原Ⅱ | 西磐井郡平泉町平泉 | SI03 | 杏葉轡 | 不明 | ○ | | ○ | | 36 | 10世紀前半 | | 岩文振507集 | |
| 30 | 柳之御所 | 西磐井郡平泉町平泉 | 28SE11 遺物包含層 | | | | | | | 12 | 12世紀後半 | 堀内部地区 | 岩文振228集 | |
| 31 | 志羅山 | 西磐井郡平泉町平泉 | 661号池 | 鏡轡 | くの字 | ○ | | | 鞍1 | 59 | 12世紀 | 堀外部地区 | 平泉町32集 | |
| 32 | 摺沢八幡神社 | 一関市大東町摺沢 | 伝世品 | 鉄製壺 | | ○ | | | | 13 | 12世紀 | 鏡板に駕着文 | 岩文振312集 | |
| 33 | 鯉沢 | 宮古市花輪 | 第17号竪穴住居 | 鉄製壺 | | ○ | | | | 24 | 12世紀 | | 津野2003 | |
| 34 | 田鎖車堂前 | 宮古市田鎖 | 溝1 | 鉄製壺 | | ○ | | | | 25 | 11世紀後半 | | 津野2003 | |
| 35 | 隠里Ⅷ | 宮古市大字松山 | 3号竪穴住居 | 空連立開素環 | | ○ | | | | 9 | 9世紀後～10世紀 | | 宮古市34集 | |
| 36 | 荷竹日向Ⅰ | 宮古市津堅石 | 50号竪穴建物 1号鍛冶工房 | | くの字 | | 木芯金属張三角鍔 | ○ | | 21・35 | 9～10世紀 | 中世前半として報告 | 岩文振718集 | |
| 37 | 間木戸Ⅰ | 下閉伊郡山田町山田 | B8号竪穴建物 B15号竪穴建物 | | くの字 | | 木芯金属張三角鍔 | | | 46 | 9世紀 | | 岩文振718集 | |
| | | | RT01古墳 | | 一本 | | | | | 33 | 8世紀後～9世紀 | | 岩文振552集 | |
| | | | RT04古墳 | | | | | ○ | | 52 | 9世紀後～10世紀前 | | 岩文振681集 | |
| 38 | 房の沢Ⅳ | 下閉伊郡山田町山田 | RT07古墳 | 鉸具立開素環 | 二条振り | ○ | | | | 17 | 平安時代 | | 岩文振681集 | |
| | | | RT15古墳 | | | | | | | 28 | 9世紀前半 | | 岩文振723集 | |
| | | | RT21古墳 | 鉸具立開素環 | 二条振り | ○ | | | | 28 | 9世紀後半 | | 岩文振723集 | |
| | | | R3グリッド | 鉸具立開素環 | 二条振り | ○ | | | | 44 | 8世紀 | 鉸具は2点 | 岩文振287集 | |
| 39 | 沢田Ⅰ | 下閉伊郡山田町山田 | 遺構外 | 鉸具立開素環 | | | 木芯金属張三角鍔 | ○ | | 5 | 8世紀 | | 岩文振287集 | |
| 40 | 沢田Ⅱ | 下閉伊郡山田町山田 | 遺構外 | 鉸具立開素環 | | | 木芯金属張三角鍔 | ○ | | 6・41・42 | 8世紀 | 鉸具は2点 | 岩文振287集 | |
| 41 | 浜川目沢田Ⅱ | 下閉伊郡山田町大沢 | 23号竪穴建物 | | | | | | | 34 | 不明 | 板状製品として報告 | 岩文振318集 | |
| 42 | 夏本 | 下閉伊郡大槌町大槌 | 29号竪穴建物 | | くの字 | ○ | | | | 26 | 不明 | 組合金具として報告 | 岩文振318集 | |
| 43 | 川原 | 釜石市鶴住居町 | 遺構外 | | くの字 | | | | | 14 | 不明 | | 岩文振268集 | |
| 44 | 友沼Ⅲ | 陸前高田市楸田町 | 第6号竪穴住居 | | くの字 | | | ○ | | 48 | 11～12世紀 | | 岩文振679集 | |
| | | | | | | | | | | 22 | 不明 | 環状鉄製品として報告 | 岩文振679集 | |
| | | | | | | | | | | 16 | 平安時代 | | 岩文振134集 | |
| | | | | | | | | | | 49 | 平安時代 | | 釜石市12集 | |
| | | | | | | | | | | | 10世紀前半 | 鉸具は2点 | 陸前高田市14集 | |

平泉における建築遺構

—12世紀の掘立柱建物跡集成—

西澤 正 晴

12世紀の平泉における掘立柱建物跡の検討については以前行ったことがあり（西澤 2020）、今回はその際に使用したデータを提示することを主眼とする。2016年までに報告書が発刊されたものの中で、平泉町内の遺跡から333棟の掘立柱建物跡を集成した。

はじめに

本稿は、平泉における12世紀の建築遺構のうち、寺院以外の「住宅」に関わる遺構について集成を行い提示することを目的とする。この種の建物については現存するものはないため、発掘調査によって検出される掘立柱建物跡を検討対象とすることになる。集成したデータによる検討については「平泉における建築遺構—掘立柱建物跡を中心に—」（西澤 2020、以下前稿とする）において触れた。それは12世紀の住宅建築＝掘立柱建物跡の平面構造や分類を行い、またその分布をみながら平泉における掘立柱建物跡の特質を論じたものである。その際に元にしたデータについては紙幅の都合もあり提示できなかったため、本稿ではその不足を補うために集成データを提示したい。

1. データの範囲

集成したデータは現在の平泉町の範囲内であり、周辺市町村は含んでいない。報告書が発刊されているものの中から集成している。なお前稿執筆時点である2016年までのデータとなる。その後現在に至るまで毎年新たな掘立柱建物跡が発見されているが、これらについてはどこかの時点であらためて検討を加えたい。また、岩手県教育委員会では、柳之御所遺跡の掘立柱建物跡について、発掘調査後に新たな建物跡を2016年までにいくつか公表してきた（岩手県教育委員会 2004・2008など）が、総括報告書（岩手県教育委員会 2019）の発刊を待って集成に加えることを意図していたため、今回の集成（2016年までに発刊されたもの）に含めることができなかった。分類にあたっては、全容が判明する建物に限っている。そのため、細分類を不明としたものが多く、今後の調査や検討により数字が若干変わる可能性がある。なお、掘立柱建物跡の時期決定については周知のように困難な場合が多い。そのため今回集成したものの中には他時期のものが混じる可能性があることをあらかじめ断っておきたい。同様の文脈で、12世紀と断定できない建物跡については今回除外しているものもある。寺院に関わる遺構については集成に加えていないが、結果的に寺院とすべき遺構が含まれている可能性はある。

訂正箇所として、前稿では集成した資料を329棟としたが、その後重複、計測違い、遺漏があることがわかり、今回ここで333棟と訂正する。

2. 訂正と全体的な傾向

集成した333棟の掘立柱建物跡の内訳は、無庇建物145棟（44%）、総柱建物21棟（6%）、庇建物119棟（36%）、不明建物48棟（礎石・門跡を含む、14%）である。前稿からの訂正として、無庇建物137棟→145棟（今回）、庇建物115棟→119棟（今回）、総柱建物22棟→21棟（今回）、不明分56棟→48棟（今回）となる。重複例を除き、追加した6例は、前稿では分析に使用していないため、

| No. | 遺跡名 | 建物名 | 棟方向 | 建物種類 | 細分類 | 孫庇 | 庇位置 | 身舎梁行(間) | 身舎桁行(間) | 身舎梁行長(m) | 身舎桁行長(m) | 梁行×桁行 | 総梁行(m) | 総桁行(m) |
|-----|-------|---------|-----|------|-------|----|---------|---------|---------|----------|----------|--------|--------|---------|
| 1 | 衣関 | 1SB2 | 東西 | 庇 | 一面 | — | 南 | 2 | 5 | 4.30 | 11.00 | 3×5 | 5.60 | 11.00 |
| 2 | 衣関 | 1SB3 | 東西 | 庇 | 不明 | — | 西・南+ | 2 | — | 4.30 | — | — | — | — |
| 3 | 衣関 | 1SB4 | 南北 | 庇 | 二面 | — | 西・東 | 2 | 6+ | 4.30 | 13.1+ | 4×・ | 7.95 | 13.1+ |
| 4 | 衣関 | 1SB5 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 3.90 | — | 2×3 | 3.90 | 6.40 |
| 5 | 衣関 | 1SB6 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 4.20 | — | 2×3 | 4.20 | 6.40 |
| 6 | 中尊寺境内 | 北建物跡 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.00 | 7.90 | 4×5(7) | 6.00 | 10.10 |
| 7 | 中尊寺境内 | 南建物跡 | 東西 | 庇 | 二面 | — | 北・南 | 2 | 7 | 4.40 | 15.60 | 4×7 | 7.20 | 15.60 |
| 8 | 本町Ⅱ | 2SB11 | — | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 1 | 3.60 | — | 1×1 | 3.60 | 3.60 |
| 9 | 本町Ⅱ | 2SB16 | 南北 | 無庇 | 梁行三間型 | — | — | 3 | 2 | 3.30 | — | 3×2 | 3.30 | 4.10 |
| 10 | 宿 | 1SB1 | 南北 | 総柱 | 2間型 | — | — | 2 | 4 | 3.90 | — | 2×4 | 3.80 | 8.20 |
| 11 | 宿 | 1SB2 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 3.80 | — | 1×3 | 3.80 | 6.60 |
| 12 | 宿 | 1SB3 | 東西 | 庇 | 一面 | — | — | 2 | 5 | 3.60 | 7.80 | 3×5 | 3.60 | 9.70 |
| 13 | 宿 | 1SB4 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 3.70 | — | 2×3 | 3.70 | 6.50 |
| 14 | 宿 | 1SB5 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 1 | 1.00 | — | 1×1 | 1.00 | 1.50 |
| 15 | 宿 | 1SB6 | 東西 | 総柱 | 2間型 | — | — | 2 | 3 | 3.50 | — | 2×3 | 3.50 | 6.60 |
| 16 | 宿 | 1SB7 | 南北 | 門 | — | — | — | 1 | 2 | 3.8(4.2) | 2.60 | 1×2 | 3.80 | 2.60 |
| 17 | 宿 | 1SB8 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 5.80 | — | 1×3 | 5.80 | 7.20 |
| 18 | 宿 | 4SB1 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | (3) | 5.20 | 8.00 | (4×5) | 10.10 | 13.08 |
| 19 | 瀬原Ⅱ | 1SB1 | — | 総柱 | 3間以上型 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 20 | 花立Ⅰ | 4SB1 | 東西 | 礎石 | — | — | — | 1 | — | 3.40 | — | 1×・ | 3.40 | — |
| 21 | 花立Ⅰ | 15SB1 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 4.20 | — | 2×3 | 4.20 | 6.90 |
| 22 | 祇園Ⅰ | 1SB1 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | (3) | 6.20 | (7.80) | (4×5) | 11.80 | (12.80) |
| 23 | 祇園Ⅰ | 1SB2 | 東西 | 庇 | 不明 | — | 北・東・南+ | 2 | — | 4.26 | — | 4×・ | 7.16 | — |
| 24 | 祇園Ⅰ | 1SB3 | 不明 | 庇 | 不明 | — | 西・北+ | — | — | — | — | — | — | — |
| 25 | 祇園Ⅱ | 7SB1 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.30 | 6.50 | 4×5 | 8.70 | 10.70 |
| 26 | 祇園Ⅱ | 7SB2 | 東西 | 無庇 | 梁行三間型 | — | — | 3 | 5 | 6.60 | — | 3×5 | 6.60 | 11.00 |
| 27 | 祇園Ⅱ | 7SB3 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 2.40 | — | 1×・ | 2.40 | — |
| 28 | 祇園Ⅱ | 8SB1 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 4.10 | — | 1×3 | 4.10 | 6.00 |
| 29 | 祇園Ⅱ | 8SB2 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 4.00 | — | 1×3 | 4.00 | 6.40 |
| 30 | 高玉 | 3SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 2.00 | — | 1×・ | 2.00 | — |
| 31 | 高玉 | 3次6区SB1 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 3.60 | — | 2×3 | 3.60 | 6.10 |
| 32 | 高田 | 1SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 5 | 4.60 | — | 2×5 | 4.60 | 11.00 |
| 33 | 高田 | 1SB2 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2 | 2.70 | — | 1×2 | 2.70 | 3.90 |
| 34 | 国衡館 | 2SB1 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 3 | 3 | 6.00 | 7.70 | 5×5 | 10.80 | 12.50 |
| 35 | 国衡館 | 5次北建物 | 東西 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 36 | 国衡館 | 5次南建物 | 不明 | 庇 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 37 | 国衡館 | 7SB1 | 不明 | 庇 | 不明 | — | 南+ | 2+ | — | — | — | — | — | — |
| 38 | 国衡館 | 9SB1 | 東西 | 庇 | 一面 | — | 南 | 2 | 8 | 4.60 | 17.00 | 3×8 | 6.25 | 17.00 |
| 39 | 国衡館 | 13SB1 | 東西 | 庇 | 一面 | — | 東 | 2 | 3 | 3.70 | 5.30 | 2×4 | 3.70 | 6.90 |
| 40 | 国衡館 | 13SB2 | 南北 | 庇 | 一面 | — | 北 | 2 | 2 | 2.50 | 3.10 | 2×3 | 2.50 | 4.50 |
| 41 | 倉町 | 4SB2 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 2 | 4.90 | — | 2×2 | 4.90 | 8.00 |
| 42 | 倉町 | 4SB1 | 東西 | 総柱 | 2間型 | — | — | 2 | 5 | 6.20 | — | 2×5 | 6.20 | 12.35 |
| 43 | 倉町 | 9SB1 | 東西 | 総柱 | 2間型 | — | — | 2 | 5 | 6.50 | — | 2×5 | 6.50 | 12.40 |
| 44 | 白山社 | 2SB1 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 45 | 鈴沢 | A5SB1 | 南北 | 庇 | 二面 | — | 西・東 | 2 | 3 | 3.66 | 9.69 | 4×5 | 7.10 | 9.60 |
| 46 | 鈴沢 | A5SB2 | 南北 | 庇 | 二面 | — | 西・東 | 2 | 3 | 4.40 | 6.60 | 4×3 | 8.20 | 6.60 |
| 47 | 毛越V | 1SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 4 | 2.40 | — | 1×4 | 2.45 | 9.80 |
| 48 | 志羅山 | 1SB1 | 南北 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.35 | 6.48 | 4×5 | 8.70 | 10.80 |
| 49 | 志羅山 | 1SB2 | 南北 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.35 | 6.45 | 4×5 | 8.70 | 10.75 |
| 50 | 志羅山 | 15SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 2 | 3.30 | — | 2×2 | 3.40 | 4.30 |
| 51 | 志羅山 | 15SB2 | — | 総柱 | 2間型 | — | — | 2 | 2 | 4.20 | — | 2×2 | 4.20 | 4.50 |
| 52 | 志羅山 | 15SB3 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2 | 2.10 | — | 1×2 | 2.10 | 5.20 |
| 53 | 志羅山 | 17SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3+ | 4.30 | — | 2×・ | 4.30 | — |
| 54 | 志羅山 | 17SB2 | 南北 | 庇 | 二面 | — | 西・東 | 1 | 2 | 3.00 | 4.80 | 3×2 | 4.80 | 5.80 |
| 55 | 志羅山 | 18SB1 | 不明 | 庇 | 不明 | — | 東・南+ | — | — | — | — | — | — | — |
| 56 | 志羅山 | 21SB1 | 南北 | 庇 | 四面 | 西1 | 東・西・南・北 | 2 | (3) | (4.86) | 7.29 | (4×6) | (9.46) | 13.45 |
| 57 | 志羅山 | 21SB2 | — | 総柱 | 3間以上型 | — | — | 5 | 4+ | 11.00 | — | 5×・ | 11.00 | — |
| 58 | 志羅山 | 23SB1 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 4 | 3.80 | — | 2×4 | 3.80 | 7.70 |
| 59 | 志羅山 | 24SB1 | 東西 | 庇 | 二面 | — | 北・南 | 2 | 4 | 4.50 | 9.40 | 4×4 | 7.00 | 9.40 |
| 60 | 志羅山 | 24SB2 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 5.20 | — | 2×3 | 5.20 | 7.70 |
| 61 | 志羅山 | 29SB1 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 62 | 志羅山 | 30SB1 | 南北 | 庇 | 不明 | — | 西+ | 1 | 4 | 2.60 | 8.10 | ・×4 | — | 8.10 |
| 63 | 志羅山 | 30SB2 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 4 | 3.90 | — | 2×4 | 3.90 | 7.60 |
| 64 | 志羅山 | 30SB3 | 東西 | 総柱 | 2間型 | — | — | 2 | 3 | 4.70 | — | 2×3 | 4.70 | 6.80 |
| 65 | 志羅山 | 30SB4 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 4 | 4.00 | — | 2×4 | 4.00 | 10.70 |
| 66 | 志羅山 | 30SB5 | 不明 | 庇 | 不明 | — | 南+ | — | — | — | 8.90 | — | — | 8.90 |
| 67 | 志羅山 | 33SB1 | 東西 | 庇 | 一面 | — | 西 | 2 | 3 | 4.70 | 6.10 | 2×4 | 4.70 | 7.50 |
| 68 | 志羅山 | 33SB2 | 東西 | 不明 | 不明 | — | 西? | — | — | — | — | — | — | — |

| 身舎面積 (㎡) | 庇面積 (㎡) | 総面積 (㎡) | 梁柱間寸法 (m) | 桁柱間寸法 (m) | 廊 | 備考 | 文献 |
|----------|----------|----------|-----------------------------|-------------------------------------|-------|------------------------|----|
| 47.30 | 14.30 | 64.46 | 2.1+2.2+1.3* | 2.2+2.2+2.2+2.2+2.2 | 1×1 | 1×1の張り出し(廊)あり、面積は含む | 1 |
| - | - | - | 庇 2.3+2.1+2.2/ 身舎 2.15+2.15 | 庇 2.2+2.2+2.2+・ / 身舎 3.0+・ | | 身舎と庇の柱穴が対応しない | 1 |
| 57.64+ | 47.16+ | 104.8+ | 1.8*+2.2+2.2+1.8* | ・+2.4+2.2+2.1+2.2+2.1+2.1 | | | 1 |
| 24.96 | - | 24.96 | 1.8+2.1 | 2.1+2.2+2.1 | | 北側で4号建物と接する | 1 |
| 26.88 | - | 26.88 | 2.1+2.1 | 2.1+2.2+2.1 | | | 1 |
| 31.60 | 29.00 | 60.60 | 1.0*+2+2+1.0* | 1.1*+(1.55+1.55)+2.4+(1.2+1.2)+1.1* | | (旧関山亭敷地) | 2 |
| 68.64 | 43.68 | 112.32 | 1.4*+2.2+2.2 - 1.4* | 2.25+2.25+2.25+2.25+2.1+2.25 | | (旧関山亭敷地) | 2 |
| 12.96 | - | 12.96 | 3.6 | 3.6 | | | 3 |
| 11.07 | - | 11.07 | 0.9+0.9+0.9 | 1.7+2.4 | | 建物外側は覆いと想定、内側のみ計測 | 3 |
| 31.16 | - | 31.16 | 1.9+1.9 | 2.0+2.0+2.0+2.2 | | 平行四辺形 | 4 |
| 25.08 | - | 25.08 | 3.8 | 2.2+2.2+2.2 | | 平行四辺形 | 4 |
| 28.08 | 6.84 | 42.59 | (1.3*+)1.8+1.8 | 1.9+1.9+2.0+2.0+1.9 | (1×3) | 庇としたものは廊の可能性あり | 4 |
| 24.05 | - | 24.05 | 1.8+1.9 | 2.1+2.3+2.1 | | | 4 |
| 1.50 | - | 1.50 | 1.0 | 1.5 | | | 4 |
| 23.10 | - | 23.10 | 1.75+1.75 | 2.1+2.3+2.2 | | 南列柱筋通らない | 4 |
| 9.88 | - | 9.88 | 3.8(東4.2) | 1.3+1.3 | | 台形状 | 4 |
| 41.76 | - | 41.76 | 5.8 | 2.2+2.2+2.8 | | | 4 |
| 41.60 | 90.51 | 132.11 | 2.45*+2.6+2.6+2.45* | 2.55*2.66+2.66+2.66+2.55* | | 柱間寸法はほぼ推定 | 5 |
| - | - | - | - | 2.3(一部) | | 部分調査のため詳細不明 | 6 |
| - | - | - | 3.4 | 4.1+4.1+・ | | | 8 |
| 28.98 | - | 28.98 | 2.1+2.1 | 2.3+2.3+2.3 | | | 7 |
| (48.36) | (102.68) | (151.04) | 2.5*+3.1+3.1+3.1* | (2.5*+2.6)+2.6+2.6+2.5* | | | 9 |
| - | - | - | 1.45*+2.13+2.13+1.45* | ・+2.35+2.35+1.9* | | | 9 |
| - | - | - | 1.7*+2.3+2.1+・ | 2.1*+2.4+・ | | 梁行・桁行の柱間寸法逆点する可能性 | 9 |
| 27.95 | 65.14 | 93.09 | 2.175*+2.175+2.175+2.175* | 2.14*+2.14+2.14+2.14+2.14* | | | 10 |
| 72.60 | - | 72.60 | 2.2+2.2+2.2 | 2.2+2.2+2.2+2.2+2.2 | | | 10 |
| - | - | - | 2.4 | ・+2.1 | | 3号掘立柱建物 | 10 |
| 24.60 | - | 24.60 | 4.1 | 2+2+2 | | | 10 |
| 25.60 | - | 25.60 | 4.0 | 2.2+2.1+2.1 | | | 10 |
| - | - | - | 2.0 | ・+1.4+1.4 | | (2区SB1) | 11 |
| 21.96 | - | 21.96 | 1.8+1.8 | 2.0+2.0+2.1 | | (3次6区) | 11 |
| 50.60 | - | 55.01 | 2.5+2.1 | 2.3+2.2+2.2+1.9+2.3 | 1×1 | 1間分の廊が付設、柱間寸法対応でずれ | 12 |
| 10.53 | - | 10.53 | 2.7 | 2.2+1.7 | | 2号掘立柱建物跡、柱間は南北列でずれ | 12 |
| 46.20 | 88.80 | 135.00 | 2.3*+2+2+2+2.5* | 2.5*+2.5+2.5+2.7+2.3* | | | 13 |
| - | - | - | ・+4.9+・ | ・+3.1+3.1+3.1+・ | | | 14 |
| - | - | - | 3.0*+・ | ・+2.3+2.5* | | | 14 |
| - | - | - | ・+2.5+2.5* | ・+2.5+2.3* | | | 15 |
| 78.20 | 28.05 | 142.37 | 2.3+2.3+1.65* | 1.9+2.4+2.2+2.2+2.2+2.1+2.1+2.1 | 1×4 | 北側に廊(L字形)が付設、総面積に含む | 16 |
| 19.61 | 5.92 | 25.53 | 1.6+2.1 | 1.5+2.3+1.5+1.6* | | 他の型式になる可能性 | 17 |
| 7.75 | 3.50 | 11.25 | 1.25+1.25 | 1.5*+1.5+1.5 | | | 17 |
| 39.20 | - | 39.20 | 2.3+2.6 | 4+4 | | | 18 |
| 76.57 | - | 76.57 | 3.1+3.1 | 2.47+2.47+2.47+2.47+2.47 | | | 18 |
| 80.60 | - | 80.60 | 3.25+3.25 | 2.48+2.48+2.48+2.48+2.48 | | | 19 |
| - | - | - | ・+1.6 | 1.1*+2.4+2.4+・ | | | 20 |
| 35.52 | 32.64 | 68.16 | 1.7*+1.85+1.85+1.7* | 2.6+1.8+1.8+1.8+1.6 | | A5区第1建物 | 2 |
| 29.04 | 25.08 | 54.12 | 1.9*+2.2+2.2+1.9* | 2.2+2.2+2.2 | | A5区第2建物 | 2 |
| 24.01 | - | 24.01 | 2.45 | 2.45+2.45+2.45+2.45 | | | 6 |
| 28.19 | 65.77 | 93.96 | 2.175*+2.175+2.175+2.175* | 2.16*+2.16+2.16+2.16+2.16* | 1×1+ | 西側に廊(9.4㎡)を付設 | 2 |
| 28.06 | 65.47 | 93.53 | 2.175*+2.175+2.175+2.175* | 2.15*+2.15+2.15+2.15+2.15* | 1×5 | 北側に廊(13.59㎡)を付設 | 2 |
| 14.62 | - | 14.62 | 1.8+1.6 | 2.2+2.1 | | 平行四辺形状(北・東列を計測) | 21 |
| 18.48 | - | 18.48 | 2.1+2.1 | 2.3+2.2 | | 台形(西列4.5m+東列4.2m)計測は西列 | 21 |
| 10.92 | - | 10.92 | 2.1 | 2.0+3.2 | | 3号掘立柱建物跡 | 21 |
| - | - | - | 2.15+2.15 | ・+2.2+1.95+1.95 | | | 21 |
| 14.40 | 13.44 | 27.84 | 1.2*+3.0+1.6* | 2.6+2.1 | | 身舎と庇の柱間寸法異なる | 21 |
| - | - | - | ・+1.95+1.95* | ・+2.15+2.15+1.95* | | | 21 |
| (35.43) | (91.81) | (127.24) | 2.3*+2.43(+2.43+2.3*) | 1.3**+2.43*+2.43+2.43+2.43+2.43* | | 6×5間の南北棟にも復元可能 | 22 |
| - | - | - | 2.2+2.3+2.2+2.2+2.2 | 2.6+1.6+2.05+2.05+・ | 1×1 | 張り出し付設、柱筋悪い | 22 |
| 29.26 | - | 29.26 | 1.9+1.9 | 1.9+2.0+1.9+1.9 | | 総柱の可能性 | 23 |
| 42.30 | 23.50 | 65.80 | 1.2*+2.25+2.25+1.3* | 2.3+2.3+2.4+2.4 | | 間仕切り | 6 |
| 40.04 | - | 40.04 | 2.6+2.6 | 2.15+3.35+2.2 | | | 6 |
| - | - | - | ・+2.2+2.2+・ | ・+2.2+・ | | | 23 |
| 21.06 | - | - | 1.9*+2.6+・ | 1.8+2.1+2.2+2.0 | | 二面庇か総柱建物の可能性 | 23 |
| 29.64 | - | 29.64 | 1.9+2.0 | 1.8+1.9+2.0+1.9 | | | 23 |
| 31.96 | - | 31.96 | 2.4+2.3 | 2.3+2.2+2.2 | | | 23 |
| 42.80 | - | 42.80 | 2.0+2.0 | 2.6+3.3+2.3+2.5 | | 2棟の可能性あり | 23 |
| - | - | - | ・+2.5+1.0* | 2.2+2.2+2.2+2.3 | | | 23 |
| 28.67 | 6.58 | 35.25 | 2.3+2.4 | 1.4*+2.1+2.0+2.0 | | | 9 |
| - | - | - | 2.3+・ | 1.1*+2.3+2.3+2.3+・ | | 2号掘立柱建物跡 | 9 |

| No. | 遺跡名 | 建物名 | 棟方向 | 建物種類 | 細分類 | 孫庇 | 庇位置 | 身舎梁行(間) | 身舎桁行(間) | 身舎梁行長(m) | 身舎桁行長(m) | 梁行×桁行 | 総梁行(m) | 総桁行(m) |
|-----|-----|----------|------|------|-------|----|---------|---------|---------|----------|----------|-------|--------|--------|
| 69 | 志羅山 | 37SB1 | 東西 | 庇 | 不明 | — | 北・東・南+ | 2 | — | 7.10 | — | 4× | 10.10 | — |
| 70 | 志羅山 | 37SB2 | — | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 2 | 4.40 | 5.20 | 4×4 | 8.00 | 8.80 |
| 71 | 志羅山 | 37SB3 | 不明 | 庇 | 不明 | — | 西・北+ | — | — | — | — | — | — | — |
| 72 | 志羅山 | 45SB1 | 南北 | 総柱 | 2間型 | — | — | 2 | 3 | 4.50 | — | 2×3 | 4.30 | 5.50 |
| 73 | 志羅山 | 47-10SB1 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 74 | 志羅山 | 47-11SB1 | 東西 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 75 | 志羅山 | 47-11SB2 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 76 | 志羅山 | 47-11SB3 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 77 | 志羅山 | 47-11SB4 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 78 | 志羅山 | 47-13SB1 | 東西 | 総柱 | 3間以上型 | — | — | 4+ | 7 | 8.45+ | 14.60 | ・×7 | 8.45+ | 14.60 |
| 79 | 志羅山 | 47-14SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 1 | 2.10 | — | 1×1 | 2.10 | 4.10 |
| 80 | 志羅山 | 47-14SB2 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 81 | 志羅山 | 47-14SB3 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 1 | 2+ | 2.45 | — | (3×5) | 4.75 | 7.20 |
| 82 | 志羅山 | 47-15SB1 | — | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 1 | 2.00 | — | 1×1 | 2.00 | 2.10 |
| 83 | 志羅山 | 47-46SB1 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 84 | 志羅山 | 47-46SB2 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 85 | 志羅山 | 47-46SB3 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 86 | 志羅山 | 56-28SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2 | 2.30 | — | 1×2 | 2.30 | 6.30 |
| 87 | 志羅山 | 56-33SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2 | 2.20 | — | 1×2 | 2.20 | 3.40 |
| 88 | 志羅山 | 56-33SB2 | — | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 1 | 2.10 | — | 1×1 | 2.10 | 2.20 |
| 89 | 志羅山 | 56-36SB1 | 南北 | 庇 | 不明 | — | 西・北 | 2 | — | 4.80 | — | — | — | — |
| 90 | 志羅山 | 56-51SB1 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 91 | 志羅山 | 66SB1 | 東西 | 庇 | 一面 | — | 東 | 2 | 2 | 3.95 | 4.12 | 3×2 | 4.95 | 4.12 |
| 92 | 志羅山 | 66SB2 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 4 | 3.97 | — | 1×4 | 3.97 | 6.92 |
| 93 | 志羅山 | 66SB3 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | (1) | 3 | — | — | (1×3) | — | 7.92 |
| 94 | 志羅山 | 66SB4 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 4 | 4.12 | — | 1×4 | 4.12 | 7.00 |
| 95 | 志羅山 | 66SB5 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 5 | 4.66 | — | 2×5 | 4.66 | 8.27 |
| 96 | 志羅山 | 66SB6 | 東西 | 庇 | 不明 | — | 東? | 2 | 2+ | 3.90 | — | 2× | 3.90 | — |
| 97 | 志羅山 | 66SB7 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 4.30 | — | 1×3 | 4.30 | 6.39 |
| 98 | 志羅山 | 66SB8 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 99 | 志羅山 | 66SB9 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 100 | 志羅山 | 66SB10 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 101 | 志羅山 | 66SB11 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | (1) | 3 | — | — | (1×3) | — | 7.41 |
| 102 | 志羅山 | 66SB12 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | (1) | 3 | — | — | (1×3) | — | 6.54 |
| 103 | 志羅山 | 66SB13 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 104 | 志羅山 | 66SB15 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 3.45 | — | 1× | 3.45 | — |
| 105 | 志羅山 | 66SB16 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | (3) | 3.12 | — | (1×3) | 3.12 | 5.82 |
| 106 | 志羅山 | 66SB17 | 東西 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 107 | 志羅山 | 66SB18 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 3.48 | — | 1× | 3.48 | — |
| 108 | 志羅山 | 66SB19 | 東西 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 109 | 志羅山 | 66SB20 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 4.12 | — | 1×3 | 4.12 | 6.27 |
| 110 | 志羅山 | 66SB21 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 3.82 | — | 1× | 3.82 | — |
| 111 | 志羅山 | 66SB22 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 3.76 | — | 1×3 | 3.76 | 6.06 |
| 112 | 志羅山 | 66SB23 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 4 | 3.27 | — | 1×4 | 3.27 | 8.27 |
| 113 | 志羅山 | 66SB24 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 4.67 | — | 1× | 4.67 | — |
| 114 | 志羅山 | 66SB25 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 4.48 | — | 1× | 4.48 | — |
| 115 | 志羅山 | 66SB26 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 2+ | 4.66 | — | 2× | 4.66 | — |
| 116 | 志羅山 | 66SB27 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 4.18 | — | 1× | 4.18 | — |
| 117 | 志羅山 | 66SB28 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 4.22 | — | 1× | 4.22 | — |
| 118 | 志羅山 | 66SB29 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 1+ | 3.12 | — | 1× | 3.12 | — |
| 119 | 志羅山 | 66SB30 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 3.15 | — | 1×3 | 3.15 | 6.63 |
| 120 | 志羅山 | 66SB31 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 4.24 | — | 1×3 | 4.24 | 7.36 |
| 121 | 志羅山 | 66SB32 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 3.33 | — | 1×3 | 3.33 | 6.54 |
| 122 | 志羅山 | 66SB33 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 4.73 | — | 1× | 4.73 | — |
| 123 | 志羅山 | 66SB34 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | 4 | — | 10.32 | ・×4 | — | 10.32 |
| 124 | 志羅山 | 66SB35 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | 3 | — | 8.06 | ・×3 | — | 8.06 |
| 125 | 志羅山 | 66SB36 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | (4) | — | 7.92 | ・×(4) | — | 7.92 |
| 126 | 志羅山 | 66SB37 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3+ | 3.12 | — | 1× | 3.12 | — |
| 127 | 志羅山 | 66SB38 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 4+ | 4.42 | — | 1× | 4.42 | — |
| 128 | 志羅山 | 66SB39 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 3.58 | — | 1× | 3.58 | — |
| 129 | 志羅山 | 66SB40 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 3.24 | — | 1×3 | 3.24 | 6.34 |
| 130 | 志羅山 | 67-1SB1 | 東西 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 131 | 志羅山 | 67-65SB1 | 東西 | 庇 | 二面 | — | 西・東 | 2 | 3 | 3.90 | 5.80 | 2×5 | 3.90 | 7.70 |
| 132 | 志羅山 | 67-66SB2 | 東西 | 総柱 | 2間型 | — | — | 2 | 3 | 4.00 | — | 2×3 | 4.00 | 6.30 |
| 133 | 志羅山 | 67-66SB3 | 東西 | 庇 | 一面 | — | 東 | 2 | 2 | 3.80 | 4.00 | 2×3 | 3.90 | 5.00 |
| 134 | 志羅山 | 67-68SB1 | (南北) | 庇 | 不明 | — | 東+ | 2 | — | 3.90 | — | 4× | 7.70 | — |
| 135 | 志羅山 | 67-68SB2 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 2+ | 4.60 | — | 2× | 4.60 | — |
| 136 | 志羅山 | 67-68SB3 | 東西 | 庇 | 不明 | — | 北・南 | 5 | — | — | — | 5× | — | 10.40 |

| 身舎面積 (㎡) | 庇面積 (㎡) | 総面積 (㎡) | 梁柱間寸法 (m) | 桁柱間寸法 (m) | 廊 | 備考 | 文献 |
|----------|---------|---------|-----------------------|---------------------------------|---|--------------------|----|
| — | — | — | 1.4*+3.4+3.7+1.6* | ・+2.45+2.45+1.6* | | 梁行・桁行の柱間寸法逆点する可能性 | 24 |
| 22.88 | 47.52 | 70.40 | 1.8*+2.2+2.2+1.8* | 1.8*+2.6+2.6+1.8* | | 30SB1 と同一 | 24 |
| — | — | — | 1.75*+2.35+2.35+・ | 2.3*+2.3+・ | | | 24 |
| 23.65 | — | 23.65 | 2.3+2.0 | 1.7+2.1+1.7 | | | 25 |
| — | — | — | ・+2.15+2.15 | ・+2.0 | | 47次10区1号掘立柱建物跡 | 26 |
| — | — | — | 1.4+・ | 1.9+2.1+・ | | 47次11区1号掘立柱建物跡 | 26 |
| — | — | — | 2.3+・ | 2.5+2.5+・ | | 47次11区2号掘立柱建物跡 | 26 |
| — | — | — | ・+2.0 | ・+2.0 | | 47次11区3号掘立柱建物跡 | 26 |
| — | — | — | ・+1.8 | ・+2.7 | | 47次11区4号掘立柱建物跡 | 26 |
| — | — | — | ・+2.0+2.25+2.4+1.8 | 1.75+2.15+2.2+2.2+2.25+2.2+1.85 | | 47次13区1号掘立柱建物跡 | 26 |
| 8.41 | — | 8.41 | 2.0 | 4.1 | | 47次14区SB1、台形状 | 26 |
| — | — | — | 2.7+・ | 5.2+2.5+・ | | 47次14区2号掘立柱建物跡 | 26 |
| — | — | (34.20) | 1.0*+2.45+1.3* | ・+1.4* | | 47次14区3号掘立柱建物跡 | 26 |
| 4.20 | — | 4.20 | 2.0 | 2.1 | | 47次15区1号掘立柱建物跡 | 26 |
| — | — | — | ・+1.9 | ・+1.5+1.8 | | 47次46区 | 26 |
| — | — | — | ・+1.9 | ・+1.7+1.7 | | 47次46区2号掘立柱建物跡 | 26 |
| — | — | — | 1.6+・ | 1.9+・ | | 47次46区3号掘立柱建物跡 | 26 |
| 14.49 | — | 14.49 | 2.3 | 2.1+4.2 | | 56次28区掘立柱建物跡1号、台形状 | 26 |
| 7.26 | — | 7.26 | 2.2 | 1.6+1.6 | | 56次33区掘立柱建物跡1号、台形状 | 26 |
| 4.62 | — | 4.62 | 2.1 | 2.2 | | 56次33区SB2 | 26 |
| — | — | — | 1.7*+2.3+2.5+・ | 2.2*+2.2+2.2+・ | | 56次36区、平行四辺形 | 26 |
| — | — | — | ・+1.8 | ・+1.7+1.7+1.5 | | 56次51区1号掘立柱建物跡 | 26 |
| 15.25 | 4.12 | 19.37 | 2.06+2.06 | 1.55+2.4+1.0* | | 台形状(東・南列で計測) | 27 |
| 27.47 | — | 27.47 | 3.97 | 2.06+2.06+1.4+1.4 | | | 27 |
| — | — | — | — | 2.55+2.55+2.82 | | | 27 |
| 28.84 | — | 28.84 | 4.12 | 1.18+1.85+1.85+2.12 | | | 27 |
| 38.54 | — | 38.54 | 2.33+2.33 | 1.12+1.88+1.88+1.51+1.88 | | | 27 |
| — | — | — | 2.0+1.9 | ・+2.18+2.48*(1.42*+1.06**) | | 東側は庇ではなく間仕切りか | 27 |
| 27.48 | — | 27.48 | 4.3 | 2.3+1.79+2.3 | | | 27 |
| — | — | — | — | ・+2.06+2.06+1.82+2.06 | | | 27 |
| — | — | — | — | 1.88+1.88+・ | | | 27 |
| — | — | — | ・+2.12 | 2.51+2.24+2.24+・ | | | 27 |
| — | — | — | — | 2.57+2.57+2.57 | | 梁行1間と仮定 | 27 |
| — | — | — | — | 2.18+2.18+2.18 | | 梁行1間と仮定 | 27 |
| — | — | — | — | 2.64+2.64+・ | | | 27 |
| — | — | — | 3.45 | ・+1.82+1.82 | | | 27 |
| 18.16 | — | 18.16 | 3.12 | 1.94+1.94+1.94 | | 1×3と仮定 | 27 |
| — | — | — | — | ・+2.27+2.27 | | | 27 |
| — | — | — | 3.48 | ・+1.88 | | | 27 |
| — | — | — | — | ・+2.64+3.0 | | | 27 |
| 25.83 | — | 25.83 | 4.12 | 2.09+2.09+2.09 | | | 27 |
| — | — | — | 3.82 | ・+2.27+2.27 | | | 27 |
| 22.79 | — | 22.79 | 3.76 | 1.64+2.21+2.21 | | | 27 |
| 27.04 | — | 27.04 | 3.27 | 2.0+2.27+2.0+2.0 | | 東西列で柱間寸法やや異なる | 27 |
| — | — | — | 4.67 | ・+2.79+2.79 | | | 27 |
| — | — | — | 4.48 | ・+2.7 | | | 27 |
| — | — | — | 2.33+2.33 | ・+3.0 | | | 27 |
| — | — | — | 4.18 | ・+2.3+2.06 | | | 27 |
| — | — | — | 4.22 | 2.58+2.58+・ | | | 27 |
| — | — | — | 3.12 | ・+2.42 | | | 27 |
| 20.88 | — | 20.88 | 3.15 | 2.21+2.21+2.21 | | | 27 |
| 31.21 | — | 31.21 | 4.24 | 2.64+2.36+2.36 | | | 27 |
| 21.78 | — | 21.78 | 3.33 | 2.27+2.27+2.0 | | | 27 |
| — | — | — | 4.73 | 1.79+1.79+・ | | | 27 |
| — | — | — | — | 2.27+2.51+2.51+3.03 | | | 27 |
| — | — | — | — | 2.85+2.36+2.85 | | | 27 |
| — | — | — | — | (1.32+1.32)+2.64+2.64 | | | 27 |
| — | — | — | 3.12 | ・+2.09+1.79+2.09 | | | 27 |
| — | — | — | 4.42 | 1.45+1.45+1.45+1.45+・ | | | 27 |
| — | — | — | 3.58 | ・+2.00+2.00 | | | 27 |
| 20.54 | — | 20.54 | 3.24 | 2.7+1.82+1.82 | | | 27 |
| — | — | — | 2.3+・ | ・+2.3+2.4+2.3 | | 67次1区 | 26 |
| 22.62 | 7.41 | 30.03 | 2.0+1.9 | 1*+1.8+2.4+1.6+0.9* | | 67次65区 | 26 |
| 24.60 | — | 24.60 | 2.2+1.8 | 2.1+2.1+2.1 | | 67次66区建物跡2号、台形状 | 26 |
| 15.77 | 3.80 | 19.57 | 1.9+1.9 | 2.1+1.9+1.0* | | 67次66区、台形状、柱筋悪い | 26 |
| — | — | — | 1.8*+1.95+1.95+1.95* | ・+2.0+2.1* | | 67次68区建物跡1号 | 26 |
| — | — | — | 2.3+2.3 | 2.1+・ | | 67次68区 | 26 |
| — | — | — | 1.5*+2.2+3.3+2.1+1.3* | ・+2.0+2.3 | | 67次68区建物跡3号、平行四辺形 | 26 |

| No. | 遺跡名 | 建物名 | 棟方向 | 建物種類 | 細分類 | 孫庇 | 庇位置 | 身舎梁行(間) | 身舎桁行(間) | 身舎梁行長(m) | 身舎桁行長(m) | 梁行×桁行 | 総梁行(m) | 総桁行(m) |
|-----|-----|----------|-----|------|-------|-----|---------|---------|---------|----------|----------|-------|---------|--------|
| 137 | 志羅山 | 67-68SB4 | 南北? | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 138 | 志羅山 | 67-68SB5 | 東西 | 無庇 | 梁行三間型 | - | - | 3 | 2+ | - | - | 3× | 4.60 | - |
| 139 | 志羅山 | 69SB1 | 南北 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.40 | 6.10 | 4×5 | 6.80 | 8.70 |
| 140 | 志羅山 | 69SB2 | 東西 | 庇 | 二面 | - | 西・東 | 2 | 3 | 3.60 | 6.10 | 2×5 | 3.60 | 8.90 |
| 141 | 志羅山 | 69SB3 | 東西 | 庇 | 不明 | - | 東+ | 2 | - | 4.40 | - | 2× | 4.40 | - |
| 142 | 志羅山 | 69SB4 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 5 | 1.70 | - | 1×5 | 1.70 | 8.00 |
| 143 | 志羅山 | 69SB5 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 2 | 3.40 | - | 2×2 | 3.30 | 4.50 |
| 144 | 志羅山 | 69SB6 | 南北 | 庇 | 一面 | - | 南 | 1 | 1 | 2.60 | 2.60 | 1×2 | 2.60 | 3.60 |
| 145 | 志羅山 | 69SB7 | 不明 | 庇 | 不明 | - | 東・南+ | 2 | - | 4.30 | - | - | - | - |
| 146 | 志羅山 | 69SB8 | 東西 | 庇 | 一面 | - | 東 | 2 | 2 | 3.80 | 4.30 | 2×3 | 3.80 | 5.30 |
| 147 | 志羅山 | 69SB9 | 東西 | 庇 | 二面 | - | 西・東 | 2 | 3 | 3.90 | 6.00 | 2×5 | 3.90 | 7.80 |
| 148 | 志羅山 | 71SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 2+ | 3.70 | - | 2× | 3.70 | - |
| 149 | 志羅山 | 71SB2 | 南北 | 庇 | 不明 | - | 北・東+ | - | - | - | - | - | - | - |
| 150 | 志羅山 | 71SB3 | 不明 | 庇 | 不明 | - | 西・北+ | - | - | - | - | - | - | - |
| 151 | 志羅山 | 71SB4 | 不明 | 庇 | 不明 | - | 北+ | - | - | - | - | - | - | - |
| 152 | 志羅山 | 71SB5 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 2+ | 4.50 | - | 2× | 4.50 | - |
| 153 | 志羅山 | 71SB6 | 東西 | 無庇 | 梁行三間型 | - | - | 3 | 2+ | 3.90 | - | 3× | 4.80 | - |
| 154 | 志羅山 | 71SB7 | 南北 | 不明 | 不明 | - | - | - | 3 | - | 6.45 | ・×3 | - | 6.45 |
| 155 | 志羅山 | 74SB1 | 東西 | 庇 | 不明 | - | 西・北・南+ | (2) | - | 4.36 | - | 4× | 7.08 | - |
| 156 | 志羅山 | 74SB2 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 3 | 4.12 | - | 2×3 | 4.12 | 6.84 |
| 157 | 志羅山 | 74SB3 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 3.88 | - | 1×3 | 3.88 | 7.76 |
| 158 | 志羅山 | 74SB4 | 東西 | 庇 | 不明 | - | 西・北・南+ | 2 | - | 4.80 | - | 4× | 8.80 | - |
| 159 | 志羅山 | 74SB5 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 3 | 5.22 | - | 2×3 | 5.22 | 8.45 |
| 160 | 志羅山 | 74SB6 | 東西 | 庇 | 不明 | - | 西・北・南+ | 2 | - | 5.22 | - | 4× | 8.56 | - |
| 161 | 志羅山 | 74SB7 | 不明 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | - | 5.76 | - | 2× | 5.76 | - |
| 162 | 志羅山 | 74SB8 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 1 | 2.00 | - | 1×1 | 2.00 | 3.94 |
| 163 | 志羅山 | 74SB9 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 2+ | 3.88 | - | 1× | 3.88 | - |
| 164 | 志羅山 | 74SB10 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | - | 4.90 | - | 2× | 4.90 | - |
| 165 | 志羅山 | 74SB11 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | - | 4.60 | - | 2× | 4.60 | - |
| 166 | 志羅山 | 74SB12 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | - | 3.04 | - | 2× | 3.04 | - |
| 167 | 志羅山 | 74SB13 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 2 | 4.36 | - | 2×2 | 4.36 | 5.02 |
| 168 | 志羅山 | 74SB14 | 南北 | 不明 | 不明 | - | - | - | 3 | - | 8.01 | ・×3 | - | 8.01 |
| 169 | 志羅山 | 74SB15 | 不明 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 170 | 志羅山 | 74SB16 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 2+ | 2.82 | - | 1× | 2.82 | - |
| 171 | 志羅山 | 74SB17 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 5 | 3.18 | - | 1×5 | 3.18 | 6.80 |
| 172 | 志羅山 | 74SB18 | 不明 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 173 | 志羅山 | 74SB19 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 4 | 3.90 | - | 1×4 | 3.90 | 7.91 |
| 174 | 志羅山 | 74SB20 | 不明 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 175 | 志羅山 | 74SB21 | 不明 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 176 | 志羅山 | 74SB22 | 南北 | 不明 | 不明 | - | - | - | 4 | - | 9.14 | ・×4 | - | 9.14 |
| 177 | 志羅山 | 74SB23 | 不明 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 178 | 志羅山 | 74SB24 | 不明 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 179 | 志羅山 | 74SB25 | 不明 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 180 | 志羅山 | 74SB26 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 2 | 3.40 | 4.30 | 2×2 | 3.40 | 4.30 |
| 181 | 志羅山 | 74SB27 | 不明 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 182 | 志羅山 | 76SB1 | 東西 | 庇 | 不明 | - | 東・南+ | 2 | - | 5.08 | - | - | - | - |
| 183 | 志羅山 | 76SB2 | 東西 | 庇 | 不明 | - | 南+ | 2 | - | 5.08 | - | - | - | - |
| 184 | 志羅山 | 90SB1 | 東西 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 185 | 志羅山 | 90SB2 | 東西 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 186 | 志羅山 | 90SB3 | 東西 | 庇 | 不明 | - | 東+ | - | 4以上 | - | - | - | - | - |
| 187 | 志羅山 | 107SB1 | 南北 | 総柱 | 2間型 | - | - | 2 | 9 | 4.40 | - | 2×9 | 4.40 | 19.80 |
| 188 | 志羅山 | 107SB2 | 不明 | 庇 | 不明 | - | 北+ | - | - | - | - | - | - | - |
| 189 | 志羅山 | 110SB2 | 南北 | 総柱 | 2間型 | - | - | 2 | 7 | 5.00 | - | 2×7 | 5.00 | 15.00 |
| 190 | 泉屋 | 2SB1 | 東西 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.80 | 7.89 | 4×5 | 9.90 | 13.15 |
| 191 | 泉屋 | 5SB1 | 南北 | 総柱 | 3間以上型 | - | - | 4 | 4 | 8.60 | 9.20 | 4×4 | 8.60 | 9.20 |
| 192 | 泉屋 | 5SB2 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 2+ | 3.60 | - | 2× | 3.60 | - |
| 193 | 泉屋 | 5SB3 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 2 | 2.80 | - | 1×2 | 2.80 | 4.40 |
| 194 | 泉屋 | 5SB4 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 4 | 2.15 | - | 1×4 | 2.15 | 8.60 |
| 195 | 泉屋 | 13SB3 | 東西 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.36 | 7.26 | 4×5 | 8.62 | 11.56 |
| 196 | 泉屋 | 13SB8 | 東西 | 庇 | 二面 | - | 北・南 | 2 | 5 | 4.00 | 10.60 | 4×5 | 7.90 | 10.60 |
| 197 | 泉屋 | 13SB25 | 南北 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.54 | 6.81 | 4×5 | 9.08 | 11.35 |
| 198 | 泉屋 | 13SB26 | 南北 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.20 | 6.90 | 4×5 | 8.40 | 11.50 |
| 199 | 泉屋 | 14SB1 | 不明 | 庇 | 不明 | - | 西・北+ | - | - | - | - | - | - | - |
| 200 | 泉屋 | 15SB4 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 2 | 6.24 | 6.68 | 2×2 | 6.24 | 6.68 |
| 201 | 泉屋 | 15SB10 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 4.91 | - | 1×3 | 4.91 | 6.99 |
| 202 | 泉屋 | 15SB18 | 不明 | 不明 | 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 203 | 泉屋 | 15SB20 | 南北 | 不明 | 不明 | - | - | - | 4 | - | 8.84 | ・×4 | - | 8.84 |
| 204 | 泉屋 | 16SB6 | 東西 | 庇 | 四面 | 西・東 | 東・西・南・北 | 2 | 3 | (5.46) | 9.09 | 4×7 | (11.52) | 19.99 |

| 身舎面積 (㎡) | 庇面積 (㎡) | 総面積 (㎡) | 梁柱間寸法 (m) | 桁柱間寸法 (m) | 廊 | 備考 | 文献 |
|----------|----------|----------|------------------------|--|-----|----------------------|----|
| — | — | — | ・+2.15 | 2.05+2.15+2.10+・ | | 67次68区建物跡4号 | 26 |
| — | — | — | 1.7+1.3+1.6 | 2.0+1.9+・ | | 67次68区建物跡5号 | 26 |
| 26.84 | 32.32 | 59.16 | 1.1*+2.2+2.2+1.3* | 1.3*+2.1+2.1+2.0+1.2* | | 身舎と庇の柱筋の通りが悪い | 28 |
| 21.96 | 10.08 | 32.04 | 1.8+1.8 | 1.2*+2.0+2.1+2.0+1.6* | | 県センター調査の67-65SB2と同一 | 28 |
| — | — | — | 2.2+2.2 | ・+1.7+1.7* | | | 28 |
| 13.60 | — | 13.60 | 1.7 | 1.3+1.6+2.0+1.8+1.3 | | | 28 |
| 14.85 | — | 14.85 | 1.65+1.65 | 2.3+2.2 | | | 28 |
| 6.76 | 2.87 | 9.36 | 2.6 | 2.6+1.0* | | | 28 |
| — | — | — | ・+2.15+2.15+1.9* | ・+2.2+1.7* | | | 28 |
| 16.34 | 3.80 | 20.14 | 1.9+1.9 | 2.2+2.1+1.0* | | | 28 |
| 23.40 | 7.02 | 30.42 | 1.95+1.95 | 1.0*+1.9+2.2+1.9+0.8* | | | 28 |
| — | — | — | 1.8+1.9 | 1.8+1.9+・ | | | 28 |
| — | — | — | ・+2.0+2.0* | 2.1*+1.95+1.95+1.95+1.8* | | 東西方向を梁行と仮定した場合 | 28 |
| — | — | — | 2.15*+2.0+2.0+2.1* | 2.15*+2.15+・ | | 南北方向を梁行と仮定した場合 | 28 |
| — | — | — | ・+2.2+2.2 | 1.4*+2.15+2.3+2.3+2.3+・ | | 東西方向を梁行と仮定した場合 | 28 |
| — | — | — | 2.1+2.4 | 2.3+2.4+・ | | | 28 |
| — | — | — | 1.6+1.6+1.6 | 1.9+1.9+・ | | 71次6号掘立柱建物跡 | 28 |
| — | — | — | ・+2.15 | 2.15+2.15+2.15 | | | 28 |
| — | — | — | 1.2*+2.18+2.18+1.44* | 1.9*+2.5+・ | | | 27 |
| 28.18 | — | 28.18 | 2.06+2.06 | 2.39+2.39+2.06 | | | 27 |
| 30.11 | — | 30.11 | 3.88 | 2.24+2.76+2.76 | | | 27 |
| — | — | — | 2.0*+2.4+2.4+2.0* | 1.81*+・ | | | 27 |
| 44.50 | — | 44.50 | 2.61+2.61 | 2.15+3.15+3.15 | | 台形状(西・南列を計測) | 27 |
| — | — | — | 1.67*+2.61+2.61+1.67* | 1.33*+3.05+・ | | | 27 |
| — | — | — | 2.88+2.88 | — | | | 27 |
| 7.88 | — | 7.88 | 2.0 | 3.94 | | 桁行2間の可能性 | 27 |
| — | — | — | 3.88 | 2.09+2.61+・ | | | 27 |
| — | — | — | 2.45+2.45 | 2.45+・ | | | 27 |
| — | — | — | 2.3+2.3 | — | | | 27 |
| — | — | — | 1.82+1.82 | — | | | 27 |
| 23.12 | — | 23.12 | 2.18+2.18 | 2.51+2.51 | | 台形状(北・東列を計測) | 27 |
| — | — | — | ・+2.48 | 2.58+2.58+2.85 | | | 27 |
| — | — | — | 2.85+2.85+・ | — | | 南北柱列を梁行と仮定した場合 | 27 |
| — | — | — | 2.82 | 2.51+・ | | | 27 |
| 21.62 | — | 21.62 | 3.18 | 1.36+1.36+1.36+1.36+1.36 | | | 27 |
| — | — | — | 2.88+2.88+・ | — | | 南北柱列を梁行と仮定した場合 | 27 |
| 30.85 | — | 30.85 | 3.9 | 1.65+2.1+2.4+1.8 | | | 27 |
| — | — | — | 2.55+・ | ・+2.55 | | | 27 |
| — | — | — | 2.61+・ | ・+2.61+2.61 | | | 27 |
| — | — | — | — | 2.15+2.42+2.42+2.15 | | | 27 |
| — | — | — | ・+2.48 | ・+2.24 | | | 27 |
| — | — | — | — | 1.64+2.64+・ | | | 27 |
| — | — | — | — | 1.52+・ | | | 27 |
| 14.62 | — | 14.62 | 1.7+1.7 | 2.15+2.15 | | 台形状(北・東列を計測) | 27 |
| — | — | — | — | ・+1.00+1.00+1.00+・ | | | 27 |
| — | — | — | ・+2.54+2.54+2.2* | ・+2.54+2.54+2.54+2.54(*) | | 四面庇の可能性もある、76SB2と同規模 | 7 |
| — | — | — | ・+2.54+2.54+2.2* | ・+2.54+2.54+2.54+2.54 | | 建て替え、二面庇? | 7 |
| — | — | — | — | ・+2.5+2.5+2.5+2.5+・ | | | 29 |
| — | — | — | — | ・+2.8+2.8+・ | | | 29 |
| — | — | — | 2.5+・ | ・+2.5+2.5+2.5+2.5+2.5* | | | 29 |
| 87.12 | — | 87.12 | 2.2+2.2 | 2.2+2.2+2.2+2.2+2.2+2.2+2.2+2.2+2.2+2.2 | | 110次調査SB1と同じ | 30 |
| — | — | — | 1.5*+・ | ・+2.0 | | | 30 |
| 75.00 | — | 75.00 | 2.5+2.5 | 2.2+2.0+2.2+2.0+2.2+2.2+2.2 | | | 31 |
| 37.87 | 92.31 | 130.19 | 2.4*+2.4+2.4+2.7* | 2.63*+2.63+2.63+2.63+2.63* | | | 32 |
| 76.44 | — | 76.44 | 1.55+2.25+2.3+2.3 | 2.2+2.2+2.35+2.35 | | 台形状、庇建物の可能性 | 32 |
| — | — | — | 1.8+1.8 | ・+2.2+2.2 | | | 32 |
| 12.32 | — | 12.32 | 2.8 | 2.2+2.2 | | | 32 |
| 18.49 | — | 18.49 | 2.15 | 2.15+2.15+2.15+2.15 | | | 32 |
| 31.65 | 68.00 | 99.65 | 2.13*+2.18+2.18+2.13* | 2.21*+2.42+2.42+2.42+2.09* | | | 33 |
| 42.40 | 41.34 | 83.74 | 1.7*+2.0+2.0+2.2* | 2.1+2.2+2.2+2.2+1.9 | | 身舎と庇の柱筋がずれる、やや台形状 | 33 |
| 30.92 | 72.14 | 103.06 | 2.27*+2.27+2.27+2.27* | 2.27*+2.27+2.27+2.27+2.27* | 2×3 | 西側に廊(28.47㎡)が付設 | 33 |
| 28.98 | 67.62 | 96.60 | 2.1*+2.1+2.1+2.1* | 2.3*+2.3+2.3+2.3+2.3* | | | 33 |
| — | — | — | 2.5*+2.5+・ | 2.4*+・ | | 梁行・桁行の柱間寸法逆点する可能性 | 9 |
| 41.68 | — | 41.68 | 3.12+3.12 | 3.34+3.34 | | 台形状(西・南列を計測) | 33 |
| 34.32 | — | 34.32 | 4.91 | 2.33+2.33+2.33 | | | 33 |
| — | — | — | ・2.15+2.15 | ・+2.63 | | 南北柱列を梁行と仮定 | 33 |
| — | — | — | — | 2.21+2.21+2.21+2.21 | | | 33 |
| (49.63) | (180.65) | (230.28) | (3.03*+2.73+2.73+3.03* | 2.42**+3.03*+3.03+3.03+3.03+3.03*+2.42** | | | 34 |

| No. | 遺跡名 | 建物名 | 棟方向 | 建物種類 | 細分類 | 孫庇 | 庇位置 | 身舎梁行(間) | 身舎桁行(間) | 身舎梁行長(m) | 身舎桁行長(m) | 梁行×桁行 | 総梁行(m) | 総桁行(m) |
|-----|-------|--------|-----|------|-------|----|---------|---------|---------|----------|----------|-------|--------|---------|
| 205 | 泉屋 | 16SB38 | 東西 | 庇 | 二面 | — | 北・南 | 2 | 5 | 4.00 | 12.20 | 4×5 | 7.00 | 12.20 |
| 206 | 泉屋 | 16SB46 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 3.94 | 5.91 | 4×5 | 6.66 | 8.63 |
| 207 | 泉屋 | 21SB1 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.36 | 6.77 | 4×5 | 8.41 | 10.86 |
| 208 | 泉屋 | 28SB1 | 不明 | 庇 | 不明 | — | 西・南+ | — | — | — | — | — | — | — |
| 209 | 泉屋 | 28SB2 | 不明 | 庇 | 不明 | — | 西・南+ | — | — | — | — | — | — | — |
| 210 | 無量光院 | 6SB1 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 211 | 無量光院 | 7SB1 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 2 | 4.80 | — | 2×2 | 4.80 | 5.20 |
| 212 | 無量光院 | 9SB1 | 南北 | 庇 | 不明 | — | 西・東・南+ | 2 | — | 4.00 | — | 4×・ | 6.45 | — |
| 213 | 伽羅之御所 | 3SB1 | 東西 | 庇 | 二面? | — | 北・南 | 1 | — | 4.50 | — | — | — | — |
| 214 | 伽羅之御所 | 7SB1 | 南北 | 庇 | 不明 | — | 西・北+ | — | — | 4.30 | — | — | — | — |
| 215 | 伽羅之御所 | 12SB1 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3+ | 2.50 | — | 1×・ | 2.50 | — |
| 216 | 伽羅之御所 | 12SB2 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2+ | 2.75 | — | 1×・ | 2.75 | — |
| 217 | 伽羅之御所 | 15SB1 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 2.80 | — | 1×3 | 2.80 | 7.20 |
| 218 | 伽羅之御所 | 15SB2 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 2.20 | — | 1×3 | 2.20 | 6.50 |
| 219 | 伽羅之御所 | 15SB3 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2 | 1.60 | — | 1×2 | 1.60 | 4.80 |
| 220 | 伽羅之御所 | 20SB1 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.80 | 7.20 | 4×5 | 8.90 | 11.40 |
| 221 | 伽羅之御所 | 20SB2 | 不明 | 庇 | 不明 | — | 西・北+ | — | — | — | — | — | — | — |
| 222 | 伽羅之御所 | 20SB3 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 3.80 | — | 2×3 | 3.80 | 4.90 |
| 223 | 伽羅之御所 | 22SB1 | 南北 | 総柱 | 3間以上型 | — | — | 4 | 7 | 10.10 | — | 4×7 | 10.10 | 17.70 |
| 224 | 伽羅之御所 | 24SB1 | 南北 | 門 | — | — | — | 1 | 2 | 2.30 | 3.80 | 1×3 | 2.30 | 3.80 |
| 225 | 柳之御所 | 23SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 5 | 5.00 | — | 2×5 | 5.00 | 12.30 |
| 227 | 柳之御所 | 24SB1 | 南北 | 庇 | 一面 | — | 西 | 2 | 6 | 4.30 | 13.00 | 3×6 | 5.70 | 13.00 |
| 228 | 柳之御所 | 24SB2 | 東西 | 庇 | 一面 | — | 東 | 2 | 1 | 4.80 | 5.70 | 2×2 | 4.90 | 7.10 |
| 229 | 柳之御所 | 24SB3 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2 | 2.30 | — | 1×2 | 2.30 | 4.30 |
| 226 | 柳之御所 | 24SB4 | — | 総柱 | 2間型 | — | — | 2 | 2 | 4.20 | — | 2×2 | 4.20 | 4.30 |
| 230 | 柳之御所 | 24SB5 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | — | — | — | 2×・ | 5.80 | — |
| 231 | 柳之御所 | 24SB6 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 3.90 | — | 2×3 | 3.80 | 6.60 |
| 232 | 柳之御所 | 24SB7 | 正方形 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 2 | 4.60 | 4.60 | 4×4 | 7.30 | 7.40 |
| 233 | 柳之御所 | 24SB8 | 南北 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.70 | 7.00 | 4×5 | 7.90 | 10.10 |
| 234 | 柳之御所 | 24SB9 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 4.20 | — | 2×3 | 4.20 | 5.80 |
| 235 | 柳之御所 | 24SB10 | 南北 | 総柱 | 3間以上型 | — | — | 3 | 4 | 6.80 | — | 3×4 | 6.80 | 8.10 |
| 236 | 柳之御所 | 24SB11 | 東西 | 庇 | 四面 | — | — | 2 | 3 | 4.40 | 6.60 | 4×5 | 8.66 | 11.20 |
| 237 | 柳之御所 | 24SB12 | 東西 | 庇 | 三面 | 西 | 西・北・南 | 2 | 3 | 4.20 | 6.60 | 4×5 | 7.40 | 9.40 |
| 238 | 柳之御所 | 24SB13 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 1 | 3 | 2.45 | 6.60 | 3×5 | 5.15 | 9.80 |
| 239 | 柳之御所 | 25SB1 | 東西 | 庇 | 二面 | — | 北・南 | 2 | 3 | 2.90 | 7.00 | 4×3 | 5.80 | 7.00 |
| 240 | 柳之御所 | 25SB2 | 東西 | 庇 | 不明 | — | 東・南+ | 2 | 3 | 4.40 | 6.90 | — | — | — |
| 241 | 柳之御所 | 25SB3 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 3.40 | — | 1×3 | 3.40 | 6.00 |
| 242 | 柳之御所 | 27SB1 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 243 | 柳之御所 | 27SB2 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 2.00 | — | 1×3 | 2.00 | 4.70 |
| 244 | 柳之御所 | 27SB3 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 4.70 | — | 2×3 | 4.70 | 6.90 |
| 245 | 柳之御所 | 27SB4 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 4.10 | — | 2×3 | 4.10 | 6.70 |
| 246 | 柳之御所 | 27SB5 | 南北 | 庇 | 一面 | — | 西 | 2 | 3 | 4.40 | 6.30 | 3×3 | 6.20 | 6.30 |
| 247 | 柳之御所 | 27SB6 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 3.90 | — | 2×3 | 3.90 | 6.20 |
| 248 | 柳之御所 | 27SB7 | 南北 | 庇 | 一面 | — | 西 | 2 | 4 | 4.30 | 8.60 | 3×4 | 6.50 | 8.60 |
| 249 | 柳之御所 | 27SB8 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 4 | 5.00 | — | 2×4 | 5.00 | 8.90 |
| 250 | 柳之御所 | 27SB9 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2 | 1.50 | — | 1×2 | 1.50 | 5.20 |
| 251 | 柳之御所 | 27SB10 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2 | 1.55 | — | 1×2 | 1.55 | 5.00 |
| 252 | 柳之御所 | 27SB11 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 3 | 3.00 | — | 1×3 | 3.00 | 6.20 |
| 253 | 柳之御所 | 27SB12 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 2 | 4.60 | — | 2×2 | 4.60 | 4.80 |
| 254 | 柳之御所 | 27SB13 | 南北 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 255 | 柳之御所 | 27SB14 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2 | 3.20 | — | 1×2 | 3.20 | 4.20 |
| 256 | 柳之御所 | 27SB15 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 2 | 5.10 | — | 2×2 | 5.10 | 5.80 |
| 257 | 柳之御所 | 28SB1 | 南北 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 5.60 | 8.58 | 4×5 | 11.50 | 14.44 |
| 258 | 柳之御所 | 28SB2 | 南北 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 5.74 | 8.61 | 4×5 | 11.48 | 14.35 |
| 259 | 柳之御所 | 28SB3 | 南北 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | (3) | 6.06 | (9.54) | (4×5) | 12.12 | (15.90) |
| 260 | 柳之御所 | 28SB4 | 南北 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 7 | 5.60 | 19.11 | 4×9 | 11.10 | 24.57 |
| 261 | 柳之御所 | 28SB5 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 5 | 4.20 | — | 2×5 | 4.20 | 10.40 |
| 262 | 柳之御所 | 28SB6 | 南北 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 6.06 | 9.09 | 4×5 | 12.12 | 14.50 |
| 263 | 柳之御所 | 28SB7 | 東西 | 庇 | 四面 | — | 東・西・南・北 | 2 | 5 | 4.70 | 12.20 | 4×7 | 9.40 | 17.20 |
| 264 | 柳之御所 | 28SB9 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 265 | 柳之御所 | 30SB2 | 東西 | 庇 | 四面 | 西 | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 6.20 | 9.30 | 4×6 | 12.60 | 18.30 |
| 266 | 柳之御所 | 30SB3 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3+ | — | — | 2×・ | 4.70 | — |
| 267 | 柳之御所 | 30SB4 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | — | — | 2 | 3 | 5.10 | — | 2×3 | 5.10 | 7.40 |
| 268 | 柳之御所 | 30SB5 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | — | — | 1 | 2 | 2.20 | — | 1×2 | 2.20 | 4.20 |
| 269 | 柳之御所 | 30SB6 | 南北 | 庇 | 一面 | — | 東 | 2 | 2 | 4.20 | 4.90 | 3×2 | 5.80 | 4.90 |
| 270 | 柳之御所 | 30SB7 | 不明 | 不明 | 不明 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| 身舎面積 (㎡) | 庇面積 (㎡) | 総面積 (㎡) | 梁柱間寸法 (m) | 桁柱間寸法 (m) | 廊 | 備考 | 文献 |
|----------|----------|----------|------------------------------------|---|------|-------------------|----|
| 48.80 | 36.60 | 85.40 | 1.5*2.0+2.0+1.5* | 2.4+2.5+2.4+2.4+2.5 | | | 34 |
| 23.29 | 34.19 | 57.48 | 1.36*+1.97+1.97+1.36* | 1.36*+1.97+1.97+1.97+1.36* | | | 34 |
| 29.52 | 61.81 | 91.33 | 2.15*+2.14+2.22+1.90* | 1.97*+2.26+2.25+2.26+2.12* | | | 34 |
| - | - | - | ・+2.3 | 1.9*+2.5+2.5+・ | | | 35 |
| - | - | - | 2.2*+2.1+・ | ・+2.1+2.1* | | 梁行・桁行の柱間寸法逆点する可能性 | 35 |
| - | - | - | ・+2.5 | 2.7+2.7+・ | | | 7 |
| 24.96 | - | 24.96 | 2.4+2.4 | 2.6+2.6 | | | 7 |
| - | - | - | 庇(1.2*)+2.2+1.8+1.2*/身舎 2.0+2.0 | 庇・+2.1+2.5+2.0+1.2*/身舎 +2.3+2.3 | | 身舎と庇の柱穴対応しない | 14 |
| - | - | - | 1.2*+4.5+1.05* | 2.35+2.35+・ | | | 13 |
| - | - | - | 1.8*+2.15+2.15+・ | 1.8*+2.25+2.25+2.25+・ | | | 9 |
| - | - | - | 2.75 | 2.0+2.0+2.0+・ | | 1号建物跡 | 7 |
| - | - | - | 2.75 | 2.3+2.0+・ | | 2号建物跡 | 7 |
| 20.16 | - | 20.16 | 2.8 | 2.3+2.6+2.3 | | | 29 |
| 14.30 | - | 14.30 | 2.2 | 2.2+2.2+2.1 | | | 29 |
| 7.68 | - | 7.68 | 1.6 | 2.4+2.4 | | | 29 |
| 34.56 | 66.90 | 101.46 | 2.0*+2.4+2.4+2.1* | 2.0*+2.4+2.4+2.4+2.3* | | | 36 |
| - | - | - | 2.3*+・ | 2.0*+2.5+2.0+・ | | 梁行・桁行の柱間寸法逆点する可能性 | 36 |
| 18.62 | - | 18.62 | 1.9+1.9 | 1.6+1.8+1.5 | | | 36 |
| 178.77 | - | 178.77 | 2.7+2.5+2.5+2.4 | 2.35+2.55+2.55+2.6+2.35+2.7+2.6 | | 1号掘立柱建物跡 | 37 |
| 7.82 | - | 7.82 | 2.3 | 1.3+2.5(1.7) | | 台形状、東西列で長さ異なる | 31 |
| 61.50 | - | 84.04+ | 2.5+2.5 | 2.5+2.5+2.3+2.5+2.5 | 1×4+ | 総面積は廊を含む | 38 |
| 55.90 | 18.20 | 74.10 | 1.4*+2.15+2.15 | 2.15+2.15+2.15+2.15+2.15+2.15 | | | 39 |
| 27.36 | 7.43 | 34.79 | 2.4+2.4 | 5.7+1.4* | | | 39 |
| 9.89 | - | 9.89 | 2.3 | 2.2+2.1 | | 台形状 | 39 |
| 18.06 | - | 18.06 | 2.1+2.1 | 1.8+2.5 | | | 39 |
| - | - | - | 2.9+2.9 | 2.7+・ | | | 39 |
| 25.08 | - | 25.08 | 2.1+1.7 | 2.1+2.4+2.1 | | | 39 |
| 21.16 | 32.86 | 54.02 | 1.8*+1.8+1.8+1.9*/(身舎 2.3+2.3) | 2.1*+1.5+1.7+2.1*/(身舎 2.3+2.3) | | 身舎と庇の柱筋通らない | 39 |
| 32.90 | 46.89 | 79.79 | 1.55*+2.35+2.35+1.65* | 1.55*+2.33+2.33+2.33+1.55* | | | 39 |
| 23.94 | - | 23.94 | 1.9+2.3 | 1.8+2.0+1.9 | | | 39 |
| 42.64 | - | 55.08 | 1.6+2.6+2.6 | 2.1+1.8+2.0+2.2 | | 庇建物の可能性あり | 39 |
| 29.04 | 67.95 | 96.99 | 2.13*+2.2+2.2+2.13* | 2*+2+2.5+2.2+2.5*/(身舎 2.2+2.2+2.2) | | 身舎と庇の柱間寸法やや異なる | 39 |
| 27.72 | 41.84 | 69.56 | 1.6*+2.1+2.1+1.6* | 0.8**+2.0*+2.3+2.0+2.3 | | | 39 |
| 16.17 | 34.30 | 50.47 | 1.5*+2.45+1.2* | 1.6*+2.2+2.2+2.2+1.6* | | | 39 |
| 20.30 | 20.30 | 40.60 | 1.4*+1.5+1.5+1.4* | 2.2+2.4+2.4 | | 総柱の可能性あり、柱筋の通り悪い | 39 |
| 30.36 | - | - | ・+2.2+2.2+2.5* | ・+2.3+2.3+2.3+2.5* | | 柱穴規模から庇建物の可能性高い | 39 |
| 20.40 | - | 20.40 | 3.4 | 2.0+2.0+2.0 | | | 39 |
| - | - | - | ・+2.25+2.25+・ | 2.4+・ | | | 39 |
| 9.40 | - | 9.40 | 2.0 | 1.5+1.7+1.5 | | | 39 |
| 32.43 | - | 32.43 | 2.4+2.3 | 2.0+2.4+2.5 | | | 39 |
| 27.47 | - | 27.47 | 1.9+2.2 | 2.2+2.3+2.2 | | | 39 |
| 27.72 | 11.34 | 39.06 | 1.8*+2.2+2.2 | 2.1+2.1+2.1 | | | 39 |
| 24.18 | - | 24.18 | 2.4+1.5 | 2.15+1.9+2.15 | | 西と東列で寸法異なる | 39 |
| 55.90 | 17.20 | 55.90 | 2.0*+2.2+2.2 | 2.0+2.2+2.2+2.2 | | 北列と南列で柱配置異なる | 39 |
| 44.50 | - | 44.50 | 2.5+2.5 | 2.4+2.3+2.2+2.0 | | 間仕切りあり | 39 |
| 7.80 | - | 7.80 | 1.5 | 2.3+2.9 | | | 39 |
| 7.75 | - | 7.75 | 1.55 | 2.4+2.6 | | | 39 |
| 18.60 | - | 18.60 | 3.0 | 1.8+2.6+1.8 | | | 39 |
| 22.08 | - | 22.08 | 1.8+2.8 | 2.4+2.4 | | | 39 |
| - | - | - | ・+2.5+1.7+・ | ・+2.9 | | | 39 |
| 13.44 | - | 13.44 | 3.2 | 2.1+2.1 | | | 39 |
| 29.58 | - | 29.58 | 2.55+2.55 | 3.1+2.7 | | 桁行の柱間寸法東西で異なる | 39 |
| 48.05 | 118.01 | 166.06 | 2.8*+2.8+2.8+3.1* | 2.86*+2.86+2.86+2.86+3.0* | | | 38 |
| 49.42 | 115.32 | 164.74 | 2.87*+2.87+2.87+2.87* | 2.87*+2.87+2.87+2.87+2.87* | | | 38 |
| (57.81) | (134.90) | (192.71) | 3.03*+3.03+3.03+3.03* | 3.18*+3.18+3.18+(3.18+3.18*) | | | 38 |
| 107.02 | 165.71 | 272.73 | 2.8*+2.8+2.8+2.7* | 2.73*+2.73+2.73+2.73+2.73+2.7 3+2.73+2.73* | | | 38 |
| 43.68 | - | 43.68 | 2.0+2.2 | 2.0+2.2+2.2+2.0+2.0 | | 対辺の柱穴位置が対応せず | 38 |
| 55.09 | 120.65 | 175.74 | 3.03*+3.03+3.03+3.03* | 2.4*+4.4+2.7+2.4+2.6*/(身舎 3.03+3.03+3.03) | | 身舎と庇の柱筋対応せず、四面庇? | 38 |
| 57.34 | 104.34 | 161.68 | 2.35*+2.35+2.35+2.35* | 2.5*+2.5+2.5+2.2+2.5+2.5+2.5* | | 西列が斜め(台形状) | 38 |
| - | - | - | 2.6+・ | ・+2.4+2.4 | | 南北を梁行と仮定 | 38 |
| 57.66 | 172.92 | 230.58 | 3.1*+3.1+3.1+3.3* | 2.6**+3.3*+3.1+3.1+3.1+3.1* | | | 39 |
| - | - | - | 2.35+2.35 | ・+2.0+2.0+2.0 | | | 39 |
| 37.74 | - | 37.74 | 2.5+2.6 | 2.6+2.4+2.4 | | | 39 |
| 9.24 | - | 9.24 | 2.2 | 2.1+2.1 | | | 39 |
| 20.58 | 7.84 | 28.42 | 2.1+2.1+1.6* | 2.45+2.45 | | | 39 |
| - | - | - | 1.8+・ | ・+2.3+2.3 | | 南北を梁行と仮定 | 39 |

| No. | 遺跡名 | 建物名 | 棟方向 | 建物種類 | 細分類 | 孫庇 | 庇位置 | 身舎梁行(間) | 身舎桁行(間) | 身舎梁行長(m) | 身舎桁行長(m) | 梁行×桁行 | 総梁行(m) | 総桁行(m) |
|-----|------|---------|-----|------|---------|----|---------|---------|---------|----------|----------|-------|--------|--------|
| 271 | 柳之御所 | 30SB8 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 3 | 4.30 | - | 2×3 | 4.30 | 6.00 |
| 272 | 柳之御所 | 31SB1 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 3 | 4.30 | - | 2×3 | 4.30 | 6.50 |
| 273 | 柳之御所 | 31SB2 | - | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 1 | 2.60 | - | 1×1 | 2.60 | 2.60 |
| 274 | 柳之御所 | 31SB3 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 2.20 | - | 1×3 | 2.20 | 8.10 |
| 275 | 柳之御所 | 31SB4 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 4 | 4.20 | - | 1×4 | 4.20 | 9.40 |
| 276 | 柳之御所 | 31SB5 | 東西 | 総柱 | 2間型 | - | - | 2 | 5 | 6.00 | - | 2×5 | 6.00 | 12.50 |
| 277 | 柳之御所 | 31SB6 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 5 | 4.30 | - | 2×5 | 4.30 | 10.60 |
| 278 | 柳之御所 | 31SB7 | 東西 | 庇 | 二面 | - | 北・東 | 2 | 5 | 4.54 | 10.60 | 3×6 | 5.70 | 12.00 |
| 279 | 柳之御所 | 31SB8 | 東西? | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 2 | 4.30 | - | 2×2 | 4.30 | 4.60 |
| 280 | 柳之御所 | 35SB1 | 東西 | 庇 | 一面 | - | 西 | 2 | 2 | 6.40 | 6.80 | 2×3 | 6.40 | 9.45 |
| 281 | 柳之御所 | 41SB1 | 東西 | 庇 | 二面 | - | 北・東 | 2 | 3 | 3.90 | 6.50 | 3×4 | 5.30 | 7.80 |
| 282 | 柳之御所 | 41SB2 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 3 | 4.30 | - | 2×3 | 4.30 | 6.00 |
| 283 | 柳之御所 | 41SB3 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 3.15 | - | 1×3 | 3.15 | 6.10 |
| 284 | 柳之御所 | 48SB1 | 東西 | 総柱 | 2間型 | - | - | 2 | 12 | 5.46 | 29.35 | 2×12 | 5.46 | 29.35 |
| 285 | 柳之御所 | 50SB3 | 東西 | 庇 | 二面 | - | 北・南 | 2 | 5 | 4.30 | 12.29 | 4×5 | 8.54 | 12.29 |
| 286 | 柳之御所 | 50SB4 | 南北 | 総柱 | 3間以上型 | - | - | 7 | 8 | 16.94 | 18.36 | 7×8 | 16.94 | 18.36 |
| 287 | 柳之御所 | 50SB5 | 南北 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.54 | 6.36 | 4×5 | 9.18 | 11.39 |
| 288 | 柳之御所 | 50SB7 | 東西 | 庇 | 一面 | - | 北 | 2 | 3 | 4.90 | 7.50 | 3×3 | 6.70 | 7.50 |
| 289 | 柳之御所 | 50SB8 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 5 | 3.33 | - | 1×5 | 3.33 | 10.86 |
| 290 | 柳之御所 | 50SB9 | 東西 | 庇 | 三面 | - | 西・北・南 | 2 | 5 | 3.94 | 11.20 | 4×6 | 7.88 | 12.96 |
| 291 | 柳之御所 | 50SB10 | 南北 | 庇 | 一面 | - | 西 | 2 | 3 | 4.72 | 6.18 | 3×3 | 7.08 | 6.18 |
| 292 | 柳之御所 | 50SB16 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 2.79 | - | 1×3 | 2.79 | 6.18 |
| 293 | 柳之御所 | 50SB17 | 東西? | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 2 | 4.91 | - | 1×2 | 4.91 | 4.91 |
| 294 | 柳之御所 | 50SB18 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3+ | 5.45 | - | 1× | 5.45 | - |
| 295 | 柳之御所 | 50SB19 | 東西 | 庇 | 二面 | - | 北・南 | 3 | 4 | 6.50 | 9.08 | (5×4) | 9.70 | 9.08 |
| 296 | 柳之御所 | 52SB14 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 4 | 3.94 | - | 2×4 | 3.94 | 9.08 |
| 297 | 柳之御所 | 52SB18 | 南北 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.84 | 6.36 | 4×5 | 8.48 | 10.00 |
| 298 | 柳之御所 | 52SB19 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 5 | 5.16 | - | 2×5 | 5.16 | 13.79 |
| 299 | 柳之御所 | 52SB21 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 4 | 5.54 | - | 1×4 | 5.54 | 9.27 |
| 300 | 柳之御所 | 52SB25 | 東西 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 5.44 | 8.16 | 4×5 | 11.65 | 15.15 |
| 301 | 柳之御所 | 52SB26 | 南北 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.24 | 6.36 | 4×5 | 7.86 | 9.68 |
| 302 | 柳之御所 | 55SB5 | 南北 | 庇 | 二面 | - | 西・東 | 2 | 7 | 4.90 | 17.30 | 4×7 | 9.70 | 17.30 |
| 303 | 柳之御所 | 55SB6 | 南北 | 総柱 | 3間以上型 | - | - | 6 | 6 | 18.4 | 19.50 | 6×6 | 18.4 | 19.50 |
| 304 | 柳之御所 | 55SB8 | 東西 | 庇 | 三面 | - | 西・南・東 | 2 | 4 | 4.80 | 8.00 | 3×6 | 6.00 | 10.40 |
| 305 | 柳之御所 | 55SB9 | 東西 | 庇 | 三面 | - | 西・北・東 | 2 | 2 | 4.90 | 5.00 | 3×4 | 6.21 | 7.57 |
| 306 | 柳之御所 | 55SB10 | 東西 | 庇 | 二面 | - | 西・東 | 2 | 3 | 4.85 | 7.88 | 2×5 | 4.85 | 10.30 |
| 307 | 柳之御所 | 55SB11 | 東西 | 庇 | 二面 | - | 北・南 | 2 | 5 | 4.24 | 12.40 | 4×5 | 7.88 | 12.40 |
| 308 | 柳之御所 | 55SB12 | 東西 | 庇 | 四面 | 西 | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 4.40 | 6.90 | 4×6 | 8.94 | 12.88 |
| 309 | 柳之御所 | 55SB13 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 4 | 4.24 | - | 1×4 | 4.24 | 8.48 |
| 310 | 柳之御所 | 55SB14 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 3.64 | - | 1×3 | 3.64 | 7.28 |
| 311 | 柳之御所 | 55SB15 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 3 | 3.64 | - | 2×3 | 3.64 | 5.90 |
| 312 | 柳之御所 | 55SB16 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 3.64 | - | 1×3 | 3.64 | 6.81 |
| 313 | 柳之御所 | 55SB17 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 4.54 | - | 1×3 | 4.54 | 6.97 |
| 314 | 柳之御所 | 55SB18 | 東西 | 庇 | 二面 | - | 北・南 | 2 | 3 | 4.54 | 7.28 | 4×3 | 9.69 | 7.28 |
| 315 | 柳之御所 | 55SB19 | 南北 | 無庇 | (梁行二間型) | - | - | 2 | 9 | 4.85 | 10.60 | 2×9 | 4.85 | 10.60 |
| 316 | 柳之御所 | 55SB20 | 南北 | 庇 | 一面 | - | 北 | 2 | 4 | 5.80 | 10.00 | 2×5 | 5.80 | 12.40 |
| 317 | 柳之御所 | 55SB21 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 2.27 | - | 1×3 | 2.27 | 6.81 |
| 318 | 柳之御所 | 55SB23 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 4 | 2.73 | - | 1×4 | 2.73 | 8.18 |
| 319 | 柳之御所 | 55SB24 | - | 無庇 | 梁行三間型 | - | - | 3 | 3 | 6.36 | - | 3×3 | 6.36 | 6.36 |
| 320 | 柳之御所 | 55SB25 | 南北 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 3.79 | - | 1×3 | 3.79 | 6.81 |
| 321 | 柳之御所 | 55SB27 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 3 | 4.70 | - | 1×3 | 4.70 | 9.54 |
| 322 | 柳之御所 | 55SB29 | 南北 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 4 | 4.12 | - | 2×4 | 4.12 | 7.73 |
| 323 | 柳之御所 | 56SB1 | 東西 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 5.40 | 6.99 | 4×5 | 9.80 | 11.99 |
| 324 | 柳之御所 | 56SB2 | 東西 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 3 | 5.40 | 7.20 | 4×5 | 10.40 | 12.00 |
| 325 | 柳之御所 | 56SB3 | 南北 | 無庇 | 梁行三間型 | - | - | 3 | 4 | 5.45 | - | 3×4 | 5.45 | 10.30 |
| 326 | 柳之御所 | 56SB4 | 東西 | 無庇 | 梁行二間型 | - | - | 2 | 5 | 4.63 | - | 2×5 | 4.63 | 10.30 |
| 327 | 柳之御所 | 56SB5 | 南北 | 庇 | 一面 | - | 北 | 1 | 1 | 2.42 | 3.03 | 1×2 | 2.42 | 4.09 |
| 328 | 志羅山 | 95SB1 | 東西 | 庇 | 不明 | - | 西・北+ | (2) | (3) | - | 7.70 | - | - | - |
| 329 | 柳之御所 | 12SB4 | - | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 1 | 1 | 3.00 | 3.00 | 3×3 | 7.20 | 7.20 |
| 330 | 柳之御所 | 12SB5 | 東西 | 無庇 | 梁行一間型 | - | - | 1 | 2 | 3.00 | 5.10 | 1×2 | 3.00 | 5.10 |
| 331 | 柳之御所 | 30SB1 | 東西 | 庇 | 四面 | 西 | 東・西・南・北 | 2 | 5 | 5.00 | 12.50 | 4×8 | 10.00 | 20.00 |
| 332 | 柳之御所 | 50SB6 A | 南北 | 庇 | 四面 | - | 東・西・南・北 | 2 | 5 | 4.85 | 12.13 | 4×7 | 7.88 | 15.16 |
| 333 | 柳之御所 | 50SB6 B | 南北 | 無庇 | 梁行四間型 | - | - | 4 | 7 | 9.09 | 16.67 | 4×7 | 9.09 | 16.67 |

表註

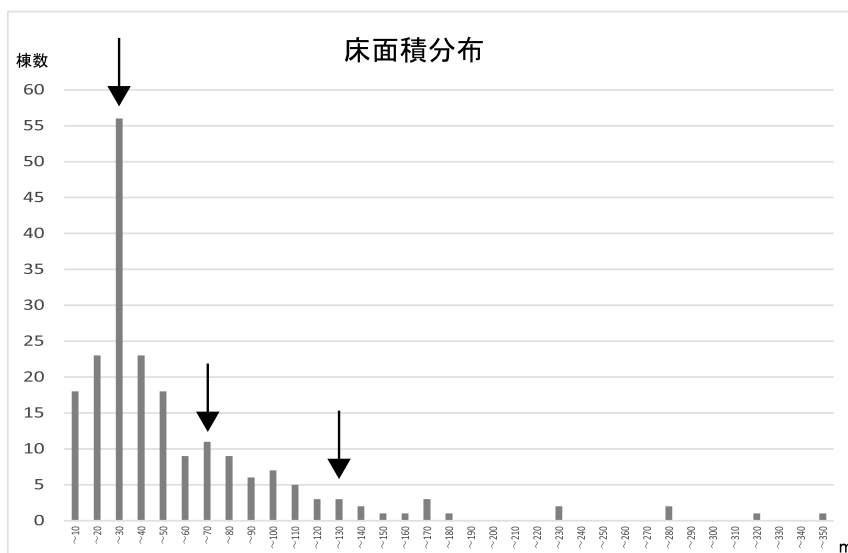
1. 各項目とも()は推定・復元値 2. 柱間寸法…「」は庇の柱間寸法=庇の出、「」は孫庇の寸法、
5. 柱間寸法は、[東西棟]梁行:北から、桁行:西から、[南北棟]梁行:西から、桁行:北から、それぞれ順に記載。いずれも北西隅が起点。

| 身舎面積 (㎡) | 庇面積 (㎡) | 総面積 (㎡) | 梁柱間寸法 (m) | 桁柱間寸法 (m) | 廊 | 備考 | 文献 |
|----------|---------|---------|---|---|-------|-----------------------------|------|
| 25.80 | — | 25.80 | 2.3+2.0 | 2.0+2.0+2.0 | | 片庇の可能性あり | 39 |
| 26.33 | — | 26.33 | 2.1+2.2 | 2.2+2.0+2.3 | | 台形状 (西と南列を計測) | 38 |
| 6.76 | — | 6.76 | 2.6 | 2.6 | | 台形状 | 38 |
| 17.82 | — | 17.82 | 2.2 | 3.0+2.5+2.5 | | 台形状、南側列を計測 | 38 |
| 39.48 | — | 39.48 | 4.2 | 2.7+2.0+2.0+2.7 | | | 38 |
| 75.00 | — | 75.00 | 3.0+3.0 | 2.5+2.5+2.5+2.5+2.5 | | | 38 |
| 45.58 | — | 45.58 | 2.3+2.0 | 2.2+2.2+2.0+2.0+2.2 | | 平行四辺形 (対辺の柱間寸法がずれる) | 38 |
| 48.12 | 20.28 | 68.40 | 1.21*+2.27+2.27 | 2.12+2.12+2.12+2.12+2.12+1.21* | | | 38 |
| 19.78 | — | 19.78 | 2.3+2.0 | 2.3+2.3 | | 台形状 (南・西列を計測) | 38 |
| 43.52 | 16.96 | 60.48 | 3.1+3.3 | 2.65*+3.9+2.9 | | | 39 |
| 26.00 | 15.34 | 41.34 | 1.3*+2.0+2.0 | 2.1+2.3+2.1+1.3* | | 柱筋の通り悪い、平行四辺形 | 38 |
| 25.80 | — | 25.80 | 2.15+2.15 | 2.1+1.8+2.1 | | | 38 |
| 18.76 | — | 18.76 | 3.15 | 2.1+1.9+2.1 | | 台形状、南側列を計測 | 38 |
| 160.25 | — | 160.25 | 2.73+2.73 | 2.42+2.42+2.42+2.42+2.42+2.73+2.42 +2.42+2.42+2.42+2.42+2.42 | | | 40 |
| 52.85 | 52.11 | 104.96 | 2.09*+2.15+2.15+2.15* | 2.21+2.39+3.09+2.39+2.21 | | | 41 |
| 311.02 | — | 311.02 | 2.27+2.27+2.485+2.485+2.485+ 2.485+2.485 | 1.88+2.18+2.18+2.18+248.5+248.5+2 48.5+248.5 | | | 41 |
| 28.87 | 75.69 | 104.56 | 2.515*+2.27+2.27+2.12* | 2.515*+2.12+2.12+2.12+2.515* | | | 41 |
| 36.75 | 13.50 | 50.25 | 1.8*+2.45+2.45 | 2.5+2.5+2.5 | | | 41 |
| 36.16 | — | 36.16 | 3.33 | 1.48+2.48+2.48+2.94+1.48 | | | 41 |
| 44.13 | 58.00 | 102.13 | 1.97*+1.97+1.97+1.97* | 1.76*+2.24+2.24+2.24+2.24+2.24 | | 四面庇の可能性 | 41 |
| 29.17 | 14.58 | 43.75 | 2.36*+2.36+2.36 | 2.06+2.06+2.06 | | | 41 |
| 17.24 | — | 17.24 | 2.79 | 2.06+2.06+2.06 | | | 41 |
| 24.11 | — | 24.11 | 4.91 | 2.455+2.455 | | | 41 |
| — | — | — | 5.45 | 2.27+2.27+2.27+ · | | | 41 |
| (57.75) | (30.33) | (88.08) | 1.5+2.1+2.4+2.1+1.7 | 2.27+2.27+2.27+2.27 | | 総柱の可能性あり | 41 |
| 35.78 | — | 38.68 | 1.97+1.97 | 2.27+2.27+2.27+2.27 | 1 × 1 | 凸形の廊が付設 (面積はこれを含む) | 42 |
| 30.78 | 54.02 | 84.80 | 1.82*+2.42+2.42+1.82* | 1.82*+2.12+2.12+2.12+1.82* | | | 42 |
| 71.16 | — | 71.16 | 2.58+2.58 | 2.88+1.97+2.58+2.88+3.48 | | | 42 |
| 51.36 | — | 51.36 | 5.54 | 2.73+2.18+2.18+2.18 | ? × 4 | 東列に堀 (廊) が4間分付設か | 42 |
| 44.39 | 132.05 | 176.44 | 3.105*+2.72+2.72+3.105* | 3.105*+2.72+2.72+2.72+3.88* | 2 × 7 | 廊 (104.06 ㎡) を合わせると 280.5 ㎡ | 42 |
| 26.97 | 49.12 | 76.08 | 1.81*+2.12+2.12+1.81* | 1.81*+2.12+2.12+2.12+1.51* | | | 42 |
| 84.77 | 83.04 | 167.81 | 2.7*+2.45+2.45+2.1* | 2.5+2.5+2.5+2.5+2.3+2.5+2.5 | | 間仕切りあり | 43 |
| 358.80 | — | 358.80 | 3.0+3.0+3.3+3.0+3.0+3.1 | 2.8+3.4+3.4+3.4+3.4+3.1 | | | 43 |
| 38.40 | 24.00 | 62.40 | 2.4+2.4+1.2* | 1.2*+2.0+2.0+2.0+2.0+1.2* | | | 43 |
| 24.50 | 22.50 | 47.00 | 1.36*+2.425+2.425 | 1.36*+2.425+2.425+1.36* | | 平行四辺形 | 43 |
| 38.22 | 11.74 | 49.96 | 2.425+2.425 | 1.21*+1.97+3.94+1.97+1.21* | | | 43 |
| 52.58 | 45.14 | 97.71 | 1.82*+2.12+2.12+1.82* | 2.3+2.5+2.5+2.5+2.6 | | | 43 |
| 30.36 | 84.79 | 115.15 | 2.425*+2.27+2.27+1.97* | 1.67*+1.97*+2.27+2.27+2.27+2.425* | | | 43 |
| 35.96 | — | 35.96 | 4.24 | 2.12+2.12+2.12+2.12 | | | 43 |
| 26.50 | — | 26.50 | 3.64 | 2.425+2.425+2.425 | | | 43 |
| 21.48 | — | 21.48 | 1.82+1.82 | 1.36+2.27+2.27 | | | 43 |
| 24.79 | — | 24.79 | 3.64 | 2.27+2.27+2.27 | | | 43 |
| 31.64 | — | 31.64 | 4.54 | 2.27+2.43+2.27 | | | 43 |
| 33.03 | 37.47 | 70.49 | 2.575*+2.27+2.27+2.575* | 2.425+2.425+2.425 | | | 43 |
| 51.41 | — | 51.41 | 2.425+2.425 | 1.06+1.06+1.06+1.06+1.06+1.06+ +1.06+2.12 | | 近世の可能性 | 43 |
| 58.00 | 13.92 | 71.92 | 2.9+2.9 | 2.4*+2.5+2.5+2.5+2.5 | | | 43 |
| 15.46 | — | 15.46 | 2.27 | 2.27+2.27+ - 2.27 | | | 43 |
| 22.33 | — | 22.33 | 2.73 | 2.27+1.97+1.97+1.97 | | | 43 |
| 40.45 | — | 40.45 | 2.12+2.12+2.12 | 2.12+2.12+2.12 | | | 43 |
| 25.81 | — | 25.81 | 3.79 | 2.27+2.27+2.27 | | | 43 |
| 44.84 | — | 44.84 | 4.7 | 3.18+3.18+3.18 | | | 43 |
| 31.85 | — | 31.85 | 2.06+2.06 | 2.0+2.0+2.0+1.73 | | | 43 |
| 37.75 | 79.76 | 117.50 | 2.0*+2.7+2.7+2.4* | 2.5*+2.33+2.33+2.33+2.5* | | 身舎と庇が平行ではない | 44 |
| 38.88 | 85.92 | 124.80 | 2.5*+2.7+2.7+2.5* | 2.4*+2.4+2.4+2.4+2.4* | | 身舎と庇が平行ではない | 44 |
| 56.14 | — | 56.14 | 2.0+1.94+1.52 | 2.33+2.51+2.42+3.03 | | | 44 |
| 47.69 | — | 47.69 | 2.42+2.21 | 2.4+2.0+1.7+2.1+2.1 | | 柱間寸法対辺でずれ、間仕切りあり | 44 |
| 7.33 | 2.57 | 9.90 | 2.42 | 1.06*+3.03 | | | 44 |
| — | — | — | 1.15*+2.5+ · | 1.3*+2.5+2.5+2.7+ · | | 12世紀以降の可能性 | 補遺15 |
| 9.61 | 42.23 | 51.84 | 2.1*+3.0+2.1* | 2.1*+3.0+2.1* | | 平行四辺形 | 補遺45 |
| 15.30 | — | 15.30 | 3.0 | 2.0+3.1 | | 台形状 (東・南列で計測) | 補遺45 |
| 62.50 | 137.50 | 200.00 | 2.5*+2.5+2.5+2.5* | 2.5**+2.5*+2.5+2.5+2.5+2.5+2.5* | | | 補遺39 |
| 58.83 | 60.63 | 119.46 | 1.21*+2.425+2.425+1.82* | 1.21*+2.425+2.425+2.425+2.425+2.4 25+1.82* | | | 補遺43 |
| 151.53 | — | 151.53 | 2.12+2.425+2.425+2.12 | 2.12+2.425+2.425+2.425+2.425+2.42 5+2.425 | | | 補遺43 |

3. 「・」は欠失、未調査分

4. 「+」は、さらに存在の可能性を示す (柱間寸法の項は除いて)

補遺として、表末に掲げる。前稿の分析内容は変わらない。前稿でも触れたが、無庇建物のうち最多の平面形式は梁行1間、桁行3間（以下1×3と略す）145棟中31棟である。庇建物の身舎については119棟中42棟が2×3の平面形式を採用するなど対照的である。無庇建物と庇建物を含めると最多の身舎平面形式は2×3となるが、平泉においては庇建物の割合が高い



第1図 床面積分布表

ためにそのような傾向があるのであろう。一般的な地域では1×3の平面形式が多い可能性がある。また、前稿では無庇建物は梁行一間から三間までを想定していたが、今回の補遺により、梁行四間型も存在するようである(50SB6B)。そのほか、建物跡の床面積を基準に、大型(60㎡以上)、特大型(120㎡以上)の分類を使用した。その区分については第1図のグラフを基準としている。このグラフをみると、30㎡を頂点とした範囲が60㎡まで数が減少し、これを1つの範囲(一般的な建物)とする。それ以降70㎡までの範囲(60㎡以上の大型建物)に小さな頂点があり120㎡まで減少し、これを2つめの範囲とする。そして棟数が減少するそれ以降の範囲(120㎡以上の特大型建物)の3つに分けることができ、これを分類の基準とした。床面積が60㎡までの建物をもっとも数が多く30㎡に頂点があることは、前代(12世紀以前)の主要建物である竪穴建物と比べても面積の拡大はあまり大きくない。この時期の中心地域である平泉においてもこういった規模の建物が多いのである。竪穴建物から掘立柱建物へ建物形式が変化しても一般的な建物の規模には大きな変化は無い。おそらくこの大きさが“使い勝手”のよい大きさなのであろう。いっぽうで60㎡以上や120㎡以上の建物については数が少なく、とくに120㎡以上の建物は床面積も連続しない。一般的なあり方とは異なる様相を示しているかもしれない。

遺跡ごとの掘立柱建物跡棟数は、前稿で触れたものも含めて以下の通りである。志羅山遺跡143棟、柳之御所遺跡108棟、泉屋遺跡20棟、伽羅之御所跡12棟、宿遺跡9棟、国衛館跡7棟、祇園I遺跡3棟、祇園II遺跡5棟、衣関遺跡5棟、倉町遺跡3棟、無量光院跡3棟、中尊寺境内2棟、鈴沢遺跡2棟、高田遺跡2棟、高玉遺跡2棟、花立I遺跡2棟、本町II遺跡2棟、毛越V遺跡1棟、瀬原II遺跡1棟、白山社1棟である。平泉拠点地区にある遺跡からは多くの掘立柱建物跡が見つかったが、拠点地区の北側や太田川を越えた南側にも複数の建物跡が集中する遺跡があることは注目される。

なお、前稿は脱稿から刊行までに時間を要したため、その間に本論に関わる論考がいくつか発表されている(及川2017、島原2017など)。とくに島原氏は四面庇建物の集成を行っていくつかの検討を行ったのだが、本論とは、とくに集成した建物数が異なる。これは本論が梁行と床面積を重視したため、その可能性があっても、全容が知れないものは不明としたことによる違いが大きい。いずれにせよ、本論(前稿を含めて)とは大きな傾向においては齟齬はないであろう。

3. 今後の課題

本稿では、前稿で示せなかった掘立柱建物跡の集成表を提示することに主眼をおいた。触れることができなかつた若干の問題と訂正もあわせて記した。遺漏はあろうがこれで2016年度までの平泉における掘立柱建物跡の基礎的データを提示できたと思う。今後はこれらのデータを使用して、派生する様々な問題点を明らかにしていきたい。とくに大型掘立柱建物跡など複数の掘立柱建物跡が集中している地域・地点の性格解明については、八木光則がいくつかの類型を示した(八木2016)ように掘立柱建物跡のまとまりが居館なのか居宅なのかあるいは寺院なのか明らかにできればと考えている。今回集成を行った12世紀という時期は、わずか100年間におけるデータではあるが、平泉はこの100年間の様相が限定的に残存する希少な地域でもある。今回はこの中の掘立柱建物跡だけを取り上げたが、この地域の研究が基準となって他地域やその前後の時期の研究に貢献できるのではないかと考えている。また、12世紀というその期間には、古代から中世への様々な事象の変化点が含まれており、平泉においては、滅亡されたために、それがある程度限定された状況で確認できるということでもある。社会における重要な変化の要素が平泉の地下には眠っているのである。今後もそれらの良好な要素を見出していきたい。

謝辞

資料収集の際は、及川司氏、島原弘征氏に便宜を頂いた。末筆ながら記して感謝申し上げます。

参考・引用文献

- 岩手県教育委員会 2004『柳之御所遺跡－第1次・第2次内容確認調査総括報告書』岩手県文化財調査報告書第118集
 岩手県教育委員会 2008『柳之御所遺跡－第65次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第125集
 岩手県教育委員会 2019『柳之御所遺跡－堀内部地区内容確認調査－』岩手県文化財調査報告書第155集
 及川真紀 2017「考古資料にみる「平泉」とその周辺－平泉以北・緑辺部の様相－」『岩手考古学』第28号
 島原弘征 2017「平泉遺跡群における四面庇建物について」『岩手考古学』第28号
 西澤正晴 2020「平泉における建築遺構－掘立柱建物を中心に－」『平泉の文化史1 平泉を掘る』吉川弘文館
 八木光則 2016「北奥における12世紀の居館と居宅」『岩手大学平泉文化研究センター年報』第4集、

表文献*(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター→岩手県埋文センターと略す

- 1 平泉町教育委員会 1993『衣閔遺跡第1次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第31集
- 2 平泉町教育委員会 1985『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第6集
- 3 岩手県埋文センター 2003『本町Ⅱ遺跡第二次発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第410集
- 4 平泉町教育委員会 1994『宿遺跡第1次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第41集
- 5 平泉町教育委員会 2001『平泉遺跡群発掘調査報告書略報』岩手県平泉町文化財調査報告書第77集
- 6 平泉町教育委員会 1994『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第40集
- 7 平泉町教育委員会 1999『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第73集
- 8 平泉町教育委員会 2004『花立Ⅰ遺跡第2・3次・西光寺跡第2次・白山社遺跡第3次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第89集
- 9 平泉町教育委員会 1995『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第47集
- 10 平泉町教育委員会 2012『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第118集
- 11 平泉町教育委員会 2006『高玉遺跡発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第100集
- 12 平泉町教育委員会 1995『高田遺跡第1次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第52集
- 13 平泉町教育委員会 1990『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第21集
- 14 平泉町教育委員会 2000『平泉遺跡群発掘調査報告書略報』岩手県平泉町文化財調査報告書第75集
- 15 平泉町教育委員会 2008『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第108集
- 16 平泉町教育委員会 2004『国衡館跡第9・11次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第90集
- 17 平泉町教育委員会 2006『倉町遺跡第6次・国衡館跡第10次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第101集
- 18 平泉町教育委員会 2004『倉町遺跡第4次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第88集
- 19 平泉町教育委員会 2007『倉町遺跡第7～10次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第104集
- 20 平泉町教育委員会 1993『白山社遺跡第2次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第30集
- 21 平泉町教育委員会 1993『志羅山遺跡第13・15～18・20次発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第35集

- 22 平泉町教育委員会 1993 『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第34集
- 23 平泉町教育委員会 1994 『志羅山遺跡第23・29・30次発掘調査報告書－毛越寺線整備事業に伴う調査(その1)－』岩手県平泉町文化財調査報告書第44集
- 24 平泉町教育委員会 1995 『志羅山遺跡第31・32・37次発掘調査報告書－毛越寺線整備事業に伴う調査(その2)－』岩手県平泉町文化財調査報告書第45集
- 25 平泉町教育委員会 1996 『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第55集
- 26 岩手県埋文センター 2001 『志羅山遺跡発掘調査報告書(第47・56・67・73・80次調査)』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第352集
- 27 岩手県埋文センター 2000 『志羅山遺跡第46・66・74次発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第312集
- 28 平泉町教育委員会 1998 『志羅山遺跡第69・71次発掘調査報告書－毛越寺線整備事業に伴う調査－』岩手県平泉町文化財調査報告書第71集
- 29 平泉町教育委員会 2003 『平泉遺跡群発掘調査報告書略報』岩手県平泉町文化財調査報告書第81集
- 30 平泉町教育委員会 2015 『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第124集
- 31 平泉町教育委員会 2016 『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第126集
- 32 平泉町教育委員会 1991 『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第23集
- 33 岩手県埋文センター 1997 『泉屋遺跡第10・11・13・15次発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第247集
- 34 岩手県埋文センター 2003 『泉屋遺跡第16・19・21次発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第399集
- 35 平泉町教育委員会 2013 『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第120集
- 36 平泉町教育委員会 2014 『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第122集
- 37 岩手県埋文センター 2016 『伽羅之御所跡第22・23次発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第648集
- 38 岩手県埋文センター 1994 『柳之御所跡 一閑遊水地・平泉バイパス建設関連第21・23・28・31・36・41次発掘調査－』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集
- 39 平泉町教育委員会 1994 『柳之御所跡発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第38集
- 40 岩手県教育委員会 1999 『柳之御所遺跡－第47・48・49次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第104集
- 41 岩手県教育委員会 2000 『柳之御所遺跡－第50次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第107集
- 42 岩手県教育委員会 2001 『柳之御所遺跡－第52次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第111集
- 43 岩手県教育委員会 2002 『柳之御所遺跡－第55次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第113集
- 44 岩手県教育委員会 2003 『柳之御所遺跡－第56次発掘調査概報－』岩手県文化財調査報告書第117集
- 45 平泉町教育委員会 1983 『柳之御所跡発掘調査報告書－第11・12次発掘調査概報－』岩手県平泉町文化財調査報告書第1集

紀要Ⅰ(1)

1981(昭和56)年3月【B5版】72頁

論文

- 陥し穴状遺構について 瀬川司男・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
古代奥羽での祥瑞災異 鈴木恵治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
岩手県に於ける中・近世の掘立柱建物跡 -遺跡紹介を中心として- 高橋與右衛門・・・・・・・・・・ 37

資料紹介

- 陣笠状の内耳鉄鍋 鈴木恵治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

紀要Ⅱ(2)

1982(昭和57)年3月【B5版】74頁

論文

- 縄文時代の玉類についての初歩的研究 -二戸郡安代町谷地田出土の玉2点を中心として- 鈴木隆英・・・・・・・・ 1
折爪岳東麓の遺跡と湧水 種市 進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
平安期の山間部集落 光井文行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
大型住居址における一重複例 -富山県朝日町不動堂遺跡の第2住居跡を中心に- 高橋文夫・・・・・・・・ 47

資料紹介

- 縄文時代の彫器 高橋文夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

紀要Ⅲ(3)

1983(昭和58)年3月【B5版】78頁

論文

- 発掘された墳墓について 石川長喜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
対夷政策に関わる反国家的行動 鈴木恵治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

資料紹介

- 岩手県岩手郡雫石町小赤沢産の黒曜石について 鈴木隆英・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

紀要Ⅳ(4)

1984(昭和59)年3月【B5版】90頁

論文

- 須恵器大甕にみられる「放射状当て具痕」について 高橋與右衛門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
岩泉町内の洞穴遺跡 佐々木清文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

資料紹介

- 岩手県における奈良・平安時代出土の鉄製品について 高橋義介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

紀要Ⅴ(5)

1985(昭和60)年3月【B5版】104頁

論文

| | |
|---|----|
| 縄文時代前・中期住居址群の変遷 -松尾村長者屋敷遺跡の分析- 三浦謙一・佐々木 勝 | 1 |
| 弘仁年間における蝦夷征討と岩手県北地方の状況 鈴木恵治 | 49 |
| 北部北上山地の草創期・早期資料 -岩手県軽米町馬場野Ⅱ遺跡出土の多縄文系土器群と押型文土器群について- | |
| 工藤 利幸 | 69 |
| 花巻市桜町窯出土の陶磁器 昆野 靖・石川長喜 | 93 |

紀要Ⅵ (6)

1986 (昭和61) 年2月 【B5版】 81頁

論文

| | |
|---------------------------------|---|
| 「瘤付土器」から「晩期前葉」までの土器文様の変遷過程 田鎖壽夫 | 1 |
|---------------------------------|---|

資料紹介

| | |
|--------------------------------------|----|
| 手代森遺跡出土の動物形土製品 佐々木清文 | 57 |
| 原始・古代の信仰と遺跡 -配石遺構・胆沢城・志波城・徳丹城- 名須川溢男 | 71 |

紀要Ⅶ (7)

1987 (昭和62) 年3月 【B5版】 97頁

論文

| | |
|--------------------------------|---|
| 縄文晩期の文様構成とその系統的変遷についての一考察 田鎖壽夫 | 1 |
|--------------------------------|---|

研究ノート

| | |
|--------------------------------|----|
| 陥し穴状遺構の形態と時期について 田村壮一 | 25 |
| 岩手県北部における縄文中期後葉から後期前葉の住居跡 酒井宗孝 | 45 |
| 7・8世紀にみられる沈線文をもつ土器について 光井文行 | 71 |

資料紹介

| | |
|----------------------|----|
| 金属製遺物の保存処理について 佐々木清文 | 89 |
|----------------------|----|

紀要Ⅷ (8)

1988 (昭和63) 年3月 【B5版】 76頁

論文

| | |
|------------------------|---|
| 日本考古学における層位論研究の特質 佐藤嘉広 | 1 |
|------------------------|---|

資料集成

| | |
|----------------------------|----|
| 岩手県内出土の石製円盤・土製円盤について 佐々木嘉直 | 37 |
| 岩手県における弥生時代の住居址 小田野哲憲 | 57 |

紀要Ⅸ (9)

1989 (平成元) 年3月 【B5版】 85頁

論文

| | |
|----------------------------|----|
| 岩手県内における弥生時代の石器組成について 相原康二 | 1 |
| 掘立柱建物跡の間尺とその時代性 高橋與右衛門 | 25 |
| 黒色腐食層 (黒土層) の生成に関する覚書 佐瀬 隆 | 49 |

資料紹介

- 寺前Ⅰ遺跡出土の石製品について 平井 進・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
「梅垣焼」ノート(1) 小田野哲憲・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

紀要X(10)

1990(平成2)年3月【B5版】45頁

研究ノート

- 岩手県にみられる古代の北海道系土器について -頸部に段をもつ甕形土器- 光井文行・・・・・・・・1
岩手県内の円形周溝と方形周溝 玉川英喜・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

資料紹介

- 大日向Ⅱ遺跡出土の人面付土版について 田鎖壽夫・・・・・・・・・・21
柳之御所跡出土の木製品 -速報- 三浦謙一・・・・・・・・・・27

紀要XI(11)

1991(平成3)年3月【B5版】104頁

論文

- 大洞B₂式の摩消縄文について(上) -東北地方北部を中心として- 金子昭彦・・・・・・・・1
東北北部の平安時代のなべ 松本建速・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
柳之御所跡出土の刻画文陶器 三浦謙一・・・・・・・・・・・・・・・・・・81

資料紹介

- 柳之御所跡出土の墨書折敷 三浦謙一・・・・・・・・・・・・・・・・・・一
平泉柳之御所跡出土の折敷墨書を読む 入間田宣夫・・・・・・・・三

紀要XII(12)

1992(平成4)年3月【B5版】86頁

論文

- 大洞B₂式の摩消縄文について(中) -東北地方北部を中心として- 金子昭彦・・・・・・・・1
柳之御所跡におけるかわらけ存在の意味 -柳之御所跡のかわらけの系譜と平泉におけるかわらけの出現から見た文化
変化の様相- 松本建速・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

資料紹介

- 遺跡データベースの構築について 田鎖壽夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・73

紀要XIII(13)

1993(平成5)年3月【B5版】116頁

論文

- 大洞B₂式の摩消縄文について(下) -東北地方北部を中心として- 金子昭彦・・・・・・・・1
柳之御所跡出土かわらけ編年試案 松本建速・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

研究ノート

- 西和賀地方の近世民家 羽柴直人・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
掘立柱建物跡からみた南部「曲り屋」出現期の一試案 高橋與右衛門・・・・・・・・95

資料紹介

柳上遺跡の炉 ―縄文時代中期末のいわゆる複式炉を中心に― 小原眞一 107

紀要XIV (14)

1994 (平成6) 年3月 【B5版】 123頁

論文

東北地方北半部における縄文時代後期中葉の土器 ―新山権現社遺跡Ⅲ群1～3類土器― 金子昭彦 1

研究ノート

岩手県の製鉄遺跡(2) 佐々木清文 35

手づくねかわらけからみた個の解釈 ―柳之御所跡出土手づくねかわらけ製作者の「くせ」とそれから派生する諸解釈―
松本建速 45

柳之御所跡出土瓦からの一考察 ―平泉の瓦成立の系譜と年代及び使用形態について― 鎌田 勉 61

東北地方北部における近世陶磁器の様相 ―1690～1780年代の消費状況の集成― 羽柴直人 95

資料紹介

岩手県花泉町花泉遺跡出土の骨角器 菊池強一 119

紀要XV (15)

1995 (平成7) 年3月 【B5版】 98頁

論文

岩手県上鷹生遺跡における土器口縁部の突起 ―大洞式前半の突起の事例研究― 金子昭彦 1

岩手県九戸地方のロクロ使用以前の土師器 羽柴直人 23

陸奥国北部の瓦 ―胆沢城系瓦の様相と系譜― 鎌田 勉 45

研究ノート

岩手県の縄文後期初頭土器群の様相 高木 晃 64

平泉のかわらけと平安京のかわらけの比較 松本建速 72

資料紹介

平泉町泉屋遺跡出土の柱状高台と突帯文四耳壺 佐々木務 84

岩手県の更新世火山灰と旧石器文化の層準 菊池強一 89

紀要XVI (16)

1996 (平成8) 年3月 【B5版】 104頁

論文

岩手県における大洞式前半の土器口縁部の突起 ―一般性と地域性の追求の試み― 金子昭彦 1

近世の「柳之御所跡」について 羽柴直人 25

研究ノート

岩手県内の経塚の検証(1) ―山屋館跡経塚状遺構と「経塚」出土といわれる陶磁器について―

鎌田 勉・八重樫忠郎 57

資料紹介

山田町沢田I遺跡出土の鉄鍋片 佐々木清文 79

岩手県における古代の木製食器について(その1) 高橋義介 83

紀要XVII (17)

1997 (平成9) 年3月 【A4版】 76頁

論文

- 岩手県平沢I遺跡における蛭沢式期の集落構造 —東北地方北部における縄文時代後期初頭の集落— 金子昭彦・1
12世紀平泉の四面廂掘立柱建物 松本建速 25
岩手県平泉町における近世掘立柱民家について —泉屋遺跡、志羅山遺跡の事例を中心に— 羽柴直人 41

資料紹介

- 軽米町大鳥I遺跡墓壇出土の内耳鉄鍋 阿部勝則 61
柳之御所跡の墨書資料 松本建速 —
平泉柳之御所出土の折敷を読む (続) 入間田宣夫 四

紀要XVIII (18)

1998 (平成10) 年3月 —20周年記念論集— 【A4版】 162頁

論文

- 埋蔵文化財センターの考古学 —野外調査・室内整理・報告書作成に関する諸問題— 金子昭彦 1
黒ボク土層生成論 —その“堆積性”と“人為との関わり”について— 佐瀬隆・細野 衛 19
岩手県における縄文時代中期中葉の底部穿孔埋甕について —住居内出土事例を中心に— 阿部勝則 29
岩手県北部における縄文時代中期の土器様相 酒井宗孝 37
岩手県矢巾町大渡野遺跡出土土器の再検討 相原康二 53
気仙の蕨手刀出土と伝承についての覚書 名須川溢男 67
岩手県沿岸部の土師器の変遷 —山田町周辺の土師器を中心に— 佐藤良和 73
柳之御所遺跡出土遺構の変遷とその性質 —『柳之御所跡 第3分冊 考察編』の事実記載誤りの訂正と若干の考察—
松本建速 81
岩手県平泉町柳之御所遺跡出土かわらけの胎土分析 沼田和宏・松本建速 91
柳之御所遺跡出土瓦の製作者について 鎌田 勉 99
岩手県南における中世板碑の一側面 —平泉町泉屋遺跡第16次発掘調査出土の板碑をめくりつつ— 千葉和弘 . . . 109
岩手県における中世後半のかわらけ様相 杉沢昭太郎 117
東北地方に分布する鋳写しビタ銭について 本沢慎輔 129
岩手県南の播鉢について —岩手県西磐井郡平泉町の事例を中心に— 羽柴直人 145
沢田II遺跡出土の骨角器 佐々木清文 159

紀要XIX (19)

2000 (平成12) 年3月 【A4版】 80頁

論文

- 岩手県における縄文時代晩期の遺構 金子昭彦 1
盛岡市上米内遺跡・向館遺跡における縄文時代中期の集落構造について 阿部勝則 33
十和田a火山灰による災害と復旧 —いわゆる畝間状遺構の再考— 能登 健・中村直美・菊池貴広 45
平泉遺跡群の墨書のある中国産陶磁器について 羽柴直人 63

研究ノート

- 岩手県内出土の土製支脚 ―古代土器製塩の実証にむけて― 濱田 宏 73

紀要XX (20)

2001 (平成 13) 年 3 月 【A4 版】 82 頁

論文

- 岩手県内出土の縄文時代中期の器台について 阿部勝則 1
岩手県における縄文時代晩期の遺跡 付 代表的な集落遺跡の検討 金子昭彦 11
十和田 a 火山灰による災害と復旧 (2) ―復旧の着手時期について詳細分析― 能登 健・中村直美・菊池貴広 47
柳之御所遺跡の中心建物群について 羽柴直人 53
前沢町白山地区出土の珠洲産壺について 相原康二 65

資料紹介

- 久慈市大芦 I 遺跡出土の舟形土製品 高木 晃 77

紀要XXI (21)

2002 (平成 14) 年 3 月 【A4 版】 92 頁

論文

- 縄文時代前期十和田中掇テフラ降下期集落跡の検討―岩手県山田町沢田 I 遺跡の考察― 星 雅之 1
岩手県における縄文時代晩期の集落跡 金子昭彦 17
縄文時代の東北地方太平洋岸域における骨格製漁撈具の起源と伝播 北田 勲 37
鎌倉時代の平泉の様相 ―泉屋遺跡の性格をめぐって― 羽柴直人 65

研究ノート

- 岩寺洞 (Amsa-dong) 遺跡出土石包丁の使用痕分析 ―韓半島出土石包丁の機能・用途― 高瀬克範 79

紀要XXII (22)

2003 (平成 15) 年 3 月 【A4 版】 102 頁

論文

- 岩手県における縄文時代中期の剥片集中遺構について 阿部勝則 1
東北地方北部における縄文時代晩期の墓と集落跡 金子昭彦 17
38 年戦争と蝦夷移配 菊池 賢 39
中世の盛岡市向中野 ―向中野館・台太郎遺跡の発掘調査から― 杉沢昭太郎 59

研究ノート

- 二戸市浅石遺跡出土の弥生時代中期の土器について 菊池貴広 77
古墳時代の黒曜石製石器に関する基礎的研究 ―水沢市中半入遺跡 105 号住居跡の接合資料・スクレイパーから―
丸山浩治 85

紀要XXIII (23)

2004 (平成 16) 年 3 月 【A4 版】 128 頁

論文

- 岩手県内の発掘調査事例からみた十和田中掇テフラ 星 雅之・須原拓 1

| | | |
|---|-------|----|
| 縄文時代中期の三角壺形土製品・三角壺形石製品について－岩手県内出土事例の検討－ | 阿部勝則 | 23 |
| 複式炉の研究－岩手県内における複式炉の地域別分布傾向とその分析－ | 駒木野智寛 | 41 |
| 「土偶はどれだけ壊れているか」補遺－形態別残存率の追求－ | 金子昭彦 | 61 |
| 国見山廃寺の史的検討 | 安藤邦彦 | 83 |

研究ノート

| | | |
|---|----------------|-----|
| 十和田 a テフラ (To-a) 堆積確認遺跡の集成 (1)－岩手県北部地域における様相－ | 丸山浩治・丸山直美・西澤正晴 | 113 |
|---|----------------|-----|

紀要 X X I V (24)

2005 (平成 17) 年 3 月 【A4 版】 110 頁

論文

| | | |
|---|------|----|
| 大木 7a 式土器にみられる「集合沈線文系土器」について－県内資料から－ | 須原拓 | 1 |
| 大船渡市長谷堂貝塚における縄文時代中期の集落構造－掘立柱建物跡の検討を中心に－ | 阿部勝則 | 13 |
| 東北地方北部縄文時代晩期における墓と副葬品 | 金子昭彦 | 33 |

研究ノート

| | | |
|--|----------------|----|
| 縄文時代の子ども－土偶を介し子どもを見る－ | 小松則也 | 57 |
| 十和田 a テフラ (To-a) 堆積確認遺跡の集成 (2)－岩手県中央・南部地域における様相－ | 丸山浩治・丸山直美・西澤正晴 | 67 |

資料紹介

| | | |
|---------------------------------------|-----------|-----|
| 岩手県柏山館跡の旧石器文化層－Ⅳ a, Ⅱ c 文化層の層準と生活面－ | 菊池強一 | 83 |
| 岩手県長谷堂遺跡出土土器付着物の ¹⁴ C 年代測定 | 小林謙一・金子昭彦 | 97 |
| 盛岡市一本松経塚及び江刺市大日前出土の国産陶器について | 相原康二 | 103 |

紀要 X X V (25)

2006 (平成 18) 年 3 月 【A4 版】 98 頁

論文

| | | |
|--|------|----|
| 円筒式土器と大木式土器の境界を探って－三陸沿岸北部北緯 40° 付近の様相－ | 星 雅之 | 1 |
| 東北地方北部における縄文晩期の「装飾品」(1)－分類と代表的な遺跡の集成－ | 金子昭彦 | 23 |

研究ノート

| | | |
|---|----------------|----|
| 縄文後晩期の土器に施される焼成後の穿孔について | 八木勝枝 | 47 |
| 製作技法からみた須恵器と灰釉陶器－貝の淵 I 遺跡出土長頸瓶の再検討から－ | 村田 淳 | 67 |
| 十和田 a テフラ (To-a) 堆積確認遺跡の集成 (3)－岩手県内各教育委員会調査分 (1)－ | 丸山浩治・丸山直美・西澤正晴 | 79 |

紀要 X X V I (26)

2007 (平成 19) 年 3 月 【A4 版】 104 頁

論文

| | | |
|--|------|----|
| 北東北 3 県における縄文時代草創期・早期の様相－その 1－ | 三浦謙一 | 1 |
| 縄文時代前期の大形住居について－大木式土器文化圏の事例を中心に－ | 須原 拓 | 25 |
| 東北地方北部における縄文晩期の「装飾品」(2)－その他の資料の検討 (1) 岩手県における土器多出遺跡－ | | |

| | |
|---|----|
| 金子昭彦 | 43 |
| 東北地方南部における縄文時代陥し穴の形態と地域色 平野 祐 | 61 |
| 研究ノート | |
| 和賀川上・中流域における大木6式土器－出土土器の集成と若干の検討－ 千葉正彦 | 79 |
| 十和田aテフラ（To-a）堆積確認遺跡の集成（4）－岩手県内各教育委員会調査分（2）－ | |
| 丸山浩治・丸山直美・西澤正晴 | 89 |
| 土器・陶磁器の容量－計測の目的と方法について－ 島原弘征・村田 淳 | 97 |

紀要XXVII（27）

2008（平成20）年3月 【A4版】 104頁

論文

| | |
|---|----|
| 東北地方北部における縄文晩期の「装飾品」（3）－その他の資料の検討（2）青森県、秋田県、岩手県の一部－ | |
| 金子昭彦 | 1 |
| 平安時代の十和田火山噴火と岩手県北部の集落－To-aテフラ降下時に存在した集落の推定とその動向－ | |
| 丸山浩治 | 25 |

研究ノート

| | |
|--|----|
| 岩手県内縄文時代早期後葉から末葉「表裏縄文施文土器類」土器の施文文様について－土器装飾と施文方法の再確認－ 平野 祐 | 59 |
| 古代東北地方における土器棺墓－土師器甕を使用した「土器埋設遺構」の集成－ 村田 淳 | 71 |
| 中世糠部の城館における掘立柱建物跡－二戸市吉田館遺跡の建物群について－ 千葉正彦 | 83 |
| 梅の木沢遺跡・大芦I遺跡出土の小久慈産・相馬産陶器－釉薬・胎土分析結果をもとに－ 村木 敬 | 93 |

紀要XXVIII（28）

2009（平成21）年3月 【A4版】 111頁

論文

| | |
|--|----|
| 東北地方北部における縄文晩期の「装飾品」（4）－その他の資料の検討（3）岩手県の残り、宮城県・補遺・まとめ－ | |
| 金子昭彦 | 1 |
| 北東北の縄文集落の研究 駒木野智寛 | 25 |

研究ノート

| | |
|---------------------------------|----|
| 大木7a式土器にみられる地域性－県内資料の検討から－ 須原 拓 | 53 |
| 岩手県内出土の灰釉陶器－事例集成と基礎的検討－ 村田 淳 | 63 |
| 岩手県出土の鏡鑑類について 相原康二 | 75 |

紀要XXIX（29）

2010（平成22）年3月 【A4版】 96頁

論文

| | |
|---|----|
| 東北地方・縄文晩期の土偶（1）－「土偶とその情報」研究会集成資料（1）：岩手県－ 金子昭彦 | 1 |
| 平安時代の土師器鉢に関する研究－岩手県出土資料を中心に－ 福島正和・高橋静歩 | 25 |

研究ノート

| | |
|---------------------------------------|----|
| 岩手県における旧石器時代終末期から縄文時代草創期の石器群について 村木 敬 | 49 |
|---------------------------------------|----|

| | | |
|--------------------------------------|------|----|
| 日計式における特殊な重層山形文について－大日向Ⅱ遺跡出土資料の観察から－ | 高木 晃 | 61 |
| 岩手県における平安時代施釉陶器の性格（1）－出土遺跡・遺構の整理－ | 村田 淳 | 71 |
| 古代に属する陥し穴について－奥州市胆沢区宮沢原下遺跡での検討－ | 濱田 宏 | 81 |

資料紹介

| | | |
|-------------------------|-----------|----|
| 岩手県奥州市道上遺跡出土木簡の保存処理について | 丸山浩治・赤沼英男 | 93 |
|-------------------------|-----------|----|

紀要XXX（30）

2011（平成23）年3月【A4版】124頁

論文

| | | |
|--|-----------|----|
| 縄文時代早期後葉槻木1式とムシリ1式について－岩手県内の資料を中心に－ | 星 雅之・佐藤里恵 | 1 |
| 縄文時代早期末葉から前期末葉にかけての集落様相について－岩手県北の河川流域を中心に－ | 須原 拓 | 29 |
| 東北地方・縄文晩期の土偶（2）－「土偶とその情報」研究会集成資料（2）：岩手県以外－ | 金子昭彦 | 49 |
| 北上盆地における平安時代の集落について（上）－掘立柱建物跡を有する集落の基礎的検討を中心に－ | 西澤正晴 | 73 |
| 二戸市五庵Ⅱ遺跡「柱穴群」の再検討 | 千葉正彦 | 85 |

研究ノート

| | | |
|---------------------------|-------|-----|
| 岩手県における後期旧石器時代後半期の石器群について | 村木 敬 | 105 |
| 近世盛岡藩の製鉄原料 | 佐々木清文 | 117 |

紀要XXXI（31）

2012（平成24）年3月【A4版】104頁

論文

| | | |
|--|------|----|
| 東北地方・縄文晩期の土偶（3）－「土偶とその情報」研究会集成資料（3）：補遺－ | 金子昭彦 | 1 |
| テフラを指標とした古代土器編年とその地域差－青森県域における9世紀後半～10世紀の土師器－ | 丸山浩治 | 25 |
| 北上盆地における平安時代の集落について（下）－掘立柱建物跡を有する集落の基礎的検討を中心に－ | 西澤正晴 | 49 |

研究ノート

| | | |
|----------------------------|------|----|
| 岩手県における後期旧石器前半期の石器群について | 北村忠昭 | 75 |
| 東北地方出土の平安時代施釉陶器集成－青森県・秋田県－ | 村田 淳 | 85 |

資料紹介

| | | |
|-------------------------------|-------|----|
| 八戸藩の製鉄遺跡－破損で明らかになった近世製鉄の地下構造－ | 佐々木清文 | 97 |
|-------------------------------|-------|----|

紀要32

2013（平成25）年3月【A4版】90頁

論文

| | | |
|--|------|----|
| 貝殻・沈線文土器の型式学的研究－岩手県気仙郡住田町山脈地遺跡出土土器を中心に－ | 福島正和 | 1 |
| To-a・B-Tm テフラを指標とした古代集落研究－秋田県域における9世紀後半～10世紀の集落と土器の様相－ | 丸山浩治 | 27 |

研究ノート

| | | |
|------------------------|----------------|----|
| 岩手県における後期旧石器時代の石器群について | 北村忠昭・村木 敬・菊池強一 | 49 |
|------------------------|----------------|----|

| | |
|---|----|
| 川目 A 遺跡出土の磨製石斧にみる石斧生産について 須原 拓 | 59 |
| 東北地方出土の平安時代施釉陶器集成 (2) -青森県・秋田県における出土状況の整理- 村田 淳 | 69 |
| 南部藩たたら製鉄の炉壁材料 佐々木清文 | 83 |

紀要 33

2014 (平成 26) 年 3 月 【A4 版】 66 頁

論文

| | |
|---|---|
| 東北地方・縄文晩期の土偶 (4) -晩期前～中葉を主体とする北部三県の遺跡- 金子昭彦 | 1 |
|---|---|

研究ノート

| | |
|---------------------------|----|
| 胆沢川上流域の歴史的環境 須原 拓・村木 敬 | 25 |
| 秋田県にかほ市出土須恵器坏・蓋の検討から 藤本玲子 | 37 |
| 平泉遺跡群縁辺部出土陶磁器類の集成 鈴木博之 | 47 |
| 北上山地の砂鉄採取の痕跡 佐々木清文 | 57 |

紀要 34

2015 (平成 27) 年 3 月 【A4 版】 70 頁

論文

| | |
|---|----|
| 東北地方・縄文晩期の土偶 (5) -晩期後葉以降を主体とする北部三県の遺跡- 金子昭彦 | 1 |
| 南部諸城の研究 中村隼人 | 25 |

研究ノート

| | |
|---------------------------------------|----|
| 県内出土の縄文土器胎土について -肉眼による胎土分類からの検討- 河本純一 | 43 |
| 埋蔵文化財発掘調査現場における WBGT 値の測定事例 佐藤淳一 | 53 |

資料紹介

| | |
|-------------------------------------|----|
| 北上市上鬼柳Ⅲ遺跡出土の二彩瓶 村田 淳 | 59 |
| 岩手県軽米町大日向Ⅱ遺跡出土のオホーツク式土器に類似する土器片について | 65 |

紀要 35

2016 (平成 28) 年 3 月 【A4 版】 136 頁

論文

| | |
|---|-----|
| 中野遺跡の剥片集中遺構について -主に出土した剥片の分析から- 須原 拓 | 1 |
| 東北地方・縄文晩期の土偶 (6) -後期末～晩期初頭を主体とする北部三県の遺跡・北部三県以外の資料・(4) (5) の補遺- 金子昭彦 | 21 |
| 岩手県域の太平洋沿岸中部地域における 6 世紀から 8 世紀の土器様相について 米田 寛・佐藤 剛 | 45 |
| 南部屋敷 中村隼人 | 71 |
| 岩手県における近・現代遺構の検討 -炭窯跡について- 阿部勝則 | 101 |

研究ノート

| | |
|--------------------------|-----|
| 県内出土の縄文土器胎土について (2) 河本純一 | 121 |
|--------------------------|-----|

資料紹介

| | |
|-------------------------------|-----|
| 気仙地域における弥生時代後期に属する土器について 野中裕貴 | 131 |
|-------------------------------|-----|

紀要 36

2017 (平成 29) 年 3 月 【A4 版】 134 頁

論文

- 縄文時代前～中期の長方形大型住居跡における地域色 ―岩手県域の事例検討― 高木 晃 1
東北地方・縄文晩期の土偶関連遺物 (2) 金子昭彦 15
岩手県における古墳時代～平安時代の赤彩土器研究 (1) ―石田 I・II 遺跡、古館 II 遺跡、千苅遺跡資料を中心に―
米田 寛・高橋静歩・河本純一・佐々木あゆみ・酒井野々子 35
東北地方北部出土の施釉陶磁器 ―城柵遺跡における性格の検討― 村田 淳 79

研究ノート

- 下嵐江 I・II 遺跡出土搔器の変形過程について 村木 敬 101
県内出土の縄文土器胎土について (3) 河本純一 107
三閉伊日記に描かれた鉄山跡 佐々木清文 117

資料紹介

- 軽米町大鳥 I 遺跡墓壇出土の銭貨の成分分析 阿部勝則 129

紀要 37

2018 (平成 30) 年 3 月 【A4 版】 146 頁

論文

- 東北地方・縄文晩期の土偶関連遺物 (3) 金子昭彦 1
岩手県における古墳時代～平安時代の赤彩土器研究 (2) ―東北地方北部の赤彩土器を探る― 米田 寛・高橋静歩・河本純一 27
江戸の南部屋敷 (1) ―盛岡藩南部家江戸上屋敷の研究― 中村隼人・滝尻侑貴・野田尚志 57

研究ノート

- 荒川台型細石刃剥離技術の検討 村木 敬 89
県内出土の縄文土器胎土について (4) 河本純一 99
岩手県沿岸北部における遺跡の層序学的検討 趙 哲済・佐瀬 隆・濱田 宏・長橋良隆 109
竪穴建物に伴う外延溝 (2) ―古代陸奥国磐井・胆沢・江刺郡域の在り方― 山川純一 125

書評

- 畠山 剛著『炭焼きの二十世紀―書置きとしての歴史から未来へ―』(彩流社 2003) 阿部勝則 . . . 141

紀要 38

2019 (平成 31) 年 3 月 【A4 版】 128 頁

論文

- 岩手県沿岸地域の大木 8a 式土器について ―浜川目沢田 I 遺跡の資料から― 須原 拓 1
東北地方・縄文晩期の土偶関連遺物 (4) 金子昭彦 17
岩手県における古墳時代～平安時代の赤彩土器研究 (3) 米田 寛・高橋静歩・河本純一 41
岩手における土師器製作技術の研究 福島正和 59
江戸の南部屋敷 (2) ―盛岡藩南部家江戸上屋敷の研究 2― 中村隼人・滝尻侑貴・野田尚志 79

研究ノート

- 県内出土の縄文土器胎土について (5) 河本純一 93

| | |
|---|-----|
| 竪穴建物に伴う外延溝（3）－古代陸奥国和我・稗縫・斯波郡域の在り方－ 山川純一 | 103 |
| 盛岡松尾神社所蔵『杜氏職由緒』を読む 吉岡由哲 | — |

紀要 39

2020（令和2）年3月 【A4版】 90頁

論文

| | |
|---|----|
| 東北地方・縄文晩期の土偶関連遺物（5） 金子昭彦 | 1 |
| 江戸の南部屋敷（3）－盛岡藩南部家江戸下屋敷の研究－ 中村隼人・滝尻侑貴・野田尚志 | 25 |

研究ノート

| | |
|--------------------------------------|----|
| 竪穴建物に伴う外延溝（4）－古代陸奥国巖手・幣伊郡域の在り方－ 山川純一 | 47 |
| 古写真研究資源化－久田佐助関連古写真を事例として－ 吉岡由哲 | 59 |

資料紹介

| | |
|---------------------------|----|
| 一関市河崎の柵擬定地出土緑釉陶器の再検討 村田 淳 | 75 |
| 花巻市中嶋遺跡の白磁ビロースク碗 福島正和 | 81 |
| 宮古市根井沢穴田Ⅳ遺跡出土のサイダー瓶 河本純一 | 87 |

紀要 40

2021（令和3）年3月 【A4版】 142頁

論文

| | |
|--|----|
| 弓削刀子考 福島正和 | 1 |
| 江戸の南部屋敷（4）－盛岡藩南部家江戸下屋敷の研究－ 中村隼人・滝尻侑貴・野田尚志・羽柴直人 | 17 |
| 宮古市田鎖車堂前遺跡の12世紀の居館を巡る堀の構築と埋没の過程 | |
| －遺構埋土の岩相層序と堆積構造の観察に基づいて－ 趙 哲済・福島正和 | 43 |
| 岩手県における近・現代の炭焼きと炭窯跡 阿部勝則 | 65 |

研究ノート

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 磨製石斧製作工程について－岩手県沿岸北部の出土資料を中心に－ 村木 敬 | 85 |
| 岩手県内出土の古代馬具集成 村田 淳 | 95 |
| 平泉における12世紀の建築遺構－掘立柱建物跡の集成－ 西澤正晴 | 105 |
| 田野畑島越大神宮の説話と信仰世界 吉岡由哲 | — |

その他

| | |
|---------------------------------------|-----|
| （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター『紀要』総目録（1～40号） | 119 |
|---------------------------------------|-----|

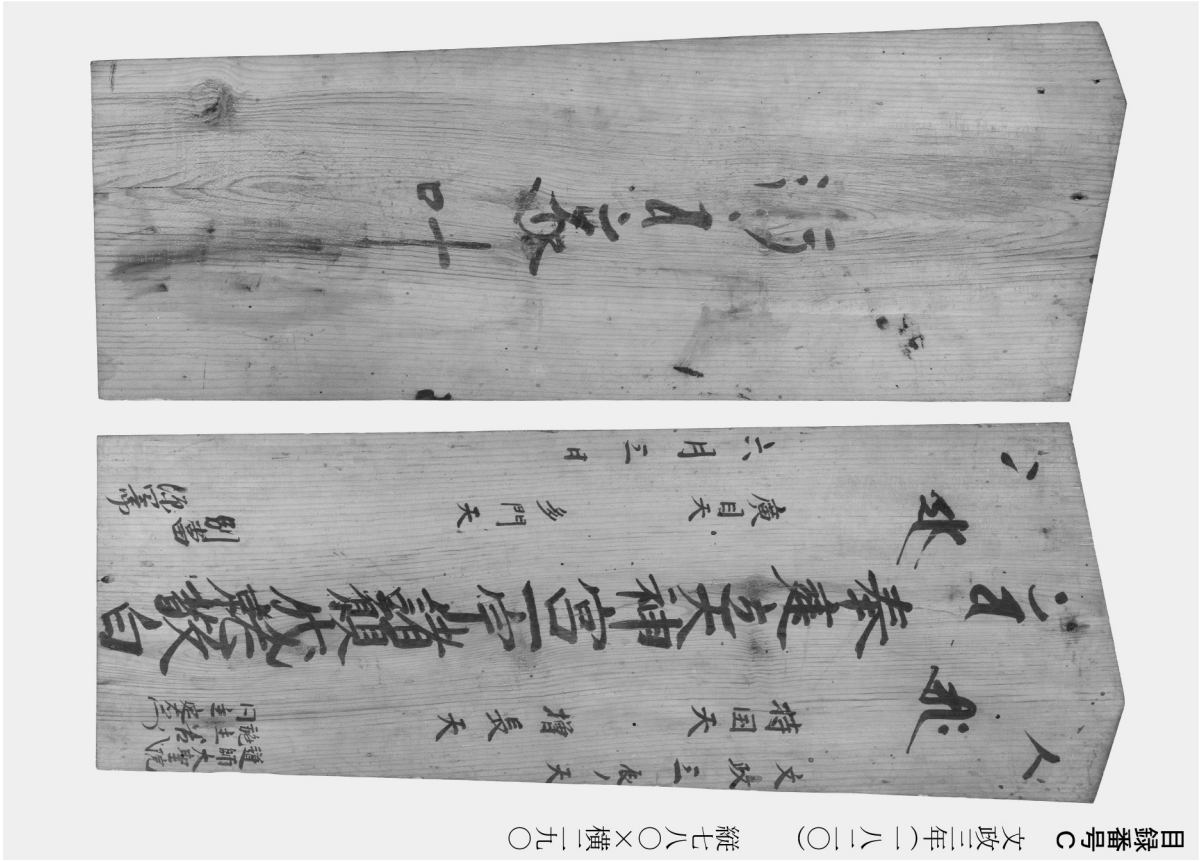




目録番号 E 天保一〇年(一八三九) 縦八五×横三〇



目録番号 D 文政一〇年(一八二七) 縦八〇×横三〇



目録番号C 文政三年(一八一〇) 縦七八〇×横二九〇



目録番号B 寛政二年(一七九九) 縦五六〇×横二六七

111

目錄番号E 天保一〇年(一八三九) 縦八八五×横二三〇

天保十年 辰ノ
 持國天 增長天
 道師 大学院
 施主人松□屋 善治
 同主人 定左衛門
 同主人 岳之助
 奉建立大神宮一字諸願成就祈飯当村安全壽命長運
 同主人 久兵衛
 廣目天 多門天
 別当 座之助
 三月三日 祈

□□□御守護祈處吐

目錄番号F 安政二年(一八五五) 縦七九〇×横一六六

持國天 增長天 安政二年
 道師大草院
 施主人崑兵衛
 奉建立大神宮一字諸願成就祈飯当村安全壽命長運□
 廣目天 多門天 卯ノ二月廿九日
 同主人 源八
 別当□之助

□□□

目錄番号G 文久二年(一八六二) 縦九二五×横二二〇

持國天 增長天 文久二年
 道師 利松院
 別当 座之助
 奉建立大神宮一字諸願成就祈飯当村安全壽命長運
 施主人崑三郎
 同主人 門治郎
 同主人 源八
 同主人 源之丞
 同主人 李右衛門
 廣目天 多門天 戌ノ三月廿一日

□□□御守護祈處吐

目錄番号H 制作時期不明 縦七二〇×横二六〇

持國天 增長天
 遷宮道師 大聖院
 別当藤作郎
 鍛冶平次郎
 岩泉大工千太郎
 梶引与助
 施主久右衛門
 茂左衛門
 奉建立神明宮一字諸願成就祈処
 廣目天 多聞天
 七之丞
 □□
 善治郎
 門治三郎
 利免治

〔史料2〕 神社所蔵棟札

目録番号A 明和元年(一七六四) 縦一〇二〇×横三四五

持國天 明和元 甲申年 廣目天 大□郷御武運長久
 聖主天中天 迦陵頻伽聲
 奉再興神明宝殿壹宇遷宮成就處 天下泰平國家安全
 哀愍□生者 我等令敬禮
 增長天 多聞天 五穀成就萬民興樂
 十二月 吉良辰

目録番号B 寛政一一年(一七九九) 縦五六〇×横二六七

寛政一一年 道師 大聖院
 持國天 施主 久右衛門
 增長天 同 茂左衛門
 多聞天 別当 源四郎
 廣目天
 未ノ六月十五日

奉建立大神宮一字諸願成就處 敬白

行□□
 ふき大工 山口村
 新六 与市郎
 弥三助 嘉藤次

目録番号C 文政三年(一八二〇) 縦七八〇×横二九〇

文政三 辰ノ天
 持國天 增長天 道師 大聖院
 施主 善八
 奉建立大神宮一字諸願成就敬白
 同主 定右衛門
 廣目天 多聞天 別当 源四郎
 六月三日

□□□叶

目録番号D 文政一〇年(一八二七) 縦八八〇×横二三〇

文政一〇年 □ノ
 持國天 增長天 乙茂村 道師 大聖院
 □□□村 施主 善□
 " " 同 崑右衛門
 奉建立伊勢神明宮一字諸願成就祈處
 廣目天 多門天 " " 同 定右衛門
 六月十五日 " " 同 門之助
 別当 源四郎

□□□叶守

五 鳥越大神宮をとりまく説話と信仰世界

本稿では、鳥越大神宮に伝わる棟札と文書の史料を主眼に、近世以降の神社再建のあゆみや、鳥越周辺に展開する説話群について簡単に紹介をおこなった。特に第三章については、民俗学と中近世文化史の視座からさらなる検討の余地が残されている。伊勢社が合祀される前の鳥越大神宮には、一見、奇々怪々な由緒の背景に、①漂着神信仰、②弥勒信仰、③南朝の下向伝説が重層的に絡み合っている。紙面の関係から、ここでは問題提起にとどめ別稿にゆずりたい。

付記

現地での調査にご協力くださった鳥越自治会のみなさま、特に鈴木隆昭氏、工藤修氏、藤求氏に深甚の謝意を表したい。また本稿執筆にあたり、黒田智氏（金沢大学）に史料翻刻をはじめとするご指導・ご協力を賜った。さらに、史料翻刻には小西洋子氏（金沢大学大学院人間社会環境研究科）のご助力をいただいた。この場をかりて厚く御礼申し上げる。

註

- (1) 図2は、国土地理院保有の昭和二年（一九四七）米軍撮影の写真を一部加工した。
- (2) 以後、註記なく〔説話〕として紹介する内容は、田野畑村芸術文化協会 一九九四『新たなのはた風土記』より一部を要約・引用する。
- (3) 正確な法量は不明であるが、背景物から幅六〇〜七〇センチほどとみられる。
- (4) 文化庁 二〇一六『鹿島みろく』調査報告書。
- (5) 法量は最長部の測定値を掲載した。単位ミリメートル。
- (6) 宇佐美竜夫ら 二〇二三『新編日本被害地震総覧』東京大学出版会による。
- (7) 被害状況については、大船渡市立博物館 一九九〇『三陸沿岸地震津波年表』によった。
- (8) もうひとつの可能性として、藩主巡見をあげておきたい。安政三年（一八五六）四月

から五月にかけて、藩主南部利剛は、頻出する異国船対応のため沿岸防備と強化をかけた。藩内沿岸部の巡見をおこなった。また秋にも再び沿岸部巡見が計画され、数ヶ月前から普請事業がおこなわれていたことがあきらかになっている（野田村誌編集委員会 一九八四『田野畑羅賀肝入文書 安政三年御用書留帳』『村誌副本叢書第九集』）。さらには、岩手県立図書館蔵『三閉伊通御巡見御道筋里数並御昼泊附』には巡見ルートが示されており、朝、小本村をたち、真木沢峠を経由して濱岩泉村理左衛門邸で昼食、午後は松前坂峠、早坂峠を経由して羅賀遠見御番所へ向かっている。この行程の途中で鳥越集落に立ち寄る可能性も十分に考えられ、巡見に先立って集落の郷社を整備したとしても不思議ではない。なお、秋に予定されていた巡見は、七月二三日頃に発生した巨大地震により延期（中止）された。

- (9) 宮田登 一九七五『ミロク信仰の研究』未来社。
- (10) 小倉学 一九五四『能登国漂着神考』『國學院雑誌』五五（三二）。
- (11) 佐々木長生 一九九七『浜下りの場』『福島県立博物館調査報告』二二八。
- (12) 鳥越小学校の校歌には「松島のスクナヒコナの翁より」という歌詞が登場する。
- (13) 高岸輝 二〇〇八『室町絵巻の魔力』吉川弘文館。
- (14) 野木寛一 一九九五『海岸環境民俗論』白水社。
- (15) 従者の墓は東日本大震災による津波で流失し、現地には痕跡すら残されていない。ただし聞き取りによれば、震災前には神社の参道に三基の墓があり、大神宮さまの従者が眠っていると伝えられていたという。
- (16) 黒森山のふもとには黒森神社があり、黒森神楽が有名である。いまでも鳥越集落には神楽が巡行してくる。
- (17) 天台寺（岩手県二戸市浄法寺町）には、南朝年号の刻まれた鰐口が現存している。

訪神を手厚くもてなしたところ、桑の木から蚕が這い出て上質な絹となり、やがて長者になったという説話が全国的に展開している。またオシラサマも養蚕の神様として中国から伝来し、御神木には桑が用いられる。桑がもつ神性に、民俗的な豊かさへの願いが習合したといえよう。

洞というモチーフにも、死や弔いの場、異界との門、誕生や再生の場などのイメージが寓されている。出雲國風土記には「洞窟が」黄泉の坂、黄泉の穴へと号く」とある。また沿岸部では、海蝕洞窟が説話の舞台になることが多い。ウミヘビなど海生生物の生態が、洞の聖域性をもたしたともいわれている（註14）。

すなわち、神聖な桑とそこに穿たれた洞の描写は、由緒を編むうえで、漂着した神なるものを排斥ではなく崇拜の対象として神聖化する欠かせないモチーフだったのである。

四 漂流する貴人と南朝伝説

ここで改めて、傍線Aに注目したい。大神宮さまは従者二人とともに鳥越にやってきたという（註15）。また岩手県神社庁由緒では、大神宮さまを貴人と書き表している。これら「従者とともに流れ着いた貴人」の背景のひとつに、南北朝時代における長慶天皇の南向説話を挙げておきたい。

長慶天皇は、南朝第三代天皇（在位一三六八—一三八三頃）とされているが、その生涯のほとんどが謎に包まれている。わずかに残る史料から、讓位後も院政を敷いていたことや、晩年には出家したことがあきらかになっている。長慶天皇が即位した頃は、すでに観応の擾乱などをへて南朝側は勢いを失っており、形勢逆転をねらった長慶天皇は各地を潜幸し、南朝への支援獲得にむけ奔走したとの伝説が残されている。

鳥越集落の隣に位置する羅賀集落には、長慶天皇にまつわる由緒をもつ大宮神社がある。

〔説話5〕

長慶天皇さまが北へ難を避けられる折、供奉の北畠氏の船も遭難した。北畠顕義の妹宮姫は、かろうじて羅賀に上陸し、洞窟に隠れていた。やがて足利方に見つかり、軍船から矢を射込んできたが、宮姫は洞窟に手鏡をかけて、それにうつる海上の敵の様子を見て動じなかった。そこで足利方は、宮姫が音楽の名手であることを利用し、軍船から音楽を奏でてはやし立てた。ある日のこと、宮姫は敵の奏でる音楽にまどわされ、ふと洞窟の入り口の岸壁に顔をよせて海上の様子を眺めようとした。その刹那、敵の射た矢が宮姫の左眼を射抜いた。それが致命傷となり、宮姫は洞窟で息をひきとった。それから海は荒れに荒れて、敵の船はみな海の藻屑となった。羅賀の人々は宮姫を尊んで、手鏡をご神体として大宮神社にお祀りした。

ほかにも、周辺には長慶天皇が上陸した説話や、明戸地区には南朝に追いついた北朝と小競り合いが発生し、その名残として「キリブセ坂」「ドロバイ坂」「ヂンバガ坂」「コウベカ坂」「イクサ沢」といった小地名が伝えられている。さらに北東北全体に視野を広げれば、岩手県宮古市の黒森山を長慶天皇の御陵とする伝説や（註16）、普代村に上陸した長慶天皇が岩手県北部から青森県三戸郡のあたりへ向かったという伝説もある（註17）。

そもそも岩手県沿岸部は、海路を介して関西方面とつながっていた。方言には京ことばの流れがあり、信仰の点でも藩領内ではなく、直接、京都の神社を拝している。一例として酒造業者から信仰をあつめる松尾大社があげられる。

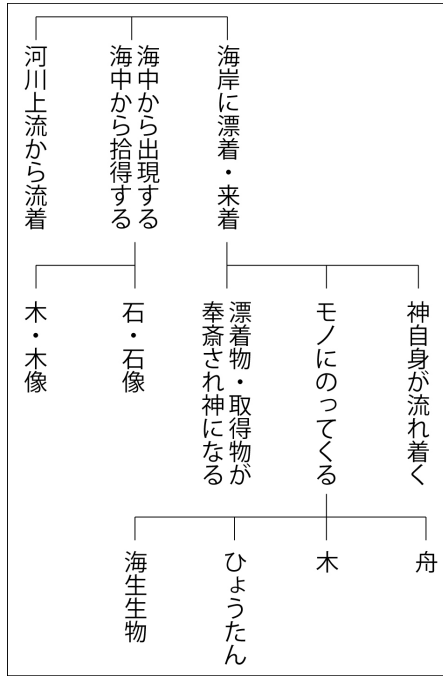
鳥越に流れ着いた貴人を、南北朝内乱の中で都を遁れ、陸奥各地を転々と漂泊した貴種の痕跡に求めても、まったく的外れではないだろう。

神宮や弥勒下生信仰の記述があり、 α と β はまったく異なる説話にみえる。すなわち、この断絶の背景には伊勢社の合祀があり、「説話4」および鳥越大神宮文書とおして、まったくあたらしい鳥越大神宮の由緒が語られるはじめたと考えられる。むしろ、 α 系統の説話にこそ、合祀以前の神社と鳥越周辺をとりまく信仰世界を知る手がかりが隠されているはずである。

二 海からやってきた神

漂着神は、海の彼方にある常世からやってくる神として伝えられ、古くは『古事記』や『日本書紀』に登場する。それらの記述によれば、少名毘古那神は、日本神話における国造りで天乃羅摩船にのり波の彼方から来訪し、稲作や医薬などを人々に伝え、常世の国へとかえっていったとある。こうした神話は、のちに弥勒の下生信仰と交わりながら形をかえ、海からやってきて豊穰をもたらす神 \parallel 漂着神の説話が全国に広がっていった(註9)。特に、関東の太平洋沿岸ではその色が濃く、弥勒踊りと習合した鹿島踊りや、少名毘古那神をまつる神社として大洗磯前神社(茨城県)があげられる。

〔図3〕 漂着神の類型



また民俗学の対象として先行研究も豊富であり、柳田國男による房総半島や沖繩の事例検討や、折口信夫による「まれびと信仰」など枚挙に暇が

ない。漂着する神の説話は全国の津々浦々に存在し、小倉(二九五四)は石川県能登半島の事例をもとに、説話の類型化を試みている(註10)。それをもとに、太平洋側での事例(福島県沿岸部(註11))を加味して図化したものが〔図3〕である。

この樹形図のうち最下層の「舟」には、小舟・桃木の船・桑木の舟・丸木舟・うづぼ舟(虚舟)が含まれる。また「海生生物」には、タコ・貝・ウミガメなど、神の使いとして知られている生物があげられる。

鳥越の説話群もやや異同はあるものの、「モノにのってくる神」として漂着神の一種に定義してよいだろう。また鳥越の沖に浮かぶ松島に少名毘古那神が祀られていることも、何らかの関係があるとみられる(註12)。なお、弥勒は一般的に稲の豊穰をさしており、鳥越大神宮文書でも類似の表現がみられる。しかし、鳥越周辺はいわゆる稲作不適合地域で、稲作は現在でもおこなわれていない。こうした乖離についても検討が必要であろう。

三 桑と洞の神性

傍線Iには、神様が桑の大木に乗って漂着し、洞から血が流れ出す描写がある。

こうした樹木表現は、神性や異界をほのめかすメタファーとして、さまざまな由緒や縁起、説話に例をみることができ。桑実寺(滋賀県蒲生郡安土町)に伝わる室町時代に制作された「桑実寺縁起絵巻」には、上巻第一段に巨大な桑の木が描かれている。海上にあらわれた桑の大樹にみえる三つの実が、やがて織山(桑実山)と日光・月光菩薩の化身になったという(註13)。桑をめぐる表象は、中国に伝わる「扶桑」説話に源流をみることができ。扶桑は日の出る東方にそびえる巨木とされ、太陽になぞらえて誕生と再生のイメージが仮託されている。

また桑とともに語られるのが養蚕である。桑の木(虚舟)にのった来

七五キロメートル離れてはいるものの、少なからず影響があったはずである。棟札には「建立大神宮一字」とあることから、地震により社殿が倒壊し、半年後に再建をはたした可能性が考えられる（註8）。

棟札G 文久二年（一八六二）三月二日

文久二年（一八六二）の前年にも大規模な災害がおきている。

文久元年（一八六一）九月一日、岩手県南部沖を震源とするマグニチュード六・四の地震が発生した。東日本の太平洋沿岸各所で被害が相次ぎ、南は浦賀、西は信越地方の文書にも記録が残されている。地震による地割れ、家屋の倒壊のほか、岩手県大船渡市の綾里浜では、「打上浪三〇尺、二〇〇間はしる」との記録がある。

史料の残存状況から島越大神宮の本殿には津波被害はなかったと考えられるが、棟札Fと同様「建立」の文字が棟札にみえることから、地震による本殿倒壊と再建の可能性を指摘したい。

第三章 島越大神宮をとりまく説話と由緒

一 地域に残る伝承

集落には島越大神宮にまつわる説話がいくつか伝えられている。村内の説話が収録された田野畑村芸術文化協会編『新たのはた風土記』から島越大神宮にかかわる説話をみてみよう。

〔説話2〕

島越の大神宮さまが船で流され、難破船同様になって久慈浜へ漂着した。しかし後難を恐れた漁師たちは海へと突き返し、次に流れついた野田浜でも上陸は許されなかった。ついに島越の「くちないそ」と呼ばれる磯

にたどりついた大神宮さまは、島越の人々に手厚くもてなされた。その時最初に休息されたのが、浜に近い「小向家」だったという。その後神社を建立して大神宮さまをお祀りした。^H 参道の下に二つの墓が残されており、「宝暦二年三月二三日 正宗禪定門塔」の銘がある。^H 大神宮さまの従者の墓であり、そのうち一人は「斎藤イマの守」と伝えられている。

〔説話3〕

神様が桑の大木の洞に乗ってこられて、野田の浜に流れ着いた。人々は怪しく思い、權で打った。すると桑の洞から血が噴き出し、桑の大木は再び海へと流れ去った。そののち島越へと流れ着き、神社に祀られた。それ以来、北方の船が島越へ来るとかならず時化となった。

〔説話4〕

島越の大神宮様は、伊勢の皇太神宮の妹神で「お杉」と申された。ゆえに「天照杉皇太神宮」と申し上げる。昔飢饉が続いて人々が飢え苦しんでいた年、姉神の皇太神宮から、三年の弥勒を授けるように命ぜられてこの地域に來られたが、あまりにも悲惨な状態に心を動かされて、ついに七年の弥勒を授けて帰られた。ところが、そのことが姉神の怒りに触れて勘当されたしまった。妹神はやむなく島越においでになり、長くこの地に住まわれた。

説話の内容から二つの系統にわけることができる。

a ①北方から御神体・御神木が流れ着く。②他所では畏怖心から敵対的に追い返される。③島越で奉迎され祀られる。

β ①人々が困窮する状況に救済者が現れる。②神が人々に弥勒を授ける。

a 系統には、〔説話2〕・〔説話3〕・岩手県神社庁由緒、β 系統には、〔説話4〕・島越大神宮文書があげてはまる。それぞれを比較すると、βのみ伊勢

間を補完するような時期に棟札Hがつけられたのではないだろうか。

三 神社の興廃

棟札の年紀をみると、一九世紀以降、およそ一〇〇二〇年のスパンで神社の修繕がおこなわれている。また施主名に注目すると、一部に重複が認められ、地域の有力者であった可能性がうかがわれる。そもそも度重なる神社修繕は、なぜこのタイミングでおこなわれたのだろうか。ここでは棟札F・Gについて、それぞれ検討を加えてみたい。

棟札F 安政二年（一八五五）二月二十九日

棟札が制作される約半年前、安政元年（一八五四）七月五日のこと青森県八戸沖を震源とする地震が発生した。マグニチュード六・五ほどと推定されている（註6）。太平洋側の八戸から日本海側の鱒ヶ沢まで、青森県一帯が強い揺れにみまわれ、八戸では土蔵大破、地割れ、土壁損害の記録が残されている（註7）。さらにその三日前にも岩手県宮古市、青森県八戸市で強震があり、八戸では城内土蔵破損、家土町家被害の報告がある。八戸から島越まで直線距離で約

〔表2〕 棟札に登場する役職と人名

| H | G | F | E | D | C | B | A | ←制作時期 | |
|----|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 不明 | 文久2年 | 安政2年 | 天保10年 | 文政10年 | 文政3年 | 寛政11年 | 明和元年 | | |
| 不明 | 1862 | 1855 | 1839 | 1827 | 1820 | 1799 | 1764 | | |
| 不明 | 3月21日 | 2月29日 | 3月3日 | 6月15日 | 6月3日 | 6月15日 | 12月 | ↓役職 | ↓人名 |
| | | | | | | | | 道師 | 大聖院 |
| | | | | | | | | 道師 | 大学院 |
| | | | | | | | | 道師 | 大草院 |
| | | | | | | | | 道師 | 利松院 |
| | | | | | | | | 別当 | 藤作郎 |
| | | | | | | | | 別当 | 源四郎 |
| | | | | | | | | 別当 | 座之助 |
| | | | | | | | | 施主 | 久右衛門 |
| | | | | | | | | 施主 | 茂左衛門 |
| | | | | | | | | 施主 | 七之丞 |
| | | | | | | | | 施主 | 善治郎 |
| | | | | | | | | 施主 | 門治三郎 |
| | | | | | | | | 施主 | 利免治 |
| | | | | | | | | 施主 | 善八 |
| | | | | | | | | 施主 | 定右衛門 |
| | | | | | | | | 施主 | 崑右衛門 |
| | | | | | | | | 施主 | 門之助 |
| | | | | | | | | 施主 | 善治 |
| | | | | | | | | 施主 | 定左衛門 |
| | | | | | | | | 施主 | 崑之助 |
| | | | | | | | | 施主 | 久兵衛 |
| | | | | | | | | 施主 | 崑兵衛 |
| | | | | | | | | 施主 | 源八 |
| | | | | | | | | 施主 | 崑三郎 |
| | | | | | | | | 施主 | 門治郎 |
| | | | | | | | | 施主 | 源之丞 |
| | | | | | | | | 施主 | 奎右衛門 |
| | | | | | | | | ふき大工 | 新六 |
| | | | | | | | | ふき大工 | 与市郎 |
| | | | | | | | | ふき大工 | 弥三助 |
| | | | | | | | | ふき大工 | 嘉藤次 |
| | | | | | | | | 鍛冶 | 平次郎 |
| | | | | | | | | 大工 | 千吉郎 |
| | | | | | | | | 梶引 | 与助 |

た三文で買うだろうか、いやもつと高い値で買い取ろう」と、三〇文を提示した。女はそういうことならと五文で絹布を差し出し、「弥勒様は三年間の豊穰を与えたとおっしゃっていたが、五年間にしましょう」と取り計らってくれた。これによって（人々は）弥勒踊りを踊ったのだった。

第一に注目したいのは、傍線Aの年紀である。岩手県神社庁の由緒によれば、元和三年（一六一七）八月に天照大神を合祀し伊勢神宮の分社となっている。傍線Gの奥書には伊勢内宮と杉宮の記述があり、「史料1」は合祀以降に制作されたとみられる。一方で、傍線Aには元和七年（一六二一）とあり、合祀のタイミングで整備された文書とは考えにくい。二月二三日という特定の日付が付されている点も気がかりである。

第二に、毘沙門が弥勒を授けるといふ記述である。傍線Bでみずからを毘沙門と語り、傍線Fでも毘沙門の真言「オン ベイシラマンダヤ ソウカ」(ヴィシラヴァスの御子よ)が登場する。一方で、傍線Cは弥勒菩薩の下生信仰、すなわち穀霊である弥勒菩薩が現世に出現し、稲の豊作をもたらす「弥勒の世」と対応している。本来ならば、毘沙門天と弥勒菩薩は異なる神として扱われており、たとえば七福神信仰では、毘沙門天と布袋(弥勒菩薩)になぞらえられる。単なる錯簡とは考えにくいものの、意図は不明である。

第三に、地域の伝承との符合である。傍線Dには三年間の豊作を五年間へと延長する記述があるが、酷似した説話が島越地区に伝えられている。これについては、第三章で詳しく紹介する。

第四に、弥勒踊りと漂着神説話の関係である。傍線Eのとおり、弥勒を授けられた人々が弥勒踊りを踊ることで筆が置かれている。先述の下生信仰では「東の海上から弥勒舟がやってくる」といわれており、現在関東を中心に展開する弥勒踊りの歌詞にも同様の文脈が確認できる(註4)。ここでは岩手県神社庁が示す由緒、すなわち島越周辺に展開する漂着

神信仰と、弥勒菩薩の下生信仰が習合するかたちで「史料1」がつくられたと仮定しておきたい。リアス式に入りくみ、断崖絶壁のわずかな間を縫うようにつくられた村々では、陸ではなく海に交通路を拓き、生活圏を築いていた。時には恵みを与え、時にはすべてを奪い去る海へのまなざしから、波の彼方に信仰の対象を求めたのだろう。

第二章 棟札と神社再興のあゆみ

一 島越大神宮所蔵棟札

島越大神宮には、八点の棟札が社殿内壁面に掲げられている(史料2…本稿末参照)。そのうち六点を壁面から取り外し、表裏を撮影のうえ法量を計測した(以下、それぞれの棟札は「史料2」の目録番号を用いる)。御神体が安置されている拝殿中央に架けられた棟札A・Hについては取り外すことができなかったため、目視で記述内容を確認し、法量を測定した(註5)。

二 年紀不明の棟札

棟札Hには年紀が書かれていないが、棟札に記されている役職名・人名をまとめたところ、おおよその時期を比定することができた。

〔表2〕をみると、道師(導師)と別当は数十年のスケールで連続性が認められる。棟札B・Dでは道師を大聖院がつとめており、棟札Hにも同一人物がかかれていることから、制作時期は一七〇〇年代後半(一八三〇年頃に絞り込まれる)。

次に、別当に注目すると棟札B・Dでは源四郎がつとめている一方、Hでは藤作郎と異なる。さらに、施主の久右衛門、茂左衛門が棟札Bに登場すること、社殿中央に棟札Aと並び架けられていたこと、棟札B以降は二〇年以内に棟札が制作されていることも考慮すると、棟札AとBの

〔史料1〕 鳥越大神宮文書

^A 元和七年二月十三日、大入ノ御門ひとあな出申し候、京らく

中ノ人々参候て見物申候、その□□^{あな}へわかそう物一人入申候へハ、

あなの内ニ二百斗おきな二人、又ハ同年ノ女二人有り、

ちこ若衆きりなし、中にも年より申けるやう、

なんぢわこ、もとへ参候物ニテハなきか、何とて参候□□

ありければ、彼物申度やうハ、大入ノ御門二人あな罷出候、仍而

参候と申候へハ、さて世間ノくらしハいかにとわせたまへハ、みなく

つまりはて、ひしぬはかりにて御座候と申けれハ、さぞ

あるらん、我々おは如何成物とおもあぞ、ひしや門・小鬼大神

成が日本國ニテたばこなんはん有ニ、仍而此あなへひきこミ候

とおほせ候、さりなからやかて^C 弥六ノ代ニなすへきおほせ候

□^{あな}き物申度やうハ、さらはミやうぜきを被下候へと申

上候へハ、さらば出さんとて、いなほお一本たまわり候、此いなほハ

あなお罷出て、一本が十俵ニ罷成へく候とおほせ被下給候、

罷出候へハ、おほせノ如ニ一本が十ひやうニ罷成候、

そのあとよりみめよき女房一人罷出、なもなききぬノきれ

お四□□^Dてのこいほどもつて罷出、これかうろうと申ける、

京らく中ノあき人ハ、いくらにもかい申さんと申ける、

女房は三文ニうろうと申けれハ、あき人何れほの^{ママ}なもなき

きぬを三文ニうろうと申、あき人卅文ニかい申へきと申候へハ、

五文ニうろうと申、さらハとて五文ニかいとり申て、その後

女房あなへひきこミ申候、あなへ立よりき、申候へば、

あなの内にて女房かたりけれ、日本ノ物何とも□らぬ、

さかしきことニ御座候、三年ノ弥六ト申候へハ、此事弥六被

申候へとも、五年ノ弥六より付申候とはかりける、これニ仍而

^E 弥六おどりかをどらせ申候

一 ひの本ニ神もほとけもあつまりて、秋のほなミもうちなびく、

月さだまりてさわりますにて、三ぞく三ばで五斗五升

一 あまの岩戸のあぶら火、かミのちかいにてきへもせず、月さだ

まりて、さわりますにて、三ぞく三ばで五斗五升

一 □□□□□□□□人のミと契りあわせて、月さだまりて、

一 さわりますで、三ぞく三ばで五斗五升、

一 御へいしらまんだやといふふだを、家ノ□を□ならば、

五年ノ弥六いつわりニ有間敷候、

仍而如件

^G 伊勢内宮 杵宮 参

下宮 萬三郎太夫

要約すると以下の通りである。

元和七年（一六二一）二月一三日、大入の御門に洞穴が出現し、京洛中の人々が見物に訪れた。そのうち若者ひとりが洞穴に入ったところ、二〇〇歳ほどの翁と老女二人、そして子どもたちがいた。

若者が長者に世間が困窮を極めている様子を伝えると、長者は自身が毘沙門天・小鬼大神であることをあかし、豊作を約束した。長者は稲穂一本を授け、「この一本の稲穂は、洞穴の外に出ると一〇俵もの恵みをもたらすだろう」と告げると、長者の言いつけのとおりになった。

その後、洞穴からひとりの美しい女があらわれて、何の変哲もない絹布を三文で買わないかと申し出た。京洛中の商人は、「なぜこの絹をたつ

〔図2〕 島越周辺航空写真（一九四七年撮影）



〔表1〕 神社所蔵史料一覧（近代以降を除く）

| | |
|-------------|---------|
| 明和元年（一七六四） | 棟札 |
| 寛政十一年（一七九九） | 棟札 |
| 文化四年（一八〇七） | 絵馬（鷹図） |
| 文政三年（一八二〇） | 棟札 |
| 文政一〇年（一八二七） | 棟札 |
| 天保一〇年（一八三九） | 棟札 |
| 天保十一年（一八四〇） | 絵馬（武者図） |

| | |
|------------|-----------------|
| 弘化四年（一八四七） | 絵馬（船図） |
| 安政二年（一八五五） | 棟札 |
| 安政五年（一八五八） | 絵馬（恵比寿） |
| 文久二年（一八六二） | 棟札 |
| 不明 | 棟札 |
| 不明 | 文書（原本散逸、写真史料のみ） |

本稿では、このうち棟札と島越大神宮文書に着目し、興廃をくりかえす島越大神宮のあゆみと地域に伝わる説話から、島越大神宮文書と神社の由緒について考えてみたい。

二 島越大神宮文書

島越大神宮には一通の文書が伝来していた。現在、原本は散逸しており、昭和後期に撮影された写真から内容を確認することができる。伝来は不詳であるものの、集落に伝わる伝承〔説話1〕から当社の史料とみてよいだろう（註2）。文書は上下端が虫害により一部欠損しており、判読できない箇所がある。また後半部分には、水損と思われる黒ずみを確認できる（註3）。

〔説話1〕

大神宮様には巻物が一卷秘蔵されており、これを開いて見ても解読できない者には罰があたる。

明治三〇年代の頃、大須賀家の若主人他二人でこの巻物を披見したが、全文を解読することができなかった。この三人のうちの二人に不幸なことが起こったという。後日、大須賀家の若主人が「巻物には「さわらさんどに さわらます 升で計れず箕で計る」という言葉が書かれていたが、意味がわかるなら教えてほしい。」と語ったという。

田野畑島越大神宮の説話と信仰世界

岩手県田野畑村島越地区の郷社・大神宮に残る史料群を紹介する。棟札からは、度重なる災害により興廃を繰り返す神社の来歴があらかになった。伝来不詳の文書一通からは、弥勒信仰、漂着神、北東北沿岸にひろがる南朝伝説が重層的に絡み合い、伊勢社合祀以前にかたちづくられた島越周辺の信仰世界の土壌があらかになった。

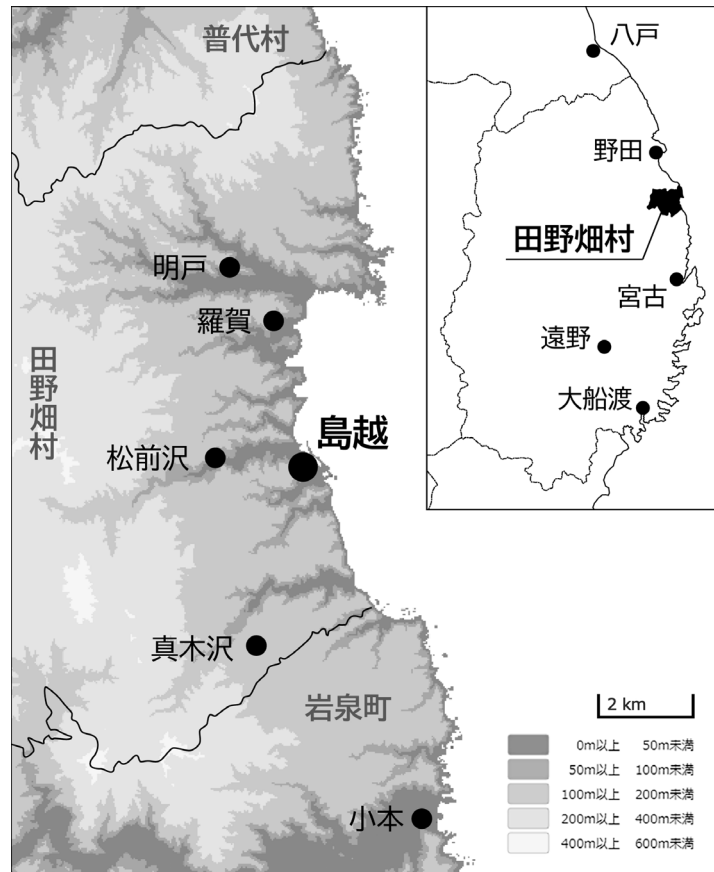
第一章 史料紹介 島越大神宮所蔵史料

一 島越大神宮と島越集落

岩手県田野畑村島越地区には、大神宮（以下、島越大神宮）とよばれる郷社が鎮座している。海拔約二〇メートルに位置し、二〇一一年に発生した東日本大震災では本殿の階段付近まで津波が押し寄せた。島越地区は甚大な被害を受け、復興事業による再開発とともに集落景観は一変した。かろうじて難を免れた島越大神宮は、従来の景観を残す数少ない文化遺産である。

神社に由緒を示す史料は、ほとんど残されていない。それでも、岩手県神社庁によれば「貴人箱舟に乗り野田海岸に漂着せるに土地の者怪しみ、符にて箱を破りなかを検べたるに貴人の在るに驚きて去る貴人ために左足を傷けられ『ヨシ』にて仮に結び再び漂いて島越浦に漂着し給うを土地の者、小祠を建てて鎮守として祀る」とされ、「元和三年（一六一七）八月、遠野杉宮大神宮の分宮として天照大神を併せ祭り、嶋之越大神宮と称す」と伝えられている。中世以前から島越集落の郷社として独自の縁起をもって崇拜されてきたが、江戸時代初期になると伊勢信仰の興隆

〔図1〕岩手県田野畑村島越周辺



とともに遠野から天照大神が分祀されたという。

現在、島越大神宮には、棟札、絵馬のほか、伝来不詳の史料類（以下、島越大神宮文書）が所蔵されている（表1）。筆者は島越自治会の協力のもと、二〇二〇年四月一日、および一〇月一〇日の二回にわたり、現地調査（史料撮影、伝承の聞き取りなど）を実施した。

吉岡 由哲

執筆者（論稿掲載順）

| | |
|------------------|---|
| 福島 正和（ふくしま まさかず） | （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 八戸市博物館（共同執筆 平成 25 ～ 29 年度在籍） |
| 中村 隼人（なかむら はやと） | 三戸町教育委員会（共同執筆） |
| 野田 尚志（のだ たかし） | 八戸市立図書館（共同執筆） |
| 滝尻 侑貴（たきじり ゆうき） | （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター |
| 羽柴 直人（はしば なおと） | （一財）大阪市文化財協会 |
| 趙 哲済（ちよう ちよるぢえ） | （共同執筆 平成28、29年度復興調査に係り出向） |
| 阿部 勝則（あべ かつのり） | （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター |
| 村木 敬（むらき たかし） | （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター |
| 村田 淳（むらた じゅん） | （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター |
| 西澤 正晴（にしざわ まさはる） | （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター |
| 吉岡 由哲（よしおか よしあき） | （公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター |

紀要 第40号

(令和2年度)

印刷 令和3年3月1日

発行 令和3年3月25日

発行 (公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター

〒020-0853 岩手県盛岡市下飯岡11地割185番地

電話 (019)638-9001

FAX (019)638-8563

印刷 第一印刷有限公司

〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ4丁目6-40

電話 (019)646-6001